

Islam In Focus In Japanese

*Hammmudah
Abdulati*

イスラーム概説

ハミードツリラー著
黒田美代子訳

The Islamic Bulletin
www.islamicbulletin.com

イスラーム概説

مَدْخَلٌ إِلَى الْإِسْلَامِ
بِاللُّغَةِ الْيَابَانِيَّةِ

ハミードツラー著

黒田美代子訳

الطبعة الاولى

الاتحاد الاسلامي العالمي
للمنظمات الطلابية

١٤٠٥ هـ - ١٩٨٥ م

目次

第一章	イスラームの預言者―伝記	一
第二章	イスラームの根本的教義の維持	二五
第三章	人生に関するイスラームの概念	五五
第四章	信仰と信条	七三
第五章	イスラームの信仰生活と宗教儀式	九三
第六章	精神的生活の開発	一一七
第七章	道徳の体系	一二五
第八章	イスラームの政治的組織	一五三
第九章	イスラームの司法制度	一七五
第十章	イスラームの経済制度	一九九
第十一章	ムスリム婦人	二一九
第十二章	イスラームにおける非ムスリムの地位	二二九
第十三章	諸学芸にたいするムスリムの貢献	二五七
第十四章	イスラーム通史	二八三
第十五章	ムスリムの日常生活	三〇一

訳者あとがき

第一章 イスラームの預言者——伝記

一 人類の過去の歴史の中には、自ら関わりをもった人々の社会的、宗教的改革のために生涯を捧げた傑出した人物の例がない訳ではない。いつ、いかなる地域にもこのような人物が存在するのである。

インドにはヴェーダ（古代インドの聖典）を世界に伝えた人々や、かの偉大な釈迦が、中国には孔子があり、イランではアヴェスタ（ゾロアスター教の聖典）が残されているのである。バビロニアは最も偉大な改革者の一人である預言者アブラハムをこの世に送り出している（ほとんど知られていないイドリスやノアといったアブラハムの先駆者たちのことはいうまでもない）。またユダヤの民が、モーゼ、サムエル、ダビデ、ソロモン、イエスを含む多くの改革者を輩出したことを誇りにするのは当然のことであろう。

二 以下の二つの点に留意する必要がある。第一に、これらの改革者は一般に、それぞれ神の使命を帯びた者であることを主張して、自らの民を正しく導くための生活の諸規範を含んだ聖典を残している。

第二に、同胞相争う戦闘、殺戮、民族大虐殺などがあいついだため、これらの神託はほとんど完全に失われてしまっているのである。アブラハムの聖典はその名が残されているにすぎず、モーゼの聖典に関しては、それが度重なる破壊にさらされ、僅かに一部分が復元されたという記録が残されている。

神の概念

三 これまでに知られた人類の過去の遺跡をもとに判断すれば、人間は常に、全宇宙の主であり創造主である絶対者の存在を自覚していたことが理解される。方法や接近の仕方は異っていたにせよ、いかなる時代においても人々が神への帰依を試みたという証拠が残されている。

全能、不可視の神との交信もまた、高邁な精神の持主である僅かな人々との間で可能であったことが知られるのである。この交信が、彼らが神の顕現であるという形をとるにせよ、あるいは単に靈感または啓示を通して神託を受ける媒介者となるにせよ、いずれにおいてもその目的は人々を正しく導くことにあった。ただしある種の信仰体系に関する解釈、説明が、他のものより一層真理に近く、説得力のあることが立証されたのは至極当然である。

三一 あらゆる形而上学的思想体系は独自の専門用語を作り出すものである。時の経過と共に、用語はその語が含んでいなかった意味を帯び、後代の意味で直訳しても論旨が明らかにならなくなる。しかしある国民が他の国民の思想を理解するためには、翻訳以外に方法はない。とりわけムスリムでない読者は、このような避け難いハンディキャップが存在するという事実を充分に考慮する必要がある。

四 紀元六世紀末までに、人類は生活の様々な面で偉大な進歩を遂げていた。当時は限られた民族、あるいは集団のためにだけあると公言していた宗教がいくつかあったが、勿論それらの宗教は人類全体が直面している苦難にたいする救済を何らもたらす訳ではなかった。

また二、三の宗教は、その普遍性を唱えてはいたが、人類の救済はこの世を放棄することにあると主張していた。これらはあくまでエリートのための宗教であり、極く限られた人々のためのものではなかった。

たのである。宗教が全く存在しなかった地域、あるいは無神論や唯物論が支配的な地域、または他人の權利に無関心であったり、何一つ考慮を払わず、自分の幸せのみを追求するといった考えの人々の居る地域について、こゝで述べる必要はあるまい。

アラビア

五 陸地の海にたいする割合という観点からみて、より重要な北半球をよく観察してみると、アラビア半島がアジア・アフリカ・ヨーロッパ三大陸の合流点にあることが分る。その当時、この広大なアラビア亜大陸はほとんどが砂漠地帯で、そこには遊牧民と先住民が住んでいた。しばしば同一民族の成員が遊牧、定住の異った生活様式を選びながら、しかも特殊な関係を維持しているという現象がみられた。

アラビアにおける生活手段はきわめて貧弱なものであった。砂漠の生活は不利な条件の下にあり、隊商による貿易が農業やその他の産業よりもはるかに重要な地位を占めていた。したがって人々はしばしば旅に出、アラビア半島を越えてシリア、エジプト、エチオピア、イラク、パキスタン、インドその他の地方に出かけて行った。

六 中央アラビアのリフヤーン族についてはあまり多くのことが知られていないが、イエメンはいくくも、アラビア・フェリックス（肥沃なアラビア）と呼ばれていた。ローマに首都が建設される以前からシバやマイーンの絢爛たる文明を受け入れ、その後ビザンチンやペルシャからいくつかの領州を奪い取ってその全盛期を誇った大イエメンも、当時はすでに無数の土侯国に分裂しており、その一部は外国の侵略者に占領されていた。

イェメンに侵襲していたイランのササーン朝は、当時すでに東アラビアを手中に収めていた。しかしその首都マダーイン（クテシフォン）では、政治的、社会的混乱が生じており、その影響は全版図に及びていた。北アラビアはビザンチンの影響下にあり、また独自の困難な問題をかかえていた。外国の支配による種々の荒廃から免れていたのは中央アラビアのみであった。

七 中央アラビアのこの限られた地域に、マッカ（メッカ）、タリーフ、マディーナ（メディーナ）からなる三角地帯が存在したという事実は、神の摂理を感じさせずにはおかない。

マッカの地味は完全に砂漠的で、水にも農作物にも恵まれず、その自然条件はアフリカ、灼熱のサハラ砂漠のそれに匹敵するものであった。しかしそこから僅か八十キロしか離れていないタリーフの気候はヨーロッパ的であり、霜が降ることさえあった。また北のマディーナは最も温暖なアジアの国々に劣らずシリアのように肥沃であった。

もしも気候が人間の性格になんらかの影響を与えるならば、地球の中央に位置するこの地帯は他のどの地域にもまして、全世界の縮図の再現であったといえる。そしてここにバビロニア人アブラハム、エジプト人ハガルの後裔であり、生まれはマッカであるが血筋の上ではマディーナとタリーフに関係を持つイスラームの預言者ムハンマドが誕生したのである。

宗教

八 宗教的な観点からみると、それまでアラビア人は偶像崇拜者であり、極く少数の者だけがキリスト教、ゾロアスター教のような宗教に帰依していた。

マッカの人々は神の唯一性の觀念を持っていたが、種々の偶像が神と人間の間を取りなす力を持っていると信じていた。奇妙なことに彼らは最後の審判や来世を信じてはいなかったのである。彼らはその祖先アブラハムが神の靈感を受けて建立した唯一の神の神殿カアバへの巡礼の儀式を守っていたが、アブラハムの死後二千年の間にこの巡礼は墮落して単なる商業市詣での様相を呈し、何らのよい結果ももたらさぬ馬鹿げた偶像崇拜の機会にすぎなくなり、たゞ社会的、精神的に人々の品行を損う役割を果すばかりであった。

社会

九 マッカは他と比較して天然資源に恵まれてはいなかったが、三角地帯の三つの地方の中では最も発達していた。これら三者の中でマッカのみが、諸権限を明確に分ちあつた十人の世襲の族長からなる評議会が統治する都市國家を形成していた。(そこには外務担当大臣、神殿管理大臣、神託担当大臣、供物管理大臣、危害の弁償額を裁定する大臣、各省の決定を施行するための市評議会又は議會担当大臣等がいた。また国旗の管理、騎兵隊の指揮等を担当する軍事的な諸大臣も存在したのである。)

隊商の指揮者として名声を得ていたマッカの人々は、隊商の通過する道筋に住む諸部族と協定を結び、イラン、ビザンチン、エチオピアといった隣接諸國の許可を得て、それらの諸國を訪問したり、輸入・輸出の業務に携っていた。彼らはまた自國領内は勿論のことアラビアの同盟部族の領土を通過する外國人の護衛にも當つた(イブン・ハビーブ、「ムハッバル」参照)。

彼らは種々の思想や記録を文書にして保存することにはさして関心を示さなかったが、詩、弁論、民話などの文芸の育成にはきわめて意欲的であつた。一般に女性にたいする待遇は紳士的で、彼女たちは自ら

財産を保有する権利を持ち、結婚の契約に当っては自ら合意を与え、夫に対し離婚の条件を認めさせる権利を持っていた。彼女たちは未亡人になったり、離婚したさいには、再婚することが可能であった。或る種の階層では、「生まれたての」女兒を生き埋めにする習慣があったが、これは稀であった。

預言者の誕生

十 預言者ムハンマドは、西暦五六七年にこのような社会的条件と環境のさなかに生を受けた。彼の父アブドゥッラーフは彼が生れる数週間前に他界し、もっぱら祖父が彼の養育に当った。当時の一般的な習慣により、彼は遊牧民の乳母のもとに預けられ、砂漠で数年間を過している。

伝記作者たちが例外なく述べているところによると、幼い預言者は乳母の乳首の片方しか吸わず、他方は彼の乳兄弟に残していたということである。彼が生家につれ戻されると、母のアーミナは、夫のアブドゥッラーフの墓に詣でるためマディナの兄弟の家に彼を連れて行ったが、その帰途急病で他界した。その上マッカでは最愛の祖父の死が待ちかまえていた。

このような困苦に見舞われて、結局彼は八才の時祖父のアブー・ターリブの世話になることになった。アブー・ターリブはきわめて寛大な人物であったが、つねに貧しく家族の養育もままならぬほどであった。

十一 このような事情のためムハンマドは、生活の糧を得るため幼いうちから働かざるを得なかった。そこで彼は牧童として隣人たちに仕えた。十才の時彼は、隊商を率いる叔父アブー・ターリブについてシリヤへ向っている。

これ以外にはアブー・ターリブの旅について何の記録も残されていないが、彼がマッカに店を構えてい

たことが知られている（イブン・クタイバ、「マアールィフ」参照）。またムハンマドが叔父の事業の手助けをしたであろうことは充分考えられる。

十二 二十五才の時には、すでにムハンマドは清廉で高潔な人格の持主として、マッカでは有名な人物であった。富裕な未亡人のハディージャは彼を雇い入れて、商品を売りさばくため彼をシリアへ派遣した。予想外の利潤をあげた彼女は、代理人として働く彼の個人的魅力にひかれて彼に結婚を申し入れた。諸説によれば、彼女は当時二十八才もしくは四十才であったと云われている（医学的見地からすれば、その後彼女は五児を設けているので二十八才説が有力である）。彼らの結婚生活は倅せなものであった。イブン・ハンバルによれば、その後彼がフバシヤ（イエメン）の市場に時々姿を現わし、また少なくとも一度はアブドゥルカイス（バハレイン、オマン）を訪れていることが明らかである。イブヌ・ルカビ（イブン・ハビブ、「ムハッバル」参照）によると、この事實は中国、インド、シンド（インド、パキスタン）、ベルシヤ、さらに東洋、西洋からの商人たちが、陸路、海路を問わず集ってきたと云われるダバ（オマン）の大市場と関係のあることが明らかである。

またマッカ在住のムハンマドの商売仲間のことについても記録が残されている。サーイブという名のこの人物は次のように伝えている。「私たちはお互いに交替で商売に出かけた。ムハンマドが隊商を率いた時には、マッカに戻るとまず私の勘定をきちんと精算したあとでないと自宅へは帰らなかった。そして私が隊商を率いて帰った時には、彼は私の仕事を上首尾に終ったかどうかとだけ尋ね、私に委託した彼自身の資本金については何一つ口にしなかった。」

騎士道の団体

十三 外国の商人たちは、彼らの商品を売りさばくためしばしばマッカを訪れている。ある日ズバイド族出身のあるイエメン人が、自分の売った商品の代価を払わなかったり、彼の当然の主張を受け入れようとせず、被害を蒙った彼を助けようとしなかったマッカの人々に対して風刺的な即興詩を作った。

預言者の出身部族の長であり、彼の叔父に当るズバイルは、このもつともな風刺詩を聞いて心から悲しんだ。そこで彼はこの都市の族長たちを召集し、騎士道精神に基づく団体を組織した。これはヒルフイル・フドールと呼ばれ、マッカの住民と外国人との別なく、マッカにおいて不当な迫害を受けている人々を助けることを目的としていた。

若いムハンマドはこの組織の熱心な会員となった。晩年に彼はよく次のような言葉を口にしてゐる。「私はこの団体に参加した。そしてこの団体員であるという特権は、たとえ一群のラクダと引き替えにしても手ばなすつもりはない。今でももし誰かが私に助けを求めたならば、あの時の誓いにかけて私は彼を助けるに馳せ参じるであらう。」

宗教的意識の覚醒

十四 三十五才になるまでのムハンマドの宗教的実践に関しては、彼が決して偶像崇拜の徒でなかったこと以外、ほとんど知られていない。この点については、彼の伝記作者の意見はすべて一致している。

マッカには、唯一神のための神殿としてアブラハムが建設したカアバに忠誠を誓いながら、異教信仰の馬鹿げた習慣にたいして反感を示していた人々が、他にも居たようである。

十五 西暦六〇五年頃、カアバの外壁に掛けられていた掛布に火が燃えうつるという事件があった。その影響を受けて建物は、直後に降った大雨に耐えることができなかった。そこでカアバの再建が着手されることになった。市民はそれぞれ資力に応じて寄進したが、正当な利益による寄進のみが受け入れられた。また人々は再建作業に率先して参加した。ムハンマドは石を運んでいるさいに肩を痛めている。

カアバの周囲を巡る儀式の起点を設定するために、おそらくアブラハムの時代にまで遡ると思われる黒石が、カアバの壁の一部にはめこまれていた。市民たちは、競ってこの石を元の位置に戻すという栄えある役割に当ろうとした。このために流血の惨事が起らんばかりであったが、ある男が、神意に委ねてその場所に一番先にやってきた者の調停を受け入れるよう提案した。

丁度その時、ムハンマドがいつものように仕事を終えてその場にやってきたのである。彼はアル・アミーン（正直者）の名で広く知られていたもので、その場に居合せた者は皆彼の調停を躊躇なく受け入れた。ムハンマドは、大きな布を地面にひろげその中に石を入れ、マッカのすべての族長にその布と一緒に運ぶようにといった。そして彼はその石を建物の一角の所定の位置にはめ込んだが、居合せた人々は皆満足した。十六 この出来事以来、ムハンマドは日増しに精神的な瞑想の世界に踏み入るようになった。彼は祖父がしたように、ラマダーン月にはその全期間をジャバル・イルヌール（光の山）にある洞窟に引きこもるのを常とした。

この洞窟は「ガール・ヒラー」つまり探究の洞と呼ばれている。その場で彼は礼拝を行ない、瞑想にふけり、さらに通りがかりの旅人たちに自分の僅かな食糧を分け与えたりした。

啓示

十七　すでに毎年のように隠棲を始めて以来五年目に當る、ラマダーン月の終りに近いある夜、四十才になった彼のもとを天使が訪れ、神が全人類への使者としてムハンマドを選んだことを告げた。そこで天使は彼に、潔めの方法、神を崇め、礼拝する仕方を教え、また彼に次のような啓示を告げたのである。

仁慈あまねく慈悲深き、アッラーのみ名によって。

読め、創造したまえる方なんじの主のみ名によって、

疑血から、人間をつくりたもうた。

読め、なんじの主は、こよなく尊貴であられ、

筆によって教えたもう方、

何も知らなかった人間に、教えたまえる方であられる。

(クルアーン第九章一一五節)

十八　深い感銘を受けた彼は家に戻り、彼の身に起ったことを妻に語ったが、悪魔あるいは悪霊の仕業ではないかと思われるともいつている。

彼女は、ムハンマドが常に慈悲心に富み、寛容であり、貧乏人や孤児、未亡人あるいは困難に直面している人々を助けてきたことに触れて、神はあらゆる悪から彼を必ず守り給うであろうというて彼を慰めた。

十九　それ以後三年以上にわたり、神の啓示は途絶えていた。預言者は当初は精神的打撃を受けていたが、すぐに平静をとり戻し、燃えるような渴きを覚えて、待機の一時期を経た後には、もどかしさと郷

愁の思いに捕われたに相違ない。

最初の啓示を受けたしらせは広く知れたのだが、その後啓示がやんだ間に、市の懷疑家たちは彼を嘲笑し、手ひどい冗談をなげかけはじめた。彼らは、神がムハンマドを見捨てたとまでいっているのである。

二十 こうして次の啓示を得るまでの三年間、預言者はますます祈りや精神的修業に専念するようになった。その後啓示は再開され、神は彼に次のように明らかに伝えた。神は彼を見捨てたのではない。それどころか彼を正道に導いたのは他ならぬ神であり、それゆえに彼は、孤児や貧しい者の世話につとめて当り、また自分に授けられた神の寛大な恵みについて人々に公言するべきである、と（クルアーン第三章三十一—三十三節参照）。これは実際には伝道開始の命令であった。

他の啓示は、人々に悪しきふるまいにたいする警告を与え、唯一神のみを崇めるよう勧め、さらに神の意に反するあらゆる行ないを断つと告げるよう、彼に指示している（クルアーン第七章二—七節）。

また他の啓示は、彼自身の近親者に警告を与えるようにと命じ（クルアーン第二章二—四節）、「なんじはただ命ぜられたことを宣言せよ、そして多神教徒から遠ざかれ。なんじを嘲ける者どもものは、われらにまかしておくがよい。」（クルアーン第十五章九四—九五節）とも命じている。

イブン・イスハークによれば、最初の啓示は明らかに精神的打撃をやわらげるためという配慮から、預言者の睡眠中に下されたということである。その後の啓示は、彼が目醒めている時に下されている。

使命

二十一

預言者は自らの使命を果すため、まずひそかに親しい友人たち、ついで自分の部族員の間で

布教を開始し、その後は公然と市中や郊外で布教した。彼はすべてを超越した唯一神、復活、最後の審判を信じることを力説した。彼はまた人々に慈善と徳行を勧めた。

彼は自分に下された啓示を書き留めて保存するための必要な措置をとったが、同時に信者たちにそれらを暗誦するように指示している。クルアーンはすべてが一度に啓示された訳ではなく、折りにふれて断片的に下されたので、彼の全生涯を通じてこのような措置がとられた。

二十二 彼の支持者の数は徐々に増えて行った。しかし偶像崇拜を公然と非難したため、祖先伝来の信仰に固執してきた者たちの反対も益々激しさを増してきた。

時が経つにつれ、この反対勢力は預言者および彼の宗教を信奉する者たちにたいし、肉体的危害を加えるまでになった。彼らは熱砂の上に横たわされたり、真赤に焼けた鉄で焼かれたり、足を鎖でつながれて監禁されたりした。信者のある者は拷問の結果命を落したが、誰一人として自分の信仰を投げ棄てた者はいなかった。

このような事態を憂慮した預言者ムハンマドは、彼の教友たちに故郷を去り、「公正な支配者が統治し、その領内では誰一人迫害を受けることのない」(イブン・ヒシャーム「エチオピアに亡命するよう勧めた」。

すべてのムスリムが彼の忠告に従った訳ではないが、何千人かのムスリムがこれにより安全を得ることができた。このようなひそかな逃亡が明るみに出たのちは、あとにとゞまった人々にたいする迫害は一層激しさを増した。

二十三 預言者ムハンマドは、彼の宗教を「イスラーム」すなわち神の意志への恭順と呼んだ。

イスラームのさわだった特徴としては二つの点があげられる。

(一) 世俗的なものと精神的なもの(肉体と魂)との調和のとれた均衡。信者は神の創造し給うたあらゆる善を享受することが許されるが(クルアーン第七章三二節)、同時に彼らすべてに礼拝、断食、喜捨等の神に対する義務が課される。イスラームはたんに特権階級のものではなく、一般大衆の宗教でなければならなかった。

(二) 呼びかけの普遍性。すなわちすべての信者は、階級、人種、言語の別なく兄弟であり同胞となる。イスラームが認める優越性は、敬神の念、敬虔さにおいて他にまさるという人格的な優越性のみである。(クルアーン第四十九章一三節)

社会的排斥

二十四 マッカの多くのムスリムがエチオピアに移住した時、偶像崇拜者たちは預言者の部族にたいし、彼を放逐し、社会的に葬り去り、結局死刑に処すために自分たちに引き渡すよう最後通牒を送りつけた。ムスリムであるなしかかわらず彼の部族全員はこの要求を拒絶している(イブン・ヒシャーム)。そこで市は、彼の部族を徹底的に排斥することを決議した。誰一人として彼らと会話を交わしてはならず、彼らと商業的な関係あるいは婚姻関係を結んではならないと定められたのである。マッカの郊外に住み、マッカの人々と同盟を結んでいたアハビシシュと呼ばれるアラブの一部族もこの排斥に加わった。これは老幼男女、病人といった無辜の犠牲者たちを悲惨な境遇へと追いやった。何人かは敵の手に屈したが唯一人として預言者を迫害者の手に引き渡す者はいなかった。しかし預言者の叔父に当るアブー・ラハブは、自分の部族を離れ、偶像崇拜の徒と一緒にたてこの排斥に加わった。

こうして迫害を受けた人々は動物の皮を口にするほどの悲惨な三年間を耐えなければならなかったが、より人道的であった他部族の四、五人の非ムスリムが、この不当な排斥について公然と非難の声をあげ始めた。

また時を同じくして、神殿に掲げられていたこの排斥の布告が、ムハンマドが予言した通りに、「神」と「ムハンマド」という文字を残してすっかり白蟻に喰いつくされていくことが解った。結局この排斥運動は中止になったが、ムハンマドの妻と、叔父で族長のアブー・タリーブは、こうした困苦が災いして間もなくこの世を去った。そして預言者のもう一人の叔父で、イスラームの宿敵であるアブー・ラハブがこの部族の長の地位を継いだのである（イブン・ヒシャーム、「シーラ」参照）。

昇天

二十五 このような情勢下に、神は預言者ムハンマドにミアラージュ（昇天）を許し給うた。彼は神により天国に迎え入れられ、昇天の不思議の数々を間のあたりにする幻影をみたのである。帰路、ムハンマドは自分の社会に、神と人間との一種の聖体拝受をなすイスラームの信仰を聖なる贈物として持ち帰った。

他宗教においては聖体拝受のさいに具体的な物が用いられるのに反して、ムスリムの礼拝儀式の最後の部分で、預言者ムハンマドの昇天のさいに彼と神との間で交わされた挨拶の言葉が、信者が神の面前にあることの象徴として述べられることを想起すべきであろう。「神聖にして純粹なる挨拶を神に捧げます。平安あれ、預言者よ。また神の慈悲とみ恵みのあらんことを。われらおよびなんじの良きしもべらすべて

に平安あれ。」キリスト教においては「聖体拝受」は、神性への参加を意味している。ムスリムにとりこの考えはやや不通であり、したがって神の居所への「昇天」、神のみ前への訪れという表現が用いられている。これにより神は神として、人間は人間としてとどまり、両者の間に何の混乱もないことになる。

二十六 ムハンマドが昇天で神にまみえたという報せは、マッカの偶像崇拜者の敵意をいやまず結果となった。預言者はやむを得ず生れ故郷を去るために、避難の地を求めざるを得なかった。彼らはターフにいる母方の叔父のもとを訪れたが、すぐにマッカに舞い戻ってきた。ターフの心ない人々は預言者に石を投げ、傷を負わせて、彼をこの町から追い出したのである。

マデイーナへの移住

二十七 カアバ神殿への毎年の巡礼は、アラビア半島全域から人々をマッカへと誘った。預言者ムハンマドは部族から部族へと説得の旅を続けて庇護を求め、さらに改革の使命を実現するために助力を乞うた。彼が順次接近を試みた十五に及ぶ部族の代表たちは、おおむね非情な態度で彼への庇護を拒否したが、ムハンマドは望みを捨てなかった。そしてついに彼は、キリスト教徒やユダヤ教徒を隣人とし預言者や啓示に関する若干の知識を持っていた何人かのマデイーナの住人に出逢った。

これらの人々はまた、「啓典の民」が最後の救い主である預言者の到来を待ち望んでいることも知っていた。そこでこれらマデイーナの人々は他に先んじる機会を失うまいとして、すぐさまイスラームの教えを受け入れ、さらにその地で支持者を増やし必要な援助を行なう約束をしたのである。その翌年には新たに十数人のマデイーナの民がムハンマドに忠誠を誓い、同時に布教者を派遣するよう依頼している。布教

者ムスアブの活動は非常な成功を収め、彼は巡礼の折に七十三名に及ぶ入信者の一団を率いてマッカを訪れている。これら入信者たちは、預言者および彼に従うマッカの教友たちにマディーナへ移住するように勧め、さらに預言者に避難場を提供し、彼と教友たちを自らの親戚縁者同様に遇する旨誓った。そこでムスリムの大半は小人数に別れて秘かにマディーナへと移住した。

このような事情を察知したマッカの偶像崇拜の徒は、避難民の財産を没収するという舉に出たのみならず、さらには預言者の暗殺さえも企てたのである。かくてムハンマドにとりマッカ在住は不可能となった。彼の使命に対する敵意にもかかわらず、これら偶像崇拜の徒がムハンマドの誠実さに無限の信頼を寄せ、彼らの多くが貯金を彼のもとに預けていたということは特筆に価する。

預言者ムハンマドは従弟のアリーにこれらの貯金を託し、きちんと正当な所有者に返却するよう指示を与えた。そして彼は誠実な友人アブー・バクルを伴い秘かにマッカを離れたのである。何度か辛くも危険を逃れた彼らは、無事マディーナに辿りつくことができた。時に西暦六二二年、ヒジュラ暦はこの年を起点としている。

共同体の再編成

二十八 マッカを逃れてきた移住者たちの社会的復帰を容易にするために、預言者はこれら移住者と同数の裕福なマディーナの人との間に兄弟の契りを結ぶよう取り計らった。兄弟の契りを結び合った家族は互いに生計を得るため協力して働き、あらゆる面で互助の精神を発揮した。

二十九 彼はさらに、宗教と政治という二つの構成要素を単一の総合体に統合しうるならば、人間の

全体としての発展はより順調に達成されるであろうと考えた。

このような意図をもって彼は、この地方のムスリム及びアラブ、ユダヤ教徒、キリスト教徒等の非ムスリム住民を招いて、マディーナにおける都市国家の設立を提案した。彼らの同意を得たムハンマドは、この市のために成文憲法を作っている。この憲法はこの種のものとしては世界最初の試みであり、この中で彼は市民及び首長双方の義務を明確にし、同時に習慣的な私的制裁の廃止を定めた。預言者ムハンマドは全員一致で首長の座に推戴されているのである。これ以後司法行政は市民共同体の中央機構が行なうことになった。

この憲法は防衛及び外交の原則をも規定しており、また責務が重すぎる場合のためにマアキールと呼ばれる社会保証制度を設けている。それは同時にいかなる意見の相違に対しても預言者ムハンマドが最終決定権を有し、さらに立法の点で彼に無制限の権限を認めていた。また宗教の自由を、とりわけユダヤ教徒に対して、明確に規定しており、現実の生活に関してユダヤ教徒はすべてのムスリムと同等の権利を有することを謳っていた。(後出三〇三項参照)

三十 ムハンマドは同盟関係、相互援助の条約を結ぶために、近隣諸部族を歴訪し、説得にあたった。これら諸部族の後押しを得た彼は、避難したムスリムの財産を没収しその上彼らに計り知れない損害を与えたマッカの偶像崇拜の徒に対し、経済的制裁を加える決意をした。

マッカの逐商路及びマディーナへ通じる街道の通行を妨害したため、偶像崇拜の徒は激怒し、その結果流血の争いが起った。

三十一 共同体の物質的な利益のために精神的な側面が疎かにされた訳ではない。マディーナへの移

住後一年足らずのうちに、毎年ラマダーン月の一カ月間断食を行なうという、最も厳しい精神的修行がすべてのムスリム成年男女に課されているのである。

決意と不信心に対する闘い

三十二 同郷のムスリムの放逐のみでは飽き足らず、マッカ人はマディーナの人々に対し、降伏するか少なくともムハンマドと彼の教友たちを追放するよう要求した最後通牒を送りつけたが、こうした試みはすべて水泡に帰した。その数カ月後のヒジュラ暦二年に、マッカの人々は強力な軍隊を派遣し、ムハンマドはバドルでこの軍隊を迎撃した。そしてムスリム勢力の三倍を超える偶像崇拜の徒の軍勢は惨敗を喫しているのである。

マッカ人はその後一年間充分な準備を整えてバドルの敗北の汚辱を拭うべく、再びマディーナに侵攻した。そのさい彼らの軍勢はムスリム勢の四倍にも達していた。しかしウフドにおける凄惨な会戦の後に、敵軍は惨敗を決することができぬまゝ退却した。マッカ軍の傭兵たちは、必要以上の危険を犯したり、生命を賭して闘うことを望まなかったのである。

三十三 その間マディーナ在住のユダヤ教徒が危険な動きを示し始めていた。丁度バドルで勝利をかちとった頃、ユダヤ教徒の指導者たちの一人、カアブ・イブヌル・アシュラフは偶像崇拜の徒との同盟関係を確立し、さらに復讐の戦いを唆かすためにマッカへ出向いていた。

ウフドの戦いの後に、この指導者に率いられた部族は、預言者が彼らを訪れたさいに塔の上から石臼を投げつけて暗殺を計った。このような行ないがあったにもかかわらず、預言者はこの部族に対し、彼らの

不動産を処分し、ムスリムから負債をとり戻したのち全財産を持ってマディーナから退去するよう要求しただけであった。しかしこのような寛大な措置がとられたにもかかわらず事態は期待とは裏腹の結果になった。追放されたこの部族はマッカ人士のみならず、マディーナの北方、南方、東方に住む部族とも連絡をとり、強力な軍事的援護を組織してウフドの戦いの四倍もの軍勢で、ハイバルからマディーナを侵攻する作戦を企てたのである。

ムスリム勢はこの最も厳しい試練から自らを防衛するために籠城の準備をし、溝を掘った。マディーナに居残っていたユダヤ教徒が後に裏切ったため、戦略はすべて無に帰したが、それにもかかわらず預言者は、賢明な機略により敵の同盟軍を打ち破ることに成功した。敵軍は一団また一団と退却していったのである。

三十四 この時期にすべてのムスリムに対し飲酒、賭博、宝くじの禁止が公布された。

和解

三十五 預言者はもう一度マッカ人士との和解を試みてこの市に出向いた。彼らの北方隊商路の封鎖は、すでに彼らの経済に壊滅的な打撃を与えていた。

預言者は、彼らに通行の安全、逃亡犯人の引き渡し、さらに彼らの要求するあらゆる条件を受け入れる旨を約束したばかりでなく、その年はカアバ巡礼を行なわずにマディーナに戻ることを提案した。かくして両者はマッカ郊外のフダイビーヤにおいて、平和の維持のみならず第三者との紛争のさいの中立を確約し合ったのである。

三十六 この和平を機に預言者は、イスラームの布教のために精力的な計画を打ち出した。彼はビザ

ンチン、イラン、エチオピア等の外國の支配者たちに、布教のための親書を送っている。

アラブの支配を委ねられたビザンチンの聖職者はイスラームに帰依したが、そのためキリスト教徒の暴徒の手で私的制裁を受けている。アマン（パレスティナ）の総督も同じ運命に逢い、皇帝の命により首をはねられた上十字架にはりつけられた。またあるムスリムの大使はシリヤ・パレスティナの地で暗殺されている。皇帝ヘラクリウスは暗殺犯人を処罰するどころか、預言者が懲罰のために派遣した遠征隊から犯人を救うために、軍隊を率いてかけつけている（ムウタの戦い）

三十七 マッカの偶像崇拜の徒は、ムスリムが直闘している困難につけ込もうとして条約を侵犯した。そこで預言者は自ら一万の軍を率いてマッカを急襲し、そこを無血で占領した。

慈悲深い征服者である彼は被占領民を一カ所に集め、二十年に及ぶ彼らの悪事、宗教的迫害、避難民の財産の不当な没収、絶え間ない侵略行為、愚かな敵意等を彼らに想い起こさせた。

彼は「諸君はいま私に何を期待するのか」と人々に向って尋ねた。恥じ入って一同はただ頭をたれるばかりであったが、この時預言者は宣言した。「神よなんじらを許し給え。さあ心安らかに行け。今日は諸君に何一つ責任を問うまい。諸君は自由である」。彼は偶像崇拜の徒が没収したムスリムの財産に対する権利すらも放棄したのである。

このことは、ただちに人々の心に大いなる心理的変化をもたらした。この寛大な恩赦の措置を耳にして感激に胸をつまらせたマッカの長が預言者のもとに歩みよりイスラームに帰依する旨を告げると、預言者は彼に向って次のように語っている。「そのお礼として貴方をマッカの知事に任命しよう」。こうして預言者は、占領したマッカに手兵を一人も残さずにマディーナへ引き返している。僅か数時間の間に成就され

たマッカのイスラーム化は完璧なものであった。

三十八 マッカ占領の後、タミーフの市は預言者に戦いを挑むために軍隊を集めた。ムスリム勢は多少の困難のちフナイン峽谷で敵軍を打ち破ったが、彼らはタミーフ近郊の包囲を解き、平和的手段によりこの地域の抵抗を抑える戦術を採用した。

そして一年足らずのうちに、タミーフの代表団がマデイーナを訪れ、降伏を申し入れているのである。ただし彼らは、礼拝、納税、兵役の免除および不義、姦通の自由、偶像崇拜、飲酒の継続ばかりでなく、タミーフにある偶像神アッラト神殿の保存をも要求していた。しかしイスラームは、唯物論者の不道徳な運動ではなかった。この代表団の連中ですらすぐに、礼拝、姦通、飲酒に関する要求がいかに恥ずべきものであるかに気付いたのだ。預言者は納税および兵役の免除を譲歩し、また次のようにつけ加えた。「お前たち自らの手で神殿を取りこわす必要はない。われわれがその作業に当る者を派遣しよう。そうすればお前たちの迷信通り怖るべき結果が生じたとしても、罰を受けるのは実際に手を下した者たちであらう」。

預言者のこうしたやり方は、新たな改宗者にたいしてどのような譲歩が与えられたかを示している。タミーフの人々の改宗は正真正銘のものであったため、その後間もなく自ら進んで保証された免除を放棄した。そこで預言者は他のイスラーム地域と同様にこの地方にも徴税吏を任命している。

三十九 十年以上におよぶこれらの戦場で、戦場において殺された非ムスリムの数はわずかに二百五十名にすぎず、ムスリム側の損失はそれ以下であった。このような僅かな犠牲性によって、百万平方マイルの余もあるアラビア大陸全土は、無政府状態と頽廢から救われたのである。

私心のない戦いのこの十年間に、アラビア半島、イラク南部およびパレスティナの人々は、すべてイスラームに改宗している。キリスト教徒、ユダヤ教徒、バルシー教徒（ベルシャ系ゾアスター教徒の一派）のある者は、依然として自分たちの教義に固執しつつあったが、彼らは裁判権、法律的自治と同様、信仰の自由も認められていた。

四十 ヒジュラ暦一〇年、ハッジ（巡礼）のためマッカを訪れたさい預言者は、宗教上の義務を果たすためアラビアの各地からこの地を訪れた十四万人のムスリムに逢っている。

預言者は自らの教義の概要を述べた有名な説教を彼らの前で行なっている。「いかなる偶像も象徴もないままに、唯一神を信仰しなければならぬ。あらゆる信者は、民族、階層の別なく平等であり、個人の優越性はただその敬神の念のみに基づくものである。生活、財産、名誉に関しては高潔でなければならぬ。利子をとったり、復讐や個人的制裁を行なってはならない。女性を優遇しなければならない。死者の財産は男女を問わず近親者の間で相続、分配せねばならず、また少数の者が富を蓄積する可能性をとり除かなくてはならない。」

クルアーンと預言者の言行は、法律の基礎として、さらに人間生活のあらゆる側面での健全な規準として役立つべきものであった。

四十一 マディーナへの帰途ムハンマドは病に倒れ、神の啓示を世界に伝えるという使命をなし遂げたことに心満ち足りて、数週間後に息を引きとった。

四十二 彼は純粋な一神教の教えを後世に伝えた。彼は当時の混乱状態の中から規律正しい国家を創りあげ、たがいに相争い流血の惨を起していた場所に平和をもたらしたのである。

彼は精神的なものと世俗的なもの、つまりモスクと城塞の間に、調和のとれた均衡を打ち立てた。さらに彼は新しい法体系を残したのであった。それは国家の長といえどもあらゆる一般市民と法的に同様であるような偏向のない公正さを提供し、またムスリム国家における非ムスリム住民も、ムスリム同様司法、裁判、文化の面で完全な自治を享受するという宗教的寛容を謳っていた。

クルアーンは国家の歳入に関する予算計上の原則を定めており、他の誰にもまして貧者にたいし一層の考慮を払っている。また歳入は国家の長の私的財産たりえないことが明言されている。何にもまして預言者ムハンマドは美事な模範を示し、自ら他に教え諭したことすべてを完全に実行しているのである。

24

第二章 イスラームの根本的教義の維持

真実と虚偽の間には何ひとつ共通点はなく、この世の中にこの二つほどたがいに対立しあうものはなからう。日常生活のありふれた事柄においては、虚偽の悪は明瞭であり、万人に認められる。だがもちろん永遠の救い、信仰、宗教の根本的教義に関しては、虚偽がもたらす悪は他のあらゆる悪行を凌駕する。

四十四 誠実で思慮分別のある者にとって、ある教えが正しく、容認しうるものであるかを否かを判断するのは何ら難しいことではない。

しかし教理に関してよく起りがちのことであるが、人々はまず教理そのものよりもそれを説いた人物について判断する。もし彼が信頼に足る人物であると解れば、人々はその教えを全面的に否認しようとはせず、むしろその一部に関する理解が欠けていたことを自認するにやぶさかではない。このような場合には、教師たるその人物が他界したおりに、彼の言葉や信憑性は、何にもまして絶対的なものになるのである。

四十五 この世の主要な宗教はすべて、しばしば神の啓示に基づく聖典に基礎をおいている。もしも啓示の原典を失なうようなことがあれば、それに代りうるものは失なわれたものと全く同一でありえないため、何とも痛ましい結果になる。

バラモン教徒、仏教徒、ユダヤ教徒、バルシー教徒、キリスト教徒たちは、自分たちが宗教の基本的教義を維持するために用いた方法を、ムスリムの用いた法と比較することであろう。彼らの教典は誰が書いたものか。誰が世代から世代へとそれらを伝えてきたか。こうして伝えられたものは原典なのか、たんなる翻訳なのか。同胞相食む戦いがこれらの原本の写しを破壊してはいないか。どこかで参考になる資料が発見され、それにより、内的矛盾、脱文が示されるようなことはないか。誠実な真理の探究者の誰でもが提起し、納得のいく解答を求めねばならない疑問点は多々存在する。

維持の手段

四十六 いわゆる偉大な宗教と呼ばれるものが出現した時代には、人々は、自らの記憶に頼るだけでなく、彼らの思想を保存するために文字を使うことを知っていた。文字は、限りある生命しかもちあわせぬ人間の記憶よりも、はるかに長く生きつづけるのである。

四十七 ただしこれら二つの方法が別々に用いられた場合には、いずれも絶対に確実であるという訳にはいかない。自分で書いたものを読みなおしてみると、多かれ少なかれ不注意な誤り、脱字、遺漏、話題の重複、真の意図とは異なる言葉の使用、文法上の誤り等に気付くのはままあることである。さらに著者が自分の文体、考え、論点を改め、時には全部を書き直したりして意見そのものが変わる場合すらありうるのである。

記憶力についても同じことがいえるであろう。ある章句を義務的、もしくは慣習的に口ずさむ者は、特にその章句が長い場合、後になってそれを暗誦するさいに記憶が曖昧になることをしばしば経験してい

る筈である。ある章句をとばしたり、他と混同したり、突然忘れてしまったり、時には潜在意識のうちに正確な章句を保持しながら、後になって誰かに指摘されたり、それを書き留めてある原典を読んだりして思い出すことがまある。

四十八 類い稀な記憶力に恵まれた預言者ムハンマドは、これら記憶と文字の二つの方法を同時に用いていた。これらの二つの方法はたがいに他を補い、原典の完全性を強め、誤りの可能性を最少限にいくとめたのである。

四十九 イスラームの教えは、まず預言者ムハンマドの言行に基づいている。われわれがクルアーンと呼ぶものは、彼自らが書記に口述したものであり、彼の他の言行はそのほとんどが彼の教友たちの自発的な意図により編集され、ハディースと呼ばれている。

クルアーンの歴史

五十 クルアーンとは、字義的には読むこと、口誦を意味している。預言者は弟子たちにこれを口述しながら、それが自分に下された神の啓示であることを彼等に明示している。預言者はクルアーン全体を一度に口述した訳ではない。啓示は断片的に、時をおいて下されたのである。彼はある啓示を受けるとすぐに弟子たちにそれを伝え、礼拝時に唱えるために暗記するだけでなく、それを書き留め、写しを沢山作るよう依頼するのを常としていた。いずれの場合にも彼は、新しい啓示がそれまでに下されたクルアーンの章句のどこに置かれるべきかを正確に伝えている。その配列は年代順という体裁をとってはいない。正確を期すためのこの慎重さ、配慮は、当時のアラブ文化の水準を考慮した場合、まことに称讃に値するも

のであろう。

五十一 預言者に下された初期の啓示が、その当時弟子も信奉者もいなかったという単純な理由により、すぐには書き留められなかったであらうことは、当然考えうる事態である。

これら初期の啓示はいずれも短かく、また数も多くはなかった。預言者はこれらの啓示を、礼拝や布教のさいの説法でしばしば唱えているので、彼がこれらを忘れたなどとは絶対に考えられない。

五十二 いくつかの歴史的事実が、実際に何が起ったかをわれわれに示している。ウマルはイスラームに入信した四十人目の人物とされている。彼の改宗は、布教開始後五年目（ヒジュラ暦前八年）に達している。このようなごく初期の段階に於いてすら、すでにクルアーンのいくつかの章の筆写が存在していた。イブン・ヒシャームが伝えているように、ウマルがイスラームを信奉するようになったのは、このような文書を熟読して、深い感銘を受けたためであった。

クルアーンが書きとめられるようになったのは何時からか、という点は正確に知りえないが、預言者の後半生の十八年間にムスリムの数と同様、聖典筆写の数が日に日に増大していった事実には疑問の余地がない。預言者は断片的に啓示を受けているが、こうして下された啓示が当時の諸問題に触れていたことは当然であらう。

教友の一人が他界したとすると、啓示は相続に関する法を公布することになったであらうが、そのさいに例えは窃盗、殺人あるいは飲酒にたいする刑罰の決まりが啓示される、などということはない筈である。啓示はムハンマドの布教の全期間、つまりマッカにおける十二年間とマディーナでの十年間にわたり継続的に下された。啓示は時として、長短さまざまであるが一章全体が下され、ある時にはわずか数節

だけの場合もあった。

五十二 啓示の性質上、預言者は絶えず教友たちに繰返し啓示を伝え、断片的な章句を蒐集するにあたりその形態をつねに改訂する必要があった。

預言者が毎年ラマダーン月に天使ジブリール（ガブリエル）の面前で、それまでに啓示されたクルアーンの章句を朗誦し、また彼の生涯の最晩年には、ジブリールが彼にクルアーンの全章を二回朗誦するよう命じたことは、信ずるに足るものとして知られている。それが契機で預言者は、間もなく自分がこの世に別れを告げるであろうと覚ったのである。預言者にたいする天使の援助にどのような精神的意味があったにせよ、彼の教友たちはこれら公開の朗誦（アルダと呼ばれている。有名な最後の朗誦はアルダ・アヒラと呼ばれる）に出席し、自分たちの個人的な写しを照合して、誤りを正している。

このように預言者は断食月に章や節を改訂し、それらを適切な順序に配列するのを常としていた。このような措置が当然必要だったのである。

時にはある一章全部が一度に下され、また他の時には同一章内の断片的な部分が引き続き啓示されたが、こうした事態は特に何らの問題も惹起するものではなかった。ただし数章に分かれる断片的部分が同時に啓示された場合は、事情はいささか異なっていた（歴史家のいうスワル・ザワートルリアダド）。このような場合には暫定的に、それぞれ別々に手近なもの、動物の肩胛骨、椰子の葉、平らな石、動物の皮等にこれらの啓示を書き留めざるをえなかった。そして一章が完全に啓示されるや否や、預言者自らの監修の下で、書記たちはすでに書き留められたものを分類し（スアッリファールクルアーン）、清書した（ティルミズィー、イブン・ハンバル、イブン・カシール等参照）。

預言者は断食月の間、毎晩、時には集団礼拝の間にも追加の礼拝を行なうのを常としていた。これらの礼拝で彼は、クルアーンを始めから終りまで唱え、断食月の間にクルアーン全部を朗読し終えるようにしていた。タラーウィーフと呼ばれるこの行事は、敬神の念をこめて今日に至るまで引き続き行なわれている。

五十四 預言者が息を引きとったさい、国内数ヶ所で謀反が企てられた。この鎮圧に当って、数人のクルアーン暗誦者が戦死した。カリフ、アブー・バクルはクルアーンの成文化の必要性を痛感し、預言者の死後数ヶ月のうちにこの事業を完成させた。

五十五 晩年に預言者は、新しく下された啓示を書き取らせるために、ザイド、イブン・サービトを書記の長として用いていた。アブー・バクルはこの同じ人物に、クルアーンの全章を清書して一冊の書籍にまとめる任務を与えている。当時マディーナには数人のハーフィズ（クルアーン全章を暗記している人）が居り、ザイドもその一人であった。彼は先に述べたアルダ・アヒーラにも出席していた。

カリフは彼に、クルアーンを集成する以前に、預言者自らの朗誦と照合すみの各章句の写しを二部ずつ入手するよう、訓令を与えた。カリフの訓令に基づき、マディーナの人々はザイドの許に、彼らが手元にもっていた断片的な章句の写しを持ちよった。その結果クルアーンの中の二つの節のみが、証拠となる筆写を一部しかもっておらず、それ以外の章句は数多くの筆写により裏づけされていることが、權威筋により言明された。

五十六 このようにして作られた完全な写しはムスハフ（綴じられた頁）と呼ばれた。これはカリフ、アブー・バクル自らが保管し、ついで彼の後継者ウマルが保管した。これと並行してクルアーン研究は、

ムスリム世界の至るところで奨励されている。カリフ、ウマルは、クルアーンの原文の改変を避けるため、その權威ある写本を各地域の中樞機關に送る必要を痛感していた。ただし実さいにこれを行なったのは、彼の後継者ウスマーンであった。

遠隔地アルメニアから戻ってきたウスマーンの副官の一人は、その地で異なった内容のクルアーンの写本を見つけたこと、またそのために聖典を教える者たちの間で、時には激しい論争が生じたことを報告した。ウスマーンは直ちに、前記のザイド・イブン・サビトが長をつとめている委員会に、アブー・バクルのために作られた写本の写しを七部作成するよう委任した。同時にウスマーンは彼らに、必要のさいには古い綴りを改める権限を与えた。

この仕事が完成したさい、カリフは首都で、預言者の教友の中から選ばれたクルアーン専門家たちの前でこの新しい版の公開朗読をさせている。そしてこれらの写本を広大なイスラーム世界の各中心地に送り、すべての写本がこの權威ある版のみに依拠すべきであると命じた。彼はこうして正式に制定された原典から、いかなる性質のものであれ逸脱、変更のある写本の廃棄を命じているのである。

五十七 初期におけるムスリムの偉大な軍事的征服は、物質的な動機から表面上イスラームへの改宗を表明し、ひそかにイスラームに害を与えようとする何人かの偽善者たちを産み出した。彼等はクルアーンの改ざん版をすらあえてしかなかったのである。出所不明のクルアーンの写本廃棄に関するカリフ、ウスマーンの命令に泣かされたのは、このような偽善の輩だけだった筈である。

五十八 預言者はしばしば、新しく下された啓示をもとにして、すでに人々に伝えたある節をとり消したと伝えられている。教友たちの中には、他界してしまったり、マディーナ以外の地に住んでいたため

に、初めに下された啓示の節を覚え、後になされた修正を知らなかった者もいた。これらの人々が、正しくはあるが、すでに修正されるべきであったある節の写しを子孫に伝えていたであろうことは、充分考えられる。またあるムスリムは、聖典の中で用いられているある用語について預言者に説明を求め、覚え書としてクルアーンの写本の欄外にこれらの説明を書き入れるのを常としていた。このような注釈つき写本に基づいて後に作られた写しは、時として原典、注釈の区別に関する混乱をひき起した。

不正確な写本を廃棄せよというカリフ、ウスマーインの命令にもかかわらず、ヒジュラ暦三世紀、および四世紀には、ハクルアーンの異文¹に関する甚大な編纂に充分な資料が存在していたのである。これらの異文は現在まで伝えられているが、研究の結果それらは現在行なわれているような母音の印もたず、点を用いて類似の文字を区別することもない古いアラビア語書体を解読するさいのこじつけ、あるいは誤読によるものであることが明らかにされている。

さらに異なった地方にはそれぞれ違った方言が存在していたため、預言者はこれらの地域のムスリムにたいし、自分たちの方言に従って朗読することを許していたし、彼らの理解しえない言葉を一層理解し易い同義語に置き換える自由すら与えていたのである。ただしこれは、恩恵と寛大さの現われである暫定的な措置であった。しかしカリフ、ウスマーインの時代ともなると一般教育はかなり進み、聖典が書き換えられたり、異文がそのまま定着せぬよう、これ以上の譲歩が許されるべきでないとされたのである。

五十九 ウスマーインにより諸地方の中心地に送られたクルアーンの写本は、世紀を経るにしたがって徐々に姿を消していった。これら写本のうちの一つは、現在イスタンブールのトプカプ博物館に所蔵されており、他の一つは完本ではないがタシュケントにある。帝政ロシア政府は、後者の模写版を出版してい

るが、これらの写本と他のクルアーン原典とは完全に同じものであることがわかる。

ヒジュラ暦一世紀から以降は筆写された現存する他のクルアーン古写本についても、完本、欠落本の如何を問わず、事情は同様である。

六十 クルアーン全文を暗誦するという習慣は、預言者の時代に始まる。カリフや他のムスリム諸國の長は、つねにこの習慣を奨励した。この喜ばしい事態は、さらにクルアーン原典の完全な保存を補強する役割を果たしているのである。

事実ごく初期の時代からムスリムの間には、ある書物をその著者あるいは彼の權威ある弟子の前で朗読し、すでに確定され、もしくは検討、比較対照のさいに訂正された原文を、さらに他に伝える許可を著者に求めるという習慣があった。

クルアーンを暗誦する人々や、書かれた原文をたんに朗読する者もまた、上述のような習慣に従っていたのである。このような習慣は現在に至るまで続いており、注目すべき特徴をもっている。つまりすべての師が、彼の与える証明書の中で、弟子が正確に反復したという事実だけではなく、これが当の師が自分の師から学んだものと一致しており、その師もかくかくの師から学んだ云々と詳細な系譜をしろし、ついには預言者まで遡るのである。

これらの系譜が遡る書記は、マディーナでクルアーン読誦者の長老、ハサン・アッリシャイルに学んでおり、彼が得た証明書には、他の事柄と同時に、師から師へ、またその師へと遡る系譜が書かれ、結局この最後の師がウスマーン、アリー、イブン・マスウード、ウバイイ・イブン・カアブ、サービト（すべて預言者の教友）等から同時に学び、彼らすべてが同じ原典を正確に伝えている、といったことが記され

ているのである。

現在ハーフィズ（クルアーン暗記者）の数は世界で数十万人に達し、数百万部におよぶクルアーンが地球上のあらゆる地域に配られている。ハーフィズの記憶と、現在使用されているクルアーンの原典の間に何一つ相違がないという事実は、注目に値するであろう。

六十一　クルアーンの原典はアラビア語で書かれており、それが現在に至るまでそのまま用いられている。アラビア語を知らぬ者のために、これは世界中の主要な言語に翻訳されているが、われわれに伝えられた原典は本来アラビア語で書かれており、後代の翻訳からふたたびアラビア語に翻訳される必要はなかった点を想起すべきであろう。

六十二　原語のままの形をとどめている原典、預言者自らによる聖典編集、暗誦と写本双方による二重照合、権威ある学者の研究により継続的に試みられたクルアーン原典の保存、あらゆる時代を通じて多くの人々によりなされた保存活動、原典にいかなる異文も存在しないこと。これらの点は、ムスリムの聖典クルアーンの顕著な特徴の一部をなしている。

クルアーンの内容

六十三　前述のようにムスリムは、クルアーンが、神の使徒ムハンマドに啓示された神の言葉であると信じている。使徒ムハンマドは、たんに啓示を受けとり伝達する仲介者にすぎない。彼の役割は著者、編集者のいずれでもない。時に預言者ムハンマドがある節の削除を命じたとしても、それは絶対者から彼に下された新しい啓示に基づいてなされたにすぎないのである。

六十四 神は不可知であり、人間のあらゆる知覚を超えた存在である。また神は、人類にその神意と命令を人間の使徒に啓示するにあたり、天界の使徒である天使を仲介にしている。神は言語のもつあらゆる限界を超越するものである。

比喩的にいうならば、預言者は電球、啓示は電流である。電球は電流と接触することにより、電圧、色彩に応じて光を放つというのである。預言者の母国語は電球の色であり、電球の明度、電流その他の与件は神自らにより決定されるのである。人間的要素は、送電の手段、つまりたんなる仲介にすぎない。

六十四― イスラームによれば、クルアーンは神の言葉であり聖典は信者たる者が日夜可能なかぎりクルアーンを朗誦すべきであると繰り返し告げている。神秘家たちは、その朗誦は神の言葉の助けにより、それを通して神に近づく人間の旅であると巧みに説明している。そのさい電流が発電所と電球を結びつける光の道であるように、神の言葉は信者たちの直すぐな大道なのである。これは意味のない繰り返り言ではない。事実預言者ムハンマドは、ムスリムが週に一度はクルアーン全章を誦むべきだと熱心に奨めていた。

クルアーンはマングルと呼ばれる七つの部分に分けられる。さらにクルアーンには百十四のスーラと呼ばれる章があり、各章はアーヤと呼ばれる数多くの節に分かれている。アラビア語ではマングルとは、一日の旅のあとで足をとめる宿りを意味しており、スーラは壁で囲まれた場所、つまり部屋を意味し、アーヤという語が派生した語根アワーは床につくことを意味している。宿、部屋、寝台、これらは精神の旅であれ、世俗的な旅であれ、旅行の三大要素なのである。

長い精神的な旅路に行く旅人は、一日の旅ののちに宿場で足をとめねばならないし、永遠にして、無窮

の神に向かうこの永遠の旅を翌日も続けるために、しばしの休息をはかって部屋と寝台を求める。

六十五 クルアーンは、人種、地域、時代の別なく、全人類にむかつて語りかけている。さらにそれは、精神的、世俗的、個人的、集団的を問わず、人間をすべての分野で導こうという意図をもっている。クルアーンは貧富を問わず、一國の長から平民にいたるまですべての人々に、平和のありにも戦争のさいにも、また精神的文化のみならず商業、物質的安寧の点でいかに行動すべきか、という指針を与えるものである。

クルアーンはまず第一に、個々の人格の啓発を目指している。つまり各人は創造者にたいし、個人的責任を負っているのである。この目的に沿ってクルアーンは種々の訓戒をたれているばかりでなく、同時に人々に充分納得させるよう試みている。それは人間の理性に訴え、その手段として物語、寓話、比喩を用いている。またそれは神のさまざまな属性、唯一神にして全宇宙の創造者、全知、全能で死後われわれを蘇えらせ、われわれの現世における行為に審判を下し、公正で慈悲ぶかき神等の性質について詳述している。

クルアーンはまた、最善の礼拝はいかなるものかを指摘して神を讃える方法について述べ、人間の神、仲間、自分自身にたいする義務が何であるかを指摘している。われわれは自分自らに属すのではなく、われわれをこの世に送り出された神に属しているために、自分自身にたいする義務が生ずるのである。クルアーンは社会生活、商業、結婚、遺産相続、刑法、国際法等に関する最上の法則について言及している。ただしクルアーンは、決して通常の意味での書物ではない。それは二三年にわたり、折にふれて神の使徒に下され、人類に送られた神の言葉の集大成なのである。

六十八 クルアーンは何十回となく、ハディースが法律的に重要なものである旨言及している。「神の言いつけを守り、この使徒の言いつけを守れ。」(第四章五九節)「使者がなんじらに与えるものを受け、禁ずるものを避けよ。」(第五章七節)「いい加減な思惑で喋っているのではない。あれはみな彼に啓示されたお告げに他ならない。」(第五章三三四節)「まことに神の使徒だけは、ひたむきに神と最後の日を望み、たえず神を心に念ずる者の見事な模範であった。」(第三章二一二節)

このように聖なる使徒の命じたことは信者にとり、それがいかなるものであっても、使徒の背後に控えている神の意志なのであった。啓示を受けなかったおりの預言者はまた、常識にかなった意見をきちんと述べるよう個人的な努力を払っていた。神がその意見をよしとしない場合には、啓示が下ってそれが訂正されたのである。

ハディースの内容が形成されるこのような過程は、後になつてはじめてムスリム社会に知られるようになったが、実際には特に重要な影響をもつものではない。ハディースは、以下に述べるような他の重要性をもっているのである。

六十九 クルアーンは往々にしてきわめて簡潔である。そこで人々は、具体的適用の方法、あるいは詳細な説明、必要な解釈を、預言者の言動の中に求めるのである。一例をあげれば次のようなものである。クルアーンは、実際にどのようなようにしてなされるべきかという詳細について触れずに、ただ「礼拝を行なえ」といっている。

預言者にしてもすべての問題を言葉だけで説明することは不可能であった。それゆえに彼はある日、信徒に告げていつている。「私を見るのだ。私がどのようにに礼拝するかを見て、私のする通りにするのだ。」

クルアーンは、神のことを「王」、人間を「下僕」という言葉でわかり易く表現している。王は自分の下僕に使命を与えるさい、使者を立てて自分の訓令をこの使者にことづける。したがってこのような場合、当然暗黙の了解事項が存在し、繰返しや表現形式の変更が予測される。かくして神は時に一人称、時に三人称で語りかけるのである。

神は自分のことを「われら」と同様「私」といふもの、決して「彼ら」とはいわない。これは折にふれて下された啓示の集大成であり、初心者はこのような事実を思い起す必要がある。したがってその真意を充分に把握するために、クルアーンを繰返しひもとかなければならない。クルアーンはあらゆる人々、あらゆる場所、あらゆる時代にたいする指針なのである。

六十六 クルアーンの措辞、文体は格調高く、その神聖な質に相応しい。クルアーンの朗誦は、内容を理解せずにただそれに耳を傾けている者の心すら動かすのである。ちなみにクルアーンは（第一章八節、第二章三節、三章三節、一〇章三八節参照）神から下されたものであるという主張ゆえに、人間とジンにたいして、クルアーンの数節に匹敵する章句をできるものなら力を合せて作ってみよ、と挑戦している。今日に至るまで、この挑戦に応じえた者はいないのである。

ハディース

六十七 イスラームの預言者ムハンマドについて語られた逸話は、ハディースと呼ばれている。ハディースには、彼の言動、あるいは彼の弟子が彼の前で云ったり行なったりしたことについて、彼がたんに黙認した事柄さえ含まれる。この黙認は、人々の問題の行為が容認されることを意味しているのである。

ある。

七十三 アッリタバリーのタアリーフ（歴史）の一節によると、マッカのムスリムが同郷の士から迫害されてエチオピアへ難を避けた時、預言者はネガス宛ての親書を彼らに託したといわれる。

同様にヒジュラ暦以前に彼が自ら書いた他の文書がいくつか存在しているが、故地を去ってマディートナに移住し、親しく國政にたずさわって以来、彼の書いた書簡、文書の数、扱った問題の種類は日を追って増えていった。

七十四 マディートナに移住後はどなくして、彼はムスリムと非ムスリムにより構成される都市國家をこの地に築くことに成功した。そして彼はこの國家に成文憲法を与えた。

この憲法の中で彼は、國の長ならびに臣下の義務と權利を明確にし、この國家機構が機能するために必要な条項を定めている。この文書はわれわれの許にまで伝えられているのである。預言者はまたこの國家の國境を文書で定めている。

これとは同時に彼は、全ムスリムの人口調査を行ない、記録にとどめるよう命じている。アル・ブハーリーによると、その結果千五百名の届出があったといわれる。

七十五 さらに同盟条約および平和条約が、アラビアの多くの部族との間に締結された。時には条約文は二部作成され、双方が一部づつ保存している。臣従を誓った族長には勅許状が授与され、彼らは庇護の下におかれ、土地、水源等に関するそれまでの既得權が保証された。

イスラーム國家の拡大に伴い、各地方の役人が自発的に行なったある種の法的、行政的決定を改めたり、これらの役人により中央政府に寄せられた質問に答え、税金に関する諸問題の処理等のための新しい法律、

七十 預言者ムハンマドは人生におけるすべての重要な事柄について、たんに教えをたれるばかりでなく、その教えを実行に移しているという事実が、ムスリムにとってハディースの重要性を増大させている。

彼は神の使者に任ぜられてから、二三年間この世で生を営んでいるが、彼は自ら全身全霊をうちこんで実践した宗教を、自分の社会に遺したのである。彼は自ら最高の長として統治した国家を創設し、国内の治安を維持し、外敵にたいしては防衛の軍隊を指揮し、臣下の訴訟を裁いては判決を下し、罪人を罰し、同時に生活全般にわたる法を制定している。

彼は結婚もし、家庭生活の範を示した。彼が自分是他の人々に課した法の適用範囲の外にある、などと公言したことがないという事実は注目しよう。それゆえに彼の実践は、たんに個人的なものにとどまらず、その教えの詳細にわたる解釈、適用でもあったといえる。

七十一 一個人として見た場合ムハンマドは、自分の行為については注意ぶかく、慎重であった。また使徒としての彼は、神との交信、神の言葉であるクルアーンの保持に必要かつ可能なあらゆる措置をとった。もしも彼が、自分の言葉を保持するためにこれほどの措置をとったとするならば、大変な利己主義者と見なされたであろう。このような理由により、ハディースは、クルアーンとはまったく性質の異なったものである。

公的記録

七十二

ハディースの一部は、当然のことながら、預言者の公的な記録として書き留められたもので

行政措置の伝達のため、地方長官との間にかんがりの通信が交わされたのは当然であった。

七十六 またイスラーム布教のために、他国のさまざまな君主、たとえばアラビア半島の族長たち、ビザンチンやイランの皇帝、エチオピアのネガスといった人々に宛てられた布教書簡もあった。

七十七 軍事的遠征の都度志願兵が募集され、彼等の名簿が記録、保存された。また戦利品が、遠征に加わった者の間で公平に分配されるように、詳細にわたる目録が作製された。

七十八 奴隸の売買と同様に、奴隸の解放も証書によってなされた模様である。預言者自らにより記されたこの種の文書が少なくとも三通現代にまで伝わっている。

七十九 ここで一つ興味のある出来事を述べてみよう。ヒジュラ暦八年のマッカ占領の当日、預言者はいくつかの法律条項を含む重要な宣言を行なった。あるイエメン人の要求に応じて預言者は、この宣言文の写しを用意し、この人物アブー・シャールに手渡すよう命じている。

八十 またクルアーンの翻訳に関する一例をとりあげてみよう。預言者は、すべてのムスリムがアラビア語で礼拝を行なうべきであると定めている。ところであるベルシャ人たちがイスラームに帰依したが、彼らはクルアーンのアラビア語原典、各章を暗記するまで礼拝を引き延ばすことをよしとしなかった。

そこで預言者の承諾を得て、アラビア語に精通しているベルシャ出身のムスリム、サルマーン・アル・ファリーシーが、上述したようなベルシャ人改宗者の要望に應えるため、クルアーンの第一章をベルシャ語に翻訳した。彼らはアラビア語原典を暗記するまで、この訳を用いたのである（サラフシーの「マブスート」第一章三七頁、タージュッシャリーアの「ニハーヤト・ハシヤトルルヒデーヤ」礼拝の章参照）。

八十一 預言者の時代の上述のような記録は数百ページに及んでいる。

預言者は、特に一般教育に関心を寄せていたと思われる。彼は常日ごろ、「神は私を教師（ムアッリム）として遣わされた」といつていた。マディーナに着いた彼が最初に行なったことは、モスクの建設であった。そしてその一部は学校にあてられた。これが有名なスッフアで、夜間は寄宿舎として、日中は講堂として、この施設の利用を希望するすべての人々の便宜に供された。

マッカ人からなる偶像崇拜の徒の軍隊がバドルで潰滅され、多数の捕虜が捕えられたヒジュラ暦二年に、預言者は読み書きの出来る捕虜は誰でも、十人のムスリムの少年に読み書きを教えることで保釈金に代替されると命じている（イブン・ハンバルおよびイブン・サアド参照）。

クルアーン（第二章二八二節）もまた、商業上の信用取引は、二人の証人が裏書きした文書記録によつてのみ行ないうると規定している。これらならびに他の取決めは、ムスリムの間で読み書きできる者の数を急速に増加させるのに貢献した。

預言者の教友たちが、彼らの最高指導者の宣言文の保存に、かつてない程の関心の昂まりを示したのは驚くにあたらない。誠実な新改宗者のすべてがそうであるように、彼らの献身と熱意はきわめつきのものであった。以下に述べるのは、その典型的な例である。

ウマルの報じているところによると、マディーナに到着した彼は、その地のムスリムと義兄弟の契を結び、二人は交替で養母子の畑で働いた。これは預言者がマッカからの避難民の社会復帰のために、有名な義兄弟の契を命じた頃の話である。ウマルが仕事に出る時には、彼の義兄弟は預言者の許を訪れ、夕方になると彼は預言者の許で見聞した事柄を逐一ウマルに報告した。ウマルも、自分の番には同じようにした。このようにして二人は、預言者の周囲で起ったこと、例えば新しい法律の発令、政治、防衛問題の検討等

に関する諸事実を、つねにおくれをとらずに知ることができたのである。

預言者の生涯に関するハディースの編集については、以下に述べる出来事がその何たるかを物語っているであろう。

預言者の時代の編集活動

八十三 アッヒティルミズイーは以下のように記している。ある助力者^{アシヤル}（マディーナのムスリム）がある時、自分の記憶力が悪いので、有益な説教をすぐに忘れてしまうと預言者にこぼした。すると預言者は、「お前の右手に助けをかりるがよい」（つまり言葉を書き留めるがよい）と答えている。

八十四 種々の記録（アッヒティルミズイー、アブー・ダーウード等）によれば、マッカ出身の若者アブドゥッラーフ・イブン・アマル・イブヌル・アースは、預言者が日頃口にした言葉をすべて書き留めていた。しかしある時彼の仲間が、預言者も人間なのだから時には幸福で満ち足りているが、苛立ったり、腹を立てたりすることもあるだろうから、彼の言葉を何から何まで書き留めるのは望ましくないと非難した。

そこでアブドゥッラーフは預言者のもとに赴き、彼の口にする言葉をすべて書き留めてもよいかと訊ねた。すると預言者は、それを快諾した。アブドゥッラーフがさらに念を押して、「貴方が倅せで満足している時でも、貴方が腹を立てている時でもよろしいでしょうか」と訊ねると、預言者は答えている。「もちろん、神にかけてよろしい。この口から出る言葉に嘘偽りは決してないのだから。」

アブドゥッラーフは、自分の編集した伝承集を「サヒーフ・サーディカ（真実の書）」と名づけている。

この書は数世代にわたり、独立の労作として教え、かつ伝えられたが、のちにこれは、イブン・ハンバルやその他の人々により編纂された龐大な伝承集の中に組入れられた。

アッリダリミーとイブン・アブドゥル・ハカムの伝えるところによれば、このアブドゥッラーフの弟子たちが彼の許に集った時、ある男が訊ねた。「ローマとコンスタンティノープルのどちらの都市が、先にムスリムの手に陥るでしょうか。」アブドゥッラーフは古い箱を持ってこさせ、中から一冊の本を取り出してしばらく頁をめくってから、次の一節を読みあげた。「ある日われわれが、預言者の言葉を書き留めるため彼のまわりに座っていると、ある男が彼に訊ねた。「ローマとコンスタンティノープルのうち、どちらが先にムスリムの手に陥るでしょうか。」すると預言者は答えた。「ヘラクレイオスの子孫たちの都市である。」」この叙述は、預言者の教友たちが、彼の生存中からすでに、彼の口にする言葉を書き留める習わしであったことを明らかにしている。

八十五 アナスの場合は、さらに重要である。彼は僅か十才で読み書きができた、マディーナでは稀な人物であり、敬虔な両親は、従者として仕えるよう預言者に彼を差し出した。アナスは預言者の死まで、従者として彼につき従ったのである。

昼夜をわかず預言者の傍にいた彼は、他の人々には不可能なこと、つまりいつも預言者と会い、彼の言葉をいつも耳にする機会に恵まれていた。「書き留めるという手段で、学問を自らのものとせよ」という預言者の言葉を記録したのは、他ならぬこのアナスであった。

はるか後になって、アナスの弟子の一人は、以下のように伝えている。もしわれわれが大勢で異なった意見を主張すると、アナスは記録を記した頁を開いてこういうのが常であった。「ここに預言者の言葉の數

々がある。これらは私が書き留め、さらに誤りがあったら訂正して貰うため、預言者の前で声を出して読みあげたものである。」この記述の重要性は、預言者の生存中に編纂作業が行なわれたことばかりではなく、預言者自身による照合、確認がなされた事実を明らかにしている点にある。ちなみにこの事実に関しては、多くの権威ある人々、例えばアッラムフルムジー（ヒジュラ暦約三六〇年歿）、アルハキーム（四〇五年歿）、アルハティブ・アルバグダーディー（四六三年歿）その他の偉大な伝承者たちが、上代からの典拠によりながらこれを立証している。

預言者の教友時代の編集

八十六 預言者の歿後、彼の伝記をめぐる関心が高まったのは当然の成行きであった。教友たちは、自分たちが預言者について知っていた数々の逸話を、子供や身内の者のために残している。新しい改宗者はこの宗教の由来を熱心に知リたがったが、ハディースを直接耳にした者の数は、彼らの死により、日に減少していった。このような状況が生き残った者たちに、彼らの記憶を保存するため、それまで以上の関心を高まらせる結果となったのである。

かくして預言者の歿後、彼の教友の話をもとにして、龐大な量におよぶ預言者の言行録の編集がなされたのである。これらの言行録が第一次資料によっていることはいうまでもない。

八十七 預言者は、アムル・イブン・ハズムをイエメンの長官に任命したさい、アムルが遂行すべき行政上の義務に関して、文書による訓令を与えている。アムルはこの文書を保管するのみでなく、預言者がジュハイナ、ジュザーム、タイイ、サキーフ等の諸部族に宛てて書いた二十一の文書の写しを入手して、

これらを公文書集成として編集した。ちなみにこの労作は、今なお現存している（イブン・トゥールーン、「イアラームツ・サイイリーン」付録参照）。

八十八 ムスリムの「サヒーフ」によると、ジャービル・イブン・アブドゥッラーフは、マッカ巡礼に関する伝承を集めて小冊子を編んだといわれている。この中で彼は、預言者の最後の巡礼について述べ、さらにそのさい預言者が行なった有名な別れの説教をも記載している。

またその他の記録は、ジャービルの弟子たちが暗誦するのを常としていた彼自身の「サヒーフ」の存在について言及している。おそらくこの書は、預言者の全般的な言行を収録したものであるう。

八十九 預言者の教友、サムラ・イブン・ジュングブとサアド・イブン・ウバーダもまた、彼らの子孫のために回顧録を編纂したと伝えられている。彼らについて言及しているイブン・ハジャールは、サムラの著書は尨大なものであったと付け加えている。

また預言者が他界した折にはまだごく幼なかつたイブン・アッバースは、年上の教友たちから多くの事柄を学び、これらに基づいて尨大な著作を編んでいる。伝記作者たちは、「彼が死んだ時、駱駝に満載するほどの著作を残した」と述べている。

教友たちの間では最も偉大な法学者の一人であるイブン・マスウードもまた、ハディースの編集を行なっている。のちに彼の息子アブドゥッラーフマーンは、それを自分の友人たちにはばば披露していた（アル・ハキーム、「アル・ムスタドラク」のイブン・マスウードの章参照）。

九十 アル・ブハリーは、アブドゥッラーフ・イブン・アビー・アウファ、アブー・バクラ、アル・ムギーラ・イブン・シュアバたちが、文通によりハディースを教えていたと伝えている。彼らは預言

者について知りたい者に文書で回答していたのである。彼らはさらに、例えば役人や友人たちに、当時の諸問題に関する預言者の決定について、積極的に情報を提供している。

九十一 数多くの記録（例えばイブン・アブドール・バツルの「ジャーミウ・バヤースル・イルム」に残されている以下のような報告は、さらに示唆的である。ある日アブー・フライラの弟子がいった。「貴方はかくかくのことを私に教えて下さいました。」明らかに年をとり、記憶力も薄れていたであろうアブー・フライラは、このハディースを信じようとしなかった。しかし彼の弟子が、自分は彼自身からこれを学んだとさらに主張すると、こう答えている。「お前が私からそれを習ったとすれば、それは私の著作の中にある筈だ。」それから彼は弟子の手をとって自分の家に案内し、「預言者のハディースに関する多くの著書を彼に見せた。そして彼はついに問題の個所に関する記述を発見したのである。それから彼は声高にいった。「どうだ私はお前に、私から学んだとしたら必ず自分の著作の中にある筈だといったらう。」この話の中で「多くの著書」という表現が用いられているのは、注目に値する。アブー・フライラはヒジュラ暦五九年に他界しているが、彼は弟子の一人、ハンマーム・イブン・ムナッビフに、預言者に関する百三十八の伝承からなる小作品を口述（もしくは書き残）している。ヒジュラ暦一世紀の前半に書かれたこの著作も、現存しているのである。

これによりわれわれは、後に編集された伝承集との対照が可能であり、同時に初期ムスリムたちのハディースに関する記録が、後代のために細心の注意を払って保存されてきたという事実をも確認しうるのである。

九十二 アッ・ザハビー（「タズキラトール・フッファーズ」）は次のように報じている。カリフ、ア

ブー・バクルは五百にのぼる伝承をのせた著作を編み、これを娘のアーイシャに手渡した。しかし翌朝彼はそれを娘からとりあげ、「私は自分が理解したことを書き留めたが、預言者が口にした言葉と文字通り一致しない箇所がいくつかあるに相違ない」といって、廃棄してしまった。

ウマルに関しては、マアマル・イブン・ラシードを典拠として以下のことが明らかである。ウマルはカリフの地位にあった時、ハディースの編纂について預言者の教友たちと相談したが、彼らは皆この考えを支持した。しかしウマルはためらい続け、まる一月もの間神の導きと啓発を求めて神に祈った。結局この仕事に着手しないことを決めた彼は、こういつている。「昔の人々は、啓典を疎かにし、預言者たちの行ないだけに注目した。私は聖なるクルアーンと預言者のハディースとを混同する可能性をもたらしたくない。」

最近の研究により、ハディースの記録について証明する公式の報告によれば、五十名以上の預言者の教友たちがこれにあたっていたらしい。ただしその詳細をここで論ずることはすまい。

ハディース記録の禁止

九十三 アブー・バクルとウマルに関する上述の逸話は、彼らが伝承の真の意味について説明している限りにおいて重要である。もしもハディースの記録が実際に一般的に禁止されたとすれば、預言者の教友の中でも主だったこの二人が、それを編集することすら思いつかなかったであろう。そして彼らがハディースを記録するという考えを放棄するにあたっては、この考えに賛成した人々をいふくめるために彼らは、預言者自らが禁じているという以外の理由を見出しえなかったであろう。

われわれの知る限りでは、預言者がクルアーン以外に何も記録してはならないと命じたと伝えている報告者は、アブー・サイド・アル・フドリ、ザイド・イブン・サービト、アブー・フライラだけである。預言者のこの指示については、どのような機会に、どのような文脈の中でいわれたか不明である。

アブー・サイド・アル・フドリとザイド・イブン・サービトは、預言者の教友の中では年若い方であつたという事実に留意すべきであろう。ヒジュラ暦五年に彼らは、十五才そこそこであつた。そこで彼らがいかに聡明であつたにせよ、預言者が遷都した当初の数年間、彼らに自分の言葉の記録を禁止したことは、理解しえぬ訳ではない。

アブー・フライラについては、彼自身「ハディースに関する多くの著書」を編んでいるとすでに述べた。彼がきわめて敬虔であり、厳正、厳格であつた点は歴史上よく知られている。したがつてこのような人格の持主が、のちに預言者自身の禁止の解除を聞かずに、預言者の明瞭な禁止令を破るなどということは考えられない。アブー・フライラは、ヒジュラ暦七年にイエメンからやってきて、イスラームに帰依した。改宗当初預言者は、彼にクルアーンの記録のみを命じ、そして彼がクルアーンを会得し、聖典とハディースの区別が可能になつた後には、ハディースの記録を禁止する理由がなくなつたと見ることができよう。イブン・アッバースもまた、預言者とは関わりなくあくまでも個人的意見として、ハディースが記録のかたちで編まれるべきでないといったと伝えられている事実は、重要である。ただし彼は、上述したように、ハディースの記録を委ねられた預言者の教友たちの、誰よりも多くのハディースを記録しているのである。

これらの人々は、その敬虔さ、預言者の指示を良心的に遵守する点で知られていた。それにもかかわら

ず、彼らの言葉と行為の間に矛盾があることは、ハディース記録の禁止令が、上述の話の中でわれわれにまで伝わらなかったある文脈をもち、さらにその禁止令に関しては、それが限られた範囲のものであるという推論を支持するものである。したがってわれわれは、預言者の相矛盾する命令を二つとも拒けるのではなく、双方の相違を調和させるよう努めなければならない。

九十四 ここでの問題に関する可能な説明を、三つあげてみよう。

(一) 禁止令は、おそらく個人的なものであったに相違ない。これは新たに筆記術を覚えた者たち、あるいは新たにイスラームに帰依した者で、クルアーンとハディースの区別がほとんどできぬ者を対象としていた。この禁止令は、彼らが十分な養育をつけたのちには破棄されている（例えばアブー・フライラはイエメン出身である。おそらく彼は、マッカ、のちにマディーナで一般的に用いられていたいわゆるアラビア文字でなく、ムスナド文字あるいはヒムヤル文字に通じていたものと思われる）。

(二) この禁止令は、クルアーンの原文と注釈との混同をいかに些細なものであれ避けるために、クルアーンが書かれている紙には、ハディースの記録を避けるというだけの意図しかなかった、とも考えられる。これについては、アブー・サイド・アル・フドリが以下のような示唆的な情報を残している。「ハディース記録のこの特別な方法にたいしてなされたウマルの公式的な禁止令をわれわれは知っている。」

(三) これは預言者の特別な話、例えばイスラームの未来、その偉大な精神的、政治的征服に関する彼の予言にたいする禁令であった、とも考えられる。つまり宿命論がある種の人々に努力の精神を放棄せぬように、という配慮に基づく禁止ではなかったかということである。

九十五 他にも説明を挙げることが可能であるが、さしあたり以上の三点で充分であろう。

後の世紀

九十六 ハディースの編集が始められた当初は、個々の教友が自分自身の記憶を書き留めたので、それは短く個人的なものであった。

次の世代では学生たちが一人だけではなく多くの師の講義に出席したため、出所の相違を注意深く書き留めながら、種々の記憶をとりまとめ大きな著作を編むことが可能になった。

数世代ものちになると、預言者の教友のあらゆる記憶が蒐集され、さらにのちにはこれらの伝承を主題別に分類し、それを法解釈ならびに他の諸学問に適用する試みがなされたのである。クルアーンと同様にすべてのハディースは暗記すべきものとされ、記憶の補助として書かれたテキストが用いられた。資格と権威を兼ね備えた師から学ぶということも、また必須条件であった。

ハディースにたいする細心の注意と、その保存のためにとられた上述のような三つの方法は、若干の人により厳格に守られたが、皆が皆そうとは限らなかった。したがってそれぞれの師により信憑性には相違がある。

九十七 預言者の歿後間もなくハディースの記録者たちは、問題とされる知識の本源として預言者の名を伝えるばかりではなく、その知識がどのような経路をへて得られたかについても記述するのを常とした。

例えばアル・ブ・ハリーは以下のように書いているのである。「私の師イブン・ハンバルはいった。私は私の師アブドゥッラッザークがこういうのを聞いた。私の師マアマル・イブン・ラシードが私に語った。私は私の師ハンマーム・イブン・ムナッビフが私にこういうのを聞いた。私の師アブー・フライラが私に

こういった。「預言者が、かくかくしかじかであるというのを私は聞いた。」要するに預言者に関する片言隻語にいたるまで、上述のように連綿とつづく徹底的な参照の鎖が示されているのである。

このような参照はアル・ブ・ハーリーの「サヒーフ」に限らず、イブン・ハナルの「ムスナド」、アブ・ドゥ・ラザークの「ムサンナフ」、マアマルの「ジャーミウ」、預言者の教友アブー・フライラがハンマームに書き取らせた「サヒーフ」においてもなされているのである。幸いにも現在われわれに残されているこれらの著作中の参照の鎖は、いささかの異同もない。

このような一連の信頼にたる典拠の存在を前にしては、例えばアル・ブ・ハーリーが話を捏造しそれを預言者のものとしたといった中傷はあたるまい。彼が勝手に一連の伝承者の名前を捏造したとか、民間伝承あるいは当時巷間で語られていた話を蒐集したものにすぎず、それを預言者の言葉としたものだといった類の意見は、馬鹿げた仮定、下心ある誹謗にすぎない。

結 論

九十八 イスラームの宗教的教義が初期から現代まで保持されてきたのは正しい保存のための三つの方法、つまり暗記、資格ある師の許での記録、学習によっている。そのさい一々の方法は他を補強し、報告の総体を三層に確実なものとしているのである。

このことはクルアーンと同様、預言者の言行、ならびに教友たちの行為にたいする彼の暗黙の承認に関する、教友たちの記憶からなるハディースにも妥当する。同時に宗教の創始者として、預言者ムハンマドが多大な成功を収めた事実が想起されるであろう。事実彼は、ヒジュラ暦一〇年に巡礼のためマッカを訪

た約十四万のムスリムが集うアラファート（マッカ）で、説教を行なっているのである（ここにはこの年マッカに来なかったムスリムの数は含まれていない）。

預言者の教友であった伝記作者たちは、預言者の生活について少なくとも一つの話伝えていて彼の教友の数は、十万を超えていると主張している。伝承には繰り返しが多いが、同じ出来事を繰り返し述べている典拠の多様性は、記録の信頼性をいやすものといえよう。

イスラームの預言者の生涯に関するハディースは、（重複するものを除いて）全部で一万あり、これら一万のハディースは、精神的な問題、世俗的な事柄について弟子たちに与えた指示をも含めて、彼の生涯のあらゆる側面に及んでいる。

第三章 人生に関するイスラームの概念

任意の社会、国民、あるいは文明の活力は、そこに育まれ、実行に移される人生哲学に大部分依存している。人間は本来まずは自分自身の個人的な利益、ついで近親者たちの利益以外について考えようとはしないものである。ただしいかなる時代にも、特に他よりも傑出した人間の集団が存在するのである。過去の数多くの文明——現在われわれは新しい文明の夜明けに在るといえようが——の特徴と特殊性を考察してみると、たとえある集団がある時代の文明の担い手として有名になったとしても、このことは同時代の他の集団すべてが、未開の生活の段階にあることを必ずしも意味しないと気付くであろう。

文明の発展段階においてはむしろ、一つの集団は他より相対的に卓越しているといえるばかりなのである。例えばフェニキア人が歴史の舞台に登場し、輝やかしい文明を築きあげたさいにも、同時代のいくつかの他の国民が、適当な活動の場と機会に恵まれこしなかったが、ほぼ同じ程度文明化されていたとも考えられるのである。

アラブ・イスラーム時代には、ギリシヤ人、ローマ人、中国人、インド人等が文明人としての特徴をす

べて備えていたにもかかわらず、その時代の文明の旗手として高みに立つことはなかった。

現在においても、アメリカ人やロシア人が、彼らの核保有力その他の点で指導的立場を誇っているとはいえ、イギリス人、中国人、フランス人、ドイツ人がすぐ後に続いている。同時にある国民はこのような発展を見せているにもかかわらず、二十世紀後半の現在においてすら、地球上のある部分では、事実上食人種とはいわぬまでも、いまだに未開の状態にある人間もいる。

一〇〇 ここで当然、なぜある国民が急速に発展し、他の発展が緩慢なのかという疑問が生じてくる。ギリシャ人が輝かしい文明を誇っていた時代に、西ヨーロッパが未開の状態にあったのはなぜであろうか。アラブが隆盛をきわめていた時に、なぜロシアは一般に未開の状態にとり残されていたのか。

同様の疑問は、さまざまな時代のさまざまな国々について提起されるであろう。これはごく単純に機会状況にのみ帰せられる問題であろうか。それとも何人かの秀でた個性と高邁な人格の持主が、たまたまある人間集団に生れ、他の集団にはその幸運が訪れなかったという事実によるものであろうか。

これについては、ある集団の成長を助け、他を阻害し、時には絶滅に導く、幾多の複雑な諸原因により複合的な説明も可能であろう。

一〇一 問題はこれにのまどまらない。ある一時的な隆盛のうち、ある国民は半未開の状態とはいわぬまでも、なぜ以前とは異なり暗黒の時代の後退するのであろうか。

一〇二 ここで、現代のイスラームとの関連において、これらの問題を探究し、出来ればそれが現在存続しうる可能性について論じてみることにしよう。

一〇三 イブン・ハルドゥーンの説を信ずるならば、生物学的要素がもっとも主要な原因となる。一

世代の終りには、民族はその活力を完全に消耗しきってしまい、若返りを目指すためには、一族の中で少なくとも支配的立場にある男性の交替が必要である。この民族理論は、よしんば学問的誇張にすぎぬとみなされるにせよ、民族的単位文明、および改変を許容しない宗教に妥当する。

幸いにしてイスラームは、このような周期的退廃の例には該当しない。なぜならイスラームの信者はあらゆる人種を網羅しており、イスラームは世界のあらゆる場所で、大なり小なり発展しつつづけているのだから。さらにイスラームはその共同体内で、人種的偏見をほとんど完全に払拭しており、その指導者、旗手としていかなる人種に属する者をも躊躇なく受け入れるという、周知の特徴を持っているのである。

クルアーンが命じている組織的な奴隷の解放は、さらに一つの榮譽ある例証といえよう。事実歴史をふり返ってみれば、新たに解放された奴隷を支配者と仰ぐ王朝がいくつも存在しているのである。

一〇四 ある文明の興亡は、一にその基本的な教えの質の如何にかかっている。もしもその文明が、成員に現世の否認を求めるならば、精神的には確かに偉大な発展を遂げるであろうが、人間の他の構成要素、つまり肉体、知力等はその自然の務めを果たすことが許されず、その開花を待たずして死に絶えてしまうであろう。

他方もしある文明が、人生の物質的側面のみを重視するならば、人間はこの面では偉大な進歩を遂げても、他の側面を犠牲にってしまうであろう。このような文明は、ブーメランが自らを殺す結果を招くように、結局は絶滅することになる。なぜなら物質主義は、しばしば利己主義を生み、他人の権利を尊重する態度を欠き、ひいては報復の機会を狙う敵を作りだすものなのだから。その結果は殺し合いということになる。

二人の山賊の話は余りにも有名である。彼らはある日獲物を手に入れた。彼らの一人は町に食料品を買いに出かけ、もう一人は食事を用意するための薪を集めねばならなかった。しかし二人は心の中で相手ののけ者にし、不法に入手した獲物を独占しようとしそかに企んでいたのである。そして買物に出かけた男は食料に毒を盛り、他方彼を待ち伏せていた仲間、町から帰ってきた彼を殺してしまった。しかしこの男もその食料を口にして毒にあたり、あの世への道連れとなった。

一〇五 ある文明の教えが、発展と環境への適合性に相応しい内在的能力をもっていない場合、その文明は他の欠陥をかかえているといえよう。その教えが特定の時代、特定の環境にとつていかに好ましいものであったにせよ、それは他の時代、他の環境にとつても同じであるとはいえない。後代の人々がこのような教えに魅惑されるとすれば、それは明らかに致命的な誤ちとなるであろう。

ごくありきたりの例がこの点を説明してくれる。電灯などというものがなく、宗教的儀礼を主催する機関にきちんとした収入もない場合、夜人々が訪れる宗教的な場所に燭燭をともすことは敬虔な行為であった。悔悛者の敬虔な行為こそ、それ以外には容易に償いえないような神にたいする、または人にたいする罪を払拭し、相殺するものであるということに反対する理由は何一つない。

しかしすでに煌々と電灯が輝いている場所に燭燭をともすのは、消費以外の何ものでもないといえないであろうか。以下にこのような状況におけるイスラームについて検討してみよう。

イスラームのイデオロギー

一〇六 イスラームのモットーは、クルアーン（第二章一〇一節）中の言葉、「現世における幸福と

来世における幸福」に要約されている。

イスラームは確かに、超精神主義者（現世のあらゆる事柄を否定し、自らに難行苦行の義務を課す人々）や超物質主義者（他人の権利を信じない人々）のいずれをも満足させることができない。ただし中道を歩み、人間として全体的に調和のとれた均衡を創造しながら、肉体と精神を同時に向上させようと努める圧倒的多数の人々に、実践可能な教えである。

イスラームは、人間を構成しているこれら二つの要素の重要性、その不可分性を強く主張しており、一方のために他が犠牲となってはならないとしている。イスラームは精神面での義務と実践を規定しているが、これは物質面での利益も含んでいるのである。

またイスラームは現世的に有利な行為を認めているが、これはその行為がいかに精神的満足の源たりうるかを示しているといえる。以下に述べる例証が、この点を明確にするであろう。

一〇七 精神的実践の目的が、必然的存在者（ザート・ワジブ・イルル・ウジュード）、われらの創造者、われらの主に一層近づき、主の恩恵を勝ち取ろうという試みにある点に異存はないであろう。それゆえ人間は神の目で見、神の言葉で語り、神の意志で意欲するために、クルアーン（第二章一三八節）が命じているように、「自らを神の色で染め」ようと試みるのである。要するにハディースが述べているように、ささやかな人間の能力に応じて完全に神の意志に従い、神を模倣しようとさえ企てるのである。

信者はクルアーンが定めた時期に断食をしなければならない。これは神の命令なのである。主の命令に従うことは、それ自体敬虔さに他ならない。しかし断食はさらに、肉体を弱めこそすれ、物質的欲求を抑えることにより、魂を堅固なものにしているのである。信者は精神的な昂揚をおぼえ、神がわれわれのた

めに為された恩恵に思いをいたし、その他数々の精神的利益を勝ちとることになる。

また断食は、物質面でも利益をもたらすものである。空腹や喉の渇きを覚える時に人間は、内分泌腺から種々の酸を分泌して胃の中の細菌を殺す。また危機に直面したさいにも欠乏に耐え通常の務めを滞りなく遂行する力を涵養することもできる。もしも信者が物質的な目的のためだけに断食を行なうならば、そこには精神的な価値は少しもないが、神の御心に叶うよう断食をするならば、物質面の諸利益も決して失なわないのである。

これ以上細かな議論に立ち入ることはしないが、イスラームのその他の精神的行為、実践は、すべて同様に精神的、肉体的両面の効用を兼ね備えている。個人的、集団的礼拝、神の家に巡礼するさいの自己否定、貧者にたいする慈善行為、最低限の義務以外の宗教的、精神的実践のすべてについてこれが妥当するのである。信者がもつばら神のために行ないをすれば、そこには物質的利益を少しも損なうことなく、精神的利益がえられるという二つの利点があるといえよう。

これに反してひとがそれと同じことを、物質的目的のためだけに行なつたとすると、彼は自分の目的を達しえたとしても、精神的利益を完全に失ってしまうのである。ここで預言者の有名な言葉を想起する必要があるだろう。「まことに行為とは、もつばら動機、意図にもとづくもの。」

一〇八 ここで税金、戦争といった完全に世俗的な事柄について言及することにしよう。人々は政府に税金を支払うが、イスラームがそれを信仰⁽¹⁾(告白)、礼拝、断食、巡礼と同様に重要な信仰の五つの基本的要素の一つに数えあげているのは、驚くにあたらない。

これが持つ意味はきわめて深いのである。信者は精神的なものと世俗的なものを一身に統合しており、

彼が税金を支払うのは強制的な割当て、社会的義務としてではなく、もっぱら神のために行なう行為なのである。そしてこの税金支払いの義務が神聖なものとして精神的に理解され、何ことも隠しだてしえぬ神、われわれを来世において蘇生させ、現世での行為の評価を下し給う神にたいする義務である点が理解されれば、信者たる者がこの義務を遂行するにあたり細心の注意を払うかは、容易に理解されるのである。

同様にイスラームにおいては、神のために戦う以外戦争は禁じられている。このような戦士がより一層人間的であり、生命の危険を賭してまで世俗的な利益を求めはしない点は、推察に難くあるまい。現世的な義務を精神化するにあたりイスラームの意図するものは、人間の精神面の強化であり、これにより人間は物質的利益の追求から遠ざかり、もっぱら神の意に叶うよう努めるようになる。

偉大な神秘主義者アル・ガザリーの次のような言葉も、決して誇張ではない。「ひとがもし虚飾のために礼拝や断食を行なうならば、それは多神教徒のすることであり、自分自身を崇めているのであって万能の神を崇めているのではない。これに反してたんに肉欲のためではなく、神により課された務めを遂行するために妻と生活を共にするならば、それは敬虔な、信仰にかなった行為であり、神の御心にかない、その良き報酬に相応しいのである。」

注1 クルアーン固有の用法によれば、ザカートという言葉は喜捨を意味するものではない。それは農産物、採取された鉱物、商品、飼育された動物に課せられる税であり、これらの税が一括してザカートと呼ばれる。その用途についてはクルアーン第九章六〇節に記されている。その詳細は後の第十章参照のこと。

一〇九 このように人生のすべてを一つとみなす態度の当然の帰結としては、クルアーンがしばしば繰り返す「信じかつ善行をなせ」という二重の公式があげられる。

実践、実行の伴なわぬ信仰告白には、さしたる価値がないのである。イスラームは両者をともに重要視している。神にたいする信仰を伴なわぬ善行も、確かに社会的な観点からすれば、悪行を行なうより好ましいものである。ただし精神的な観点から見れば、信仰を欠いた善行は、来世における救済をもたらすものとはいえない。

一一〇 しかし善行と悪行はいかにして区別されるであろうか。まず初めにその基準となりうるのは天啓の法であるといえるが、結局個人の判断の根拠たりうるのは良心である。

問題が生じた場合、個人的に可能な場合はイスラーム法の原典を参照し、必要な場合には学識経験者の助言をまつことができる。ただし法学者は、自分に提供された事実のみをもとにして解答を与えるだけである。もしも意識的に、あるいはそれ以外の理由で具体的な事実が隠された場合、それによりもたらされる不正を法そのものに帰することはできない。

ここで預言者がある時述べた、魅力的な言葉を想起しよう。「人々よ、私のもとに持ちこまれた訴えにたいして、私は与えられた事実をもとに決裁しているが、もしも、情報が充分でなければ、不正な者にたいして有利な判決を下してしまうこともある。だがそのような者には、私が地獄の劫火を用意していることを知らせてやる必要がある。」またイスラーム法の原理を、次のように強調している。「たとえ裁判官がお前を法的に正しいとしても、結局は自分の良心に従うべきである。」（イブン・ハンバルとアッリダ・リミールにより伝えられた伝承による。）

るか、信者たる者は神の創造にあずかった才能、能力を充分に活用し、可能なかぎりのものを手に入れ、余沢がある場合には困窮者に分け与えるべきなのである。預言者は明言している。「身内の者が他人に施しを求めることのないように、彼らを拾福にしておいた方がよい。」

イスラームは信者にたいして厳しい日々の務めを課しているが、特別な難行苦行をなし、故意に貧困に耐えよとはいっていない。むしろクルアーンは、そのような態度をとる者を強くいましめているのである。「言ってやるがよい、『アッラーがせつかく下僕らに授けられた美しい飾りを禁止したり、おいしい食べものを禁じたのは誰だ。』言ってやるがよい、『こういうものは、復活の日に現世で信仰深かった人々の専有になるがよい。』このようにわれらは、ものの分った人々にいろいろな神兆を説き聞かせている。」

(第七章三二節)

聖法は次のようなことを認めている。故意に自分自身のためにものを拒否することは、必ずしも敬虔な行為とはいえない。それは法が禁じたものを避けるのと同じではないのだから。

神にたいする信仰

一一三 人間はつねに、神に依存するため、自らの創造主を知ろうと求めるように思われる。さまざまな時代、異なった文明における最良の宗教的指導者たちは、この目的のために、ある種の行為の基準を作りあげてきた。

原始時代の人々は、神の力と恩恵の現れを崇めたたえ、それによって神の意に叶おうと企てた。またある人々は二つの神、つまり善の神と悪の神を信じたが、彼らは二つの神の間に内輪の争いをもたらすよう

一一一 他人を一切無視して自分自身のことはかりを考慮するのは人間的な態度ではなく、動物的なものである。自分の必要が満たされてから他人の問題を考えるという態度はごく自然であり、当然許容される。

しかしクルアーンは、「たとえ窮乏していても、自分より他人を先んじて考える」(第五章九節)人々を高く称讃している。もちろんこれはその方が望ましいという意味であって、一般の人々に課せられた義務ではない。したがってこれを守らないとしても犯罪者、罪ある者とはみなされない。

またこの種の行為を推奨したものに、次のような有名な預言者の言葉がある。「他人のために善行をなす者は、最も良きものである。」

一二二 「なんじの主の恩恵をのべ伝えよ」(第九章一一節)といわれているように、クルアーンの中にある教えはイスラームの特徴的な側面といえる。預言者の次の言葉は、これをきわめて印象的に表現している。「神は自らの創造物である人間に、自分の恩恵の跡を認めることを好まれる。」

ある時一人の預言者の教友が、裕福な暮らしにもかかわらず、見すばらしい身なりをして預言者の前にやってきた。預言者がその理由を訊ねると、彼は自分自身より貧しい者の方が大切であり、それゆえ貧しいからではなく、敬神の念からこのようなみじめな服装をしていると答えた。預言者はそのような行為を許さず、自己犠牲の限界を設けて次のようにいっている(アブー・ダーウード参照)。「神が充分な収入を与えられた場合には、神の恩恵の跡を自らの上に示さなければならぬ。」またクルアーンは、さらに付け加えている。「……そしてこの世におけるなんじの役割を忘れてはならぬ」(第二十八章七七節)。

イスラームは、自ら労働にたずさわらず、他人の寄生虫的存在となるような者を容認しない。それどこ

な差別の論理的な帰結を見落していた。また他の人々は神を神秘のヴェールに包みかくしてしまい、その固有の存在さえも神秘化してしまった。

他方では、自分たちの神学上の概念を偶像崇拜や多神論と区別できなくしてしまうような象徴、経文、儀礼の必要を強く感じている人々もいたのである。

一一四 この面において、イスラームは際立った特異性をもっている。イスラームは神の絶対的な唯一性を信じ、(原始宗教や偶像崇拜の遺物と見なされるような)画像、象徴を一切認めない、固有の礼拝の作法を規定している。

イスラームにおいては、神は超越的、非物質的で、いかなる肉体的知覚をも超えたもの(「視覚をもってしては神を認めることができない。」クルアーン第六章一〇三節参照)であるばかりでなく、宇宙における内在者、遍在者、全能者なのである。

人間とその創造者との関係は直接的、個人的なものであり、なんらの中間的存在をも必要としない。多くの預言者のような最も徳の高い聖人たちも、たんなる導き手であり、使徒であるにすぎない。最終的に撰択を行ない、直接に神にたいして責任をもつものは、あくまでも個人なのである。

一一五 かくしてイスラームが、個人の人格の開発を追求していることは明らかであろう。イスラームは、人間が善悪の両方を持つ者であると認めている。ただし原罪のような考えは、妥当性を欠くものとして容認されていない。アダムがたとえ罪を犯したとしても、これは彼の子孫に責任を生じさせるものではなく、人間は各自、自分自身の行為にのみ責任をもつばかりなのである。

一一六 個人はそれぞれ弱点をもち、神あるいは仲間の者にたいして罪を犯すことがある。それぞれ

の罪には、原則としてそれに相応しい責任(罰)があるが、イスラームは悔い改めと、罪の補償を基礎とする免罪の可能性を認めている。

仲間になりたいする罪は可能なかぎり補償さるべきであり、犠牲者は代償を求めずに許すか、取りあげられたものを取り返したり、他と交換するといった何らかの方法で、許しを与えるべきなのである。

他方神にたいする罪の場合、人間は主から相応の罰をうけるか、仁慈あふれる赦しを受けるかのいずれかである。イスラームは悔い改めた罪人に赦しを与えるために、神がまず無実な人間を罰する必要性を認めていない。このような罪に価しない者にたいする懲罰は、神の不正を根拠づけるものに他なるまい。

社会

一一七 イスラームは個人の人格の開発を追究するばかりでなく、同時に社会的な集団生活の発展をも意図している。これは宗教的、世俗的両面における諸規定の中に認められるであろう。

したがって礼拝は、原則として集団的なものである(一日五回の礼拝に関しては、必要に応じて若干の例外もあるが、週に一度、また年中行事における礼拝には例外は認められていない)。世界各地から信者たちが一カ所に集まる巡礼は、この一層明らかな実例であろう。断食の集団的な側面は、世界中の信者たちが同じ月に一せいにこれを行なう事実にかである。

カリフを首長にいただく必要性、集団的な必要のために喜捨を支払う義務等は、すべて同一の目的のためにあることを証明している。集団、社会には、人間が個人的にもちえない力がある点はいうまでもないのである。

一一八 神自らがもつとも良く知れたまう理由によって、神は異なった人々にそれぞれ異なった才能を授けている。同じ両親から生れた二人の子供、同じ教室で学ぶ二人の学生が、つねに同じ素質、能力をもっているとは限らない。またすべての土地が一律に肥沃なわけではなく、気候も異なり、同じ種類の二本の木が、等量、等質のものを生産するとは限らない。それぞれの存在、一つの存在の各部分はみなその特殊性を備えているのである。

このような自然現象の特殊性にもとづき、イスラームは一方で基本的な平等性を認めると同時に、他方ではある種のものが他に優越するのを認めている。

万物は同じ主の創造にかかるとあるが、神の高い評価をかちうるために必要なのは物質的な優越性ではなく、個人の偉大さの基準となるのは敬神の念だけなのである。とりわけ現世における生はきわめて果敢ないものであり、当然人間と動物の行為には、確たる相違がなければならない。

国家

一一九 イスラームが連帯の基本的な要素として親族、血縁関係といった狭い条件を認めないのは、実にこのような意味合いからなのである。親族関係、同郷者間の絆は、疑いもなく自然なものである。しかし人類の関心は、他の同様な集団にたいするある種の寛容を要求している。

世界各地で入手しうる天然資源の量は一定でなく、したがって世界はたがいに依存関係にある。「自ら生き、他をも生かしめる」ということは不可避である。さもない場合には、はてしない相互復讐がくり返され、すべてが破壊されてしまうであろう。言語、人種、皮膚の色、あるいは出生地で定められる国家と

いった単位は、あまりにも原始的である。それは一種の宿命、袋小路であり、個人の撰択の余地がないものだから。

イスラームの考え方はより進歩的であり、個人の撰択のみに基礎をおいている。なぜならイスラームは、人種、言語、居住地の相違を無視して、同一のイデオロギーを信ずるすべての者の統一を呼びかけているのだから。他の集団を皆殺しにしたり、従属させたりするような手段を除外した場合、唯一の統一の可能性は同化しかない。同じイデオロギーを信ずる以外に、この種の同化をよりよく果しうる手段はどこにあるであろうか。

繰り返して述べるが、イスラームのイデオロギーは肉体的、精神的要求の統合である。さらにそれは寛容の精神を説いている。イスラームは、神がさまざまな時代、さまざまな国民に多くの使徒を遣したと主張している。イスラームそのものは、多くの預言者により繰り返し説かれてきた神の不滅の教えを更新し、復活させる機能以外のものをなにも求めてはいないのである。それは信仰の問題に関するあらゆる強制を禁じている。また到底信じがたいように思われるかもしれないが、それはイスラーム国家内に居住する非イスラーム教徒にも自治権を与えねばならない、という義務を自らに課しているのである。

クルアーン、ハディースならびにすべての時代のイスラームの慣習は、非ムスリムが彼ら自身の法律をもつべきであると説いている。彼らは宗教的、社会的のいかなを問わず、ムスリム側の権利の干渉を受けずに、自分たちの裁判官による裁判所の裁定を享受しうるのである。

経済的な展望

一二〇 さらに経済問題の社会的重要性が強調されねばならぬ点は、いうまでもない。クルアーンは第四章五節を、物質的なものこそ人類生存の手段であると述べているが、これは決して誇張ではあるまい。もしも人間が他をないがしろにして自分自身のことしか考えないとすれば、社会はますます危険にさらされてしまうであろう。なぜならば人間社会は、つねに少数の金持と多くの貧乏人に分れているのだから。そこで生存のための闘争が生じた場合、結局飢えた多数の者が少数の富裕な者を滅してしまふ。人間は種々の欠乏に耐えることができるが、食糧だけはその限りではない。

この問題に関するイスラームの考え方は、すでに周知のものである。イスラームは国民の富の再分配と循環の問題に真向うから取組んでいる。したがって貧者は納税の義務を免れ、富裕な者が困窮者のために納税を行なうのである。

この他にも種々の法があり、遺産の分配を義務づけ、貸付金に利子を取ることを禁じて少数者の手に富が蓄積されるのを避け、近親者の債務引継ぎを禁ずるばかりでなく、貧困者を主体とした要救済者に国家の歳入を分配する意図をもつ、国費の使用規定も定められている。

この原理をよく観察してみると、上記の目的を達成するためにそれぞれの地域、時代、環境に応じて異なった手段、方法が認められているのである。商業活動の自由競争も、それが経済的弱者を著しく搾取したり、破滅に導かぬかぎり許されている。

また種々の状況、統計的な経済発展のために必要な場合、全体的計画も同様に認められている。要するに物品、エネルギーの消耗は避くべきものとされ、時代の要請に対応した上記のような手段が採用されるのである。

自由意志と宿命

一二一 以上の考察は、われわれを自由意志に関する哲学的問題に導く。この永遠のジレンマは、論理だけでは決して解決しえぬものである。なぜなら、もしも人間があらゆる行為に関して自由意志を受しうるとすれば、そこに神の全能の力が介入する余地がなくなってしまうことになる。同様に、もしも神がすべてを決定しているならば、人間は何ゆえに自らの行為の責任をとらねばならぬであろうか。

預言者ムハンマドは、彼の信奉者たちにこの問題、すなわち「お前たちの先人の多くを迷わせた」問題を議論しないよう、強く奨めている（イブン・ハンバル、ティルミズイー等が報じている）。彼は「二つの問題、つまり神の全能と人間の責任をはっきりと区別しているのである。

愛には事実論理は存在せず、ムスリムは創造者を愛するばかりである。ムスリムは神が完全性を欠いた性質の持主だと信ずることができず、神は全智、全能であるばかりでなく、最高に正しく、慈悲深いお方だと確信している。イスラームは、神の属性である天上の事柄と人間的な世俗の事柄を区別し、忠実な信者の行為の重要性を主張している。そして神の意志は測り知れぬもので、最初の失敗に絶望することなく、目的を表現するか、それを達成するのが完全に不可能になるまで、何度も繰り返し努力するのが人間の務めなのである。

イスラームの宿命観は、この後者をとって人間に慰めを与えている。すなわち宿命は神の意志であって現世における成功や失敗は、永遠の救済という観点からすればなんの重要性ももっていない。この問題に關しては、神は意志と努力に応じて裁量するのであり、実現の度合、成功は基準とならないのである。

一二二 クルアーン（とりわけ第五章三六―四二節）によれば、神は数々の彼の預言者たちに以下

のような真理を啓示しつづけている。

「一体ムーサー（モーゼ）の書の中にある話を聞かされたこともないのか。それからイブラーヒーム（アブラハム）が十分に務めを果たした話を。自分でも荷物を背負っている者が他人の荷物まで背負われることはない。人間はそれぞれ自分の努めた分だけが点になると。努めただけのことは必ず認められ、やがて充分な報酬がいただけると。それから誰もが行きつく先は主のみもとだということも。」

もし人間が、自分の犯したさまざまな罪に関して全能の神にたいし責任があると考えないならば、彼は自分の善行にたいして報酬を期待できないであらう。その場合善行もまた予め決定されていることになり、すべては機械的で意志の介入が許されなくなってしまうのだから。

要するにイスラームはこれら二つの問題を区別して考えているため、人間の要求（努力、責任感）と、すべてを決定する力を含むすべての神的特性をもつ神の権利とを、同時に認めるのにいささかの困難もないのである。

一二三 イスラームにおける宿命観は、同様に重要な他の意義をもっている。つまり人間の行為の善悪を裁かれるのは神のみであり、また神こそがすべての法の根源なのである。

あらゆる行為を通じてわれわれが守らなければならないのは神の諸命令であり、それは彼に選ばれた使徒たちを介してわれわれに伝えられている。ムハンマドは最後の使徒で、彼の教えが今日まで最も良く保存されてきたのである。

古代に下された神の言葉そのものは、人間社会の不幸な同族相食む戦いのために、完全なかたちでわれわれには残されていない。クルアーンはこの例外であるばかりでなく、もっとも新しい神のお告げに他な

らない。同じ立法者の最初の決定が、後の法で廃止されるのはよくあることであろう。

一二四 最後に、イスラーム的生活のもう一つの特徴について述べることにしよう。一個人としてのみならず社会の一員として、日常的な生活において世俗的、精神的事柄に関し神の法に従うのは、ムスリムたる者の義務に他ならない。

同時に彼は、その能力と可能性に応じて、神の啓示を基礎とし、すべての人々の福祉を目的とする、このイデオロギーを拡めるために力をつくさなければならないのである。

一二五 このように二つの異なった観点をあわせもつ教義は、物質面のみでなく精神面も含めた人間生活のすべての側面にふれている。そして現世において人間は、来世の準備のために生きていることが、以上の説明から明らかにされた筈である。

第四章 信仰と信条

人間は多種多様なものを信ずる。実際それは信条という言葉がもっているすべての関連性と対応しており、迷信を信ずる場合もあれば、時には誤解に基づくものを信じたりしている。信条は、その他の原因もあるが、とりわけ年令、経験によって変化する。ただしある種の信条は、一集団全体にとって共通のものでされている。

このような情況においてもっとも重要な要因は、人間の存在、由来、行きつく先、創造者、生存の目的等に関する考えであるといえる。形而上学は、心を悩ますこれらの問題に答えようと努める。しかしそれは、より包括的であり、関連した問題のすべてに答える宗教のごく一部にしかすぎない。だがこの問題を取り扱う科学が、すなわち宗教なのである。

第四章 信仰と信条

信条は純粹に個人の問題である。ただし人類の歴史は、この点に関して野獣ですら恥かしさを覚えるほどの同族相食む暴力、恐怖の数々を記しているのである。この問題に関するイスラームの基本原理は、クルアーンの以下の章句（第二章二五六節）に述べられている。

「宗教には強制があつてはならない。すでに正しい道と迷妄とはっきり区別された。それゆゑ邪神に背いてアッラーを信仰する者は、決してこれない把手を觸んだようなもの。アッラーはすべてを聞き、あらゆることを知り給う。」

誰にいかなる信念をも強制せずに、他人を導き、仲間を無智から救うために努力することは慈善であり、犠牲でさえあるといえるであらう。そしてこれこそがイスラームの態度なのである。

一二七 人間の知識や知能は、たえず進化の過程をたどっている。ガレヌスやユークリッドのような人物の医学、数学の知識は、現在では大学入試のためにさえ充分でなく、大学の学生はそれよりはるかに多くの知識を必要とされているのである。

宗教的教義の分野では、いかなる象徴も物質的表現もなしに崇拝される、超越神という抽象的な概念は、原始人にとってはおそらく理解不可能だったであらう。彼らの言語そのものが、抽象的概念にはあまり相応しくない用語を用いずには、高邁な理念を翻訳しえなかったのである。

一二八 イスラームは、人間が同時に二つの要素、つまり肉体と精神から成っており、一方だけのために他を蔑ろにしてはならない点を強調している。

精神的な要求を満たすだけに専心するという態度は、天使になろうと望むようなものである（ただし神はわれわれとは別に天使を創られている）。また完全に物質的な要求のみを追求する態度は、自分を悪魔とまではいわぬまでも、動物や植物の状態に陥しめるものである（しかし神はこのような目的のために人間以外のものを創られている）。そしてもしも人間が肉体的要求と精神的要求の間に調和のある均衡を保たないとすれば、二重の素質を備えた人間が創造された目的が果されないことになるのである。

一二九 ムスリムはその信仰を、神の使徒ムハンマドに負うている。ある時信仰について問われたムハンマドは、以下のように答えている。「お前は唯一の神、その使徒である天使たち、啓典、その使徒である預言者たち、最後の日（復活と最後の審判）それから神の善悪の裁定を信じなければならない。」そのさい彼は神への帰依、神に服従する最良の方法についても説明しているが、その点については以下の二章で論ずることにしよう。

神（アッラー）

一三〇 ムスリムは、無神論者、多神論者ならびに唯一神にそれと同等の神を配する者たちとは一切関わりがない。アラビア語で唯一神とは、宇宙の主にして創造者であるアッラーである。

一三一 もっとも単純で、なんの教養もない原始的な人間ですら、自分が自分自身の創造者たりえず、われわれすべて、全宇宙の創造者が存在しなければならぬと認めている。無神論、唯物論は、このような理論的要求には少しも応えてはいないのである。

一三二 多神論を信じた場合、当然そこに神々どうしの内輪もめとはいわぬまでも、彼らの諸能力の分配という難題が生じてくる。

宇宙に存在する万物がたがいに関係にあるのは、容易に理解しうる事柄である。例えば人間は、なんらかの流儀ですべてのものが他の助力を必要としているように、植物、金属、動物、星などの助力を必要としている。すると神の諸能力の分配ということは、具体的に不可能になってしまうのである。

一三三 神に悪を帰属させまいという称讃に価する配慮から、ある思想家は二つの神、善なる神と悪

なる神が存在するという説を唱えている。ただしこの場合、果して両者の間に相互協調があるのか、それとも闘争があるのかという点が問題となる。第一の場合、二神論は余計で重複するものになってしまう。善なる神が悪なる神に同調すると仮定すれば、彼は悪なる神の共犯者となり、神が二つであることの意味が失なわれてしまうのである。第二の場合には、悪なる神がよりしばしば勝利を収め、優勢であると認めざるをえなくなる。そして弱い方の善なる神を、神として認める結果となるのである。

ところで悪とは相対的なものに他ならない。ある人間にとって何かが悪であっても、他の者にとっては善となりうるのである。絶対悪などというものは存在せず、したがって悪が神に帰属される余地は少しもない(後述一五五項、一五七項、二三八項参照)。

一三四 理性を満足させるのは、完全に純粋な一神論だけである。神は、あらゆることをなしうる能力をもちながら一者なのである。神が多くの属性を持つ理由はここにある。神は万物の創造者であるとともに主でもある。神は天地を統べ、彼の英知と許しなしには、なにひとつ活動しえない。

預言者もいうように、神はその九十九の主要な特質を指し示すための、九十九の「最も美しい名辞」をもっている。彼は創造者であり、万物の存在の精髓であるとともに、英明、公正にして慈悲心あふれ、宇宙に遍在し、全能、全知で森羅万象を決定し、生、死、復活等がその宰領下にあるのである。

一三五 さらに神の概念は、それぞれ人によって異なるものである。哲学者がこの問題を扱うやり方は、巷の男のそれとは異なっている。ただし預言者ムハンマドは一般大衆の信仰の情熱を高く評価し、しばしば誠実の上もない不動の確信に満ちた八老女たちの信仰の例をあげている。

象と盲人たちの美しい物語はよく知られている。盲人たちは、それまで象のことを何も知らなかった。

象がやってくると、彼らはめいめいこの変った動物に近づき、ある男は胴に、別の男は耳に、三番目の男は足に、四番目の男は尾に、また別の男は牙にといった具合に手で触わった。家に帰ると盲人たちはそれぞれ自分たちの印象を語りあい、めいめい個人的な経験に照らして勝手に説明してみせた。象は柱のようなものだ。翼のようだ。石のように固い。柔かくてしなやかだ等々。この場合すべての意見が正しいが、誰一人自分の知覚を超えた全体的な真理を見出してはいないのである。この物語の中の盲人を、不可視の神を求める者と置きかえてみると、容易に個人的経験の信憑性のなさが理解できる。

初期イスラームの神秘家たちもいっている。「神に関する真理には、巷間の人々に知られているもの、神秘主義的修業をつんだ者に知られているもの、靈感をうけた預言者たちに知られているもの、最後に神自身に知られているものの別がある。」イスラームの預言者の權威に基づく上述の指摘にも明らかによろに、この真理は異なった種類の人々、有識者や無識な者、知的な人間や単純な人物、詩人、芸術家、法学者、神秘家、神学者等々の要求を満足させるのに充分な柔軟性をもっている。ただし個々の人間により観点、考え方に相違はあるが、その対象そのものは同一で変りないのである。

一三六 ムスリムの学者は、権利と義務が相關關係にある法学的な基礎の上に、全体的な体系を築き上げてきた。

神はわれわれに、われわれの所有する肉体的器官、諸能力を授けているが、これらの贈物はまたそれぞれ義務を併せもっている。神を崇め、神に感謝し、その普遍的な神性に相応しくないものをすべて回避するといった事柄は、すべての人間の個人的な義務であり、これらにさいして各人は個人的な責任をもっているのである。

天使

一三七 神は不可視であり、あらゆる肉体的知覚を超えた存在であるため、人間と神との間にはなんらかの交渉の手段がなくてはならない。さもない場合、人間は神の意志に従うことすらできないのである。神はたんにわれわれの肉体の創造者であるばかりでなく、われわれのすべての能力、多岐にわたり、開発の可能性がある諸能力の創造者でもある。

われわれに直観や道徳的意識、われわれがそれを頼りに正道を歩みうる手段を授けたのも、他ならぬ神なのである。人間の心は、善悪いずれにたいしても刺激されうるものである。一般人士の間では、善良な人々も時として悪い唆かし（誘惑）を受け、悪人が良い唆かしを受けるといったことがままある。このような唆かし、靈感は、悪魔の悪徳への誘いのように、時として神以外の者からやってくる場合もある。人間の理性が、従うのに相応しい天上の靈感と当然避けるべき悪魔的な靈感を区別しうるのは、ひとえに神の恩恵によっているのである。

一三八 人間と神との交渉、交信を可能にする手段はいくつかある。最良の手段は神の肉化であるように思われるかもしれないが、イスラームはこれを拒否している。超越的な神が人間の姿をとり、飲み食いし、自分の創造物によって苛げられ、殺されさえるというのは墮落のきわみともいえよう。人間が神への旅路を歩み、よしんば最高の場所にたどりつき、神の近みに達しえたとしても、人間は依然として人間であり、神から離れること遠いのである。

神の意志に従って行動するために人間は、神秘家たちのいうように、己れを無化し、自分の人格を完全に抹殺することもできるが、それでもなお人間は人間であり、自分の弱点の虜となるのにたいして、神は

このような不完全さから完全に超越しているのである。

一三九 人間と神の他の交信手段のうち、人間の側にあり、おそらく一番弱いものは夢であろう。預言者によれば、良い夢は神の暗示であり、人々に正しい道を歩ませるものである。

一四〇 いま一つの手段は、アラビア語でイルカ（字義的には誰かに何かを投げるの意）と呼ばれる一種の自己暗示、直観であり、袋小路に入ったり、解決困難な問題に達着した場合、解決策が与えられる。

一四一 この他にも「神的靈感」とでも訳しうるイルハームがある。これは公正さ、慈善、清廉さ、他人にたいする慈悲心等を十分に備えた人物の心に暗示される。あらゆる時代、あらゆる国々の聖人たちはこの恩恵に浴しているといえる。

人間がすべてを神に捧げつくし、己れ自身を忘れ去ろうと努力すると、きわめて僅かな期間ではあるが、神の現存する状態が閃光のように輝き、他のいかなる努力をもってしても知りえなかったことを、難なく理解する瞬間が訪れる。人間の精神——古代の人々はこれを心と呼んでいたが——はこれによって啓発され、確信の感情、満足と同時に真実の認識がえられるのである。

人間と彼の考え、行動を導き、統禦するのは神なのである。そしてとりわけ神の使者である預言者たちは、この種の指示を受けとっている。いずれにせよこの場合には、人間の側には判断や理解を誤る可能性が残されている。神秘家たちは、もっとも敬虔な人物でさえ神が試験として下された下賤な靈感をそれと区別しえず、知らぬ間に自我に迷わされて道を誤ることがあるといっている。

一四二 人間と創造者の間の交渉の手段の中でも一番確実で、誤りのないものは、預言者がワフィと呼んでいるものである。これは通常の靈感ではなく、主の側から人間にたいしてなされる神的な交信、正

しい啓示である。

人間はたんなる物質であるが、神はそれに反して精神以上のものであり、したがってあらゆる直接の肉体的交渉の可能性を一段と超えた力によって人間と接触をもつことができる（クルアーン第六章一〇三節）。神はいたるところに遍在し、クルアーンがいつているように（第五〇章一六節）、「人間の頸動脈よりも彼に近い」のである。それゆえにこの場合仲介者、つまり神のお告げをその代表となる人間、もしくは使徒、すなわち預言者に伝える手段として仕える者はマラク（字義的には使いの意）と呼ばれる天の使いなのである。そして預言者を除いては誰一人として、天の使いを仲介にして啓示を受けることはできない。

ここで留意しなければならないのは、イスラームにおいて預言者とは預言や予知が可能な人間という意味ではなく、あくまでも神の使者、人類に向けられた神の言葉の伝え手であるという事実である。天使が宇宙に存在する物質的なものとは異質の精神的なものか、それ以外のものかといった問題は、当面の論議の対象でないため割愛することにする。

一四三 クルアーンによれば、預言者に啓示をもたらした天の使いはジブリール（ジブラーイル、ガブリエル）であり、その名は語源的には△神の力▽を意味している。クルアーンはまた、その役割を明記せずにミカーイル（ミカエル）の名もあげており、さらに地獄の宰領者の名はマリク（字義的には△王▽、△所有者▽の意）とされている。この他にもクルアーンは、特別に名前や性質を明記することなく、主の命令をとり行なう他の天使たちについて言及している。

イスラームにおいては、クルアーンにより△信ずるにたたる精霊▽（アッフル・フル・アミーン）とも呼ばれるジブリールが、天使の長に位しているのである。クルアーンとは別に、預言者ムハンマドの言

第四章 信仰と信条

行録の中には、この天の使者ジブリエルがいつも姿をかえて預言者の前に現われたという記述がある。預言者は、時に空中に浮び、時に人間の姿をとり、また別のおりには翼をはやしたジブリエルを見たといっているのである。

イブン・ハンバル（一項、五三項、三七四項参照）の伝える伝承（一二九項参照）によれば、ある日大勢の人々のいあわせるところに一人の見知らぬ男が現れて、預言者ムハンマドにいくつかの質問をして立ち去った。数日後預言者は教友たちにこういつている。「あの日私にいろいろ質問したあの人物は、どうやら天使ガブリエルその人にちがいない。彼はお前たちに、お前たちの宗教について教えるためにやってきたのだ。それにしても今まで、天使ガブリエルだと認めるのにこれほど時間がかかったことはないのだが。」時間がかった理由は、その時ガブリエルが預言者に神のお告げを知らせるためにやってきたのではなく、彼を試してきたからなのである。

一四四 啓示が通常どのようなにして下されたかということは、預言者自身もしくは彼を観察していた人々の証言から推論しうるであろう。「時おり鐘を叩くような音がきこえ、この時が一番辛かったのだがそれをすぎると私は、言われたことをすっかり記憶の中に刻みこんでいた。しかし時には天使自ら人間の姿をとって現われ私に語りかけ、それを憶えたこともあった」（「ブハリー」）。

この同じ証言は、イブン・ハンバルの伝えるところによると次のようになっている。「鐘を叩くような音が聞えると私は黙りこんでしまったものだが、啓示が下されるたびに私はかならず魂が抜け出るような恐怖を覚えた」。

また彼の教友たちは、自分たちの目撃したことを以下のように報じている。「預言者に啓示が下ってい

るさいには、彼はじっと身じろぎ一つせずに行った」(イブン・ハンバル)。「アッラーの使者に預言が下っている間彼は、いつも何ものかに打ち負かされたようであり、まるですっかり酔いしれたような状態で時を過ごされた」(イブン・サード)。「大変寒い日に啓示が下されたことがあったが、それが終ると預言者は真珠の玉のような汗を流されていた」(ブハリー)。「(啓示の)時がやってくると、彼は頭をかがめて(着物の)中に押しこむようにしたが、アッラーの御使いの顔はというと真赤であり、またいびきのような鼻息をされていた。しかし後になると通常の状態にもどられた」(ブハリー)。「啓示が下るたびに彼は大変苦しみ、顔色が悪くなった」(イブン・サード)。「預言者に啓示が下っているおりに、彼の近くに蜜蜂の羽音のような音が聞えた」(イブン・ハンバルとアブー・ヌアイム)。「啓示が下ると預言者は大変苦しまれ、唇をわななかせていた」(ブハリー)。他の一連の証言は、啓示のさい彼は体に変な重みを覚えたとしている。

また次のような証言もある。「私は、預言者が駱駝に乗っている時に啓示が下るさまを目撃しました。駱駝は怒って口から泡をふきはじめ、脚をきつく折れてしまうのではないかと思うほどよじ曲げました。事実駱駝は座りこんでしまうこともありましたが、時には啓示の間中脚を杭のように踏んばって何とか立たまままといようと努めていることもありましたが、(啓示が)終るまでこのような状態が続き、預言者はというと王のような汗を流されていました」(イブン・サード)。「その重荷は駱駝の足をばきりと折ってしまふほどだったのである」(イブン・ハンバル)。

またザイド・イブン・サートビトは、或る日の自分の体験を次のように述べている。「預言者の膝が丁度私の太腿の上に乗っていたが、それがあまり重かったので大腿骨が折れてしまうのではないかと思ったは

どだった。さらに以下のような証言もある。「預言者がモスクの説教壇の上に立っていた時啓示が下されたことがあったが、彼はじっと身じろぎ一つしなかった」(イブン・ハンバル)。「二度啓示が下された時彼は(食事中で)手に一切れの肉を掴んでいたが、啓示が終った時にも彼はその肉を手にしたままだった」(イブン・ハンバル)。

啓示のおりるさい預言者は仰向けに横になったが、時によっては周囲の者が恭々しく顔に布をかけることもあった。しかし彼は意識を失なったり、われを忘れてしまうことは決してなかったのである。

初期の頃には預言者は、啓示の下っているさいにその内容を声高に復唱していたが、すぐにまだマッカ滞在中にこの同時反復をやめている。彼は啓示が終るまで黙ったままでおり、それから(クルアーン七五章一六節にあるように)秘書たちにアッラーの言葉を告げて書き取らせているのである。(ムハンマドよ、)そのように舌をこまかく動かして先を急いではいならない。啓示の文句をまとめ、誦ませるのは我らの仕事。またクルアーン二〇章一四節はこういっている。「クルアーンを急がせてはならぬ。お告げがすっかり下りきるまで(待ち、)『主よ、わが知識を増し給え』と唱えておれ。そして預言者は常態にもどると、今受けとったばかりのクルアーンの一部を書記たちに口述し、ムスリムの間にそれを公表させ、多くのコピーを作らせていた。

イブン・イスハークはその著書「アル・マブアス・ワ・ル・マガージ」(フェス手稿本)で報じている。「クルアーンの一部が啓示されるたびにアッラーの御使いは、まずそれを男たちの間で朗誦され、それから女たちの間で唱えられた」。

天啓の書

一四五 天と地の主であるアツラーに帰依するのは人間の当然の務めであり、人間を利用するために使徒たちを遣されたその大慈にかんがみて、われわれはさらにアツラーをたてまつらなくてはならない。

アツラーこそは最高の支配者であり、精神的、物質的両面にわたる一切の法の根源なのである。これらで筆者は啓示、アツラーの意志の人間にたいする伝達にもっぱら言葉を費やしてきた。天啓の書とはこれらの啓示を集成、編纂したものに他ならないのである。

一四六 預言者ムハンマドにより述べられた教義の内容は、たんにクルアーンという啓典のみに依拠するものではなく、その他の天啓の書の主張をもとり入れている。この寛容こそ彼の教えの特質なのである。クルアーンは随所にこの問題を指摘している。例えば二章一八五節には次のような記述がある。「（ムスリムたる者は）それぞれアツラーとその諸天使、その下し給うた諸々の聖典と遣わされた使徒たちを信じ（ていう）。『われわれは使徒たちの間に差別をつけません。』」また三五章二四節にはこうある。「……これまでいかなる民族のところにも、かならず警告者が行っている」。

さらに四章一六四節や四〇章七八節にも以下のような指摘がある。「まことにわれわれは汝以前にも多くの使徒を遣わした。その中には汝に話して聞かせた者もあるし、まだ話して聞かせてない者もある」。

クルアーンはアブラハムの経典、モーゼの律法書、ダビデの詩篇、イエスの福音書の名をあげ、それらをアツラーにより啓示された啓典であると認めている。

一四七 今日では預言者アブラハムの経典が何一つ残されていないことは明らかである。人々はモーゼの律法書にまつわる悲しい物語、それが異教徒たちの手により何度か不完全にされたことを認めている。

詩篇も同じ運命に見舞われているのである。イエスについて述べれば、彼は自分の説いた教えを編集、口述する暇をもたなかった。彼の言葉を蒐集したのは弟子や後継者たちであったが、それが後世に残されたさい数多くの改訂がなされ、結局少なくとも七十種の改訂書、つまり福音書が残っているが、教会はその四つを除きすべて偽書であるとしている。

事實はどうであれ、ムスリムたる者はすべてクルアーンばかりではなく、イスラーム以前の天啓の集成を信ずることを信条としているのである。

ところでイスラームの預言者は、仏陀やゾロアスター、インド・バラモン教の創始者たちの名をあげてはいない。したがってムスリムは、例えばアヴェスタやヒンドゥー教のヴェーダの天啓書的な性格について、無条件的に肯定する権利を与えられている訳ではない。ただしヴェーダやアヴェスタが、本来神啓示に基づくものであったとか、後にモーゼの五書と同じような災難に見舞われたという可能性を、公式的に否定することも不可能なのである。中国、ギリシャやその他の地域に関する事柄についても、同様のことがいえる。

アッラーの使徒たち（預言者たち）

一四八 ある天使たちはある特定の人間にアッラーの言葉を伝え、それを後者、つまりその選ばれた人間が他の人々に伝える。クルアーンの中ではこのお告げを伝達する人間は、ナビーユ（預言者）、ラスール（使徒）、ムルサル（御使い）、バシール（告示者）、ナズィール（警告者）といったさまざまな名で呼ばれている。

一四九 預言者たちはきわめて敬虔で、精神的にも、世俗的、社会的にも善行の模範といえる人物である。彼らにとっては奇跡の必要はない（歴史の上では彼らがみな奇跡を行なったとされており、他方彼らはそれを行なったのは自分たちではなく、アッラーであると証言しているのが常であるが）。彼らの信憑性の基準となるものは、その教説のみなのである。

一五〇 クルアーンの説明によれば、ある預言者たちは天啓の書を啓示されており、他の預言者たちは特に新たな啓典を授けられず、先人に下された啓典に従う義務のみを課されている。アッラーのお告げは、神の唯一性と、善行をなし悪業を避ける等の基本的な真理に関して少しも矛盾する点はないが、ある民族が到達した社会的進化と対応して、社会的行為の諸規則については多少の相違が見られる。

アッラーが次々に預言者を遣わされたのは、古い啓示が廃棄されて新しいものと取り換えられた証拠であるが、それら新しい指示を除き、古い規則のあるものは暗黙のうちにか、または公けにそのまま残されている。

一五一 ある預言者は一つの家（種族もしくは氏族）、あるいは一民族、一地方を教導するために神から遣わされたが、他の預言者は全人類を包含し、あらゆる時代に通用する教えを極めるために派遣されている。

一五二 クルアーンはある預言者たち、例えばアダム、エノック、ノア、アブラハム、イシュマエル、イサク、ヤコブ、ダビデ、モーゼ、サリフ、フード、イエス、洗礼者ヨハネ、ムハンマド等の名を明示している。しかしクルアーンは同時に、ムハンマド以前にはこの他にも多くの預言者たちがおり、ムハンマドこそ神の使者たちの封印、最後の者であると明記しているのである。

終末論

一五三 預言者ムハンマドはまた、最後の審判の日を信ずるよう命じている。人はすべて死後に蘇り、アッラーは人間がこの世でなした所業のうち、善行には報奨を与え、悪業を罰するために各人を裁くのである。

この宇宙はいつの日かアッラーの命により破壊され、一定の日時が経った後で人間を最初に創造されたアッラーが、われわれをふたたび蘇えらせるのである。報奨としての天國、懲罰としての地獄は、現世での生活をもとにしてはとも想定しえぬ事柄を、まざまざと理解させるための表現に外ならない。これについてクルアーンは、三二章一七節でこう述べている。「この人たちの所業の報いとして、一体どれほどの楽しみがひそかに用意されているか、誰一人知る者はいない」。また九章七二節には、こういう言葉もある。「アッラーは信徒の男にも女にも憐々と河川流れる楽園に永遠に住ませてやろうと約束し給う。またアドン（エデン）の園の中に素晴らしい住居も（約束し給う）。しかし一層有難いのは、アッラーの御允嘉までもいただけること、これこそこの上もない身の幸いではないか」。

まことにアッラーの御允嘉は、エデンの園よりもさらに一きわ高いものである。またクルアーンの他の部分、つまり一〇章二七節には次のような言葉もある。「善行をなした人々は、こよなく美しい（御褒美）のその上に足しまえまでもいただけるよう」。

さらにアル＝ブハーリーとムスリム等は、預言者がこの節に関連して、楽園に入ったあとで敬虔な信者は最高の報奨としてアッラーと直接お目にかかる光栄に預ると述べた、と伝えている。楽園に関しては、よく引用される預言者ムハンマドの次のような言葉がある。「アッラーは述べられた。『私は自分の敬虔な

下僕たち（人間）のために、楽園の中にこれまで見たこともなく、聞いたこともなく、人の心が考えてみたこともないような素晴らしいものを用意した」。

楽園以上のものについては、ブハリー、ムスリム、ティルミズィーその他の偉大な伝承者たちが記録している、預言者の重要な言葉がある。「楽園に相応しい人々がそこに入ると、アッラーは彼らにこういわれる。『何でもこれ以上望みのものがあれば私にいうがよい。』あつく名譽をもって迎えられ、地獄行きを免かれた上で楽園にいなわれた人々は、一体これ以上何を求めたものかと思いいぶかる。するとアッラーは自ら蔽いを取り除かれるが、主の姿をまじまじと眺めること以上に素晴らしいことはないのである」（他の伝承では、ヒジャブ、蔽いという語の代りに偉大さの衣、リダール・キブリアウという表現が用いられている）。言葉を換えていえば、神を凝視しうる機会こそは、信者たる者の最高にして真実の報奨なのであり、これは来世という抽象的な概念を正しく理解し、認識しうる人々のためのものに他ならない。クルアーンとハディースが、たえず現世の事柄に仮託しながら一般の人々のために楽園の喜び、地獄の怖れを説いている箇所を理解するためには、このような確かな解釈に依拠する必要がある。天国の園には川が流れ、運河が設けられ、若く美しい女たちが住まい、絨たん、豪華な衣装、真珠、宝石、果物、酒その他の人間の望みうるすべてのものがある。同様に地獄には劫火をはじめ蛇や熱湯による拷問、さらに嚴寒の地帯などがあり、そのような苦しみにさらされるにもかかわらず、それから逃れる死はやってこないのである。

これらすべての事柄は、神の言葉が対象としているのが多くの人々、一般大衆であることを考えれば、簡単に説明がつくであろう。語りかけるさいには、相手の理解力、知識の度合に応じた話し方が必要なの

第四章 信仰と信条

である。ある時預言者ムハンマドが、仲間信者に樂園とその喜び（空かける馬の話も含めて）について語っていると、一人のベドウィンが立ち上って尋ねた。「そこには駱駝もいるのでしょうか」。すると預言者は笑みを浮かべて優しく答えた。「欲しいものは何でもいるさ」（イブン・ハンバルとティルミズィー）。

クルアーンはただ、一般の人々に正しい生活を送らせ、正道を歩ませる方便として天国と地獄について説明しているのである。それが場所について描写しているのか、状態をいつているのかといった細かな問題は重要ではない。このような問題はわれわれの関心を喚ぶものではないのである。ムスリムは、如何にと問うことなくそれらを信じているのだから。

一五四 天国が永遠であることはいうまでもない。一度びそこに入れば、決してそこから放逐されることはないのである。クルアーンも、一五章四八節で次のように確言している。「そこではもはや痛みはなく、追いつめられる心配もない」。ある者はすぐにそこに入ることができるが、そうでない者は天国に赴く前に、長短の別はあれ、地獄で苦しまなくてはならない。

ここで不信者にとり、地獄は永遠であるかという問題が生じてくる。ムスリム神学者たちの意見は分かれているが、大部分はクルアーンの言葉に基づき（四章四八節、四章一一六節）、アッラーは自らにたいする不信を除きあらゆる罪科を宥されるという見解をとり、不信の罪にたいする懲罰だけが永遠であるとしている。しかし他の説によれば、不信の罰ですらアッラーの恩寵によりいつの日か宥されることになっている。これら神学者たちは、自分の考えをやはりクルアーン言葉（一一章一〇七節、三九章三五節等）から引き出しているのである。この問題についてはここでさらに詳しく論ずる必要もないので、ただアッラーの限りない恩寵をねがうことにする。

宿命と自由意志

一五五 預言者ムハンマドの説明によれば、最終的には彼はあらゆる善悪の決定（カドル）がアッラーにより下されると信ずるよう命じている。この文句は、人間にとりすべてが予め決定されているという意味なのであるうか。それともたんに、ある行為の善悪はアッラーの判断に依存しているという意味なのだろうか。換言するならば、なにもものもそれ自体では善でも悪でもなく、アッラーが判定することにより善悪が定まるのであって、人間はなに一つなすすべなく、それに従うばかりだということになるう。

一五六 ここには神学者にとつてのジレンマがある。もし人間が自分の行為に責任があるといえ、それは彼の行為の決定論的性格と矛盾することになる。同様に人間は自分の行為に關して自由であるといえ、これはアッラーが現世で人間のなす行為についてなんらの力も、知識もたないことを意味する。兩者のいずれかを拒ぶのは困難なのである。ひとはアッラーに公正さのみではなく、全智、全能という性格を与えたいところであるう。

預言者ムハンマドはこの種の議論を、最後まで未解決の問題として一笑に付している。彼はまた自分の弟子たちにも、この問題に深入りせぬよう公式的に禁止令を出し、「この種の議論のおかげで先人たちの道を踏み迷ったものだ」と説明している。預言者は深い尊崇の念をもってアッラーが全智、全能であると認めるかたわら、人間が自らの行為に責任があると確言しているのである。彼は二つの問題に関連して考えることを望まなかった。ある意味で彼は、この種の議論を卵が先か鶏が先かといった不毛なものと思っていたのである。

一五七

さらに善悪とは、相対的なものにすぎない。虎は餌として兎をつかまえるが、一方にとつて

生存のための善であるものが、他方にとり死をもたらす悪なのである。したがってわれわれ人間が悪と感ずることは、人間の本性に照らしてそうなのであり、われわれの本性がその悪に相応しく、それを要求しているのである。またそれゆえにこそ決定はアッラーの手に委ねられるといいうるのである。アッラーにとっては、ある行為は明確であり、また悪であるのだから。

さらに「責任」という概念は現世的なものであり、「アッラーの報奨と懲罰」は来世の事柄に属するという事実注目しなければならない。この両者を同一次元で論ずることがあれば、それは呆れかえった愚行であり、まったく謬った考えなのである。

一五八　ここで留意しなくてはならないのは、ムスリムを行為へと馳りたて、避けがたい困難にたいしてたじろぐことなく立ち向う力を与えるものが、このアッラーの全能と人間の個人的責任の双方にたいする確信であったという事実である。それは人間を無気力にするものではなく、逆に力強い活力を与えるものである。この主張の正しさを理解するためには、預言者の教えの最良の実践者であった初期ムスリムたちの、さまざまな功績について言及する必要がある。

結論

第四章 信仰と信条

一五九　これは実際に、ムスリムたる者が信すべきあらゆる事柄の要約というべきものである。イスラームの教義のすべての信仰簡条は、次の二つの表現に簡潔にまとめられている。「アッラー以外に神はなく、ムハンマドは彼の使徒にして下僕である。」

そしてこれは、イスラームがたんに信仰であるばかりでなく、精神的、具体的な実践でもある事実をわ

れわれに留意させてくれる。イスラームは実際に人間生活の完璧な規範なのである。

第五章 イスラームの信仰生活と宗教儀式

イスラームの目的は、人間活動の種々の側面のいずれをもおろそかにすることなく、生活の完全な規範を提供することにある。その目標はあらゆる側面の統合にあるといえる。「統合的集中」にたいする強い関心は、イスラームの儀式がすべて同時に肉体と精神に関与するという事実に示されている。

神の指示に合致する場合、たんに世俗的行為が道徳的特性を獲得するばかりでなく、精神的行為も具体的な効用をもつに至るのである。行為の規範は、精神的、世俗的のいかに問わず、同一の源、すなわち神の言葉であるクルアーンに発している。その必然的結果として、イスラーム固有の表現であるイマーム（ムスリム世界の最高指導者）という言葉は、モスクにおける礼拝の指導者であるばかりでなく、ムスリム国家の首長を意味している。

第五章 イスラームの信仰生活と宗教儀式

一六一 預言者ムハンマドは、その有名な言葉の中で、信仰（イマーン）、帰依（イスラーム）、およびそれに至る最上の方法（イフサーン）に関する定義づけを行なっている。問題の諸点を説明するためには、二番目の点に関する預言者の言葉を引用、註釈するにしくはあるまい。彼はこう述べている。「神に

たいする帰依（イスラーム）とは、礼拝を行ない、毎年の断食を守り、巡礼（ハッジ）を果し、喜捨（ザカート）を支払うことである」。

一六二 「礼拝は宗教の柱である」、とは預言者ムハンマドの言葉である。クルアーンはこれについて百回以上も言及しており、それをサラート（礼拝）、ドゥアー（祈願）、ズィクル（祈念）、タスビーフ（讃美）、イナード（神の宥恕を求めること）等と呼んでいる。

一六三 地上に神の勢威の及んでいることを感得するために、イスラームは毎日五回の礼拝を規定している。信徒はまず朝早く起きてすぐに礼拝し、午後の入り、午後遅く、日没と就寝前に礼拝しなければならない。礼拝に費す数分の間は、われわれの創造者である神にたいする帰依と感謝の証として、あらゆる物質的関心を放棄しなければならない。これは男女を問わずすべての成人に適用される。

一六四 午後の入りの礼拝は、毎金曜日、一週一度の厳肅な集団礼拝に振り替えられる。この集団礼拝ではその地のイマームが祈りの前に説教を行なう。イスラームは年に二回の祭礼を制度化している。毎日行なう五回の礼拝に加えて、これら二回の祭礼は、特別な礼拝儀式をもってとり行なわれる。人々は早朝集団礼拝に集まり、その後イマームが説教を行なうのである。いま一つの礼拝は死者のために埋葬前に行なわれるが、それほど義務的なものではない。

一六五 礼拝の隠れた意味と神秘的な効果について、偉大な神秘主義者ワリーユッラー・アフディフラウイーはこういっている。

「人ほときに稲妻のごとく早く早く聖域（神の御許）に召され、比べようもない強い心の絆をもってその敷居にたたずむ。そこで彼の心を支配する神秘的顯現（タジャッリ）が起こるのである。そして人間の

言葉をもっては表現しえぬことを見、感じる。この霊的な光の状態が一度過ぎ去ると彼はふたたび元の状態に戻り、先程のような法悦を失って苦悩する。そして彼は失ったものをふたたび得ようと試み、創造者の知恵への没入の状態に最も近いといえるこの卑しい世界の条件をえらび取る。それは尊崇と献身の姿勢であり、神とのほぼ直接の対話の姿勢である。この姿勢には適切な行為と言葉が伴う。

礼拝は本来三つの要素、つまり(一)神の稜威、偉大さの現存を感ずることによって生ずる謙遜な心(精神)、(二)適当な表現をもって(神の)優越性、(人間の)謙遜を認めること、(三)五体が敬意を表すのに必要な姿勢をとること、の三つから成り立っている。誰かに敬意を示す場合われわれは立ち上り、充分な注意を払って顔をその相手に向ける。われわれが身体をかがめ、恭々しく頭を垂ればさらに敬意を増すことになる。自我、自意識を最大限に反映する顔を伏せ、尊敬する相手の前で地に額づけば、さらに一層の尊敬を現わすことができる。人間は除々にしか精神的昂揚の頂点に達することができないが、このような上昇のためには上述のような三段階を経ねばならぬことは明らかである。

完全な礼拝にはこれら三つの姿勢、すなわち全能の神を前にして起立し、身をかがめ、跪座するという姿勢が伴う。これらはすべて必要な精神的昂揚のために行なわれるのであり、これにより信者は神の崇高さと人間の謙遜を正しく感じるのである。(フッジャトッ・ムラーフ・アル・バーリガ、第一巻「礼拝の秘密」)

一六六 クルアーン(第二章一八節)はこう述べている。「なんじは見ないか。天にあるよろずのものの、地にあるよろずのものが、太陽も月も群星、山々、木々、獸、それに人間の多くの者が神に跪拝しまつるのを見ないか」。またこうもある(第一七章四四節)。「七天と大地、ならびにその間にあるよろずの者

が、神を讃えまつる。一物として彼を讃え、唱念せざるものはない。だがなんじらはそれらがいかに唱念しているかを理解せぬ」。

イスラームの礼拝は事実万物が礼拝する様式を備えているのである。天体（太陽、月、群星）はちょうど一ラカートから次のラカートにわたり礼拝者がするように立ち昇り沈む動作を繰り返す。山々は礼拝の最初の動作のようになりと立ちつくす。また獣たちは礼拝の通りの屈身の姿勢のように身をかがめたままである。樹木に關していえば、それらは根から養分を吸収するが、根は木にとって口であり、換言するならば樹々はイスラームの礼拝における跪拝の姿勢のようにつねに地にひれ伏しているといえよう。

さらにクルアーン（第八章一節）によれば、水の主たる動きの一つは浄化作用にあるが、これは礼拝のための齋戒沐浴と比せられる。他の節（第一章一三節）には次のような言葉がある。「爾は神を讃えて唱念する」。これはある種の礼拝においてのみなされる礼拝中の声高らかなクルアーンの説讀を考慮に入れるならば、礼拝中声高に繰り返される「アッラーフ・アクバル」の唱念を思わせる。群をなして飛ぶ鳥も神を崇うという言葉もあるが（クルアーン第二章四一節）、これはムスリムの行なう集團礼拝になぞらえられる。

一日のうちに影が伸び縮みするように（これも神にたいする帰依、尊崇の特殊な方法である。クルアーン第一章一五節、第一章一八節参照）、礼拝を行なう者は礼拝のさいに起立、屈身、跪座、正座しながら身体を伸び縮めする。（最終章にあるムスリムの礼拝における各種の姿勢に關する図を参照されたい。上述のようなさまざまな被造物の行為が、他のものには見当らぬ人間固有のものを付加されてこの礼拝中に適用、同化されているのである。後出一六七項参照）

一六六(a) ここで尊崇の行為を指すイスラームの用語イバダー(ʿibādah)が下僕という語と同根のアブド ʿabd に由来することが想起される。換言すれば礼拝とは下僕の行為、すなわち主人が下僕に期待する奉仕である。神は山々に起立し、野獣に身を屈めよう命令する。それこそ彼らの奉仕、尊崇に他ならないのである。このように万物にはそれに相応しく、主がそれらに望む固有のものがある。もちろん理性的存在であり万物のうちで特に秀でる神の代理者としての人間にもそれに相応しい態度がある。

一六六(b) 斎戒つまり儀礼的な沐浴を行ない肉体を清潔にすることは、後に詳述するように(五四九項参照)、正式の礼拝を有効にするための必要条件である。

あるムスリム哲学者はこの意義を見事に明確にしている。儀礼的な斎戒を行なうにあたり、礼拝を行なう者はまず手、口、鼻、顔、胸、頭、耳、足を洗い清めなければならない。これら各部を洗い清めるのはたんに表面的な清潔さのためではなく、同時に過去を悔い改め、未来に向って決意することを意味している。悔悛により過去の罪は洗い流され、神の加護を求めて初めて得られる決意は、現世における未来の生活に関わりをもつ。そしてまたこれはわれわれに災厄をもたらす主要な器官と関わりをもっているのである。手は攻撃し、口は語り、鼻は嗅ぎ、顔、風采は威厳を濫用し、権勢を及ぼし威圧する。腕は抱え、頭は考え、悪念みをする。また耳は聞き、足は神の禁じられた悪の道を進む。性的な罪に関しては云うに及ぶまい。それは沐浴を行なう以前にとり除かなければならないが、そのためには手洗において予めその部分を清める必要がある。

このような斎戒の象徴的、神秘的様相は、それぞれの器官を清めるさいの特定の願文に明らかである。手洗でわれわれはこういう。「神よ、私の心を偽善から、わが性欲を恥ずべき行為や姦淫から清め給え。」

沐浴を行なうさい、われわれはその意味を明らかにするために次のように唱える。「水を清められ、それに浄化作用を与えられた神よ讃えあれ」。また顔を洗うさいには神に次のように祈る。「最後の審判の日にわが顔をくもりなく輝かせ給え」。腕を洗う時にはこういう。「私を悪行ではなく善行に従事させ給え。また審判の日には善悪を記した帳簿を左手にではなく、右手に与え給え。そして行為の評定にあたっては嚴罰でなく温情ある裁きを下し給え」。頭のときは「有益な知識を与え給え」、耳のときは「主と主の御使いの言葉を聞かしめ給え」と唱え、足のときはまたこう祈る。「地獄の上の小径を渡る時には私の足どりをきちんとさせ、神の友がらがしつかりと歩き神の敵がつまずく審判の日につまずくことなからしめ給え」。

一六七 預言者の昇天（ミアラージュ）のさい、ムスリムにとり毎日五回の礼拝が義務的なものとされた。預言者ムハンマドはさらに、信者の礼拝は彼自身の昇天の時であるといっている。そのおりに彼は直接神の御前に引きあげられるのである。これは意味のない言葉ではない。

ここではムスリムが礼拝中に行なう事柄を検討してみよう。彼はまず起立し、両手を上にあげて宣言する。「神のみが至大である」。かくて彼は神以外のすべてのものを放棄し、自らを神の意志にのみ従わせる。神の徳を讃美し、これを想い起したのちに彼は神の權威を前にして謙讓の念にかられて畏敬のしるしとして身体を屈め頭を垂れてから述べる。「勢威あまねき神に栄光あれ」。それから自らを正しく導かれた神にたいする感謝を示すために直立するが、心のうちは神の偉大さに強くうたれているためおのずから平伏し、心からの謙讓のおもいで床に額つき唱える。「至大におわす主よ栄光あれ」。

彼はこのような行為を繰り返すが、その結果肉体はこのような精神的修練に慣れ、次第に物質の世界を離れて天界を通り神の御許にまで自らを高めるに相應しい状態に変わっていく。そして彼は神に挨拶を送り、

神からその返礼をうける。實際に彼はこの目的のために、預言者ムハンマドが昇天したおりに口にした神にたいする挨拶の言葉そのものを唱えるのである。「神に最も純粹にして祝福されたる挨拶を送りまつる。預言者に平安あれ。神の御恵みと祝福あれ。われらならびに敬虔なる神の下僕すべてに平安を授け給え。」ある種の宗教的社会で、聖体拝受と呼ばれているような物質的、偶像崇拜的な象徴的行為なしに、信者はいわば超越的の神に向つて精神的な旅を行なうのである。

一六八 以上が礼拝の精神的な意義である。ただし礼拝には具体的な利益も多々ある。礼拝は日に五回地域の住民を集わせ、各人が持つ単調な職業的義務から何分か解放して安息を与える機会をもたらす。そして地域の最も身分の高い者、最も低い者を完全に平等の立場で集わせるのである（なぜなら礼拝の導師となるのはその地域の長であり、首都の中央モスクでは国家の長がこの役にあたるのだから）。かくして人々は共同体の他の成員のみならず、その地域の責任ある地位にある人物と会い、形式ばらず、なんの障害もなしに直接彼らに接近できるのである。

礼拝の社会的要素としては、信者が神の權威を身近に感じ、軍隊におけるように規律正しく生活することがあげられる。ムアッジン（礼拝の召集者）の呼びかけに応じて信者はすべて集會の場に集まり、導師の後にむらなく整列し、たがいに協力して整然と同じ行為に従事する。さらに世界中の信者たちは礼拝にあたりみなカアバつまりマッカの神の家に顔を向けるが、これには彼らの階級、人種、地域の別なく世界中のムスリムが一つにまとまっていることを想起させるものである。

一六九 礼拝の望ましく、形式にかなった方法は集團礼拝である。このような機会もなく、その便宜もない場合には男女を問わず個人的に礼拝を行なう。日に五回の礼拝は、二十四時間のうちで二十四分だ

け神の御前で、神を念ずるという最小限度の義務を意味する。信者は喜びの時、悲しみの時、働いている時、寝床にある時、その他いかなる仕事に従事している時にもたえず神を念じていなければならない。

クルアーンは第三章一九〇——一節でこう告げている。「……心ある者たちは立っても座っても、また横になっても絶えず心にアッラーを念じ、天と地の創造に思いをひそめ、『神よかくばかりのものを、貴方は徒おろそかにお創りなされたものではございますまい』という……」。神は宇宙を、人間が利用しそこから利益をうるために創られた。ただし信者の喜びは神にたいする感謝、従順に伴うものであり、神にたいする反抗、他者にたいする不正によってもたらされるものではない。

一七〇 ここで礼拝が制度化されたさいに、クルアーンの一節「神は何人にも能力以上のことを課し給わない」という言葉（第二章二八六節）が啓示されている事実を指摘しておこう。神にとって重要なのは意図、意志であって、ことを行なうにさいしての外的な方法、量ではない。敬虔な信者がとても一日に五回の礼拝を行ないえないと正直に思った場合には、機会、状況に応じてそれが不可能な間だけ四回、三回、二回あるいは一回だけ行なえばよい。

要は物質的、世俗的な事柄に夢中になって、精神的な義務を怠らないことである。このように礼拝の数を減らすことは、預言者自身の先例から推測されるように、非常事態、つまり病気になるったり、発作のため人事不省に陥ったり、神にたいする特に必要な奉仕にあたっている場合に許される。事実ハンダクの戦のさいには、預言者は昼の間礼拝を行なう余裕が少しもなかったので、正午、午後、日没、夜の四度の礼拝を夜中に一度に行なったといわれている。これは一日に一回だけ礼拝をしたことを意味する。

またイブン・アッバースの証言により、次のような事柄が報告されている（ブハーリー、ムスリム、ティ

ルミズイー、イブン・ハンバル、マリークの伝承集参照。特にムスリムの『サヒーフ』中の礼拝の章、アル・ジャムウ・バイナッ・サラータイン・フィ・ル・ハドルの項四九、五〇、五四参照。それによれば「預言者は特に（敵の襲撃の）怖れもなく、旅（先の不自由さ）がない場合にも、正午と午後、日没と夜の礼拝を合せて行なった」とのことである。「要するに預言者は、信者にとり不都合のないよう望まれた」のである。この例は一日三回の礼拝を意味している。以上はすべてが、欺くことができず、何ひとつ隠しだてしえない神にたいして個人的な責任をもつ信者の良心に依っている事実を示すものである。

これに加えて礼拝の時間の問題がある。日の出、日没といっても、（赤道線下から熱帯にかけての）普通の国々と、そこから外れて両極に近い地域では大きな差がある。アル・ビルニー（『アル・ジャマール』参照）によれば、両極では（春分、秋分の二日を除き）太陽は六カ月間沈みつづけ、他の六カ月は空に照ったままだということである。イスラームの法学者、神学者は一般に次のようにいつている。すなわち緯度四十五度の時間は緯度九十度、つまり両極にまで通用するが、緯度四十五度から九十度にまたがる地域では、時間を太陽で計らず時計の時間に従うべきである。と。これは礼拝のみならず、断食その他の義務の場合にも適用される。

一七一 女性に月経、ならびに出産のおりには礼拝の義務を免除される。

一七二 信者にとって第二の宗教的義務は、毎年一カ月間断食を行なうことである。ラマダーン月には、赤道附近ならびに熱帯地域に住む人々は毎日夜明けから日没まで飲食、喫煙（種痘ならびに注射も含む）を避けねばならない（赤道から遠くに位置する地域では、上述したばかりの四十五度線の時間を基礎として計算した相当する期間にこれを行なう）。

病人の場合は、後の一七四項で述べる。このさい精神的修養とは相容れない肉体的、その他の快楽を想いうかべてはならないことはいうまでもない。これは他の宗教の信徒にとつては大変難かしく思われるような、厳しい修養である。しかし新しい改宗者にしても、善意と熱意さえあればすぐにこれに慣れてしまうことは、数世紀にわたる経験から明らかである。

一七三 断食はまる一カ月にわたるが、このさいの一月は、周知のようにイスラームが用いている陰暦の計算による。その結果断食月であるラマダーン月は、一年のすべての季節、春、夏、秋、冬に年ごとに移り変っていく。したがって人々は、冬の凍てつくような寒さ、夏の焼けつくような暑さの中で欠乏の苦しみに耐えることをまなぶ訳であり、神にたいする従順からこれらすべてを精神的修練として耐え忍ぶのである。

同時にひとはこの断食から、礼拝がもたらすのと同様のさまざまな利益、とりわけ衛生、軍事教練、意志の力の開発と関連した世俗的な利益を得ることができる。誰にもまして軍人は、包囲作戦、その他の戦闘行為のさいに食料、飲料の欠乏に耐え、しかもなお防衛の義務を遂行しなければならないのである。したがってラマダーンに自分の軍隊に断食をやめさせるような支配者、指揮官は、最も愚かな連中であるといえよう。

ただし断食の主たる目的はもっぱら宗教的な実践、神に近づくことを可能にするような精神的修養にある点は繰り返し強調されねばなるまい。もしもひとが世俗的な動機だけで断食をするならば——例えば医師の指図に従って——彼は自らの宗教的義務を果たすことからは程遠いのであり、また精神的には何ひとつ得るところがない。

一七四 礼拝の場合と同様、女性には変調のさいには断食をする必要がない。ただし断食をやめた日数だけ、後に断食をして埋め合わせをしなければならぬ点が異なっている。同じことが病人にも適用される。また高齢者は断食をしなくともよいが、可能な場合にはラマダーン月の断食の日に貧しい者に食物を施さなければならぬ。

一七五 預言者が、より一層の利益を求めて心から精神的修練を熟望する人々にたいしてすら、数日間にはわたる連続的な断食（例えば四十八時間、七十二時間におよぶ）、あるいは一年中、もしくは一生断食を続けるといった行為を禁止していることに留意すべきであろう。彼はいつている。「お前はお前自身の事柄についてもさまざまな義務がある」。

ラマダーン月の義務的断食の他に、特に望めば時に応じて余計の断食をすることができる。この自発的な断食にたいしては、預言者は一度に二日間の断食を勧めている。医学的見地からすると、永続する断食は習性化してしまい、時折りの断食とは異なった効果を生むことに気付く。一カ月以内の断食はさしたる影響を生じないが、四十日以上断食は習性となってしまうのである。

一七五(a) 気候の寒いおりに断食するのは人間の健康の必要条件に反するという説は、たんなる作り話にすぎない。

生物学的観察によれば、野獣は特に雪が降る時には実際に食料を得ることができないのである。この期間彼らは眠るか、「断食」して過すのであり、春が近づくにつれて常態に復する。木についても同様である。つまり冬になると葉は完全になくなり、眠りに入るが、この間水分さえ与えられない。しかし何カ月かの「断食」の後春になると常態にもどり、以前より一層活気をとり戻し、青々と若葉を繁らせ、花

を映かせる。事実動物のあらゆる器官と同様、消化器官は休息を必要としている。断食はこれについて考へうる唯一の方法なのである。

最近では西欧各国に新たな医学派が登場し、長期、短期の断食によって特に慢性病の治療にあたっている。

一七五 (b) 収入の十分の一を神に捧げるのは、古代の人間社会の一般的な考えであつた。収穫の十分の一を年貢として捧げる十分の一税はその一例である。断食とはわれわれの食事の十分の一を神に捧げることになるまい。

これと類似の考えとして(クルアーン第六章一六〇節の次の言葉に依拠する。「善行をなすものはその十倍の報奨をうける。」、善行は神により十倍の報奨を与えられるという考えがあげられる。これは次のような預言者の言葉の意味を説明している。「ラマダーン月一月と翌月のシャウワール月に六日の余分の断食をする者は、まる一年を断食したようなものである」。

事実イスラームが採用している太陰暦では一年が三百五十五日であり、一月は二十九日から三十日である。すると(先の預言者の言葉に従って断食する)ムスリムは、毎年三十五日ないし三十六日断食し、その十倍は、陰暦の一年の平均日数三百五十五日と相応する。

一七六 神秘家たちは、動物的本性の激発は人間精神の完成を阻害するものであると考えている。肉体を精神に服従させるためには、肉体の力を弱めて精神の力を強めなければならない。このためには空腹、喉の渇き、肉体的欲望の自制ならびに舌や思想を司る心(精神)、その他の諸器官の抑制ほど効果的なものはないといわれている。

自己完成の様相の一つとしては、動物的本性を理性と精神に服従させることがあげられる。本性は時にさからい、時に従順さを示す。したがってひとは、自分の動物性を制御するために、断食のような厳しい修練を行なう必要がある。罪を犯したあとでも、断食を介して悔い改め、禁欲をすれば、心慰さみ、精神は浄化され、ふたたび悪徳に耽らぬよう意志が強化されるのである。

天使の特性の一つとして飲み食いに関わりがないといわれてきたが、この種の誕生を行なうことにより人間は次第に天使に近づく。しかも彼の諸行為は神の命令に従うよう意図されているため、結局彼は神により近づきその允嘉を得ることになるが、これこそは人間の究極の目的であるといえよう。

巡礼

一七七 巡礼(ハッジ)という言葉は、何か(この場合では自己)を抑制する努力としての、(例えば神に向う)旅を意味する。この言葉は、ハッジという原語の正確な意味からは程遠いが、慣例として巡礼と訳されている。

これはムスリムにとっての第三の宗教的義務である。男女を問わず成人は、生涯に一度はマッカを訪れ、自己を滅却(ファナーウ)し自らを神の意志と同化させる大いなる努力を払わなければならない。旅を行なうに足りるだけの物質的な財産をもたぬ者は、この義務を免除される。だがいつの日にか自らの宗教の中心地たるカアバの神殿、すなわち神の家に詣でるために、必要な金額を僅かながらも貯えようと精出さないようなムスリムがいるであらうか。

クルアーンは第三章九六節で、これこそは人類により神と一神教崇拜に献げられた世界最古の家居であ

ると述べているが、これは決して誇張ではない。ここではアブラハムのことを想起するだけで足りる。イスラームの伝承に従えば彼は、本来アダムが建立した建物の修復者にすぎないのである。これはソロモンの建てたイェルサレムの神殿より、さらに古いものであろう。マッカのカアバ神殿よりさらに古く、しかも今なお礼拝の場として用いられている場所は一つも存在していない。

一七八 以下にハッジの諸行事を略述しよう。マッカ周辺の聖地を定める境界点で、人々は通常の服をぬぎ、宗教的制服である二枚の布をまとう。これは腰布と肩かけであるが、これは男子のみに要求されるもので女子はそれが必要がない。

ハッジの期間中の数日は頭に蔽いをせず、自己を忘れることに努める。それからマッカの郊外アラファートに赴き、そこで一日黙想して過ごす。夕方になるとそこから引きかえしてムズダリファで一夜を過ごし、翌朝早くマッカ外辺のミナーに集く。そこで三日を過ごすことになるが、この期間に毎朝悪魔たちに石を投げ、山羊を犠牲に捧げ、それからカアバ神殿に参拝して（黒石の周囲を）七回まわり、カアバの前にある二つの丘、サファーとマルワの間を走る。この象徴的背景についても、ここで説明することにしよう。

一七九 天国から追われたあとアダムとイヴは別れ別れになり、たがいに行方が知れなかった。二人は相手を探しあい、神の恩寵によりアラファートでふたたび出逢ったのである。

神に感謝してアダムとイヴの子孫たちは、過去のあやまちにたいする宥しと将来の助力を神にねがうために、神に対面し、我を滅却して前にいる神と一体となることに努める。

一八〇 悪魔にたいする石打ちについては以下の事柄を想起すべきであろう。アブラハムが他の何にもまして神を愛すと宣言したとき、神は彼にその証拠として彼の愛する息子を犠牲にするよう命じた。こ

のような試練に加えて、悪魔はまずアブラハムのところに赴いて彼の決意を思いとどまらせようとしているのである。そしてこれはミナーで起ったといわれている。しかしアブラハムはその都度石を投げつけて悪魔を追いかえた。

悪魔はそれからハガルのところ、最後にはイシュマエル自身のところにまで赴いたが、彼らも同様に石で追い払った。この故事にならって人々はこの行為を象徴的に繰り返し、悪魔と戦う決意をかためるのである。

一八一 「神の家」への参拝は自明のことである。従順の証を示すために人々は、尊崇と謙譲の念をもってそこを訪れる。献身、配慮、愛の対象にたいしても自己犠牲の用意があることを示すために、そのもののまわりをめぐるのはきわめて古くからの慣習なのである。

一八一 (a) 黒石については、それを尊崇する理由に關してさまざまな誤解があるため、特に説明する必要がある。これは「通俗にいわれているように」黒石ではなく、たんなる黒い石である。その実際の重要性は、周囲をめぐるさいの起点を示すことにあり、その色のおかげで建造物の中にあつてよく目立つ。

次いでこの石は尊崇の対象ではなく、またムスリムはこの石の方向にむかつてひれ伏す訳でもない。信徒はカアバの建物のどの部分に向つてひれ伏してもよいのであり、多くの場合黒石(アル・ハジャール・アスワド)以外の方向を向いている。かつてカルマート派がマッカを攻略したさい、戦利品としてこの黒石を自分の国に持ち運び、長らくそこに留めおいたことを想起すべきであろう。

黒石がなかった時代にも、ムスリムは誰一人黒石が置かれていた(ウマンの)方角を向かず、相違らず

マッカのカアバ神殿の方を向いて「礼拝して」いたのである。そしてカアバ神殿の建造物ですら実際に重要なものではない。よしんば修復工事や再建のためにそれが破壊されたとしても、またカアバに黒石があるうがなからうが、信徒は同じ方向に向かうのである。

上述のように黒石の実際的な重要性は、めぐり歩きの出発点、終点を指示することにある。ただしそれはまた一つの象徴的意義をもっている。伝承の中で預言者は、それを特に「神の右手」ヤミーヌッラーフと呼んでいる。実際に人々は契約を結ぶため右手をそこにおく。神はわれわれの忠誠と従順の誓いをそこで受けとるのである。

クルアーンの用語に従えば神は王であり、自分の財宝、軍隊のみでなく国土をもっている。その国土には首都（ウンマ・ルクッラ）があり、首都には当然王宮（神の家、バイトッラーフ）がある。そして臣下が自分の忠誠を証すためにはこの王宮を訪れ、自ら忠誠の誓をたてねばならない。そして不可視の神の右手は、象徴的に可視のものでなければならぬが、それがカアバの神殿の黒石、アル・ハジャル・ル・アスワドなのである。

一八二 サファアとマルワの間を七回行く行事に関しては、以下のような話がある。アブラハムが妻のハガルと乳舌子のイシュマエルをマッカの人気のない荒蕪の地に残していったさい、水のたくわえもすぐになくなってしまった。母性愛にかられたハガルは、喉の渇いた赤子のために水を求めてあちこち駆けめぐった。するとその時ザムザムの泉が湧き出したのである。

人々はハガルが駆けめぐった同じ場所でのこの行為を繰り返し、母性愛に敬意を表し、神の慈悲に感謝するのである。

一八三 巡礼の社会的模相もまたきわめて印象的である。そこでは最も生き生きとしたかたちでムスリムの世界的兄弟愛が示される。

信徒たちは人種、言語、出生地、階級の差別なく、そこに赴き、兄弟の間のような平等の精神をもって人々と交わる義務を覚えるのである。彼らは共に砂漠でキャンプし、共同して宗教的義務を果たす。数日の間、特定の時間に、彼らは行進し、立ちどまり、天幕の下でまたは野営して夜を過ごす。こうした事柄は、日に五回の礼拝以上に神の兵士を、規律ある生活のために鍛えあげるものである。

一八三(a) 他界する数カ月前に預言者ムハンマドが自ら巡礼を行なったさい、彼は慈悲の丘(ジャバルッヒラフマーン)から説教を行なったが、これはイスラームの人間憲章ともいえるものである。その年にはアラビア各地からおよそ十四万人のムスリムがやってきており、彼らの預言者の遺言を聞いている。

この説教の主旨を要約すると以下のごとくである。彼はイスラームの基本的な要素について指摘している。偶像その他の物質的象徴をたぬ一神教。神にたいする敬虔の念以外に他者にたいする優越性を認めぬ、人種、階級的差別のない全ムスリムの平等性。各信徒の人格、財産、名譽の三つの基本的權利を神聖視する特質。多少にかかわらず利子を受けとることの禁止。復讐および私的制裁の禁止。婦人を厚遇する義務。少数者の手に蓄積されることを避けるため、私有財産をたえず再分配、流通させる配慮(相続の義務に関する法律、遺言にたいする制約、利子の禁止等の方法による)。生活のあらゆる側面において、神の啓示のみが信徒の行動を律する法の根源たるべき点の強調。

そして巡礼者たちは毎年、この同じアラファートの慈悲の丘から誦えられる同じ説教を耳にするのである。

る。

一八四 少なくとも初期ムスリムの間では、ハッジ祭礼中に前イスラーム的慣習が残されていたと考えられるふしがある。つまりこのような大きな集会が提供する機会を利用して毎年文学集會が催され、そこで詩人たちは新作を「公表」し、演説家は熱氣にとり憑かれた聴衆を前にして自らの才能を示すために熱弁をふるい、また職業的レスラーが観衆を魅了し、商人はあらゆる種類の商品を持ちよってきた。カリフ、ウマルはこの機会に、きわめて歓迎すべき行政的性格を与えている。つまり彼にとってこの集いは、自分の知事、司令官にたいする彈劾裁判の絶好の場所であり、同時に検討中の重要な計画に関して大衆討議を行なう格好の機会だったのである。

ここでわれわれは、イスラームにおいては聖と俗、精神的なものと世俗的なものが共存し、さらに調和ある協力関係を保っている点をふたたび想起すべきであろう。

ザカート税

一八五 現在では一般の人々の間では、ザカートが個人の貯えた現金の何パーセントかの金額であり、毎年貧者に施されるものだというのが通念になっている。

しかしクルアーン、ハディース、あるいはイスラーム初期の慣習では、ザカート（サダカートあるいはハックとも呼ばれる）は、ムスリム国民に課せられるムスリム国家の公認したあらゆる税金を意味していた。つまり農産物、発掘された鉱物、商業資本、公共牧草地の家畜、貯えられた現金等に課される税金一般を指していたのである。

当初これらの税金はすべて直接政府に支払われていたが、のちにカリフ、ウスマーンはその統治期間中に、貯蓄した現金にたいする税金をクルアーン第八章六〇節の規定に従い、政府の仲介をまたず直接に受領者に支払いうるようにした。

一八五(a) クルアーンは第四章五節で、富は人類生存の根本的、基本的手段であると認めている。したがって預言者が、政府にたいする納税を、礼拝、断食、巡礼とならんで四つの基本的な宗教的柱、信仰箇条の一つにまで高めたのも決して驚くにあたらない。

イスラームにおいては、都市の長にたいして、彼の個人的な奢侈や虚栄のために「貢物」を捧げることはない。税金が納められる場合それは集団側の権利として、明確にとりわけ困窮者を保護するためのものなのである。そしてこれは、ザカートという語の語源の意味を示しているように、納税者の自己を「成長させ」、「純化する」目的で支払われる。

預言者ムハンマドはいつている。「国民の長は、実際には彼らの下僕にすぎない」。この言葉の正しさを示し、同時に精神的指導者として、また國家の首長として國民を統率するさいの完全な無私の態度を徹底させるため、預言者は正式に次のように宣言している。すなわち首長自身、ならびにすべての彼の部族員は、ムスリム納税者によって支払われるムスリム國家の収入に手をつけることを宗教的に禁じられているというのである。

國家の首長が人々の信頼を裏切らなければ、当然彼の下にある者たちも、彼らの義務を遂行するにあたって良心的たらざるをえない。

一八六 預言者の正統カリフたちの時代には、ムスリム國家において信者たちにザカート以外の税が

課されたことがなかった。それは喜捨といった性格のものではなく、純然とした国税であり、税額、納期の定まった義務的分担金で、頑迷な滞納者からは制裁、強制をもってとりたてられた。

信者たちに納税の重要性をよく教えこむために預言者は、ザカイトが神の唯一性にたいする信仰、礼拝、断食、巡礼と同等に重要な神によって定められた宗教的義務であると宣言したのである。

信仰が精神的義務であり、礼拝、断食、巡礼が肉体的義務だとするならば、ザカイトは財政的義務だといえる。法学者はこれを、イバード・マリーヤ（財産による神の尊崇）と呼んでいる。さらに必要があるとするならばこれは、イスラームが肉体と魂という人間の二つの構成要素のいずれをも偏重、軽視することなく、両者の調和ある均衡を保つために、人間生活のあらゆる分野を一つの全体に統合している事実を示す、いま一つの証明であるといえよう。

一八七 クルアーンは税金を意味するものとして、特に明確に区別することなく多くの表現を用いている。随所で用いられているザカイトという言葉の原意は、成長、純化の意である。これは人々が、徐々に殖えていく自分の富を清めるために、その一部を支払わねばならぬことを意味している。

クルアーン第九章六〇節にあるサダカイトという言葉は真実、慈善の意であり、人間性に相応しくあるためには、不幸な者にたいして情け深くなければならぬという意味がこめられている。

またハック（クルアーン第六章一四一節参照）とは権利の意である。これは他人の権利をさすが、他人の権利は当然持てる者にたいして義務を要求する。權利と義務はたがいに関連性をもつものであり、協力とは社会のあらゆる機能の基礎なのである。

一八八 貯金、収獲、商品、公共牧草地の家畜、鉱山、海産物等にはすべて税金が課される。その税

率は異なるが、これらすべてはザカート、サダカートその他の同義語により無差別的に指示されている。

一八九 預言者時代の税率が苛酷なもので、修正不可能だったとは思われない。八八項で見てきたように、預言者は自ラタイフの住民のザカートを免除しているのである（他の地域にも同じ例が見られる）。偉大なカリフ、ウマルは、アブー・ウバイドが記録しているように、マデীনナに輸入される食糧の関税を減じている。預言者の生存中には、例えば外敵から国を守るため、特別な援助を請ねねばならぬ場合が何度かあった。

これを根拠にして法学者は、政府は危機にある場合ナワリーフと呼ばれる暫定税をとるか、税率を上げうるという結論を下している。クルアーンには課税の項目、税率に関する記述がないため、法学者はそれについて推論を行なうことが許される。

一九〇 ただしクルアーンは、国費ならびに政府予算の最高責任者の心構えについて詳細に記述している。

「サダカート（ムスリムに課される諸税）の用途は、まず貧者に困窮者、それを徴集してまわる者、心を協調させた者（新改宗者をさす。一種の慰撫政策として用いた）、奴隷の身受け、負債で困っている者アッラーの道（宣教活動）にたずさわる者、旅人、これだけに限る。これはアッラーの掟。アッラーは明敏、全知におわします。」（クルアーン第九章六〇節）

上述のようにサダカートとザカートは同義語であり、ムスリム国民に課されるものである。非ムスリムに課されるハラージュ、ジズヤ、ガニーマ等はザカートに含まれない。上述二種類の税の受益者は、かなりな相違を見せている。

一九一 他の立法者はむしろ収入のための規則を定めているが、クルアーンはこれに反してもっぱら國費支出の原理を明確に示している。

上記のクルアーンの一節が言及しているザカートの受益者の八つの範疇の中には、預言者自身について何も述べられていないことに気付くであろう。この一節の真意を一層よく理解するためには、それが受益者を完全に限定していると指摘しておく必要がある。

一九二 カリフ、ウマルのように偉大な権威者によれば（アブー・ユースフ、『ハラージュ』フィー・マン・タジブ・アライヒ・アル・ジズヤの章）、困窮者（フカラーウ）とはムスリム社会の貧者であり、貧者（マサーキン）はほとんど同義語であるが、これは非ムスリム住民（庇護民）中の貧者を指している。

そしてサダカートは非ムスリムからの収入を含まないが、イスラームは彼らを、ムスリムによって支払われる税金の受益者に加えている点に留意されたい。

一九三 この財源のために働く者とは、集金人、会計士、支出管理者、会計監査官、会計検査官であるが、この収入の受益者が具体的には行政上の全部門にわたっている事実にかんがみて、実際にこのリストに含まれるのは民事、軍事を問わず行政機関のすべてに働く者という。

一九四 心を協調させた者に該当する者は一様ではない。偉大な法学者アブー・ヤアラー・アル・ファッラ（『アル・アフカーム・ッリスルターニヤ』一六項）はこゝ指摘している。

「心を協調させた者には四種類がある。（一）ムスリムを積極的に支援する心づもりのある者。（二）心が協調しムスリムに危害を与えることのない者。（三）イスラームに心ひかれる者。（四）部族の成員をイスラームに改宗する契機を作った者。彼らがムスリムであろうと多神教徒であろうと、これら各種の人心

を協調させた者」に恩恵を与えることは、きわめて合法的なのである」。

一九五 「頸を解き放す」という表現は、つねに奴隷の解放、もしくは敵に捕えられた捕虜の身受けを意味すると解釈されている。ここで奴隷について言及するのも、決して場ちがいではないからう。

イスラーム以前の宗教は、いずれも奴隷の条件の改善に留意することがなかった。サラフシの記録によれば、イスラームの預言者はアラブを奴隷とすることを全面的に禁止している。他の民族については、クルアーンは第二章三三節で、振舞いの立派な奴隷が主人に自分の身代金を払う用意があれば、主人はその申し出を断ることができないとしている。実際に彼は、この奴隷に解放令を手に入れるだけの金額を稼ぐ機会を与えるよう、裁判所から命令を受けるのである（そしてこの間奴隷は主人に仕えることを免除される）。さらにすでに述べたように、ムスリム政府は解放を望む奴隷を援助するために、毎年一定額を予算に割当てている。

イスラームは奴隷制を認めているが、その目的は不幸な仲間を搾取することではない。むしろその目的は、第一にすべてを失ったり、なんらかの理由で故国に帰ることのできなかつた戦争捕虜の保護にあったのである。また第二の目的は、彼らを教育しアッラーの政府が統治するイスラーム的環境の中で教養を身につける機会を提供することだった。奴隷は、政府が行なった合法的な戦争の結果としてのみ生ずるのである。私的な攻撃、誘拐または両親による子供の売り渡しには、なんの合法性も認められていない。

一九六 巨額の借財を負う者、過大な責任にあえぐ者にたいする援助は、当然異なった形態をとる。カリフ、ウマルはまた、無利子の貸付制度を創設したことで知られている。

一九七 「アッラーの道のために」という表現は、あらゆる慈善行為を包含する。したがって法学者

は、イスラームがこの世にアッラーの王国を建設するため専心努力している事実にかんがみ、躊躇なくイスラーム防衛のための軍備にとりかかることを是認している。

一九八 旅人に関しては、本国人、異邦人、ムスリム、非ムスリムの別なく彼らを歓待するばかりでなく、健康、慰安、通行の安全を保証し、異国を旅する者にはその安寧をはかるため特別な配慮をすることになっている。

結論

一九八 (a) 宗教的实践に関するさまざまな具体的事実を詳述したあとで、ふたたびイスラーム的な生活の根本原理が全体の発展、諸部分の対等的協調にあると指摘するのは、当をえぬことではなからう。クルアーンは繰り返し「礼拝を行ない、ザカートを払え」といつている。唯一神を崇めることと、社会的義務を遂行することの二つが同時に要求されているという事実以上に、肉体と精神の統合をよりよく示すものがあるだろうか。精神的義務は物質的利益を欠くものではなく、世俗的義務はまた精神的価値をもっている。そしてこれらすべてはまた、こうした義務を遂行する人間の意図や動機に依存しているのである。

第六章 精神的生活の開発

イスラームは、物質面、精神面のすべてを統合する生活規範を提供している。しかし個人の性質にはさまざまな相違があり、ある人々はある種の事柄に通じていても、他の領域は不得手だという事実は否定の余地がない。

またたとえひとが自分の存在の精神面に注意を集中するとしても、生活の糧をうるため、自分がその一員である社会のため等の理由から、多少なりとも生活上の他の仕事に関係せざるをえないのである。

二〇〇 信仰、従順、ならびにこの従順の最上の道について論じた説明の中で、預言者は最後の点をこのように定義している。「行ないを止す（イフサーン）ためには、さながら神を見るかのように神に仕えるのだ。お前には神は見えずとも、神はお前を見ているのだから」。

このようにして神の至福にあずかること、つまり神への献身、奉仕のかくも素暗しく、美しい方法こそ、イスラームの精神的文化の中核をなすものである。また「神への奉仕」という表現はもともと包括的なもので、一般にいわれる信仰面を含むばかりでなく、人間としての生き方すべてに関わりをもっている。

精神的観点からいつて最も教養ある者は、あらゆる行為において神の意志に最も近くある者なのだから。

二〇一 神秘主義はこの問題を中心的な課題としている。イスラームにおいては、神秘主義を意味する多くの同義語があるが、それを次にあげる。イフサーン（この表現は上述の預言者の言葉にも見かけられる）。クルブ（神に近づくこと）。タリーカ（道、すなわち神に赴く旅）。スルーク（旅、神に至る旅）。タサウワフ（語源的には羊毛の衣をまとうこと）。そして奇妙なことには、この最後の表現が最も一般的に用いられている。

二〇二 たしかにムスリム神秘家たちは、他の文明における神秘家にしても同様であるが、自分たちの弟子、僚友といった限られた範囲の外にその実践方法、特異な内容を明かしたがない。これは彼らにけしからぬ秘密があるからではなく、おそらく自分たちが快適な生活を放棄して「無用な」苦痛を甘受する理由を、世間の人々が理解しえないことを怖れるためであろう。

また一般人士が神秘家たちの個人的な体験を信じないという理由もあげられる。したがって彼らは、この種の体験を評価しえない連中から、それを隠しておいた方がよいと考えているのである。えてして秘密裡に保たれるものは、それを無視しながら、なおそれを知りたいと思っている人々に余計珍重されがちなものなのだから。

二〇三 個人的な性質の相違は、あらゆる人種にいつの時代にも存在してきた。しかし性質のいかんを問わず各個人に課されうるもの、共通にわかちあわれ、実践されるべき最少限のものを見出したところに、イスラームの美点があるといえよう。そしてこの最少限の必要性は、精神的な必要と同時に物質的な必要に関わっているのである。

この事実をよく理解するためには、最もすぐれたムスリムが預言者の直弟子たち、つまり彼の教友たちであった点について、すべての者が合意している事実があげられよう。彼らの生涯を検討してみると、彼らが最初からさまざまな性質の持主であったことがわかる。例えばハーリドという戦士がいたが、この勇敢な兵士を愛でた預言者は、彼を讃えて「神の剣」という称号を与えている。

またウスマーンとイブン・アウフという豪商がいたが、預言者は彼らが天國に住まう者たちであるという喜ばしい知らせを公表している。アブー・ザッルという人物は財産を所有することを嫌い、禁欲的な苦行生活を好んだ。ここで楽園入りに値する最少限の義務は何かということを聞くために、ある日預言者のもとを訪れた遊牧民の話をとりあげよう。預言者はそのさいこう答えている。「唯一神への信仰。日に五回の礼拝。ラマダーン月の間断食をつづけること。巡礼。余裕があればザカートを支払うこと」。この遊牧民はイスラームに帰依し、大声でいった。「神かけて、俺はきっかりそれだけのことしかしないぞ」。彼が立ち去った時、預言者はこういった。「誰でも天國に住まう者を見たい者には、あの男を眺めさせてやれ」(ブハーリーとムスリム参照)。戦士のハーリドにせよ、金持ちのウスマーンにせよ、イスラームの基本的な義務を怠り、その精神性を蔑ろにすることは決してなかった。

同様に禁欲主義を好んだアブー・ザッル、サルマーン、アブッ・ダルダウウその他の人々も、預言者から例えば隠遁生活を送ったり、いつまでも断食をつづけたり、肉体的快楽を怖れて去勢したりする許可を与えてはいないのである。むしろ預言者は、彼らに結婚を命じてこういつている。「お前にはお前自身の肉体についても責任があるのだ」(イブン・ハンバル参照)。

イスラームによれば、人間は彼自身のものでなく、神のものである。したがって神が人間の姿態をか

りてわれわれに託した信頼を裏切ることが許されない。

スッファ

二〇四 預言者の時代にマディーナの大モスクには、礼拝場から少し離れたところにスッファと呼ばれる特別の場所があった。これは預言者が親しく監督にあたる訓練、教育の場であった。そしてきわめて多くのムスリムがここを利用してゐるのである。彼らは特に時間をさいて、人間と神との関わりといった観点からイスラーム的な生き方を学んでゐる。彼らは他人の寄生虫となったり、重荷とならぬよう、生活に最低必要なものを稼ぎだすために働いたが、夜の間は最も優れた神祕家たちのように、規定以外の礼拝（ナファル）を行ったり、神を瞑想して時を過した。

この修養所を修道院（デッケ、ハーンカー）と呼ぶがそれ以外の名で呼ぶが、とにかくこのスッファで修養する者たちは、物質的な慰安よりも精神的修練の方に、深い愛着を覚えていたことは疑いない。預言者がこれらの初期のムスリム神祕家たちに命じていた修練の詳細は、おそらく今後とも知ることにはできない。いずれにせよそれは、各個人の気質、能力に応じてさまざまに異なっていた筈である。ただし目的が定まっていたため、そこに導く合法的な手段を選択する自由は充分にあったと思われる。

ここで、預言者の言葉を引いておこう。「英知は信者の失なわれた財産である。万一それを見つけたら、どこでもそれを取戻さなければならぬ」（ティルミズィー、イブン・マージャ参照）。

神秘主義の本質

二〇五 神秘主義を通じてイスラームは、信仰、宗教的献身の諸行為の美化、純化にあたることができる。そのさい個人的行為の改善、イスラームによって課された義務の遂行、その他生活のあらゆる側面で預言者の生活が踏み従われるべき模範とされる。

二〇六 神秘主義は、不可視のものを見る能力、奇跡を行なうこと、神秘的な霊媒によって他人に自分の意志を押しつけたりと何の関わりもない。

それはまた禁欲生活、苦行、隠遁、瞑想、あるいはその結果として生ずる種々の感動（それは時として手段たりうるが、目的ではない）とも関係がない。まして神の人格に関するある種の信仰（汎神論等）とは関わりなく、いかさま師が唱えるような、神秘家はイスラーム法やイスラームが課している必要最少限の義務を超越している、といった主張とも一切無縁である。

二〇七 より適切な表現がないために「神秘主義」という言葉が用いられているが、これはイスラームにおいては個人が最も善い行為を行なうための方法、つまりそれにより自己統禦、真の誠実さをかちえ、神を一層愛しながらすべての行動、思考においてつねに神の御前にあることを実現するための手段なのである。

二〇八 イスラームの教えには礼拝、断食、慈善、悪業の忌避といった「外的な」義務がある。それと同時に信仰、神への感謝、誠実さ、利己主義からの脱皮のような「内的」義務もある。神秘主義は、生活の後者の側面の修練に他ならない。ただし外的義務ですら、永遠の救済の唯一の手段である精神の純化を促すものである。

一般に神秘家は、自らの精神的修練によって独自の能力、才能を開発するが、これが一般の人々には奇跡的なものに見える。しかし神秘家はそのようなものを望んでおらず、むしろ軽蔑している。不可視の事柄を知ることが、たとえある種の訓練によって可能になったとしても、それは神秘家にとり望ましいものではない。なぜなら不可視の事柄は神の秘密を構成するものであり、それを早まって洩らすことは、結局人間のためにはならないのだから。よしんば神秘家がそのような能力を身につけたとしても、それを行使しないのはこのような理由による。彼の目的は、つねに精神を浄化し、主の意にかなうようにすることにあるのである。

完全な人間とは、外面ばかりでなく内面をも純化する者、神秘家流にいうならば肉体と心を美化する者である。外的な様相のためにフィクフ、つまり宗教儀礼、契約問題、刑罰等外的生活のあらゆる側面を規定する諸規則からなる、ムスリム法の総体がある。しかし神秘主義の眞の課題は内的様相にある。礼拝の諸行為はフィクフの領域に属するが、誠実さ、献身といった事柄は内的なもので、神秘主義に属している。これに関連してクルアーンから二箇所引用しよう。「心から礼拝にはげむ信者は、成功しない」(二三章一一二節)。「えせ信者たちを見てみるがよい……礼拝に立ちあがる時はものうげで、人目に立とうと見栄をはる」(四章一四二節)。ここで示されている礼拝の良し悪しは、生活のあらゆる分野において、イスラームが信者に要求しているものを知ることがかりとなる。

二〇八(a) イスラーム的伝統はカリフ、つまりムスリム国家の首長に政治(司法管理を含む)のみならず、礼拝、断食、巡礼といった宗教の外的実践の問題をとりしきる力を与えている。これらすべてはさまざまな法学派(後述五六七a項参照)により開発されているフィクフ(ムスリム法)の領域に入る。

この領域では、われわれの生活にとりさして重要ではないにもかかわらず、これまで人々はたがいに嫉視しながら権力の独占に汲々としてきた。

預言者の歿後、彼に代って政治的、宗教的大権を行使する資格のある者は誰かという問題をめぐって、ムスリムの間でも派閥的対立があった。この判断については最後の審判の日の神の裁定に委ね、われわれの未来、神の敵にたいする自己防衛に専念することにしよう。

永遠につづく来世の救済を約束しうる唯一のといえる内的生活の領域では、嫉妬心の介入する余地がない。ここでは同時に何人もの信者が、預言者のあとを継ぎえ、事実継いでいるのだから。神秘主義教団のナクシュバンディー派が、預言者からアブー・バクルを経る系統を採用しているのに対し、例えばカーディー派、スフラワルディー派は預言者からアリーを経る系統をとっている。スンニー派の者にとつては、政治的に預言者の直接の後継者はアブー・バクルだけであるにもかかわらず、彼らはこのような系統を採用しているのである。

スンニー派とシーア派を統合するような精神的領域は、決して気の抜けた抽象的概念ではない。それはまた独自の、充分に発達した行政機構をもっているのである。アブダルやアウタード⁽¹⁾の实在は、イブン・サアドのような初期の著作家が伝えているように、預言者自身によって肯定されている。またスニーディーの研究書は、クトゥブ、アブダル、アウタードといった主題に関する預言者の伝承を収録している。ここではこの問題を詳述する必要はあるまい。

注1 ある一定の段階に達したスーフィーの呼稱

注2 スーフィズムによると、この世の東西南北それぞれの隅に座を占め、この四隅の責任を持つスーフィーが居

るとされるが、このような者に与えられる呼稱。

神の満足

二〇九 一般の人々は、自分では神を愛してもいないのに、一方交通のように神が彼らを愛してくれ
ることを望み、神に服従もせず、神は自分たちをあつく保護すべきであるなどと考えている。

クルアーンは、第二章一六五節でこう論じている。「……信仰の定まった者は、激しくアッラーを愛した
てまつる」。また第五章五四節で、最も優れた人間の特性をこう描写している。「……主を敬愛し、主も賞で
たまつともがら……」

二一〇 神の満足をいうことは、感謝の念をためすために神が授ける物質的慰安の享受とは同
じでない。ときに神は、忍耐力、忠実さを試すために人々からこの慰めすら奪うのである。

いずれの場合にせよ、ひとは神にたいし献身、愛着を示す必要がある。これは一方で、神の意志に同化
して自己を滅却する精神的態度をうみ、他方たえず神の存在を身近に感ずる境地につながる。

二一一 汎神論の哲学的概念は、「神の中への自己滅却」の必要性に由来している。神秘家にとって、
この考えをただ肯定するだけでは何の価値もなく、彼はそれと同化し、それを事実として感得しようと願
う。したがって真の神秘家にとって、存在の合一という意味での汎神論とヴィジョンの一致という意味の
汎神論との理論的相違云々といった相違は、言葉の遊戯にしかすぎない。これはむしろ向上心ある旅人に
道を迷わせ、結局目的地への到達を遅らせてしまうのである。

二一二 ここでイスラームにおける汎神論の概念には、人間と神の合一を許すものは何一つないこと

に留意すべきであろう。

人間がいかにかに神に近づいても、創造主と被造物の間には相変らず区別、差異、距離がある。人間は自我を滅却するが、その人間性を滅却する訳ではない。われわれが高みに達すれば達するほど、神はわれわれの舌で語り、われわれの手で行ない、われわれの心で望まれるのである（フハーリー参照）。人間の神に向う上昇、旅は存在するが、両者は決して混同されない。したがってムスリムは、合一、混合を意味する「コミュニオン」という言葉を用いない。

ムスリムは精神的な旅をミアラージュと呼んでいる。これは梯子、上昇の意味であるが、上昇の成果は個人とその能力に応じて自ずと隔たりがある。人間が到達しようと思われる最高の水準は、聖なる預言者の到達した段階であり、預言者のこの経験もまたミアラージュと呼ばれている。したがって預言者はれっきとした覚醒状態のままで、自分が天国に連れていかれ、神のみ前で祝福される光景をまざまざと見たのである。

時間と空間の域を超えたこの状態においても、クルアーン（第五章九節）は神と預言者の間に、「三二つ、あるいはそれより近い距離」ではあるが、とにかく隔たりがあったことを正式に伝えている。しかし預言者自身このミアラージュという言葉を一一般の信者との関連で用いており、「礼拝は信者のミアラージュ（梯子）である」といっている。これは明らかに各個人が、能力と長所に応じて精神的境地を高めようとを意味している。

二二三 精神の旅路には一連の段階があり、選々としてしかその段階を越えることができない。預言者ムハンマドの生活を例にとっても、まずヒラーの洞窟での隠遁から始まることは周知の事実である。そ

れからマツカ時代になるが、この期間彼は神の大義のために苦難のかぎりをつくし、偉大な自己犠牲を行なっている。勿論つねに神の指示に従つてのことであるが、断固力づくで不正と戦えるようになったのは、聖還以後なのである。

ある男が托鉢僧のふりをしていても、それは上辺だけで、実は羊の格好をした狼である可能性は充分にある。同様にあらゆる権力、財宝を手中にしている国王でも、少しもそれらを濫用せず、むしろ個人的な安逸を放棄して自分の義務を遂行するため、自己犠牲の限りをつくす場合もありうる。

二一四 自己放棄のためにまず必要なのは謙譲の念であるが、これは充分に培われねばならない。自負心は神にたいする最大の罪と見なされるのである。アル・ガザリーはいつている。虚栄は自己讃美であり、したがって多神教の一種に他ならない。

二一五 気質はさまざまであり、それゆえ道も数多い。ひとは案内者、師の必要を強調する。医学を個人的に学んでも、またよしんば有能な医師たちの講義に出席したとしても、一定の見習期間を終えぬ者は開業が許されない。自分の欠点が皆解るような例は稀である。まして自分の過ちをすぐに矯正できる人間は、さらに稀である。

第一の場合には、われわれの欠点を指摘したり、それを取り除く方法を教えてくれるような師が必要であらう。人間は各自たえず進歩し、発展しつづける。そのさい師は、われわれの多くの無駄な努力を省いてくれる。人間が過去の経験を活用することができず、新しく生れ出た者があらゆる仕事をやり直し、しかも自分の殻にとじこもったままだとするならば、何世代にもわたる祖先の知識、体験の蓄積といえる文化、文明の進歩は存在しないであらう。弟子たる者は師の判断、助言にたいし、同僚や同輩にたいしては

決して示さぬような強い関心をよせる。そして彼は理論的な学習を行なったあとで、その具体的な適用について学ぶために見習期間を過す。

このようなことは物質的な学問と同様、精神的諸学にも通用する。この世の中には本で読んだり、話に聞いただけでは学びえない事柄が多々ある。経験豊かな師の監督の下に行なわれる具体的適用は、絶対不可欠とはいわぬまでも、きわめて有益なのである。さらにたんなる知識は充分ではなく、それは同化され、第二の天性とならなければならない。

二一六 神秘家は四つの実践を推奨している。つまり食事を減らし、睡眠を少なくし、口数少なく、他人を訪ねる回数も減らせというのである。「減らす」といっても、これは完全にやめろといっている訳ではない。それは場合によっては（食事、睡眠の場合）不可能であり、いかなる場合にも望ましいものではない。これは要するに節度を持つてという意味なのである。

ひとは生きるために食べるのであり、食べるために生きている訳ではない。神の意志、命令を達成するに足る力を得るために食へることは信仰深い行為であるが、食を減らして精神的な生産性を低めるほど衰弱するのは罪である。睡眠は健康に必要であり、それは人間に課された一つの義務である。ただし床の中にいつまでも寝そべっているような怠惰は、われわれの精神的発展を妨げる。眠りを少なくするのは、物質的の必要にかまけて時を過すためでなく、信心、敬神のためにより多く時間をさくという意味である。口数少なくというのは、軽薄なお喋りを減らし、できれば曲った話を一切口にしないことである。われわれは往々にして、他人には立派な助言を与えながら、自身ではそれを実行しないのである。他人を訪ねる回数を減らすのは、無駄な話や不必要な訪問によって時間を浪費するのを慎むためである。回数を増やす

のに相応しいのは、他人に善を施したり、神の允嘉を得るに相応しい事柄に専念することである。

ただし個人的な必要は、各目の発展段階に応じて異なる点を忘れてはならない。つまり熟練した師匠株の人間に、青二才を諭すのと同じような助言を与えたりはしない。とにかく世俗的な交際にはしばしば誘惑の種となり、貴重な時間を浪費させるばかりか、大切な義務を忘れてしまう誘因となるのである。

ここで第五の助言を加えさせて貰おう。それは出費を減らせということである。つまり贅沢、浮気、個人的快樂のための出費を減らし、それによって得られた貯えを、非常に重要であるが、そのために支出しえなかったもののために使うのである。以上五つの助言は、精神的にも、物質的にもイスラームにおける儉約の五原則をなすものといえよう。

特殊な業

二二七　　ひとはいつも神を想っていなければならない。とりわけ重要なのは、心で想うということである。ただし精神の集中は絶えず行なう訳にいけないので、集中力を強化し、つねに神に想いをさせるために肉体的な手段を用いる。

クルアーンは第三章四一一節でいっている。「なんじら信者たちよ、アッラーを念ぜよ。より多く念じ、朝な夕な、かれの栄光をたたえまつれ」。また第三章一九一節にはこうある。「立っている時も、座っている時も、横になっている時も神を想い、天地の創造に深く考えをめぐらす者はいう。『主よ、あなたは目的もなくこれらを作られたではありません。貴方の栄光を讃えまつる。そして地獄の劫火からわれわれを救い給え』」。

ところである特定の文句を何度もくり返す連綿があると同時に、毎日習慣のように唱える祈願文もある。これらはときに声高に、ときに低声で唱えられるが、条件としてはすべて必ず神、神格、神の特質に関するもので、決して被造物に関わるものであってはならない。よしんば主題が感謝、讃嘆から預言者ムハンマドに及ぶとしても、必ず神を媒介にしなければならず、なにかを祈願するにしてもムハンマドにだけ祈ってはならない。例をあげれば「神よ、ムハンマドに格別の配慮を寄せ、彼をお守り下さい」、「お、神よ、あなたが約束された栄光の座にムハンマドを蘇えらせ給え、われわれのために行なう彼のとりなしを受入れ給え」等である。

思考の集中を発展させるため、神秘家たちは時に隠遁、隠棲し、暫くの間呼吸を止め、目を閉じ、心臓の鼓動に精神を集中しながら、神について想いをめぐらす。また彼らの意見によれば、神の祈念には三種類ある。つまり神の名の祈念、神の名を媒介にしてなされる神格の祈念、神の名等の媒介を必要としない神格の祈念である。

ちなみにこれらの業は預言者自身が推奨しているもので、外来のものではない。ここでアブー・フライラの話をあげれば、預言者は紐の結び目を珠の代りにした珠数をもっていたが、結び目の数は二千あり、毎晩それを用いて祈願を繰り返したとのことである。

二一八 その他の業としては禁欲、克己、とりわけ死と最後の審判に関する瞑想の生活があげられる。イスラームにとり、これらの業は決して目的ではなく、むしろ己れを統御し、自我を打ち破るための暫定的な、仮の手段にすぎない。

ひとがこの世で自分のために手に入れるものは、必需品と奢侈品の二つに分かれる。そしてこの必需品

を放棄することはできない。なぜならそれは自殺に通ずるのだから。

イスラームは宗教的に自殺を禁じているが、それはわれわれが実はわれわれ自身のものでなく神のものであり、完全に実現される以前に何かを破壊するのは神の意志に反するからである。奢侈品についていえば、もしもそれがわれわれの現世の目的とならなければ合法的である。ひとは自分の動物性を抑えるためにそれを放棄することもあり、生活必需品すらもため者を助けるために、あるいは懺悔の目的にそうすることもある。ただし大げさに、またまったく不つり合いなやり方でそうしてはならない。

清純な生活を送るよう努力する誠意ある人間は、例えば外科手術のような手段で自分の欲望を抑える者よりは大きな長所をもっている。悪にたいする素質を全然もたぬ者は、悪を受け入れる充分な素質をもちながら、神を畏れてそれから自発的に遠ざかる者より優れているとはいえないのである。

二一九 禁欲、精進等の精神的な業はある種の能力を高めるが、いかに奇跡的なものであろうとも、そのような能力の取得は神に向って旅する者の目的ではない。ひとは行為の実現を求めるが、その行為により自動的にひき起される感動を求めている。不信心者ですら聖者の持つ能力のいくつかを獲得しているが、それで究極の救いがえられる訳ではない。

ただし神秘家はたえずこの目的に向けて導かれており、聖なる旅路でのこれらの出来事について特に考えを寄せることはなく、ましてそれから利益をえようなどという意図は少しもないのである。

二二〇 托鉢僧もしくは神秘家であるスーフィーは、まず過去の罪を悔い改め、可能なかぎりかつて犯した罪をつぐなうことから始める。神は神の権利にたいする侵害を宥し給うが、他の被造物の権利にたいする侵害はのかぎりではない。後者の場合、宥しうるのは被造物ばかりなのである。そしてこれがな

されてこそ、ひとは主に至る道を歩むことができる。その道は特定の人間、階級、カーストのみのものではなく、万人の手の届く範囲にあり、むしろこの道を歩むことは各個人の義務だといってよいであろう。

この旅路のための糧となるものは神にたいする従順と、絶えざる神の祈念である。このうち従順は、ひとが何をなすべきか、主の意志が何かを知りうる点でより理解し易い。神は自らの意志と命令を一般の人に伝えるために、それらを選ばれた預言者たちに啓示しているのである。

二二一 神は無数の預言者たちを遣わした。彼らの教えの細部には相違があるが、それは神が意志を変えたからではなく、人間の能力の発展、退化が行為の規範や細部の変更を余儀なくしているからなのであり、すべては神の慈悲と英知に基づいている。

この点には特にクルアーンが強調しているが、預言者たちの教えの基本的な問題、とりわけ神と人間の關係についてはなんの相違もないが、神の意志の最も新しい表明に従うことは、人間の神にたいする従順の一部なのである。例えば神が預言者アブラハムを介して何かを人々に教えたとしても、それを放棄して預言者モーゼの教えに従うのは決して不従順ではない。モーゼは彼の時代には最も新しい形の命令を、同じ立法者から受け取り、伝えているのである。さらにモーゼの命令をおろそかにし、アブラハムの教えを実践しつづけるとするならば、それは神にたいする許すべからざる反抗だといえよう。したがって人間は、相次ぐ預言者たちによって伝えられた神の命令を順次実行していかなければならないが、その最後にあたるのが聖なる記憶の保持者ムハンマドなのである。

また先行する預言者たちに全面的な尊敬をよせるにもかかわらず、ムスリムが、人間に伝えられた神の意志の最も新しい表明にしか従えない理由もここにある。

ムスリムはモーゼの律法、詩篇、福音書を神の言葉として敬うが、従うものといえは最後の、最新の神の言葉、すなわちクルアーンである。立法者〔神〕は昔ながらの古い法に従う者を、正しい法を遵守する従順な者とは見なされないのである。

結論

二二二 人間は肉体と魂、外的存在と内的存在から同時に構成されているため、完成に向かって調和ある進歩、均衡ある発展をとげるためには、人間のこれら両面に充分な配慮を払う必要がある。

イスラームの神秘主義もしくは精神文化は、自我の減少と神の存在認識の絶えざる拡大を指摘している。神の意志への没入は、決して固定化を意味するものではない。それどころか数多くの節においてクルアーンは、人々に行動すること、さらには善行によって神の満足を与えることを勧めている。自らの邪惡な欲望に従わず、神の意志だけを守っていれば、怠惰に陥ることはない。

生起するのは、神の命じられたことばかりである。ただし人間の眼から隠されている神の意志を知りえないとしても、ひとは絶えず努力をつづけなければならない。神が啓示した命令に従って、自分の良心が正しいと認める目的を達成しようと試みても、失敗に失敗を重ねる場合がある。しかしこの努力を止めてはならない。

ひとに行動を促し、かつ神の意志を甘受せしめるこのような動的宿命観については、クルアーン第五章二一―二三節に充分な説明がある。「地上に起る災厄も、彼らの身の上にふりかかる災厄も、われらがそれを授ける前に天の書に記されぬものは一つとしてない。このようなことはアッラーにとり、何でもな

い仕事。それというのもお前たちが、失なったゆえに悲しまず、与えられたゆえに慢心せぬためである。まことにアツラーは、自惚れの強い高慢な者を賞で給わぬ」。

ひとは神の偉大さ、それになりたい自分の卑少さと同時に、神が一人一人に決算を要求する復活の日について、絶えず想いをめぐらせていなくてはならない。クルアーンは第二九節六九章でいっている。「われわれは、われらの（道）にいそしむ者を正しく導くであろう。まことにアツラーは善人と共にいまし給う」。

134

第七章 道德の体系

人間は主として三つの種類に分けられる。(一)生まれながらにして善人であり、誘惑にあつても屈せず本能的にあらゆる慈悲心溢れた善い行ないについて心得ている者。(二)これとは丁度正反對の度しがたい人物。(三)兩者との間にあり、監督、制裁を受けて強制されればきちんと振舞うが、さもないとなげやりになり、他人に不正を行なってしまう者。

二二四 極端な例である(一)と(二)に該当する人間の数は僅かだが、最後の範疇は人類の大多数を含んでいる。ところで(二)に属する者(天使的人間)はいかなる指導、抑制をも必要としないが、(二)に属する者(悪魔的人間)には悪業を回避させるために他からの抑制が必要であり、(三)に該当する者についても充分な配慮が寄せられねばならない。

二二五 (三)に該当する者は、ある点では獣に似ている。彼らが溫和しく、自分の持ちもので満足しているのは、他人が自分たちよりよいものを所有していなかったり、他人からいかなる危害をも蒙るおそれのない場合にかぎられている。

人間社会は、誘惑に屈しやすいこの邪まな性質にたいして、つねに深い配慮を寄せつづけてきた。それゆえに父は子を支配する。そして家族、部族、都市国家、その他のすべての人間集団の長は、自分の支配下にある者にたいし、自らの持てるもので満足し、他人が正しく、合法的な手段で獲得したものを横取りしないようにさせるのである。おそらく人間社会の真の目的は、もろもろの誘惑を抑制させ、すでに加えられた損害を補償する以外にないであらう。

あらゆる人間は、たとえ同じ民族に属していようと、同じように成長を遂げる訳ではない。高貴な精神の持主はよるこんで自己犠牲を行ない、慈善を施す。また知力に恵まれた者は先の先まで理解して、よしんば率先して自己犠牲を行なうに至らないとしても、当面の利益を最後には無にしてしまう結果を充分に考慮して、悪業から身をしりぞける。

ただし一般の人間は、被害者、社会もしくはその他の強大な権力の側からの力強い、直接的な反作用の怖れがなければ、よるこんで自己犠牲を行なうことを肯んじないばかりか、他人を利用して成上ろうとする。

愚鈍な者はいえ、このような怖れに遮られることすらなく、あらゆる反対と戦いながら最後まで犯罪的意図に固執し、結局死刑、投獄といった刑罰を受けて、社会的にいかなる危害をも及ぼしえないような状態におかれてしまう。

二二六 あらゆる法、宗教、哲学は、上例の中間に属する人々、つまり一般大衆にたいして、道理にかなった振舞いをし、貧乏人、困窮者、援助を必要とする者を救うため自発的に犠牲を捧げるよう促している。ただしことの性質上、これで完全に事が解決する訳ではない。

イスラーム固有の特徴

二二七 イスラームはすべてを包含する生活様式である。それは信仰のみならず、社会的行為の規則を指示している。さらにそれは固有の諸法をよりよく適用させ、機能させる配慮をも怠っていない。

イスラームが現世の生活を究極の目的とせず、精神と関わりのない肉体を問題としていないことは周知の事実である。それどころかイスラームは、死後の生活を説いている。クルアーンが明らかにしているように、そのモットーは「この世ばかりでなくあの世でも最善」ということなのである。したがってそれは、たんに勧善懲悪を唱くばかりでなく、同時に精神的、物質的な賞罰を提供している。

禁止、禁令という側面からいえば、イスラームは心の内に神にたいする畏れ、復活のちに最後の審判、地獄の劫火による懲罰の観念を植えつける。人々が不正を働き、他人の権利を侵害しないように、イスラームはこれだけでは満足せず、物質的制裁の分野で可能なかぎりの予防策を講じている。信者たちが、他から強制されなくとも礼拝、断食のつとめを守り、政府が税額を定めるのを怠ったり、税金支払いを強要しない場合にも自ら納税を行なうのは、このような事情によるものなのである。

道德の基礎

二二八 動機、状況のいかんにより、一見相似た行為の意味が大幅に異なるといった事態は、しばしば見受けられる。例えば殺人にしても、盗賊の場合、獲物と間違えた強盗、正当防衛が認められる愚者、あるいは未成年者、法廷で宣告された死刑を執行する首長、侵略を防衛する兵士等の場合があげられる。このような諸例において、殺人はある場合には多少なりとも厳しい罰をうけ、他の場合には宥され、ある

いは賞罰を伴わない通常の義務と見なされ、または賞讃と名譽に値する素晴らしい行為となる。

ほとんどすべての人間生活は、その善惡が相対的な諸行為から成り立っている。預言者ムハンマドが、「行為は動機によつてのみ（判断）される」としばしば述べている理由はここにある。

二二九 イスラームは預言者たちを仲介にして人々に伝えられた神の啓示にたいする信仰を基礎にしている。したがってその信仰の内容である法、道徳もまた神の示された戒律に依存している。確かにきわめて多くの場合、人間の理性は同一の結論に達するといえる。

ただしイスラームにおいて決定的な重要性をもつのは、それが神の啓示であり、哲学者、法学者、道徳家の知的所産ではないということである。人間の知的推論は往々にして異なり、完全に矛盾する結論に達するという事実にてらしてみれば、この重要さは明らかであろう。ある教えの動機が明らかに本質的ではない義務、業を不必要に強調しているなどという例は、まゝ見受けられるのである。

二三〇 人間の行為は、まず第一に命令、禁止の内容に代表される善と惡に区分される。われわれが慎むべき行為はまた以下の二つに分けられる。最後の審判の日における有罪宣言に加えて世俗的制裁、物質的刑罰をうけるもの。イスラームが罪ありとしているが、來世の制裁以外に罰をうけぬもの。

二三一 預言者がいったとされている言葉（カーディー・イヤード・シファウ）第二章参照）のうちにわれわれは、イスラームの説いている人生の概念を見ることが出来る。

「ある日アリーは、預言者に彼の行為一般を支配している原則について尋ねた。すると預言者は答えた。

『知識は私の資本、理性は私の宗教の基、愛は私の礎、欲望は私ののりもの、神の祈念は私の友人、信頼は私の宝、懸念は私の仲間、学問は私の二の腕、忍耐は私の外套、満足は私の戦利品、謙讓は私の誇り、

快樂の拒否は私の職業、確信は私の食糧、真理は私の仲裁者、従順は私の豊かな資産、闘いは私の習慣、そして私の心の喜びは礼拝の中にある」。

二三二 また別の機会に預言者ムハンマドはいつている。「要するに英知の総和は、神を畏れることである。イスラームの道德は、神以外のいかなるものをも崇めないことから始まる。己れ自身、自分の手が創り出したもの（偶像、邪教）を崇めてはならず、人間性を卑めるもの（無神論、不正等）すべてから遠去からなければならない」。

二三三 イスラームは人種、皮膚の色、言語、出生地に依存する避け難い不平等性を除去して、例外なく誰の手にも届く個人の徳性をその優越性の基準であると主張し、（同時にそれを他のあらゆる教え以上に具体化している）。その証拠として、クルアーン第四章二三節はこう述べている。「人びとよ、私は一人の男と一人の女からお前たちを創り、たがいに見わけることができるように民族と氏族にした。まことにお前たちのうち、アッラーにとり最も貴い者は最も主を畏れる者である。アッラーこそは真に全知にしてよるずに通曉し給う」。

二三四 クルアーンはその美しい一節、つまり第十七章二三——九節で、ムスリム社会の成員に十二の戒律を示している。

お前の主は命じ給う。彼のほか何者をも崇めてはならぬと。

また親に孝養をつくせと。もしも両親かそのいづれかがお前と一緒に暮らして老齢に達しても、彼らに輕蔑したような言葉、荒々しい言葉を使わず、ねんごろに話さなければならぬ。そして敬愛の情をこめ、柔順の翼をそっと二人の頭上に降ろしてやるよう。「主よ、幼少のころ彼らが私を慈しみ育てたよ

うに、二人の上に貴方の慈悲をお授け下さい」と祈ってやるよう。主はお前たちの心の中にあるものを熟知し給う。もしもお前たちの行ないが正しければ、主は悔悟してその御許に立ち返る者にたいし、まことに寛大であられる。

近親者に与えるべきものは与えよ。また貧者や旅人にも。だが粗末に浪費してはならぬ。浪費をもともと思わぬ者は、まことに悪魔の兄弟である。悪魔とは主にたいする恩義を忘れた者。ただしお前の求める主の恩恵をこい願って、たとえ彼らから遠ざかっていても、その連中にはねんごろに話してやれ。お前の手を自分の頸に縛りつけて（吝嗇であつて）はならない。また限度を越えて極端に手を開き、恥辱を被むり、困窮に陥ってはならぬ。まことになんじの主は、み心にかなう者に豊かに授けられ、また（そう望まれれば）控え給う。彼は下僕らのことをすべて知り、監視されているのである。

貧困をおそれて自分の子女を殺してはならない。彼らにもお前たちにも、われらが充分に施してやろう。子女を殺すのは、まことに大罪である。

姦通の危険に近よってはならぬ。それは忌むべき行ない、悪しき道である。

正当な理由による以外は、アツラーが禁じ給うたものを殺してはならぬ。誰にせよ不当に殺害された場合、われらはその相続者に（賠償を）求める権利を与えよう。ただし彼にのりを越え（やたらに）殺人を犯させてはならぬ。まことに彼は（法により）あつく護られているのである。

孤児が一人前の力をつけるまできちんと管理してやるため以外には、彼の財産に近づいてはならない。約束をきちんと果せ。まことに審判の日には、あらゆる約束について問いただされるであらう。

計量するさいには充分の量を与えよ。また正しい秤で計れ。それこそ適切であり、結果も最良である。

自分の知り及ばぬものにつき従つてはならない。いずれ聴覚、視覚ならびに心の働きはすべて尋問されるのだから。

勝ち誇つて大地を歩いてはならぬ。お前たちはそれを裂くこともできず、山の高さはど身を高めることもできない。これらすべては悪事で、お前の主はこれらを憎みたまう。以上は主がお前（ムハンマド）に啓示したまう英知である。アッラーに等しい神があるなどと考えてはならない。さもないと地獄に投ぜられ、恥辱を被むり、慈悲を拒まれるであらう。

モーゼに下されたものと比較され、それ以上に総合的なこれらの戒律は、預言者の昇天（ミアラージュ）のさいに啓示されている。

二三五 クルアーンが推奨している事柄を、すべてここで引用するのは冗長にすぎよう。したがって一般の人間の社会的行為について述べている部分、第四章三六——八節を引用するに止める。

「アッラーに仕えまつれ。何ものをも彼に等しいなどとしてはならぬ。父母には孝養をつくし、また近親者、孤児、貧しい者、遠くや近くの縁者たち、道づれの仲間や旅人、それにお前たちの右手が所有する者（奴隸）には親切をつくせ。」

アッラーは高慢な者、自惚れ者を賞でたまわない。彼らは吝嗇漢で他人にも吝嗇を勧め、アッラーが彼らに授けられた恵みを隠す。われらは信仰を拒む者たちに、恥すべき刑罰を準備している。連中はひとに見せびらかすために施しものをするが、アッラーも最後の審判の日も信じてはいない。悪魔を仲間とする者は、なんといまわしい仲間をもったことよ。」

二三六 クルアーンは他の場所において（第四章九章一〇——一二節）も、ムスリム社会の特徴をこう

説明している。「信者たちはまさしく兄弟である。それゆえ彼らの仲をうまくとりもち、アッラーを畏れま
つるのだ。そうすればお前たちはおそらく慈悲にあずかるであらう。お前たち信者どもよ、誰にも他の連
中を嘲笑させてはならない。他の連中の方が彼らより優れているかも知れないのだから。

またどんな女にも他の女たちを嘲笑させてはならない。他の女たちの方が彼女らよりも優れているかも知
れないから。互いに中傷してはならない。またあだ名でのしりあってもならぬ。信仰の道に入ったの
ちに野卑な名を口にするのは、良いことでない。これを悔い改めぬ者は悪業の徒である。

お前たち信者どもよ、邪推は避けるにしくはない。邪推はときに罪なのだから。また無用のせんさくは
してはならない。たがいに陰口をきいてもいけない。死んだ兄弟（陰口）の肉を誰が好むだろうか。お前
たちはそれを忌み嫌う（が他人にしても同様だ）。アッラーを畏れまつれ。まことにアッラーは宥し多く、
慈悲深い御方」。

罪と贖罪

二三七 上述のようなかたちで示された正しい忠告に、反対する者は誰一人ないであろう。ただし人
間は弱点の持主である。人間は善と悪の諸要素から成りたっている。彼はもって生れた欠点のため腹を立
てる。また誘惑に負けやすく、自衛、報復の能力をもたぬ弱者に危害を与えようとする。しかし同時に彼
の高貴な感情が、のちに彼を後悔させ、この後悔の度合に応じて、自分の加えた危害を多少なりとも償お
うとする。

二三八 イスラームは過失を大きく次の二つの種類に分けている。すなわち神の権利を侵す過失（不信

心、礼拝を怠ること等）と、人間の権利を侵す過失である。

さらに神は、人間が他の仲間に加えた危害にたいし、宥しを与えることはない。それを宥しうるのは被害者だけなのである。もし誰かが、人間であれ、動物であれ、それ以外の何であれ、被造物に危害を加えた場合には、事実上二つの罪を犯したことになる。

つまり一つは直接の被害者にたいする罪であり、いま一つは、当の行為が神の命令にたいする違背に他ならぬため、神にたいする罪であるといえる。ただし他の被造物にたいして不正を行ったり、罪を犯したりした場合には、加害者は被害者にたいし、自分が奪いとった権利を回復して償うばかりでなく、また神に宥しを乞わなければならない。

預言者ムハンマドは、その有名な言葉の中で次のような警告を与えている。それによれば審判の日に、紐で猫を縛りつけ、食べものも飲みものもやらず、放して自分で餌を探させもせず、結局哀れな動物を餓死させるような人間は、地獄に投げこまれるというのである。他の伝承でも預言者は、充分に餌をやらなかったり、能力以上の荷を負わせたりして、動物にたいする義務を怠る人々に下される神罰について語っている。

預言者は、必要もないのに木を切り倒すことすら禁じているのである。人間は神が創り給うたものを利用すべきではあるが、あらゆる浪費、無駄を避けて、公正かつ道理にかなった方法で利用しなければならぬ。

二三九 他人に危害を及ぼし、その償いをしたい場合には、採るべき方法がいくつかある。時には、ただ宥しを乞うだけで解決される。また他の場合には、失なわれた権利を回復するか、それが不可能な場

合にはそれに準ずるもので代替する等の措置が必要である。

二四〇 他人に慈悲を示したり、寛大に宥すことは高貴さのしるしであり、イスラームはしばしばこれを賞揚している。

クルアーン（第三章一三三—四節）はこれを称えていっている。「お前たちの主のお宥しに預り、天地ほどの広い楽園に入るために競って急げ。それは主を畏れる者のために準備されている。順境においても、また逆境にあっても（施し）のために金を惜しまぬ者。怒りを押えて人々を寛容する者。まことにアッラーは善行をなす者を賞で給う」。

二四一 寛容こそ望ましいとされているが、（一般の人々には）復讐も許されている。この点については、クルアーンは第四章四〇節でこういっている。「悪業にたいして、これをやり返すのは悪である。だが宥しを与え、和解する者には、アッラーは必ず報酬を下さる。まことに彼は悪業の徒を賞で給わない」。これは、数多い類似の節の一例にすぎない。

二四二 神は最も慈悲深い人間ですら比較にならぬほど慈悲深く、寛大である。

イスラームが神を呼ぶさまざまな名称の中には、ラフマーン（最も慈悲深い者）、タフワブ（最も赦す者）、アフウ（過ちを消し去る者）、ガッファール（最も宥す者）等のもがある。神にたいして罪を犯しても、後悔さえすれば、神は寛らかに宥し給うのである。

クルアーンの次の二節は、神の寛大さに関するイスラーム的概念を明らかに示している。

「まことにアッラーは、自らに類似のものありとする説を赦し給わない。ただしその余のことは何でも、望み通りに宥し給う」（第四章一一六節）。

「……自分の魂に背いて過ちを犯した下僕たちよ、アッラーの慈悲も届かぬだろうなどと絶望してはならない。アッラーはまことにあらゆる罪を赦し給う。かれは寛容にして慈悲深い御方」(第三章五三節)。

二四三 不信心な態度を棄て、神の宥しを乞いさえすれば、ひとはいつも神の寛大さに望みをかけることができる。人間は意志が弱く、すぐに決意がくじけてしまう。ただし眞の悔悛により、いつでも神の恩寵に浴することができるのである。

他人の仲介により神の宥しを得るといったことは一切なく、ひとは直接神と向いあい、心底からの悔悛の情を神の面前で言葉のうちに(ムナージャート)示さなければならぬ。

神は万物を知り、何一つとして知らぬものはないのである。預言者はある時こういつている。「被造物にたいする神の愛は、子供にたいする母の愛より七十倍も大きい」。また別の機会には、次のようにいつている。「男が神に向って一歩近づけば、神は彼に二歩近づく」。預言者はこうもいつている。「神は慈悲を百の部分に分割されたが、そのうち九十九を自分で保持し、残りの一部分を地上に生活するすべての生者に分け与えられた。被造物の間に認められる慈悲心は、この一部に基づいている」。

さらにクルアーンは、第一章一四節で明確にこう述べている。「善行は悪業を拭い消すもの」。疑いもなく喜捨や慈善は好ましいものとして推奨されているが、それである罪にたいする神の宥しを自動的に得られる訳ではない。一々の存在はそれぞれ独自の存在をもっており、また神の自由は絶対的なものである。

戒告（禁止命令）

二四四 クルアーンは善惡を判然と區別するために、しばしば二つの特徴ある表現を用いている。すなわちマアルフ（誰もが良いと知り、認めている善）とムンカル（誰もが非難し、良くないと認めている惡）である。表現を換えれば、クルアーンは人間の本性、人間の所謂常識に深い信頼を寄せている。預言者の有名な言葉としてこのようなものがある。「たとえ一部の者が惡をよしとするにしても、皆が皆惡をとるようなことは決してない」。

クルアーンは第三章一一〇節で、信者たちを「最良の社会的集團」と呼び、その理由を彼らが「善（マアルフ）を自らに課し、惡（ムンカル）を避け、唯一なる神を信する」からであるとしている。他の箇所（第一〇三章一一三節）では、さらにこの点を強調している。「日ざし傾く時にかけて誓う。人間は喪失の中にある。信仰して善行にいそしみ、たがいに励まして真理を求め、忍耐する者たちのほかは」。

二四五 また特定の惡にたいする戒告もある。すでに述べたように、なかには一定の制裁や公開の処罰を伴うものもあるが、ただ來世で罰を受けるぞという警告がなされているばかりで、特に深刻な場合を除いて公的機關が付度しないようなものもある。

二四六 預言者は、別れの巡礼のさいに行なった有名な演説で、人格、財産、名譽の三種に関する人權の不可侵性を宣言している。

事實ムスリムの刑法はこの点を考慮して、主要な犯罪は下記のようなものであると述べている。すなわち殺人、肉体の損傷、姦淫、姦通（以上は人格に関する犯罪）、窃盜、強盜（財産に関する犯罪）、純潔さにたいする誹謗、飲酒（名譽に関わる犯罪）等である。これらの罪はすべて処罰される。

二四七 人を傷つけた場合の罰は、原則として報復である。生命には生命を、目には目を、歯には歯をである。

だがまず第一に大原則として動機と意図が問題となる。故意に危害を及ぼしたのか、偶然にか。また犠牲者（もしくは彼の権利の継承者）は、金銭的補償で満足したり、あるいは全面的に容赦するという可能性もある。もしも犯罪が故意に行なわれたという司法上の証明がなされれば、公的機関はみだりに赦しを与える権利がない。問題は被害者の態度一つで決まるのである。

二四八 姦淫、姦通の場合は上例とはまったく異なる。なぜならこれに関連して双方の合意があったとしても、事態の深刻さは軽減されないのだから。

預言者は教友たちの間に正義感、自己批判の精神を強く植えつけたため、教友たちは来世の罰より、現世における公開の酷刑をよしとしたのである。彼らは自発的に預言者のもとにやってきて罪を告白し、従容として法的制裁に服している。当事者たちが進んで告白しない限り、不法な性的関係を証明することはきわめて難しい。

誘惑を少なくするために、イスラームはまた他の予防手段をとった。近親者を除いて男女が無差別に同席したり、とりわけ若い男女が誰にも監督をうけず、気軽に会合に出席することは禁じられ、女性が外出したり、見知らぬ者と会う場合には、ヴェイルで顔を蔽う方がよいとされている。好色な部外者の視線を媚態で惹きつけるようなことをせず、自分の美貌、魅力を夫にだけとっておくのがムスリム婦人の義務なのである。

婦人にとり、ヴェイルは他にも利点がある。例えば野外で働く婦人たちと、日光に曝されることのない

婦人たちの間には、容貌の点で大きな差があるのは周知の事柄である。鳥の外側と内側の毛に差があることも知られている。ヴェイルは実際に皮膚の魅力、新鮮さを長持ちさせる役割を果しているのである。習慣的に着物で被われている身体の部分と、顔や手の皮膚とを比較してみるとその差は明瞭である。

ヴェイルは決して隔離を意味するものではなく、見知らぬ者にたいする誘惑の機会を少なくするものである。ヴェイルで顔を蔽うと結核にかかるなどという珍説を唱える者は、何でもすぐに信じこむ愚か者の粗忽さにつけこんでいるにすぎない。最新の調査が明らかにした事実によると、結核は女性がヴェイルを全然使用しない地域、つまりブラック・アフリカとか、高度に発達したフィンランドからイタリーにかけての一带の間で流行している。ちなみにこのクルアーンの勧告をないがしろにした場合にも、法的処罰を受けることはない。

二四九 窃盗、強盗、その他財産に関わる犯罪の戒告に関しては、ここでその諸相を詳細に論ずる必要はあるまい。

二五〇 婦人の貞節に関して、彼女らの名譽を毀損した場合刑罰が課せられるのは、イスラームの特徴である。ひとがとかく隣人や女性たちについて事実無根の臆測を煽しんだり、友人と根も葉もない勝手なお喋りをして時を過すことがままある点を考慮に入れば、このイスラームの禁令は 社会の要請に相応しいものといえよう。

女性を告発しようとする場合には、きちんとした法的証拠が必要である。それがない場合、女性の名譽に関する勝手な臆測として処罰され、厳しい制裁を受けることになる。

二五一 アルコール飲料の禁止は、イスラームのもっとも有名な特徴の一つである。クルアーンはこ

れを段階的に実施している。「彼らは酒と賭博についてお前に尋ねるであろう。その時はいえ。『その二つは人間にとり多少の利益もあるが、とにかく大罪である。その罪は益よりもはるかに大きい』」(第二章一九節)。

また第四章四三節にはこうある。「信者たちよ、お前らが酔った時には、自分の口にすることが判然と解るまで礼拝してはならぬ。そして最後にこう啓示が下った(第五章九〇——一節)。「信者たちよ、まことに酒と賭けごと、偶像とくじ矢は悪魔の業である。これらを避けよ。そうすれば成功がえられるであろう。悪魔の狙いは、酒と賭けごとによりお前たちの間に敵意と憎悪をひき起し、お前たちがアッラーを念じ、礼拝する妨げにしようというものだ。それでもお前たちは慎まないうか」。

ここでは是非とも注意しなければならないのは、クルアーンが飲酒と偶像崇拜を同一種類のものと見なしている事実である。預言者は生存中、これらの禁を破った者に笞打ち四十回の刑を課していた。しかし、カリフ、ウマルは罰を二倍にしている。彼によれば、酒を飲むと淫らなお喋りをし、女性の貞節を中傷しがちであるが、この罰にたいしてクルアーンは、第二章四節で八十回の笞打ちと罰則を定めており、飲酒の制裁もそれに準じてなされるべきだというのである。

健康、道徳を損なう飲酒の習慣が存在しなかったとしたら、いかに莫大な経済的損失が避けられ、数多くの家庭が平和をとりもどしていたであろう。

二五二 裁判官の裁量に委ねるといふ以外に、特定の罰則が定められていない行為としては、あらゆる種類の賭けごと(宝くじ、競技にたいする賭け等)があげられる。

カジノの悲劇を知らぬ者がどこにいるだろうか。安易な利益、したがって非合法的な利益をあげようとい

う空しい期待のために、いかに多くの家庭が破壊されたであろうか。

国家的規模の宝くじは、除々に國の富の公正な分配を損ない、あらゆる經濟的惡の根源となりつつあるのである。これは政治にも影響を及ぼしている。

二五三 社会を浄化し、とりわけ公共行政の墮落を一掃しようと望んだ預言者は、最も激しい非難の調子でこういつている。「賄賂を受取る者は、それを差し出す者同様に獄行きである」。ある日徴税官が預言者に会計簿を渡していった。「これは公共の収入です。そしてこちらは人々から私への贈物です」。預言者は腹を立ててモスクの説教壇にのぼり、人々に語りかけた。「これらの徴税官たちを母親の家に留めておき、そこに贈物が届けられるかどうか監視しようではないか」。

またある時カリフ、ウマルの妻は、ビザンチンへ行く公けの使者に託して、夫に知らせずに皇帝の妻に贈物を届けさせた。すると相手方はそのお返しとして高価な頸飾りを送ってきたのである。カリフはこれを知ると、その頸飾りを國庫に没収し、妻には彼女が皇后に送った贈物の代金を自分で支払った。これは、タバリーの歴史書に記録されている話である。

二五四 公徳心を向上させるため、ある日預言者はこういつている。「時を侮ってはならぬ。夜と昼とを次々に交代させるのは神なのだから、結局お前は神を侮ることになるぞ。」これは今日の現代人にとっても意味深い忠告であろう。要するに毎日何回天氣のことをこぼしてみても、何の益もなく、結局自分自身の愚かさを曝け出すだけなのである。

二五五 イスラームは不可能なことを強要しない。それは個人や集団が採用しうる手段により、生活のあらゆる分野で、人間の特性をたえず改善しようと努めている。

そして責任は、つねに個人的なものに止まっている。したがってクルアーンは、第二章二八六節で述べている。「……だれにせよ自ら行なったことで己れを損なう」。高貴な精神の持主は、他人が悪に耽るからといって、自分にそれを許すようなことはしない。他人の悪をまねるかわりにひとは、むしろ他人に良き範をたれ、高潔な人格の根本を示さなければならぬのである。

二五六 ここで社会的行為一般について言及しよう。良い隣人に与えられる権利に関して、ムハンマドはこういっている。「ガブリエルは裏にしばしば、隣人たちの権利について力強い主張を行なったので、私は彼が、死者の近親者の相続権まで彼らに与えてしまうのではないかと怖れたほどである」。

またマディーナでは預言者の家の近くに一人のユダヤ教徒が住んでいたが、預言者は自らムスリムが非ムスリムの隣人にたいして採るべき態度の範を示したと伝えられている。日常の儀礼的な行為の一つをあげれば、預言者はこのユダヤ教徒が病気になると思ひ舞いに出かけ、そうでない場合にも何かと彼の手助けをした。

他人との日常の関係については、預言者はいっている。「自分自身が望むことを兄弟のために望まないような者は、誰一人として信者ではない」。またこうもいっている。「最も善い人間は、他人に善行をなす人間である」。クルアーンはその具体的な例として、第五章九節で、マッカから避難してきた人々に款待の手をさしのべたマディーナの初期のムスリムたちをあげ、彼らをイスラームの実践的な模範として讃えている。「彼らは自ら貧困にあえぎながら、自分たち自身より（これらの避難民を）大切に扱った……」。

二五七 結論としては、クルアーンの第四章一三五節を引けばたりるであろう。「信者たちよ、証言にあたってはアッラーのため公正を堅持せよ。たとえそれが自分自身、または両親や近親者の利益に反する

「それでも、喜ぶを許されしうも愛しし者にも全てもあれ。」

第八章 イスラームの政治組織

第八章 イスラームの政治組織

イスラーム的な概念によれば、生命は肉体と魂の統合であるため、宗教と政治、モスクと砦の間に密接な関係があったことはきわめて当然である。それ自身の社会的概念にしたがって規定すれば、イスラームは「コミュニティ」的なものである。それは社会的生活を優先させ、集団の合同礼拝を要求している。

集団礼拝にあたっては皆が同じ中心（カアバ）に向い、断食の場合には世界中で同じ時間にこれを行ない、男女を問わずあらゆるムスリムが主要な義務の一つとして神の家（カアバ）を訪れる。イスラームは個人的義務をあくまでも強調し、個人の啓発について忘れてはいる訳ではないが、あらゆる個人を組織化して一つの全体、つまり世界的なムスリム共同体を作りあげる。

階級、国家がいかなるものであれ、同じ法律があらゆる人々の問題を規制するのである。そして後に述べるように、同じ首長たるカリフが、全世界の信者たちから忠誠の誓いを受けることになる。

国籍

二五九 人間社会には求心的、遠心的といった二つの矛盾する傾向が交互に認められる。一方では婚姻、家族、部族、都市国家、国家、帝国という形で、時には恣意的に、時には強制的に異なった個人が集合する。

他方同じ夫婦や祖先から出た集団が、近親者たちと別れて独立した生活を送るため、大きな単位から離れていく。この別離は、どこか他所で生計の手段を見出し、全員に食糧を供給するには困難のある地域の負担を軽減するという目的で、友好裡に行なわれることもある。しかし強い感情的な出来事、喧嘩等が理由である場合もない訳ではない。

二六〇 人類はすべて同じ共通の起源を持つという、万人がほぼ同意する考えがあるにもかかわらず、二つの要因、つまり死と距離的な隔たりが、多様性を強調する点で大いに貢献している。

人間は本能的に近親者や祖先に愛着を寄せるが、共通の親の死によってこのような結合的要因は消え失せてしまう。そして生き残った人々の親近感、多少の重要性、影響力を持っていたにせよ、日々彼らの人数が増大していくため、徐々に弱まり、失なわれていく。

距離的な隔たりについていえば、このために近い関係の絆が忘れさられるばかりでなく、これまで歴史が示してきたように、のり越え難い障壁が作り出されるのである。かくして人々は同じ言葉を話さず、同じ興味をもたず、同じ価値を擁護しなくなる。

二六一 西暦七世紀にあたるイスラームの黎明期においては、人種、言語、出生地等の事柄に起因する意見の相違や偏見が、例外というよりは常態となっていた。それらは深く根を下した概念となり、さら

にほとんど生れながらの本能と化していた。これは世界の至るところ、アラビア、ヨーロッパ、アフリカ、アジア、アメリカ等でも同様であった。イスラームはこれらの概念を人類の邪悪な特質とみなし、それを根絶しようとして試みているのである。

二六二 利己主義や欲望が人々の間に避け難い闘争をまき起すような世界においては、家族、氏族、部族を結ぶ統合の絆すら防衛、安全確保のためには充分でなかった。したがって時には、戦士たちや皇帝により、部族より大きな集団が力づくで創り上げられた。しかし臣下全体の利害が一致しないため、これらの人為的な統一体はたえず分裂の危機に曝されていた。

二六三 この点を明らかにするためには、人間社会のこの面の発展について、数千年の歴史を検討するまでもなく、現在広く行きわたっている国籍の概念について考慮するだけで充分であろう。

もしも国籍が、言語、人種、出生地の同一性に基づくものならば、これが外国人、異邦人の問題を永久に存続させることはいうまでもない。このような国籍は、全世界の人々を包み込むには、余りにも狭小なのである。そしてもしも外国人が同化されないとすると、紛争や戦争の危険がたえずつきまとうことになる。事実国籍の絆は、決して確実なものではない。例えば二人の兄弟が仇同志になるかも知れず、共通のイデオロギーを持つ赤の他人が友人となりうるのだから。

二六四 クルアーン（第三〇章一二節、第四九章一三節）は、言語、皮膚の色その他生得の特質が原因となる優越性をすべて斥け、敬虔さに基づく個人の優越性だけを認めている。

ムスリムの間では、共通のイデオロギーだけが「国家」の基礎であり、イスラームがこのイデオロギーなのである。ここでは改宗を認めない宗教について語るのをやめよう。

所謂普遍的な宗教の中でイスラームは、次の諸点で特徴的であるといえよう。つまりイスラームは現世を完全に否認せず、むしろ肉体が魂と同時に成長し作用すると主張しているのである。過去の歴史をひるがえってみれば、ムスリムが上述のような人種を超え、地域を超えた兄弟の理想を実現してきたことは明らかであろう。しかもこの感情は、今日に至るまで彼らの間に脈々と生き続けている力なのである。

二六五 帰化、同化は、現在あらゆる「国々」で容認されているが、新しい言語、新しい皮膚の色、新しい土地への帰化、同化は、新しいイデオロギーの採用ほどたやすいものではない。

イスラーム以外の場合には、国籍は本来回避することのできぬ偶然的な性質である。ただしイスラームにおいては、それはもっぱら個人の意志と選択によっている。

普遍化の手段

二六六 上述の諸手段、つまり万人にたいする同一の法の適用、同一方向に礼拝すること、巡礼にさいし一所に集うこと等の他に、全世界を統べるカリフ職という制度には特別な役割がある。

二六七 聖なる記憶を託されたムハンマドは、自分が人類全体に遣わされた神の使者であり（クルアーン第三章二八節参照）、また使者たちの中でも最後に派遣され（クルアーン第三章四〇節）、したがってこの世の終りまでその預言が通用する使者であると宣言している。そして彼の教えは人種、階級の不平等性を撤廃したのである。

さらに預言者は、自ら国家に統一し、諸組織を作りあげた共同社会において、精神的、世俗的、その他もろもろの権力を自ら行使した。この集中された権力は、預言者の歿後、国政を委ねられた彼の後継者た

ちに引き継がれた。ただしこれらの後継者は預言者ではなく、したがって神から啓示を授かることはなかったのである。

預言者ムハンマドは、つねに公的の生活の重要性を強調した。その結果彼は次のような主張をしているのである。「イマーム（カリフ）を知らずに死ぬ者は、異教徒として死ぬことになる」。同時に彼はムスリム社会内部の統一、連帯を重視していつている。「この共同体から離れる者は、地獄行きである」（ムスリム、ティルミズイー等による）。

二六八 預言者の時代にも、自発的に、あるいはやむをえずイスラーム國家の域外、例えばエチオピアやマッカ（預言者の征服以前）に生活していたムスリムの個人、集団があった。

非ムスリム地域のうち、ある地域は宗教的寛容を少しも解さず、ムスリムたちを迫害している（都市國家マッカやビザンチン帝國のように）。しかしキリスト教系のエチオピアのように、信教、信条の問題に関しては自由な政策をとっていた地域もあった。

二六九 すでに検討したように、カリフは預言者から精神的權力、世俗的權力を二つながら受け継いだ。彼はモスクにおける集団礼拝の儀礼の長をつとめ、同時に俗事を司る國家の長を兼ねていたのである。

二七〇 預言者に臣従するため、人々は忠誠の誓い（バイア、従順の誓い）をたてるのを常としていた。彼らは選挙が行なわれたさい、カリフたちにもこれを行なった。

この國家組織の基礎は、統治者と被統治者の間に結ばれる契約である。ただし実際には、人々の間でも最も代表的な人物だけが忠誠の誓いをたてる。もちろん一定の契約に基づく任命である以上、契約が無効になったり、統治者が上述の代表的人物により免職される可能性がある。

二七一 預言者ムハンマドは、神の使徒という資格でムスリム社会を支配した。彼が公布し、後世に残した法律も、神の啓示に基づくものであった。

彼の後継者たちにとっても、その能力の範囲内で、依然として神の主権は現実存在しつづけた。そこで彼らは、神の御使いの後継者たちという立場にあった。ただし彼らには神の啓示を受けとる可能性はなく、したがって立法の分野における彼らの権能は制限されていた。彼らには、神の名により預言者が制定した法を廢棄する力はなかった。ただし預言者時代の法が特に言及していない問題については、在来の法に解釈を加えたり、新たな法を制定することができた。

換言するならばカリフは、少なくとも立法上では専制君主たりえなかったのである。彼は憲法上の首長であるが、一般の国民と同様国法に従わなければならない。預言者自らが創った伝統により、ムスリム国家の首長たる者は法を超越した存在であってはならない、という事実が確立された。そしてアブー・バクル（初代カリフ）の時代から今日に至るまで、もっとも卑しい民や非ムスリムですら、国の法廷にカリフを召喚しうることは、歴史に明らかなのである。

二七二 ただしカリフ職に関する理論と実践が、ムスリム社会においてつねに同じだったという訳ではない。この問題の歴史的な概論は、この実態を理解する上できわめて重要であろう。

カリフ職

二七三 クルアーンは良い王、悪い王について語っているが、共和制のような政治体制については少しも言及していない。預言者の死にさいして少なからず意見の相違があったという事実は、彼が自分の後

継者に関して正確で、具体的な指示を残さなかったことを証している。

一団の人々は、国家権力が相続されるべき遺産として、預言者の家族に譲渡されることを望んだ。彼には男の子がいなかったため、相続権のある縁者として伯父のアップバース、従兄弟のアリーの名があがった。また他の一団は、特別な個人の選出を望んだ。しかしこのグループの間でも、誰を候補とするか、という点では意見がまちまちだった。だが圧倒的多数が、選挙を支持したのである。これにより樹立された政治形態は、世襲的君主制と共和制の間を行くものであった。

カリフは選挙されて、終身その地位にあるのである。選挙という面をとれば、これは共和制に似ているが、権力を保持する期間を考慮に入れば君主制に近いといえよう。もちろん当初から選任されたカリフに異を抱く者がいた。また後にはこの地位を要求する対立者たちも登場し、このため時おりこの共同社会内で流血の惨事が起こることもあった。

さらに時代がさがると、権力は王朝により保持されることになった。かくしてウマイヤ朝が登場し、これにアップバース朝がとって代った。しかしアップバース朝は、遠く隔たった領州スペインの忠誠の誓いを取りつけることができず、そこではムスリム支配者を頭にいただく独立王朝が主権を行使していた。ただしスペインの王朝は、当初「カリフ」を僭称することはなかった。ムスリム世界がバグダード、コルドバ、カイロ（ファティマ朝）にそれぞれカリフをいただくようになるまでには、二世紀余の時間を要しているのである。

イスラームに改宗したトルコ人は、一つの新たな要素をもたらした。まず彼らは兵士たちを提供したが、兵士たちのある者は指揮官となり、国家の事実上の統治権を掌握するようになった。カリフと並んでまず

「指揮官の長」が、のちに「スルターン」が登場し、国家権力は分割されて、行政権はカリフの名をかりて統治にあたるスルターンの手中に帰した。

このような状況は貧欲と嫉妬心をかきたてずにはおかなかった。いくつかの領州は独立して地方長官たちが「小王朝」を作ったが、彼らも他の野心家たちにとって代られた。そしてカリフはこのような事態が生じた場合、ただ既成事実を承認する以外はなかった。

カイロのファティマ朝がまず消滅し、この王国はバグダードのカリフを認める、トルコ系クルド人統治者の王朝にとって代られた。そしてバグダードが異教徒のタタール人により攻略されると、カリフ職の座はカイロに移された。その後オスマーン・トルコはエジプトを占領し、その地の後期アッバース朝カリフ職を廃止させている。その後暫らくしてスペインのカリフは、キリスト教徒の征服者たちに国を譲り渡し、モロッコにカリフの座を再建した。イスタンブールのトルコ王朝、デリーのムガル王朝もカリフ職の長と自称していたが、彼らの場合帝国は広大であっても、その権威はそれぞれの版図内で認められただけであった。

それ以前には、カリフとなるためには、少なくともクライシュ族の一員、つまり預言者時代のマッカのアラブの後裔でなければならぬ、という条件があった。オスマーン・トルコの王朝も、ムガル朝もこの条件を満たしていない訳であるが、これについてはまた後に論及しよう。

とにかくムガル朝は、イギリス人によりインドで占めていた力を奪いさられ、イスタンブールのトルコ王朝カリフも、後に自分の家臣たちによってその地位を逐われている。この家臣たちは共和政体を選んだばかりでなく、国家の首長としてのカリフの威信を存続させようなどという気は毛頭なかった。カリフ

の権力、特権は、一応名目的には大国民議会に付与されている。しかしこの議会はこれらの力を要求もせず、行使もしていない。

預言者の死後百代目のカリフにあたるというトルコ人カリフ、アブドゥルリマジド二世は、追放され、バリで難民として死んでいる。他方モロッコのカリフ職の領土は、フランスの保護領となってしまった。

二七四 この点に関しては、以下のような議論が可能である。預言者はすでに、自分の死後カリフ職は三十年しか続かず、その後には「悼ましい王制」がやってくるであろう、と予言していた（イブン・アスィール、『ニハーヤ』、ティルミズィー、アブー・ダーウード参照）。また預言者の言葉といわれる他の伝承によれば、カリフはクライシュ族の出身でなければならないとある。ただしこの指示が、どのような脈絡の中で述べられたものかは明らかではないが、預言者の日頃の言行から推して、これがカリフの必須条件であるとは思われない。

歴史的事実によれば、預言者はマディーナに移り、ここに都市國家を創設して以来、自領を守るための軍事的遠征、平時のさまざまな仕事（例えば同盟を結んだり、巡礼に出かけたりすること）等の目的で、少なくとも二十五回はこの町を離れている。これらすべての場合に、預言者はマディーナに残る代理人を指名しているが、この一時的政治担当者はいつも同じという訳ではなかった。この代理人、つまりカリフ、正確なアラビア語ではハリーフには、マディーナの人間、クライシュ族の者、キナナ族の者等が任命されており、中には盲人までいるのである。預言者が死の三カ月前、最後の旅として巡礼に出たさい、首都の「カリフ」をつとめたのは盲人であった。

留意すべき他の一点は、アブー・バクルがカリフに任命されたさい、二人のカリフが同時に統治すると

いう、一種の共同統治の提案がなされていることであろう。⁽¹⁾この提案は、實際上それが困難であるという理由で拒否された。

ただしこれが、ムスリム政体の可能な一例である点には変りない。なぜならばクルアーンは、國家權力の点でアロンがモーゼと同等であると述べている第二〇章三二節で、それを認めているのだから。また預言者は、イスラームに改宗したジャイファルとアブドの両名に、ウマンを共同統治させるという形でこの方式を存続させているのである。

注1 これはイブン・ヒシャームからの引用である。イブン・サアド(三卷一五一頁)はさらに詳細にこの点を論じ、預言者の慣行にも触れながらいっている。「アブー・サイード・アル・フドリーは伝えている。預言者が最後の息を引きとられると、マディナのアンサーリーの説教家たちが立ち上り、そのうちの一人がいった、『マッカから移住されたムハージルの皆さん。預言者が誰かを知事に任命される時には、必ずその男にわれわれの一人を仲間に加えたものです。ですからこの仕事(カリフ職)も二人で、つまり貴方がたの中から一人、われわれから一人選んで共同で行なうべきでしょう。』」

注2 預言者が彼ら兩名をイスラームに勧誘した書翰が保存されている。それにはこう書かれている。「もしもお前たち兩名がイスラームを信仰するならば、二人とも支配者として支援しよう。だが改宗を拒否すればお前たちの王国は消滅するであろう」。

二七五 現在のところムスリムの間には、すべてのムスリムを統轄するカリフは存在しない。ただし大多数の者がそのようなカリフの出現を切望しているのである。しかし実情はといえばムスリムの存在の独立性そのものが、部分的に再征服を必要とするような状態にある。

すべてのムスリムを統治するカリフ職を復活させる前に、まずムスリムは預言者の時代の先例にならない、地域的な対立、郷党意識を拒否しなければならぬ。そして一例をあげればスンニ派、シーア派、クライシュ族、非クライシュ族の別なく、あらゆるムスリム國家の首長たちによって構成される、「カリフ評議會」を設けることも可能であろう。そのさい構成員は、それぞれまわりもちで、例えば一年間評議會の長の座につくことができる。

國家の任務

二七六 ムスリム國家の任務、機能としては四つ、つまり行政（民事、軍事）、立法、司法、文化があげられよう。

二七七 行政機關については、特に詳論するまでもあるまい。これは自明のもので、世界中至るところに存在しているのだから。ただし主權は神に帰属しており、それは万人の福祉のために人間の手によって管理される信託である。

二七八 イスラーム世界における立法的權限の限界という点については、精神的、世俗的の別なく、人生のあらゆる分野にわたる法の根源として神の言葉、クルアーンが存在しているという事實に照らし、すでに論じた筈である。

二七九 司法の分野において、法の前ではすべての人間が平等であり、たとえ國家元首であってもその臣下にたいして法の適用から免れないことはすでに指摘したごとくである。

クルアーン（第五章四二―五〇節、および六六節）はさらに重要な規則を定めている。イスラーム國家

内の非ムスリム住民は、それぞれの共同体固有の裁判所を有し、彼らの選んだ裁判官を任命し、民事、刑事を問わず生活のあらゆる面で独自の法律を運用しようといった裁判上の自治を享受するものである。クルアーンは次のように述べている。ユダヤ教徒はユダヤ法典を適用すべきであり、キリスト教徒は福音書の教えを適用すべきである、と。訴訟中の当事者が異なった共同体に属しているため一方の法律が他方と異なった規定をしている場合には、適用される法律および裁判官の選択という問題が特別の措置により解決されることは当然である。この特別措置はこうした訴訟事件を律するための民間の国際法とでもいうべきものである。

二八〇 同時に文化的義務についても述べる必要があるが、この義務とは神の御言葉のみが現世で優位を占めるよう求めるというイスラームの存在理由そのものを意味する。

個々のムスリムばかりでなく、とりわけムスリム政府は、常日頃神の掟に従うのみならず、イスラームの意義を他の人々に伝えるため外国向けの伝道を組織することを義務づけられている。クルアーンが言っているように（第二章二五六節）その際の基本原則は、「宗教には無理強いは禁もつ」という態度である。これは無気力や無関心とはほど遠く、イスラームの確たる根拠を他の人々に充分納得させるため不断の献身的な闘争が必要であることを意味している。

政治形態

二八一 イスラームは政治の外面的形態を重要視してはいない。現在、来世における人間の安寧が達成され、神の掟が適用されるならば、充分なのである。それゆえ国家体制の問題は二次的であり、すでに

指摘したごとく、共和制、君主制、立憲君主制、その他の政体はいずれもイスラーム共同体において有効なのである。

二八二 もしも上述の目的が一人の支配者により実現されれば、人々はその政府を受け入れる。もしある時期、ある環境において、「信者たちの指揮者」つまりカリフが、彼に当然必要な資質をすべて一身に兼ね備えていないことが明らかな場合には、政府をよりよく機能させるために人々は自発的に権力の分割を求めうるのである。

ここでクルアーンに記されている有名な事例（第二章二四六―七節）を引用しよう。ある預言者が民衆から、彼自身とは別に彼らの王を選んで欲しいと要求された。彼らはその王の指揮下で自分たちを故郷や家族から引き離した敵にたいして戦いを挑むことを目的としていたのである。預言者が存在するにもかかわらず、彼とは別に、むしろ彼の仲介によって王を選任するという事例は、この種の問題に関して人々が採りうる範囲を明示している。このように宗教上と世俗の職務の間には分割が可能であるが、いずれの領域においても専制的な力が行使されてはならないのである。預言者もまた宗教儀礼も、神の掟に従っているように、国王もまた政治そのものも、それに従わねばならない。

権威のよりどころならびに諸法典についてもこれと同様のことがいえる。それぞれ異なった人物に応じて、法の適用と必要な措置の施行がなされるにすぎない。これは聖俗を二つに分割するというより、むしろ専門家の問題なのである。

諮問審議

二八三 協議の重要性およびその効用についていかに力説してもしすぎることはない。クルアーンは再三にわたって（第三章一五九、第二十七章三一、第四二章三八、第四十七章二一節）、公事であれ私事であれムスリムは協議を行なった上で決定を下すよう命じている。

預言者の言行が実際にこれを裏付けている。預言者ムハンマドは聖なる啓示に導かれるという例外的實質に恵まれていたにもかかわらず、決定を下す前には必ず教友や信徒たちの部族の代表者たちと協議を行なっているのである。初期カリフたちも同様に協議制度の熱心な擁護者であった。

二八四 この点に関してもまた、クルアーンは融通のきかぬ性急な方法を定めてはいない。選挙人の数、選挙の形式、代表期間等については、それぞれの時代、それぞれの国の指導者たちの裁量に委ねられている。

重要なことは、指導者が代表者たちの補佐を仰ぎ、円満な人格により、彼らが代表する人々の信頼を与えていることなのである。

二八五 神の御前で正統性が保証されるため、モーゼが彼の民の中から七十名の代表を選出したというクルアーンの記述は（第七章一五五節）、一種の比例代表制について言及している。さらにモーゼに従って砂漠に赴いた部族と同数である十二の衆が彼らに割り当てられたという事例（第七章一六〇節）から、一種の比例代表制を認めることも可能であらう。

とにかく指名、選挙のいずれを問わず代表制の目的は、政府がつねに世論に耳を傾けるべきであるということにある。イスラームにおいては、この目的は集團礼拝という制度によって完全に実現されているの

である。毎日五回、そして休日にあたる金曜日ですら、すべてのムスリムは男女を問わず、各人の居住地あるいは居合わせた地域、もしくは街のモスクに集合しなければならない。そして礼拝をとりしめるのはその地域の最高の政府役人なのである。

このことは公的な最高責任者との会見、あるいは誰であれ身にふりかかった不正、困難について彼に訴えかけることを可能にするのである。もしそれで何らの効果もあがらぬ場合には、人々はさらに上級機関、国家元首のところに訴えを持ち込むことができる。国家元首もまた自分の居合せる地域あるいは街の公共モスクで礼拝をとり行なうのであり、それゆえすべての一般人はたやすく彼に近づけるのである。

外交

二八六 諸外国との関係は一般に国際法といわれるものに基づいている。この分野の具体的な規定は、特定の共同体内部での社会的行動に関する規定に比べてはるかに遅い進化の過程を示している。

イスラーム以前の時代においては、独立した国際法というものは存在していなかった。それは政治の一部をなし国家元首の意のままになっていた。異国の友にたいして認められた権利は僅かであったし、まして敵にたいしてはなおさらであった。

二八七 ここでは世界で初めて国際法を明確な規定として発展させただけでなく、それを（政治としてではなく）法律の分野として確立したのはムスリムであるという歴史的事実を想起すべきであろう。彼らはシャル（例えば為政者の行為）という名稱でこの主題に関する特別な論文を数々書いており、また法律についての一般的論議の中でもこれについて言及している。

この分野の研究を始めた初期の学者たちにとっては（ヒジュラ暦二世紀の初頭、つまり西暦八世紀）、戦争の問題は刑法の分野に入るものであった。したがって国内の人々の山賊行為や追剥について論じたあとで、法学者たちは当然のこととして外国人による同様の不法行為に言及し、治安維持のための軍隊の大動員を要求している。しかし戦争を刑法の項目の中に含めていること自体それが、被告が法廷で自らを弁護する権利を有するような法律上の問題である事実を明らかに意味しているのである。

二八八 イスラームの国際関係を律する体系の基本原理は、法学者の言葉を借りれば、「現世の苦しみという点ではムスリムも非ムスリムも対等（サワウ）だ」ということなのである。

古代において、例えばギリシャ人は、ギリシャの都市国家間だけの関係を規制する国際法があるという考えを持っていた。野蛮人すなわち非ギリシャ人については、アリストテレスが云っているように、自然が彼らをギリシャ人の奴隷として創ったのだとしていた。したがって彼らとの関係を規制するのは独断的な行為であり、法ではなかった。

古代のヒンズー教徒も同じような考えを持っていた。そして不可触賤民の考えを含むカースト制で人間を区分する彼らの教義は、敗北者の運命をより一層不安定なものにしていた。

ローマ人は友朋諸国の民衆にたいしては多少の権利を認めていたが、その余の国々の民には個々の司令官の気まぐれや思いつき、歳月の変遷と共に変わる場あたりの独断的裁定があるだけであった。

ユダヤ法（二〇章一六節、サムエル・上、一五章三節）によれば、神はアマレク人（アマリカ、パレスティナのアラブ住民）の根絶を命じ、またその余の民はユダヤ教徒に税金を支払い、彼らの下僕として生活することが許されると述べたとされている。

一八五六年にいたるまで、西欧人士は他のキリスト教徒にたいする国際法の適用を差し控えてきた。それ以後、文明人と非文明人とは区別され、後者は依然として何の権利も持たなかったのである。

国際法の歴史からみると、ムスリムは有事、平時を問わずいかなる差別、留保もなしに外国人の権利を認めた最初にしてかつ、これまでのところ唯一の者たり続けている。

二八九 最初のムスリム国家は、預言者により創設され、統治された。それはマディーナの都市国家であり、ムスリム、ユダヤ教徒、偶像崇拜のアラブと、おそらく少数のキリスト教徒の住む自治的な村の連合体であった。

当然のことながらこうした国家には宗教的寛容が求められ、事実それはこの国家の憲法において正式に認められており、その記録も現在にまで伝わっている。防衛上の同盟に関する初期の条約は非ムスリムたちとの間に結ばれ、それらはつねに良心的に守られた。クルアーンは約束履行の義務ならびに、これに関する公正さをもっとも強い語調で力説している（これに違反した場合には来世において懲罰が課されることになっている）。

二九〇 国際的行為を規定する様々な法典は国内法のみならず外国との諸条約、その他を含んでいる。

二九一 法学者たちは一度とり交された約束の重要性を大いに強調している。したがってもし外国人が、イスラーム領内への入国許可を得て一定期間滞在し、その間にムスリム政府と彼の政府との間で戦争が勃発したとしても、彼の安全に関しては何の影響もなく、彼は滞在ビザの期限が切れるまで平穩に滞在することができるのである。彼は安全に帰国しうるばかりか、自分の所有物や取得した物すべてを持ち帰ることもできる。さらに滞在中は、戦争勃発前同様に裁判所の保護を享受しうるのである。

二九二 大使たる者は、たとえ最も不快な通知を携えてきたにせよ、あらゆる迫害から免れうるとされている。彼は信仰の自由、滞在および帰國のさいの安全を享受することができる。

二九三 裁判権の問題もまたいくつかの特性を持っている。イスラーム領内に住んでいる外国人は、ムスリムの裁判に従うものとするが、ムスリム法による訳ではない。なぜならイスラームは、自らの領内において個々の共同体が独立した司法制度を行使するような、法の多様性を許容しているからである。それゆえ外国人は自分の宗教に基づく裁判所の裁判に従うことになる。例えば彼がキリスト教徒あるいはユダヤ教徒、または何教徒であったとしても、訴訟の相手方が同じ宗教に属している場合、相手がムスリム國家の市民であれ訴訟は彼らの宗教に基づく裁判所で行なわれ、その法に従って判決が下されるのである。普通こうした裁判権に関しては民事訴訟と刑事訴訟との間には何らの区別もない。訴訟当事者双方が、異なった共同体に属している場合の問題については上述した。ただしムスリム法によれば（グルアーン第五章四二―五〇節参照）、訴訟当事者双方が同意すればいつでも非ムスリムがこうした特権を放棄して、イスラームの法廷に出ることが許されている。この場合にはイスラーム法が適用されるのである。

預言者の慣行にも明らかに、ムスリムの裁判官が訴訟当事者自身の法、つまり外國の法を適用することも許されている。ブハリー¹の伝えるところによれば、姦通罪を犯した二人のユダヤ教徒が仲間の手で連行されてきた。預言者は聖書（レビ）を持ってこさせ、彼らをユダヤ法で裁いた。

ここではまず適法性の問題について、ムスリム法学者たちが以下の点を容認せざるを得なかったことを指摘しておこう。もし外国人が、外地でムスリム國家の國民であるムスリムに罪を犯し、その後平和裡にムスリム領内にやってきた場合、彼はイスラームの法廷で裁かれることはない。この法廷は、その法が及

ばない地域で起った事件を審理する権限がないのだから。

ムスリム法学者たちはこの点に関しては一致しており、アブー・ハニーフアの弟子、ムハンマド・アッ・シヤイバーニーはこの法を支持するものとして、次のような預言者の言葉を伝えている。「アティヤー・イブン・カイス・アル・キラビーは預言者が次のように述べたと語った。『もしある男が殺人とか性的犯罪、もしくは窃盗を犯したため敵国に亡命し、その後安全通行権を得て帰国したとしても、彼は亡命の原因となった罪に關してなお裁かれるであろう。しかし、もし敵地において殺人、性的犯罪もしくは窃盗を犯し、のちに安全通行権を得て帰国した場合、敵領内で犯した罪にたいしていかなる罰も課されはしない』」(サラフシー、「シヤルフッ・シヤルル・カビール」四巻、一〇八頁)。

二九四 イスラーム法は、国家元首のためにいかなる例外も認めず、その国のすべての住民と同様、法の裁きに従うものとしている。

ムスリム國家の元首といえども自國において不正や階級差別の遺風に基づく特權を行使しえないのであるから、外國の首長や大使にとって有利な特權など期待すべくもない。彼らにたいしては賓客としてその地位に相應しいあらゆる敬意が払われるが、彼らが法や正義を越える地位にあるという訳ではない。

二九五 上代のいくつかの事例は、イスラーム的正義の固有な性格を浮き彫りにしてくれるであろう。上代においては条約當事國の一方が他方から送られてきた人質を殺害した場合、後者はその手中にある人質に報復する權利があると特に明記して、条約を忠実に遵守する保証として人質が交換されていた。この種の事件はムアウィヤおよびアル・マンズールがカリフであった時代に起っている。

しかしムスリム法学者たちは、一致して次のように主張している。背信や裏切りはこれら人質自身によつ

てではなく、彼らの支配者により行なわれたのであるから、敵側の人質を処刑することはできない。クルアーン（第十六章六四節、第五章三八節等）は身代り刑罰および、ある者に他人の犯した罪のために報復を加えることをはっきりと禁じている。

二九六 ムスリムの戦争法は人道的なものである。それは現に交戦中の者と単なる戦闘員とを区別し、未成年者、婦人、老人、病人、僧侶の被害を許さない。また敵国市民が貸与した借金が、戦争宣言により影響をうけることもない。必要最低限を超えて大量殺りくを行なうことも禁じられている。捕虜は好遇され、交戦中の彼らの行為は犯罪と見なされない。

征服者たる兵士の誘惑を少なくするため、戦利品はそれを奪った者の手に入らず政府のものとなり、政府は戦利品をすべて中央に集めてそれを再分配する。そのさい五分の四が戦闘参加者のものとなり、五分の一が国庫に入れられるが、最高司令官と一兵士の分け前はまったく等しいのである。

二九七 クルアーンは興味深い一節（第四章三五節）で、（卑屈な）和平を禁じていつている。「それゆえ落胆してはならぬ。和平を唱えてはならない。お前たちは勝利を得るところなのだから。アッラーはお前たちと共にいまし、決してお前たちの行ないを失敗させたまわぬ」。さらに第八章六一節でいつている。「だが彼らがもし和平に傾いたなら、お前もそれに傾き、アッラーを信頼せよ」。預言者はマッカを占領したとき、まさにその通りにしてその地の住民に告げた。「行け、お前たちは自由である」。

二九八 クルアーンは盟約をきわめて重要視しており、それをムスリム共同社会の物質的利益に優先するものとするのにやぶさかではない（第八章七二節）。

それは次のような言葉をもって、宗教的迫害のさいにも中立性を尊重するイスラーム法の精神を教えて

いる。「またイスラームを信する者でも、(イスラーム領内に)移住しない者には、彼らが移住してくるまでお前たちは彼らを保護する義務はない。ただし彼らが宗教上の理由でお前たちに援助を求めるならば、お前たちが平和条約を結んだ人々に逆らわぬかぎり、彼らを救助するのはお前たちの義務である。アッラーはお前たちの行ないをすべてみそなわし給う」。

結論

二九九 要するにイスラームは、人種、階級、国籍の差別なく、人々の間に完全な平等が保たれているような世界的共同社会の設立を求めているのである。

各人が神にたいして個人的に責任を持っている事実を認めるイスラームは、説得による改宗を試みるが、信教上の強制は行なわない。イスラームにとり政府とは信用、奉仕であり、公務員は国民の奉仕者である。イスラーム的見地からすれば、勧善懲悪のために絶えざる努力を払うことは個人に課せられた義務であり、そして神はわれわれの行為、意図に基づいてわれわれを判断し給うのである。

471

第九章 イスラームの司法制度

ムスリムによる特別の貢献

法は大昔から人類社会に存在している。あらゆる人種、あらゆる地域およびあらゆる人間集団は、この分野でなんらかの貢献をしてきた。ムスリムの行なった貢献は實證に値し価値あるものであると同時に、きわめて豊かなものである。

法学

第九章 イスラームの司法制度

三〇一 古代の人々はすべて独自の法律を持っていたが、具体的な法律や法典とは異なり抽象的なものである法学については、シャーフイイ⁽¹⁾（ヒジュラ暦一五〇—二〇四年、西暦七六七—八二〇年）が登場するまで考えが及ばなかったようである。上述の法学者の著作『法学論』（リサーラ）は法学を、そこから人間の諸行為の細則が生じてくる法の根源という意味をもつ、ウスール・ル・フィクフという名で明示

している。

それ以降ムスリムの間でウスール・ル・フィクフという名で呼ばれることになったこの学問は、法哲学、法源、立法の原理、法文の解釈、適用といった諸問題を同時に扱うものである。そして具体的な法律や諸規則は、この本の分枝（フルーウ）と呼ばれる。このような用語を用いた著述家たちは、この述語の選択にあたり、次のようなクルアーンの一節（第四章二四—二五節）に暗示を得ている。「善い言葉は善い木のようなもの。その根はしっかりと枝は天に響え、主の御許しを得て、季節ごとに果实を結らせる」。

注一 彼はヒジュラ暦二〇四年、西暦八二〇年に他界した。彼には何人かの先人がいた。すなわち『法約意見の書』（キターブ・ル・ラアイ）の著者アブ・ハニファ（七六七年歿）とその弟子ムハンマド・アッ・シャイバーニーとアブ・ユースフである。ちなみに両者とも『法の根源の書』（キターブ・ウスール・ル・フィクフ）という書を書いてゐる。ただし上述の著作はすべて散逸しており、内容を検討した上でその価値を論ずることはできない。

行為のさいの意図

三〇二 法の基本的概念の領域における漸新な問題としては、行為の動機や意図（ニヤ）の概念の重視があげられよう。この概念はイスラームの預言者（西暦六三二年歿）の有名な以下のような言葉に基礎をもっている。「行為の動機によってしか（裁かれては）ならない」。それ以降ムスリムの裁判所は意図的な誤ちや犯罪と、期せずして生じたそれとが同様に取扱われたことはないのである。

国家の成文憲法

三〇三 文盲であつたイスラームの預言者が受けとつた最初の啓示（クルアーン第九六章一一五節）が、未知の事柄を学ぶ手段として、また神の恩寵としての筆の賞讃であつたことは、興味を喚起すると同時に意義深いものである。

預言者ムハンマドが自分の民に無から国家的組織を創り出したさい、彼はこの国家のために成文憲法を起草しているが、当初たんなる都市国家にすぎなかつたものが、十年後のこの創設者の他界の時点で、広大なアラビア半島の全域を含み、イラク、パレスティナの南部を版図に入れるほど拡大してゐたことは驚くに当らない。

さらにそれから十五年後ウスマーンのカリフ時代には、ムスリム軍のまさに驚異的な進攻により一方はアンダルシア（スペイン）、他方は中国領トルキスタンまで勢力を伸ばし、その間の国々を占領しているところまで預言者ムハンマドの起草した五二箇条から成る上述の成文憲法は、現在に至るまで完全なかたちで残されている（例えばイブン・ヒシャム参照）。それは支配者と被支配者間の權利と義務、立法、法の運営、防衛組織、非ムスリム構成員の待遇、相互依存に基づく社会保障、その他当時必要とされた諸問題を多岐にわたり取扱つてゐる。この憲法は西暦六三二年、つまりヒジュラ暦元年に施行されている。

注1 預言者ムハンマドによりイスラームに入信するよう勧誘を受けた人々の中には、イラクのサマワの王もいる。またパレスティナに関しては、タブークの戦いにより、アイラ、ジャルバ、アズルがイスラームの領土となつた。

注2 ヒジュラ暦一七七年になされたスペインの一部の征服者については、タバリー、バラズリー等の書参照。同

年のトランスオクサニア、トルキスタン征服に関しては、バラズリー参照。中國の歴史家もこの事実を証明している。

一般國際法

三〇四 不幸にして人類の間でしばしば繰り返される戦争の期間は、人間が理性ある行動をとりえず、己れの利益に反し、敵に有利であるような事柄に公正に対処しにくい時期である。その期間にはまさに生死が問題となり、わずかな過失、失策が危険な結果を招くような生存競争が行なわれるため、國家の元首、首長は、つねに自らの判断により敵に対処する方策を定める特権を要求した。独立した國家元首のこのような行為に関する學問は、かなり古くから存在していた。ただしそれは、もっぱら経験に基づく政治學ならびにたんなる自由裁量の一部をなしているにすぎなかった。

ムスリムはこの公的な國際法に関する學問を、國家の統治者たちの氣まぐれや移り氣と區別し、これを純然たる法的基礎の上に置いた最初の人々であるように思われる。さらに一つの獨立した學問として發展した國際法に関する、現存する最も古い諸業績を後代に伝えたのも彼らなのである。

この種の論述の著者としては、アブー・ハニーフ、マリーク、アル・アウザイ、アブー・ユースフ、ムハンマド・アッ・シャイバーニー、スファル、アル・ワーキデー等の傑出した人々の名が見出される。彼らはみなこの問題を行爲（シャル）、つまり元首たる者の行爲と呼んだ。

さらに通常の法典——現存する最も古い著作はヒジュラ曆一二〇—一二二三年に没したザイド・イブン・アリーのものであり、彼の後継者たちの意見も同様である——においては、この問題は土地法の一部をなすも

のだとされている。事実この問題は、追刺にたいして警察が対処するのと同じ理由で戦争が正当化されるといわんばかりに、追刺の問題を論じた直後に検討されている。その結果、交戦国はムスリム法廷で認められる権利と義務の両方を持つことになる。

ムスリム法典の一般的特徴

三〇五 イスラーム法に関する手引きが読者の想像力を掻き立てるのは、この法が人間生活のすべての領域を、精神面はもちろん物質面も調整しようと努めている点である。

こうした手引きは、通常宗教儀礼とその実践法に関する説明で始まるが、この項目ではまた主権に関する憲法上の問題も論及される。なぜならイマーム、すなわち國家元首は、職務上モスクでの礼拝の指導者に他ならないのだから。したがって法律書のこの部分が、税金支払いの問題を取扱っているからといって意外に思うにはあたらない。クルアーンはしばしば礼拝とザカート税の問題を同時に述べているが、これは礼拝が肉体的尊崇であり、納税が金銭を通じての神の尊崇だからである。

ついで法の手引きはあらゆる種類の契約関係を論じ、さらに犯罪、刑罰に言及するが、後者には外国との戦時、平時の諸法、つまり国際法と外交問題が含まれている。そして最後には遺産、遺言に関する規則が論じられている。

人間は肉体と魂から成っている。そして膨大な資源を自由にしうる政府がもつばら物質的問題にのみ注意を払うとすれば、世俗的事柄に利用しうる資源に比してきわめて貧弱な、私的資源にのみ頼らざるをえない精神は、衰微せざるをえない。肉体と魂の発達の不均衡は人間の安定性の欠如をもたらし、その結果

は長期的に見れば文明に災厄を及ぼすことになる。

肉体と魂の双方をすべて取扱うということは、例えば詩人が外科手術を行なうべきではないように、宗教について充分経験のない者がこの分野で好き勝手にしてよいという訳ではない。人間活動のあらゆる分野には、独自の専門家がいないといけないのである。

三〇六 イスラーム法のもう一つの特徴は、権利と義務の相関性の強調にあると思われる。人間同志の相互関係と、人間と創造者との関係はともに同じ原理に基づいている。

礼拝とは、神慮によって授けられた現世的なものの使用権に対応する、人間の義務の遂行に他ならない。義務を明確にせずただ「人間の権利」のみを主張するとすれば、人間は貪欲な野獣、狼もしくは悪魔に墮してしまうであらう。

法哲学

三〇七 ムスリムの古典的法学者たちは、諸法を善悪の二重の基礎の上に置いている。ひとは善をなし、悪を避けねばならない。だが善悪は時に絶対的かつ自明であるが、時には相対的、部分的である。

このためわれわれは命令、禁令からなるすべての法的規則を五つの範疇に区別している。かくして絶対的に善であるものはすべて絶対的な義務であり、ひとはこれを遂行することを義務づけられている。また善が優勢であることは、これを行なう方が望ましく、その行為は価値あるものとみなされる。善悪の度が等しいか、そのいずれも持たぬ事柄については、それを行なうか否か、あるいは時折慣習を変えろといった事柄は個人の意志に基づく自由裁量に委ねられる。この範疇に属するものは、法律とは無関係であらう。

絶対に悪いことは完全な禁令の対象となる。最後に悪が優勢なことは避けた方がよく、それを行なえば非難される。

行為もしくは規則を以上のような五つの範疇に区別する基本原則は、羅針盤上の方向が東西南北の主要な四つの方向以外に細かな差異をもつように、さらに細かく分けられる。

三〇八 残された問題は善悪を定義づけ、それを区別することである。神の言葉であり、ムスリムにとっての聖典であるクルアーンは、種々の機会にこれについて言及し、マアルフを行ない、ムンカルを避けよといっている。

ところでマアルフとは万人が善と認め、理性もそう認めるゆえに、行なうことが望ましいものである。ムンカルとは万人が少しもよい点がないと非難し、理性も禁じられてしかるべきと認めるような悪である。イスラームの道徳の大部分はこの二つの領域に属している。

クルアーンがあることを禁止し、それについて人々の意見が一致しないような事柄、例えばアルコールを飲むことや、賭事の禁止のような例はごく僅かである。実のところこのような場合でも、法の存在理由は確かな思考力をもつ成熟した人間に理解しがたいものではない。実際にはこれは、他のすべての場合においてもその指示が普遍的な正しさを示している立法者たる神の分別、理性にたいする信頼の問題なのである。

制裁

三〇九

人類の中にはさまざまな気質をもつ者があるが、これらは大きく以下の三つの範疇に分けら

れるであろう。善良で、あらゆる悪への誘惑を拒み、いかなる者に強制されても絶対に悪を行なわぬ者。邪悪で、いかに厳しい監督下にあっても万策をつくしてそれを逃れようとする者。最後に、報復を怖れている限りでは好ましい態度をとるが、多少なりとも発覚しない可能性があれば誘惑に敗け、不正を行なうような者の三つである。

不幸にして第一の範疇に入る人はごく限られている。彼らの場合は指導もしくは違反にたいする法的制裁を必要としない。その他の二つの範疇については、社会の安寧のために制裁が必要である。他人に危害を及ぼすような人間の性格は、病気、もしくは犯罪的獣性の名残り、悪しき教育の結果であるか、その他の原因によって説明されるであろう。

幸いにして第二の範疇に属する人間の数は少なく、彼らが行なうであろう危害を抑制、阻止するために、独自の試みが必要である。

残りの第三の範疇、つまり中間的な範疇に入るのが大多数の人間である。彼らは制裁を必要とするが、それはいかなるものであるうか。

三二〇 首長自身が禁を犯しても良心の苛責をもたぬ場合、それについて他人を叱責する勇氣を持ち合せぬであろう。それゆえイスラームは、この種の悪の根元、過程にメスを入れ、たとえ首長、預言者であっても義務を免れるものではないと宣言している。

後継者たちに受けつがれた預言者ムハンマドの教えは、いかなる制限もなく国家元首がその国の法廷に喚問されることが可能であると規定している。

イスラームの伝統において裁判官たちは、実際に元首に落度があった場合、彼らに不利な判決を下すこ

とをためらってはいない。

三一一 他のすべての文明におけると同様に、イスラームの中に存在する実質的制裁に関して事細かに言及する必要があるまい。とにかく国民相互の関わりの中での法と秩序の維持、監視と保護、平和と安寧を旨とする多くの職務が存在している。もしも誰かが暴力の犠牲となった場合、彼は裁判所に苦情を持っていくことができる。警察は被告を裁判官の前に引き出し、最終的にはその判決が適用される。

三一二 イスラームの預言者が考察した社会の概念は、もう一つの制裁をつけ加えている。この精神的な制裁は実質的なそれよりはるかに有効であろう。法の実施に関するあらゆる行政的装置を保持する一方でイスラームは、信者たちの心の中に死後の復活、神の審判、来世における救済、懲罰といった概念を植えてきた。かくて信者はたとえ違反により処罰されぬ場合でもきちんと義務を遂行し、同時にあらゆる誘惑や、報復の怖れなく安全を享受しうる有利な立場を拒んで、他人に害を及ぼさぬよう慎むのである。

三一三 支配者たりといえども、たがいに他の効果を強める役割を果たしている一般の法、実質的制裁、精神的制裁の三種類の制裁の対象になるという事実は、イスラームの中に最大限の法の遵守と、万人の權利、義務の実現を確保しようとする試みを示している。三重の制裁は、それらの一つのみを保有する制度より遙かに効果的である。

立法

三一四 神は最高の立法者であるという事実の真意をよりよく理解するためには、この問題の種々相について考察しなければならない。

三一五 イスラームは、万物の創造者にして養育者であり、宇宙それ自体の存在に必須の者である唯一の神を信ずるものである。彼は自ら創り給うたものを創造した後「引退者のリスト」にのせられた訳ではない。

イスラームではさらに、神は超越的であり、人間の肉体的知覚の及びえぬもので、至る所に遍在し、全能、公正にして慈悲あまねき者だとしている。その上大いなる慈悲をもって彼は、人間に理性を与えたのみでなく、彼ら自身から選ばれ、最も賢明で人間社会にとり最も有益な指示を授かった案内者たちを送りこんでいるのである。

超越者たる神は、中間的天界にある神託伝達の使者を介して自分の神託を選ばれた者に伝えている。

三一六 神は完全にして永遠である。これに反して人間の間には絶えざる進化がある。神は自分の意見を変えないが、人間個人にたいし能力相応のことしか要求しない。

神の啓示に基づくものと主張される法律中の、ある細目に相違が見られるのはこれによるものである。立法上の問題に関しては、最新の法律はそれぞれ以前のすべての法律を廃棄し、それにとって代るが、神の啓示についてもことは同様である。

三一七 ムスリムにとりアラビア語で書かれたクルアーンは、神の言葉、つまり預言者ムハンマドにより受け取られ、彼の信者に向けられた神の啓示である。

さらに神の使者として聖なる記憶をもつ預言者ムハンマドはこの聖典に解説を加え、さらに細かな指示を与えた。それらはハディース、つまり預言者の言行の報告集に記録されている。

三一八 権威筋により発布された法令は、同じ権威、もしくはより高位な権威によってのみ廃棄され

るが、低位の權威にはそれが不可能であることはいうまでもない。神の啓示も後の啓示によってのみ廃棄されるのである。

同様に預言者の指示にしても、彼自身もしくは神の手により修正されうるが、彼の弟子やその他の者にはその力はない。ただしこのような理論的嚴格さは、人々が直面する要求、状況の変化に対応しうるよう、イスラームにおいては實際にきわめて弾力性のあるものになっている。

(一) 法律は神に起源をもつものであれ、預言者に由来するものであれ、必ずしも同じ適用範圍をもつものではない。少し前に検討したように、そのあるもののみが義務的であり、その他のものは望ましいとされているだけである。つまりその他の場合には法は各個人にたいしてかなりの偏差を認めているのである。

法源を検討してみると、第一の範疇に属する規則、要するに義務的なものはきわめて数が少ないことが理解される。望ましいとされている規則はそれよりやゝ多く、原典に言及されていない事例は無数である。

(二) 低位の權威は法を変ええないが、それを解釈することは可能である。イスラームにおいては解釈の權利は特定の者の独占ではない。その問題を特別に研究する者は、誰でもそうする權利がある。

病人は、たとえノーベル賞を受けた桂冠詩人であっても、詩人に病氣の手当てを頼まないであろう。家を建てる者は外科医ではなく、技術者と相談するであろう。同様に法的問題を論ずるためには法律を学び、それについて完全な知識を持たねばならない。専門外の人々の意見は臆断にしかすぎない。専門家の解釈によれば、神の法といえども實狀に順応させることが可能なのである。なぜなら最後の預言者であるムハンマドは他の人間同様この世を離れており、したがって解釈に相違がある問題を裁定するために、神から

新たな啓示を受け取る可能性はもはや存在していないのだから。

あらゆる人間が同様に考える訳ではないのだから、意見の相違が存在することは明らかである。裁判官、法律顧問、その他の法律専門家もまた皆が皆人間である点には特に留意されねばなるまい。もしも彼らの間に意見の相違がある場合には、一般の民衆はより権威的と思われる意見に従うことになる。訴訟問題については裁判官の意見に従わねばならない。その他の場合には、諸法学派の解釈はその信奉者にとりより優先性があると見なされる。

(三) 預言者ムハンマドは自ら次のような規定を公表している。「一つの誤ちにたいして、わが民は決して同一の判断を下さないであらう」(イブン・ハンバル、ティルミズィー、イブン・マージャその他に記載されている)。

このような否定的な意見の一致によりイスラーム法が発展し、それが変化する状況に適應された可能性は大きいのである。探求精神は抑制されたことがなく、むしろこの伝承は、一致して拒否されなかった意見はその後にも完全に無視される訳ではない、という規則を定めているかに思われる。

(四) 数多くの出典に記録されている預言者ムハンマドの生涯の有名な一事件は、特筆に値するものである。ヤマンの裁判官に任命されたムアーズ・イブン・ジャバルは、任地に向って出発する前に別れを告げるため預言者を訪れた。そのさい次のような会話が交わされた。「お前はどのような根拠に基づいて訴訟の判定を下すのか。」「神の書(クルアーン)にある諸規定に従ってです。」「もしもその中になんの規定もない場合にはどうだね。」「その時には神の御使い(ムハンマド)の言行に従います。」「だがそこにも規定がない場合どうするね。」「そうですね、その場合には自分の意見を出すよう努力します。」

預言者はこの返事に大変満足し、叱責するどころか満悦の面持ちでこう叫んだ。「神の使者の使者をして、彼の使者を喜ばせるようこゝまで導かれた神に稱讃あれ。」正直で良心的な人間の意見や常識に依存する個人的努力は、法律を発展させる手段であるばかりでなく、預言者に祝福を受けるに相応しいものなのである。

(五) 新たな問題を法制化したり、聖典解釈を行なうにあたり、あるいはイスラーム法を発展させる必要がある場合、よしんばそれが合意に基づいたものであったにしても、ある手続きによって採用された規則が、後の法学者により同じ手続きによって他の規則に代替される場合がある。

ある個人の意見は他の者の意見により、またある合意は他の合意により代替されるのである（これは法学者の意見にのみ関わることで、クルアーンや真悪性のある伝承とは一切無縁である）。

三一九 イスラームにおいては立法権が、公けの干渉の外にある私的な学者たちに委ねられてきたことは歴史に明らかである。このような法律制定のあり方は、日常の政治的干渉を受けず、たとえ国家元首にたいしてであろうと、特定の人物の利益に奉仕したりしないであろう。

まったく平等な地位にある法学者は、各自自由に他の意見を批判することができる。かくして問題のあらゆる様相を直ちに、あるいは将来数世紀にわたって明確にし、最善の解決に到達しうるのである。

三二〇 以上で神に起源をもつイスラームの法制度が、均斉をまったく欠くような厳格なものではないことが明らかであろう。さらに重要なものは、法が神的起源をもつものであるというこのような性格が、信者たちに法にたいする畏敬の念を与え、それゆえに法が良心的かつ細心に守られるという事実である。

さらに注目すべきは、古典時代の法学者たちが、たとえ以下の言葉が預言者自身のそれでもなくとも、「ム

スリムが善いと見なしたことは、神にとっても善である」と異口同音に述べていることであろう（サラフ・シーはこれを預言者の伝承であるとしているが、イブン・ハンバルは預言者の教友イブン・マスウードの言葉だとしている）。この解釈の見地からすれば合意とは、内外の識者の推論でも神の意に叶うものであり、この事実が人間の法にたいする尊重の念をいやすものである。

188

法の運営

三二一 この点に関するクルアーンの法制の特徴は、臣下たちが構成する種々の共同社会に認められる司法的自治である。

イスラームはすべての者にクルアーンの法を課する訳ではなく、あらゆる集団、すなわちキリスト教徒、ユダヤ教徒、マジ教徒その他の人々が、民事、刑事を問わず、人事に関するあらゆる分野で彼ら固有の法を適用させるため、独自の裁判官の司る独自の裁判所をもつことを認めるばかりでなく、むしろ奨励しているのである。紛争の当事者たちが異なる共同社会に所属する場合には、一種の私的国際法が異質の法の抵触を解決する。

すべての者を「支配的」共同社会に吸収、同化しようとする代りに、イスラームはすべての民の利益を守るのである（上述二九三項参照）。

三二二 ムスリムの法の運営については、その平易さ、迅速さとは別に、「証人の浄化」について指摘すべきであろう。事実すべての地方で裁判所は、必要が生じたさい証人が信頼するに足るか否かを知るために、住民すべての品行、慣習に関する文書を作りあげる。

証拠の価値を低める試みは、相手方だけに委ねられている訳ではないのである。クルアーン（第二章四節）はこう述べている。誰かが女性の貞操を非難しながら充分な法的根拠に基づいてそれを立証しえない場合、彼は処罰されるのみでなく、以後永久に裁判所で証言する資格を失なうことになる。

法の起源と発展

三二三 預言者ムハンマドは、弟子たちに神学的、終末論的教理を教えこんでいる。彼はまたあらゆる人間の行為、つまり個人的、集团的、世俗的、精神的諸行為に関する法を彼らに与えている。さらに彼は無から国家を創設し、それを運営し、軍隊を組織してその指揮に当り、外交、国際関係の制度を編んでそれを統制した。訴訟問題が生じたとき、彼の「民」の間で裁定を下したのも彼なのである。

したがってイスラーム法の起源について研究するにあたり、ひとは他の誰よりも彼自身について学ばなければならぬ。彼はマッカに住む商人、隊商の指揮者たちの家庭に生れた。若年のさいに彼はヤマンや東アラビア、すなわちオマーン（イブン・ハンバル第四章二〇六頁参照）さらにはパレスティナの市場を訪れている。彼と同郷の者は、商品を持ってイラク、エジプト、エチオピアをも訪れるのを常としていた。宣教活動を始めると、同郷の者たちの激しい反発のため、彼は故郷の地を離れ、他の町マディーナに居を構えたが、そこでは農業が住民の主な生計手段であった。その地で彼は国家的生活を組織した。当初は都市国家が設立されたが、これは徐々に大国家へと発展し、彼が他界した時点ではアラビア半島全域、南イラク、パレスティナの一部が版図に入っていた。

アラビアでは国際色豊かな隊商が往来していた。ササン朝ペルシャとビザンチンが、アラビアの一部を

占領し、そこに植民地、もしくは保護領を設置していたのは周知の事実である。イブヌール・カルビーやアル・マスウィディーが記しているように市場といっても特に東アラビアの市場では、毎年商人たちが「東西を問わず」、インドや中国からもやってきていた。アラビアには遊牧民だけではなく定着民もいたが、後者のうちヤマン族とリフヤーン族は、アテネやローマといった諸都市が建設される以前にすでに文明を発展させていた。

三二四 イスラームの登場とともに、国の慣習法は法制化された国家の法令に変わっていった。そして預言者は、彼の信徒や臣下たちのために旧来の慣習を修正するだけでなく、全く新たな法律を公布する特権を持っていた。

神の使徒としての彼の地位は、当然彼に例外的な特権を与えていた。したがって彼の言葉のみかその行為までもが、ムスリムのための生活のあらゆる分野における法を形成しているのである。彼の沈黙ですら彼が自分の周囲の信徒たちが行なってきた慣習に反対していなかったことを意味していた。

このような三つの法的根拠、つまりすべて神の啓示に基づく彼の言葉、彼の行為、信者たちの慣習に関する彼の暗黙の承認は、クルアーンやハディースの中に残されわれわれにまで伝えられている。彼の生存中に、すでにもう一つの法的根拠が発生しつつあった。すなわち特に法律による言及がない場合、法令を作るために推論や種々の法的努力が行なわれるが、これは国家元首とは別に法学者によってなされた。

事実預言者の時代には、首都はおろか地方行政の中心地にも裁判官や法学者がすでに存在していた。ムアーズが裁判官としてヤマンに派遣されたさい、預言者が彼に与えた指示については先に述べた筈である。地方の役人が中央政府に指示を求めたり、下級役人が誤った決定を下した問題が上級の者の眼にとまった

場合、後者が自らそれに干渉するような場合もあった。

旧来の慣習を変えたり、修正する命令、もしくは全国の法律のイスラーム化は徐々に行なわれたのみだった。なぜなら裁判官たちは、彼らの眼にとまった場合を除いて特に関与してはいなかったのだから。それゆえ彼らの注意をひかず、当事者たちが法に関する無智から自分たちの都合にあわせて処理した例も多かった。

例えばあるムスリムは実の妹と結婚しているが、この事実がカリフ、ウマルに伝えられ、ウマルはその男に説明を求めると、彼はこの種の結婚が禁じられていることを知らなかったと答えている。カリフは二人を離婚させ、妹にたいし賠償金を支払させたが、姦淫、近親相姦の罪で罰してはいない。

三二五 預言者の死は、あらゆる法の実施を命じ、古い慣習を廃止したり修正する力をもつ神の啓示が停止したことを示している。

それ以後ムスリムの共同社会は、すでに預言者により制定された法とその法により正しいと認められた法の展開で自足せねばならぬ状況におかれた。「展開」とは、預言者が定めた法の脱棄を意味するものではなく、特に法的言及がない場合の法を認知することなのである。

三二六 以上の事柄に関して最も重要なのは、おそらく次の点であろう。いくつかの箇所（第四章二四節、第五章一節）でクルアーンは、ある禁止事項を規定したあとで、（関係分野の）その余の事柄はすべて合法的であると明言している。

したがって預言者に由来する法に違反しないすべての事柄は認容され、健全な法を形成する。外国の法や慣習すらも、ムスリム法学者たちにとってはつねに原料として役立ち、それらからイスラームと相容れぬ

ものが除去されると残りは合法的となる。この法的根拠は永久に続くものである。

三二七 いま一つの、おそらく驚嘆すべき法的根拠は、クルアーン（第六章九〇節）によって与えられた以下のような指示である。それによれば先行する預言者たち―クルアーンはエノック、ノア、アブラハム、モーゼ、ダビデ、ソロモン、イエス、バプテスマのヨハネ等二十人に近い預言者の名をあげている―が受け取った神の啓示も、同様に有効なのである。

しかしその範囲は、その信憑性が確実に疑いのない啓示、つまりクルアーンが伝承にその旨が明らかに記されているものに限られている。モーゼ五書の報復法がその一例であるが、クルアーン（第五章四五節）はそれに関して次のように明言している。「神はそれをユダヤ教徒に与えられた」。このさい「なんじらにも」とは特に指定がないのである。

三二八 預言者の歿後わずか十五年のちには、周知のようにムスリムはアジア、アフリカの広大な領土と、ヨーロッパのアンダルシア、つまり三大陸にまたがる広大な版図をもっていた。

カリフ、ウマルは、ササン朝の徴税制度が優れていたためイラクとイランの領州で存続させるに相応しいと判断し、ビザンチンのそれは苛酷であるためシリアとエジプトでそれを改善した。この種の例は数多いのである。

ヒジュラ暦第一世紀は順応、合併、転換の期間であった。エジプトで発見されたパピルス文書は、エジプトの行政問題の種々相について多くの情報を提供してくれる。

第二世紀の初頭から私的法学者の編纂した法典が登場し始めるが、これら法学者の最初期の人物としてはヒジュラ暦一二〇年に歿したザイド・イブン・アリーがあげられる。

三二九 古代の人々はヤマンをアラビア・ペトラ、アラビア・デセルタと区別して「アラビア・フェリックス」(肥沃なアラビア)と呼んでいたが、これも故ないことではない。自然その他の条件によりこの地域は、キリスト教登場以前の古代において、その文化、文明はアラビアの他の地域に比べ遥かに優れた位置にあり、想像を絶するほど高度であった。聖書が立証しているようにその富は伝説的なものであり、その王国は強力であった。

西暦初期に移住の波があつてあるヤマン族がイラクに移り住み、その地でヒラ王国を創設した。この王国は文芸を擁護したことでも有名であり、イスラームが興隆するまで存続している。他方ヤマン自体はユダヤ教徒(ズー・ヌワースによる)支配を経験し、さらにキリスト教徒(エチオピア人による)支配のちマジ教、もしくはバルシー教のイラン人に占領され、最後にイスラームの版図の中に入っている。

これらの相次ぐ相互作用、緊張の影響を受けてきたヤマン族は、ふたたびカリフ、ウマルの勧めを受けイラク、とりわけヒラの古都の近くに新たに建設されたクーファに移り住んだ。ウマルは、預言者の教友たちの中でも最も優れた法学者の一人であるイブン・マスウードを派遣し、そこで学校を経営させた。この学校に籍を置いた彼の後継者たち、つまりアルカマ・アン・ナハイー、イブラーヒーム・アン・ナハイー、ハンマード、アブー・ハニーフア等はすべて、天の配剤からか、法学の専門家であった。

他方預言者の教友の中でも秀れた法学者であったアリーは、カリフの居住地をマディナからクーファに移している。それゆえにこの町が、断えざる伝統をもちつづけ、法学に関するいやまず名声をかちえたことは驚くにあたらない。

三三〇 政府当局は裁判官や法学者たちの言論の自由にいささかも干渉しなかったため、これがこの

学問の急速な発展を促すこととなった。ただしある種の不都合が存在しなかった訳ではない。

事実ヒジュラ暦一世紀初頭に活躍したイブヌルムカッファアのような、経験豊かで地位の高い行政官が、「サハーバの書」で苦情を訴えている。彼によれば、刑法、私的身分法その他の法律諸部門で判例法に関し、特にバスラとクーファの間でおびただしい意見の不一致が見られるというのである。そこで彼はカリフに、裁判官の決定を訂正し、領土全域にわたり唯一の統一した法を課すための最高機関の設立を進言した。しかしこの進言は受け入れられずに終った。

だが彼と同時代のアブー・ハニーフアは、学問の自由を切望し、それを政治の混乱から切り離そうと努め、代りに法律アカデミーを創設した。すべてがクルアーン解釈学、伝承学、論理学、辞書編纂学等の、法学の補助学の専門家である四十人の会員を擁したこのアカデミーは、当時の判例法を評価し、成文化する仕事にとりかかった。それはまたムスリム法において、原典も、判例上の先例も何一つ意見を述べていない事例に関する欠落を補なう試みをも行なっている。アブー・ハニーフア（ヒジュラ暦一五〇年歿）の伝記作者の一人は、「彼が五十万もの法令を發布した」（「アルムワッファク」二一章一三七頁参照）と述べている。

マディーナのマリークやシリアのアルムアウザイイーも同じ時期に同じような業績をあげているが、彼らは独自で専ら自らの知識に頼っていたのである。

アブー・ハニーフアは、あらゆる法の基礎としてクルアーンとハディースに依拠したのは当然であるが、彼が推論を重視したとすれば、マリークは推論あるいは論理的解釈を行なうにあたり、預言者の伝統が参みわたっていた町、マディーナの人々の慣行を尊重した。

三三一 クルアーンは預言者の歿後、わずか三カ月で出版されている。預言者の言行はもちろんのこと、彼が無言のうちに是認した教友たちの行為に関する資料、つまりハディース（伝承）と呼ばれる資料を集める仕事は、預言者の生存中にも若干の人々により行なわれていたが、彼の歿後はその他の多くの者が加わった。十万人以上もの預言者の教友たちが、この問題に関して自分たちの記憶に基づいて貴重な伝承を後世に伝えていたのである。

最近の研究によると五十人ほどの人々がそれを記録していたが、その余は口頭で伝えていた。法的にきわめて価値の高いこれらの資料は、当然のことながらウマルやウスマーンの時代に預言者の教友たちが移り住んでいった三大陸に分散されていた。これに続く諸世代には研究者たちは、預言者の教友たちの個人的な賞讃の蒐集に依拠し、それを統合してさらに包括的な著作を編んだ。

三三二 判例法の評価と伝承の成文化が同時に平行して完成されたが、両者はたがいに他を蔑ろにしたり疑問視する傾向があった。

アッリシャーフイイーはアブー・ハニーフアが歿したさいに生れている。相互の意見の相違あるいは論争は、法学者たちに伝承の価値を重視させる役割をになった。そして伝承の専門家たちは、預言者の言行に関する資料を整理したり、伝承の出所の価値を逐一評価するばかりでなく、預言者の種々の発言の文脈や時代を決定して、そこから法を演繹しようようにした。アッリシャーフイイーは同時に法学と伝承を専攻していた。そして彼の秀いでた能力と努力によって二つの原理を統合する道が求められたのである。

アッリシャーフイイーは、一国において適用される諸規則という意味での法令とは異なる抽象的な法学を創り出した世界史で最初の人物である。

三三三

いま一つの大きな法学派（もしくは法的伝統）は、アリーの後裔でアブー・ハニーフアと同時代に生きたジャアファル・アッ＝サーディクによって創り出された。この学派の相統法の特異な発展は、政治的な原因に依存するものであろう。

アブー・ハニーフア、マールイク、アッ＝シャーフイー、ジャアファル・アッ＝サーディク等の法学者たちは、それぞれ固有の法学派を形成している。これら法学派の支持者たちは、現在イスラーム内で小さな単位の共同社会を形成しているが、彼らの意見の相違は、哲学諸学派の相違ほどの影響力をもっていない。

数世紀を経るうちに、アッ＝シャーフイー信奉者のある者は、ある問題点に関してアッ＝シャーフイー自身と意見を異にし、マールイク、もしくはアブー・ハニーフアと考えを一にする等々といった事態が生じているのである。

三三四

先に検討したように、ムスリム「帝国」はごく初期に大規模な領土拡張を行っていた。これらの領土はそれまで、イラン、中国、インド、ビザンチン、ゴート等の異った法制によって統治されていた。そしてこれらにぞく初期のアラビアのムスリムたちによる地域的な貢献が加えられたのである。したがってある特定の外国の法制が単独でムスリム法に影響を及ぼす可能性はなかった。

諸学派の創設者についても、アブー・ハニーフアはベルシャ生れであり、マールイク、アッ＝シャーフイー、ジャアファル・アッ＝サーディクはアラブだったことがわかる。伝記作者アッ＝ザハビーは、アル＝アウザリーが元来シンド生れであったと報じている。そして以下の世代になるとあらゆる人種の法学者が現われている。

したがってムスリム法の発展は、まさに「國際的」事業であつたといえる。人種を異にし、異なつた言語を話し、異質の慣習に従うムスリムの法学者たちがそれに参加してきたのである。スペイン、ポルトガル、シシリイ出身のヨーロッパ系ムスリムもいれば、中国人、エチオピア人、インド人、ペルシャ人、トルコ人等々、アラブ以外の数多くの人々がいたのである。

三三五 排外主義者や自主的な思想をもたぬ人々が老師の教義の逐語的解釈に拘泥する一方、他の者たちが非妥協主義の危険を冒すといった傾向は、すべての國々に認められる現象である。

しかしいつでも優位に立たねばならぬものは中庸であろう。劣等感を、必ず、必要な資料を準備し、同時に実践的な信者の敬虔さを持合せている者は、よしんば先人たちの意見を修正するようなことがあつても、実践的で合理的な解釈を見出すのに何らの困難も覚えなからう。自信と確信をもって、偉大な法学者バズダウィーは、個人的意見のみでなく、先代の合意をも後の合意によって代えることができるといっている。

結論

三三六 ムスリム法は一つの國家、一つの支配的共同社会の法として発足し、ムスリム支配が地理的に拡大し大西洋から太平洋に広がったさいにもイスラーム共同社会の諸目的に奉仕した。それはつねに発展し、時と所を問わず具體的な要請に自らを適應させる内的な力をもっていた。それは今日もなお独自の活力を失なっていない。

實際にそれは、かつて外國の政治的―したがって法律的―支配下にあり、人生のあらゆる局面にシャリ―

ア（イスラーム法）を再導入しようと試みるムスリム諸国により、善の媒介物として日々高い評価を受けつつあるのである。

第十章 イスラームの経済制度

第十章 イスラームの経済制度

イスラームは、物質面精神面の別なく、人生のあらゆる局面、活動に関して信者たちに指導を与えている。経済問題についての根本的教義もクルアーンのあちこちに述べられているのである。それはまた物質的福祉を軽蔑するどころか、「アッラーが生活のたつきとして創られた財産」(第四章五節)を認めた上で、以下のように(第二十八章七七節)命じている。「この世におけるお前の取り分を粗末にしてはならぬ」。

ただしそれは、こういつて人間にも二種類ある点を強調している。「人によっては『神様、私どもに現世で(沢山よいものを)お与え下さい』、などとお願ひする者もいるが、そのような者は来世で何の分け前も与えないぞ。だが中には『神様、私どもに現世でもよいものを、来世でもよいものをお授け下さい。私どもを地獄の劫火からお守り下さい』という者もある。このような者どもには、自分で稼いだだけのものが与えられよう。まことにアッラーは勘定に迅速であられる。」(第二章二〇〇—二〇二節)。

また他の諸節では判然と明確に、地上、海中、天界にさえ見出されるものはすべて神が人間のために創ったものであり、地上、天界、海中にあるものはすべて、星やその他のものも人間に仕えるために神が創り

給うたと記せられている。人間に残されている務めは、未来にたいして充分な配慮を払いながら正しく認識し、神の創造から道理に叶った利益を得ることである。

三三八 クルアーンの中にはまた、「これ（富）がお前たちのうちの富裕な者だけに限られないように」（第五章七節）という主旨のイスラームの経済政策もきわめて明確に説明されている。富、慰安に関してあらゆる人間が平等であるということは、もちろん理想的であるにしても、それが必ずしも人類にとり完全に善いとは限らない。

まずは生得の才能には、種々の人間の間に相違があり、したがってよしんば一群の人々が完全に等しい条件で始めたとしても、浪費家はすぐに困難に陥り、貧欲、羨望のとりことなつてふたたび同僚の富をあてにすることであろう。さらに哲学的、心理的根拠からしても、人間社会の真の利益にとっては、貧しい者がより一層働く欲望、刺激をもつように、富に多少の差があることが望ましいように思われる。

他方義務として要求される以上に仕事をして、とりわけ報酬がある訳でなく、義務的な仕事をしただけの者との何の変りもないと知れば、人々は怠慢となり、仕事に充分な注意を払わなくなるであろう。彼らの才能は浪費され、結果的に人類にとって大きな損失となるのである。

三三九 イスラームの経済制度は、このような基本的な原理に基礎をおいている。それは少数の富者の存在を許しているが、同時に彼らにより重い責務を課しているのである。彼らは貧者のために税金を支払わねばならず、しかも搾取、退蔵、富の蓄積といった非道德的な手段を用いることを禁じられている。この目的のために種々の命令とともに、精神的な（来世における）報酬という約束の伴なう慈善、献身的な行為へのすすめがある。

イスラームはさらに、一方で最少の必要限度と好ましい潤沢さを区別すると同時に、実質的な制裁を伴う諸種の命令と、そうでないがイスラームがただ説得、訓戒しているだけのものを明確に分けている。

三四〇 まずここでは、この問題の道德的様相について簡単に述べてみよう。いくつかの具体的説明により、この問題の意味はよりよく理解されるであろう。

イスラームは、他人に物を乞いすることが卑しい行為であり、復活の日の恥辱の原因となる点を強調している。だがそれと同時に他人に救いの手をさしのはす者には限りない賞讃を与えている。事実最良の間とは、わが身を犠牲にして他人につくす人間なのである。

同様に貧欲と浪費もともに禁じられている。ある時イスラームの預言者は、ある公共の目的のためにかなりな額の資金を必要とした。そこで教友の一人が寄付するために金をもってやってきた。彼は預言者に尋ねられるままに、こう答えている。「私は神の御使いへの愛のほかは、家には何一つ残してはおりません」。この人物は預言者からねんごろな賞讃を受けている。

しかし他の例もある。預言者のある教友が重い病の床に臥し、見舞いに訪れた預言者にこう語った。「神の御使いよ、私は金持ちです。そこで自分の富をすべて貧乏人のために使って下さるようお願いします」。すると預言者は答えた。「いいや、お前の親族の者たちが他人の世話になり、物を乞いをする境遇に陥るよりは、彼らに独立の生活手段を残してやった方がよい」。そこで彼は自分の財産の三分の二、さらには半分を提供すると申出たが、預言者は「それは多すぎる」といった。そこで財産の三分の一を喜捨すると提案すると、預言者はいった。「三分の一でもかなり多いな」(ブハーリー参照)。

ある日預言者は教友の一人が見すばらしい身なりをしている姿を認めた。質問を受けてこの教友は答え

ている。「神の御使いよ、私は少しも貧乏ではありませんが、自分の財産を自分自身のために使うより、貧乏人のために使いたいです」。すると預言者は答えた。「いいや、神は下僕たちに与えた恵みの跡を彼らの上に認めることをお望みなのだ」(アブー・ダーウードとティルミズイー参照)。これらの指示にはなんの矛盾もない。個々の例は固有の背景をもっており、それぞれ別の問題について説明している。

われわれは、共同社会の他の成員にたいする最少限度の義務を上回る場合の、任意の選択の限界を定める充分な機会を与えられているのである。

相続

三四一 人間が社会の一員である限り、自分の富を処理するさいの個人的権利と、個人の富に関する集団的権利の両者は同時に満足されねばならない。個人の気質はそれぞれ大いに異なっている。病氣その他の事故も、また人間に影響を与え、生活の安定をつきくずす。したがって集団の利益のために、各個人にある種の原理が課される必要がある。

三四二 かくしてイスラームは二つの手段を採用する。すなわち第一は故人の遺産の分配が近親者の間でなされ、第二は遺言を通じてなされる自由な遺産処理に一定の制限が加えられることである。法定相続人は特に遺言による指定をまつまでもなく、法律に定められた比率に従って故人の財産を相続する。遺言は故人から相続する権利を持たぬ者のためにだけ要求される。

三四三 同じ範疇に入る親に関してはいかなる差別もなく、また特定の子供(年長であらうがあるまいが)に成年、未成年を問わず、他より多くの遺産を与えることはできない。故人の遺産は、まず葬式の

費用が差し引かれる。負債は相続者の「権利」に優先するため、遺産の残りはまず債権者に行く。そして第二番目に、(埋葬費用、負債を支払ったのち)その余の財産の三分の一を越さぬ範囲で故人の遺言が受け入れられる。

これらの優先する義務が果たされた後に、相続人が問題となるのである。伴侶(男女を問わず)、両親、子供たち(息子、娘)は第一級の相続人であり、いかなる場合でも相続権がある。兄弟、姉妹その他遠縁の親戚は、近親者がいない場合だけ相続を受ける。遠縁の親戚としては、伯(叔)父、伯(叔)母、従兄弟(従姉妹)、甥その他である。

三四四 技術的な細かな問題はさておいて、基本的な原則のみについて説明することにしよう。殺人犯は、たとえ裁判所が過失事故による死亡事件であると認定しても、犠牲者からの相続から除外される。その基礎となっている考えは、遺産を早く相続するため金持の親族を殺害するという誘惑を完全に阻止することを目的としているように思われる。

預言者はまた、宗教を異にする親族間の相続は、たとえ夫婦の間柄でも禁止している。ただしこの場合、贈与、遺言の権利は認められている。例えばムスリムの夫は、臨終の床にあってすら、財産の一部を非ムスリムの妻に遺贈することができる。古典的なムスリム法学者たちは、彼らの時代の国際的、政治的条件を理由に他の抑止策、すなわち領土(例えば政治上の国籍)の相違を相続の禁止に該当する施策を講じている。これに反して互恵主義に基づき、国家間諸条約が国際私法を規制することは明らかである。

三四五 政府がイスラームの相続法を採用していない諸国においては、遺言権が認められており、ムスリム住民は、死後の財産処理に関する宗教的義務を遂行するため、この便宜を利用することが可能であ

るし、またそれを活用しなければならない。

遺言

三四六　すでに述べたように、遺言書に基づく遺産の分配は、債権者および相続人以外の者のために財産の三分の一以内の範囲で実施される。

この規則の目的は二つあるであろう。第一に通常の規則では困難が生ずるような例外的な場合に、個人に問題の調整を許すということがあげられる。このような道義的義務をすべて遂行するには、財産の三分の一で充分であろう。

遺言法のもう一つの動機は、少数者の手に富が蓄積されることを防ぐ点にある。故人が近親者を全く度外視して、全財産をただ一人の手に与えようとすれば、当然このようなことが起こってしまうであろう。イスラームは家族の利益を考慮に入れながら、富が可能なかぎり多くの人々の間で流通するよう意図しているのである。

公共財産

三四七　人々はまたより大きな家族、すなわち彼らの住む社会、国家の一員としての義務をもっている。経済的領域においては、彼らは税金を支払い、政府はそれを集団のために再分配する。

三四八　税率は種々の収入源に応じて異なっている。クルアーンが予算の支出に関して正確な指示を与えているが、国家収入に関する規定や率について明言していない事実注目される。

預言者や彼の直接の後継者たちの慣行を尊重する一方で、クルアーン自体がそれに関して沈黙を守っている事実は、政府が一般民衆の利益のため、状況に応じて収入の諸規定を変更できる自由が与えられていると解釈しうるであろう。

三四九 預言者の時代には農業税があり、農民たちは収穫が最少限の免税点を越え、さらに自分たちの土地を雨水もしくは泉で灌漑している場合、収入の十分の一を納めた。灌漑の手段として井泉を使用している場合はその率の半分でよかった。

商業、鉱業に関しては、商品の二・五パーセントが納められた。輸入税については、外国人隊商の長に課された興味ぶかい事実があり、これを明らかにすることは有益であろう。預言者の時代にはこれは関税として十分の一税の範疇に入っていたが、カリフ、ウマルはマディーナに輸入するある種の食糧に関して、外人に課される税金を半分に減らしている（アブー・ウバイドの報告による）。

政府当局によるこの先例は、イスラームの経済政策の基本的原理を理解するための光を投げかけるものである。預言者の時代には、公共の牧草地で飼われ、かつその数が最少限の免税点を越えた場合、駱駝、羊、山羊、牛にたいして課される税金があった。ただし荷運び用の動物、耕作、灌漑に用いられる動物は税の対象とならなかった。

三五〇 貯蓄、金、銀にたいする二・五パーセントの税がある。これは人々に、たんなる退蔵にふけらず、彼らの財産を増やす努力をするようにかり立てるものである。

三五一 クルアーン（第九章六〇節）はイスラームにおける國家經費の予算を規定する法則を定めている。「喜捨（サダカ、ムスリムに課される税金）の用途はまず貧者に困窮者、それ（税金）を徴集して廻る者、心を協調させた人、類（奴隸、戦争の捕虜）の解放、負債で困っている人、神の道（イスラームの布教活動）、旅人、これだけに限る。これはアッラーのおとり決め。アッラーは明敏、全知におわします」。實際的に共同体の成員のあらゆる必要を網羅しているこの支出の八項目については、その明確な適用範囲を理解するために、さらに説明が必要であらう。

三五二 サダカという言葉は、ムスリムに課される国税と訳されるが、ザカートと同義であり、農業、鉱業、商業、工業、牧畜、蓄財その他の項目に属し、ムスリムが平時に國家に支払う税のすべてを指す。ここからは、非常時のさいに課される臨時税、自国の民であれ外人であれ、非ムスリムに課される税金、あるいは義務的でないあらゆる種類の寄付金が除外されている。初期イスラームの司法上の著作や、特に預言者の言葉から察して、サダカという言葉がこの意味で用いられたことは疑問の余地がない。これは義務的でなく、支払いの額および時期が定まっていらない施しをさすものでは決してなかった。

施しの同義語としては神の道のための経費（インファーク・フィー・サビールッ・ラー）あるいは自発的慈善（タタウウ）という表現がある。

三五三 貧者と困窮者はほぼ同義であるが、この最初の二つの項目について預言者は何の説明もしておらず、したがってこれに関して意見の相違が見られる。

カリフ、ウマルの言行（アブー・ユースフが「租税の書」に記録している）によれば、貧者（フカラー）はムスリムの貧者であり、困窮者（マサーキン）はイスラーム領内に居住するユダヤ教徒、キリスト教徒

等の非ムスリムの貧者である。

法学者アッリシャ・ファイイーは、この表現が完全に同義的なもので、神はその寛大な心遣いから、二重の備えをするために二つの異った表現を用いたと考えている。この典拠によれば、クルアーン中に記された八項目の各項目はそれぞれ国家収入の八分の一を受けるべきであるから、貧者は八分の一を受けることになる。解釈のいかんはともかく、国家の第一の義務は、イスラーム領内の住民は誰であれ食料、衣服、住居等の生活の手段を奪われぬよう留意する点にある。

三五四 次の項目は、公務員、すなわち徴税官、会計官、諸支出の監督官、会計検査官等の給与に関するものである。実際のところこの範疇は、受益者の諸範疇に関する説明のさい理解されるであろうが、民事、軍事、外交等行政上のすべての公務員を含んでいる。

歴史家アル・バラズリーは（彼の「系譜の書」の中で）、カリフ、ウマルがシリアの大守に次のように要求した公文書を記録している。「われわれのところ（マディーナ）に収入帳簿を書き入れるギリシャ人専門家を送れ」。非ムスリムといえども行政機関に雇用されるばかりでなく、ムスリムにのみ課されたサダカの受益者たりうる事実を示すために、これ以上権威ある資料はあるまい。

三五五 心を協調させた人という項目は、「機密費」という現代的表現で容易に理解されるであろう。

法学者アブ・ヤアラー・アル・ファッラーウはその書「アル・アフカーム・スルターニヤ」で書いている。「心を協調させた者には四種類ある。（一）心が協調し、ムスリムの援助に参加させる者、

（二）ムスリムに害を及ぼさぬようさせる者、（三）イスラームを受け入れる可能性のある者、（四）彼らを介してその一族、一家がイスラームに改宗する可能性がある者。ムスリム、多神教徒を問わず、この

種の人々に金を使つのは合法的である」。

三五六 「頭を解放する」という表現は、つねに二つの出費を意味してきた。すなわち奴隷の解放と戦いにより敵に捕えられた捕虜の受け戻しである。

イスラーム法（クルアーン第二四章三三節）によれば、あらゆる奴隷は主人に自分の値を支払って自由を購う権利を持っている。またそれに必要な額を稼ぐために、主人に自分の職場を提供させることができる。その期間中彼は主人に仕える義務がなく、さらに上述のように、政府は義務として毎年予算の一部をさいて奴隷が自由を購う援助を行なわなければならない。

ウマイヤ朝のカリフ、イブン・アブドゥル・アジーズの時代の文獻（イブン・サアドが報じている）によれば、ムスリム政府が支払った身代金の額は、敵の捕虜となるはずであつた非ムスリムまで釈放するに充分だったということである。

三五七 負債で困っている者の範疇には、古典時代の慣習にならって一連の適用例が見られる。洪水、地震等の天災を蒙った者には援助金が与えられた。この範疇はクルアーンの節の冒頭ですでに述べられた貧者に該当するものではなく、不可抗力による異常な状態のため損害を蒙った裕福な人々を対象としている。

カリフ・ウマルは、一時的に金が必要であり、償還に必要な担保を提供した者にたいして、無利子で金を貸し出すために、公共基金の中に特別部門を設けている。またカリフ自身も私的な必要のためにこの制度を利用してゐる。無利子貸与の「国営化」は、利子を禁じてゐるイスラームにおいて当然必要なものであることはいうまでもない。このカリフは商人たちに一定期間公共の金を貸与させてゐるのである。国

庫は彼らの事業の利益を彼らとともに分かちあい特定のパーセンテージを取ったが、利益が上った時ばかりでなく、損失が生じたさいにもこれに関与した。

この種の國家支出の他の適用例として社会保険に属するものがある。もしも誰かが過失致死罪で有罪となり、法律で定められた賠償金を自分の財産から支払うことができない場合、預言者の慣行のいくつかの例が実証しているように、政府は予算のこの項目を適用して援助を行なっている。これについては後にふたたび論及することにしよう。

三五八 「神の道」という表現は、イスラームの特殊用語によれば、まず軍事上の防衛ならびに人員、装備のための支出を意味している。しかしこの表現は学生の援助、モスクの建設のような宗教のための助成、援助金といったすべての慈善事業に適用される。

三五九 最後の項目（つまり旅人）は、広い意味での運輸、観光上の交通と関係している。すなわち橋、道路、ホテル、レストランの建設、通路の安全（警察を含む）、衛生上の手配、旅人の輸送、さらには外人旅行者が提供されるあらゆる便宜がこの項目に入る。そこには代金を課さず、可能なかぎり彼らを歓待することも含まれている。かつては一カ所に三日の間この種の歓待が保証されていたのである。

三六〇 クルアーンが述べているこのような配慮の長所を認めるためには、それが適用されたのが今を去る十四世紀の昔、イスラームのごく初期のことであったという事実を銘記する必要がある。

上記のような支出の諸項目に、さらに付加されるべきものは、それほど多くはあるまい。現在においても、国民の安寧に深い関心を寄せる進歩的な福祉國家がこれらを適用しうる可能性は充分にあるといえよう。

特別税

三六一 サダカは預言者や正統カリフの時代には唯一の國税であった。後代には臨時に資金が必要とされると、法学者はあくまでも暫定的措置であるが、特殊の必要のために追加税を課する法的可能性を認めている。このような税金はナワーズ（災厄税）と呼ばれる。

社会保険

三六二 巨額の出費を強いるような危険だけが保険の対象となるが、それは時代と社会環境に応じて異なる。イスラーム初期のアラブの間では通常の病などほとんどなかったため、実質的に医療に金がかかるとはなかった。また一般の人々は自分で自分の家を建て、主な建築資材にも金を支払う訳ではなかった。したがって病氣、火災等にたいする保険の必要がなかったことは容易に理解されるであろう。

これに反して捕虜、暗殺にたいする保険には実質的な必要性があった。この点は預言者の時代にすでに関心を呼んでいた。そのためある種の配慮がなされたが、それは環境に応じて発展、順応する柔軟性をもっていた。

ヒジュラ暦元年にマディーナの都市國家で発令された憲法において、この保険はマアキールと呼ばれ、次のような仕方で行なわれた。もしも誰かが戦争のさい敵に捕われた場合、彼の自由を購うためには身代金の支払いが必要であった。同様に肉体的損傷、犯罪的殺人にたいしては損害賠償、血の報酬の支払いが要求された。これらはしばしば関係者、つまり囚人または犯人の個人的資力を超えるものであった。

そこで預言者は相互保障の原理に基づき保険制度を確立している。部族員たちは自分の資力に応じて拠

金した部族の中央公庫に頼ることができた。もしもこの公庫の支払能力が充分でない場合には、この部族と関係があるか、その隣りに住む部族が援助する義務があった。そして諸単位を一つの全体に包括するために統一した階層組織が創られた。

マディナではアンサールの諸部族については充分に知られていた。そこで預言者は、元来マッカの種類の部族に属していたり、エチオピア出身であったり、他の地域の出身のアラブからなるマッカからの移住者たちが、上述の社会保険を実施するために、新たな独自の「部族」を構成するよう命じている。

三六三 のちのカリフ、ウマルの時代には、相互保障性、つまり保険の諸単位は職業別に、つまり各人の所属する民事、軍事行政職別に、あるいは地域別に組織された。そして中央あるいは地方政府は、国家支出について述べたさいに言及したように、必要のさいにはいつでもこれら諸単位の救済に手をさし置いた。

三六四 保険とは本来個人の負担を軽減するため、それを可能なかぎり多くの人々に割り当てることを意味している。資本主義社会における保険会社とは異なり、イスラームは相互保障、協調の原理に基づき、構成単位が階を追って結局中央政府に至る援助の態勢をもつ保険制度を設立している。

三六五 個々の構成単位は、それぞれの裁量に委ねられる未使用の資金を用いて、資本を増やすために商業活動に従事することができた。単位の構成員が、それ以上分担金を支払う必要がなく、むしろ商業の利益の配分に預る事態が生ずる場合もありえたのである。

相互扶助の原理の上に立つこれら構成単位が、交通事故、火災、輸送中の損失等あらゆる災害にたいして保険をかけることはいうまでもない。また保険業務が、あらゆる種類の危険、もしくは例えば小包発

送に伴うような一時的な危険のために「国営化」されうるのもいうまでもない。

三六六 細かな専門的な問題には立ち入らないが、イスラームは被保険者が保険額に応じて会社の利益の分け前に預らないような資本主義的保険制度を容認しない。なぜならこのような保険は一種の賭事にすぎないのだから。

三六七 事のついでに、カリフ、ウマルの時代のもう一つの社会制度について言及しよう。彼は国民すべてのために年金制度を創り上げているのである。

イブン・ザンジュワイフの「財産の書」、アル＝ジャヒービズの「ウスマーン書簡」によれば、非ムスリムの国民もこの年金の受益者に含まれていた。したがって子供は、生れるとすぐに一種の年金を受けとった。成人は生活に必要な最少限の金額を受けとることができた。

初期においては、カリフは年金受領者の範疇の相違にしがい差別を行なった。最少限をひとすると、最大の恩恵に浴した者は四十を受けとっていた。ただし晩年に彼は完全な平等を実施しようと決意している。だが彼は改革が導入される以前に他界してしまった。

「ディーワーン」と呼ばれるこの制度は、以下の記録が示しているように、預言者の時代に始まったようである。「この慣行の基礎は、バヌ＝ル＝ムスタリク族から得られた戦利品のうちの政府の取得分である五分の一の保管にあたり、預言者がマフミーヤ・イブン・ジャズウを担当官に任じたという伝承にある。事実このマフミーヤは、すべての戦利品の五分の一にあたる政府の取得分の保管者の地位にあった。サダカ（ザカート税）は別個に管理され、特別な担当官がいた。また敵から平和裡に得られた収入（ファイウ）のためには別の担当官が任命されていた。預言者はサダカを孤児、病弱者、貧者のために使用するのを常

としていた。孤児が成人に達し、兵役（ジハード）の義務が課されるようになると、彼はサダカの受益者のリストからファイウのそれへと移された。ただし彼が兵役を拒否した場合、彼はもはやサダカを受けることはできず、自分で生計をたてなければならなかった」（ムナッジド編、サラフシー著「シャルフッリシヤル・ルカビール」九七八項参照）。

賭博

三六八 賭博を禁止するにあたりクルアーン（第五章九〇節）は、それを「悪魔の仕業」と呼びなしているが、それには充分な理由がある。

周知のことながら社会悪のほとんどが国民の富の不公平な配分に起因している。ある人は余りにも富裕になり、他の者がきわめて貧しくなると、その結果貧乏人は金持の搾取の犠牲になる。

賭事や富くじは、安易に利益をあげることへの誘惑があるが、安易な利益はしばしば社会にとって害となる。もしも競馬その他の競技で、あるいは公私を問わずなされる富くじその他の賭事で、実際にある国で行なわれているように、国民が毎週三百万ポンド使ったと仮定しよう。するとたった十年の間で、初めて多くの人々から一五億六千万ポンドにのぼる金額が集められ、それが馬鹿げたほど僅かな人々の間で再分配されることになる。国民の一パーセント弱の人間が、他の九十九パーセントの損害によって巨利を占めるのである。換言すれば、一パーセントを富ますために九十九パーセントが貧しくなり、九十九パーセントに組織的に損害を与えて一パーセントの百万長者を産みだすのである。

富くじをはじめ種々の賭事が私的なものであろうが公的なものであろうが、大多数の損失のもとに少数

者が富を蓄積するという悪が大手をふるう事実には相違はない。

イスラームが賭事や富くじを全面的に禁止する理由はここにある。資本主義的保険制度と同じように、賭事においても損失は一方的なのである。

貸与金の利子

三六九 おそらく世界中で、高利貸を禁じなかったような宗教は存在しないであろう。イスラームの特色は、それがこの種の儲けを禁じているばかりでなく、人間社会においてこうした悪い制度を存在させる原因そのものを矯正している点にある。

三七〇 誰一人として借金の利子を喜んで払おうとする者はいない。金が必要であり、利子を払わねばそれが手に入らぬために利子を支払うのである。

三七一 イスラームは商業上の利益と貸与金の利子を明確に区別している。

クルアーン(第二章二七五節)はこういつている。「神は商業を許し、高利貸を禁じ給う」。その少しあとで(第二章二七九節)こうもいつている。「もしもお前たちが(利子)を思い止まらなければ、アッラーとその御使いから戦いを宣言されるであろう。しかしお前たちが悔い改めるならば元金(無利子)は取り返すことができる。お前たちは他人に不義を働く訳でもなく、不当に遇される訳でもない」。

三七二 利子禁止の論拠もまた、一方的な危険にある。なぜならある人間が所得を増やすために金を借りてみたものの、情況が不利で約束の利子を支払うに十分な利益をあげない場合もありうる。そのさい貸手は企業の危険を分担してはいないのである。

にとり何と大きな損失であろう。

飲酒の特殊性としては、ごく少量で人を陽気にし、それ以上飲むまいという決意を弱める事実があげられる。酔払いには、自分の行為に関する自制心がなくなってしまう。それで気がつかぬうちに金を浪費してしまうのである。こうした諸悪に加えて、飲酒によって子孫にまで遺伝される不健康な影響があげられねばなるまい。クルアーンの一節(第二章二一九節)は、興味深い表現で酒について述べている。「彼らは酒と賭事についてお前に尋ねるであろう。言え、『それらには大きな罪があるが、人間にとって益がない訳ではない。だがその罪は、利益より遥かに大きいのだ』」。

クルアーンは飲酒にある種の益がある事実を否定してはいないが、同時にそれが社会にたいする、個人そのものにたいする、そしてもちろん立法者にたいする罪であると言明しているのである。他の節(第五章九〇節)においてはクルアーンは、飲酒を偶像崇拜に匹敵するものとしており、悪魔の仕業であると宣言している。そして人々が二つの世界で幸福になりたいと思うならば、賭事と飲酒は避けねばならないとつけ加えている。

第十一章 ムスリム婦人

イスラームにおける婦人の主要な権利と義務について検討するにあたり、まず以下の点について指摘しなければならない。すなわちムスリムの法は情況に応じて適応、発展するものであるにもかかわらず、社会生活のある分野において資本主義、共産主義下の西欧社会で今日婦人が事実上享受している過度の自由を認めることはないのであろう。

イスラームは女性が分別ある存在であることを求めている。それは女性に天使になったり、悪魔になったりするように求めているのではない。預言者は「中庸こそ最善のもの」といつているのである。もしイスラームにおける女性の地位を他の文明、法体系に属する女性のそれと比較しようとする場合には、たんに個々の慣習をとりだすだけではなく、あらゆる事実を考慮に入れなければならない。事実道徳のある部門においては、イスラームは現代の他の生活体系より一層厳格で、清教徒的である。

概論

三八一 イスラームの伝統においては、母の地位はきわめて高い。預言者ムハンマドは、「天国ですらお前たちの母親の足許にある」とさえいっている。

アル・ブハリーは次のように伝えている。「ある男が預言者に『神を一番喜ばせるにはどうしたらよいでしょうか』と尋ねると、彼は答えた。『定めの際の礼拝だ』、男はさらにつづけた。『それからどんなことでしょうか。』すると預言者は答えた。『父と母に物惜しみしないことだ』。クルアーンはしばしばこの問題に立ち返り、自分を腹に宿し、その後もあれこれと気をつかい、あらゆる犠牲を払って育てくれたのが母親であることを忘れてはならないと人々に銘記させている。

三八二 妻としての女性に関する預言者の言葉は有名である。「お前たちのうちで最も優れた者は、妻を最もよく遇した者である」。最後の巡礼のさいになされた記念すべき訣別の説教の中で、預言者は女性の問題について詳細に述べ、特にこういっている。

「そこで皆の者は男たちが義務として守らねばならぬような女性の権利がある。また女たちが義務として守らねばならぬような男性の権利もある。女たちが男性のために守らねばならぬ義務とは、彼女らが、お前たち以外の者に自分の寝床を踏みにじらせてはならぬということである。お前たちの許可なしに他の男を招き入れ、不義を犯してはならない。彼女たちがあえてそうしようとする場合には、神はお前たちに彼女らを譴責し、寝床を別にし、叩くことさえ許している。ただしそのさいも強く叩いてはならない。

だが彼女らが慎み深く従順ならば、良俗にのっとって食料、衣服を提供するのはお前たちの義務である。私はお前たちに、女性を手厚くもてなすよう命ずる。なぜなら彼女らはお前たちの家庭のとりこのような

ものであり、自分自身のためには何一つ所有していないのだから。

ところでお前たちは彼女らを神からの預りものとして保管し、神の言葉にしたがって彼女らと睦みあうのだ。したがって女性に関して神を怖れねばならない。さらに私が彼女らを手厚くもてなすようお前たちに命令する。よいか、私はすでにこう伝えたぞ、神よこの証人であらせられ給え。」(イブン・ヒシャーム参照)

三八三 娘としての女性に関するイスラームの態度は、イスラーム以前、つまり多神教時代の女兒誕生のさいの行為にたいするクルアーンの非難から想起されるであろう。「彼らは神に娘たちを割りあてる(自分たちは娘を望まないのに、天使を神の娘だなどという)が、神よ(このような考えから)清められんことを。そして自分たち自身には彼らの望む(息子を)願う。そして彼らの一人に女兒の誕生が知らされると、顔を終日黒くして立腹する。悪い知らせに人目を避け、不面目を忍んでこの子を抱えこむか、それとも土の中に埋めてしまおうかと思ひ惑う。だが彼らのそうした判断こそ災いである」(クルアーン第一六章五七―九節)。

三八四 自然は両性の間に完全な平等を望んだ訳ではなく、それぞれに固有の職業と役割を配分した。例えば男たちは子供を身ごもることはできない。それと同様に女性には、男性の天賦の特質を行使することはできない。

女性には頭脳や骨格にも影響するような繊細な体格の持主である。そしてこの繊細さを保持するのに必要な一層優れた趣好をもっているであろう。より頑強な男性はより多くの力を持ち、そのために生活のより厳しい分野で働くにたりるものを授かることになる。これらの本性は、男女それぞれの必要に対応して自

然であり、理になつてゐる。

三八五 両性の間には生れつき等しくない事柄もあるが、生活の多くの他の側面ではたがいに似通つてゐる。したがつてそれらの領域における彼らの権利と義務も類似してゐる。

三八六 上記の点はイスラームの女性に関する教えをある意味で要約してゐる。ある点においては女性性は男性と同等である。しかし他の点ではそうではない。後者については女性の義務と権利について述べるさいに、よりよく理解されるであらう。

女性の義務

三八七 宗教的な事柄に関する彼女の第一の義務は、男性のそれと同様、神の唯一性を信ずることにある。これこそは来世における救いの唯一の手段なのだから。

イスラームは誰でも構わずその教えに強制的に改宗させることを正式に禁止したことは周知の事実である。ムスリムの夫を持つ非ムスリムの女性でさえ、ムスリム男性の妻でありながら、自分の宗教を保持し、自らの資格でそれを実践する完全な権利をもっている点は留意されるべきであらう。

またムスリム共同体内部では、その全体を保持し、その生活体系を保存するために厳格な規律が課されていることも周知の事柄である。この点に関する裏切りは処罰の対象であるが、正統カリフ時代の諸例に見られるように背教に対する女性の処罰は男性に対する処罰より手加減がされている。

三八八 種々の宗教的実践の中でも礼拝は、多少の譲歩はあるにせよ、男性と同様女性にとつても義務である。成人した婦人は、毎月何日かは平常の礼拝の務めを免除される。金曜日の集団礼拝は、男性に

三七三 無報酬、無利子で他人に金を貸すために、個人から彼の金を強制的に奪い取ることは不可能である。

イスラームが、国家収入の用途の一つとして負債に難渋する者を援助する義務をあげている点については、すでに上述した。したがって公庫は、慈善家や慈善団体が提供する貸付金とは別に、またそれを補充する意味で無利子の貸付制度を設けている。その原理は相互扶助と協力である。

三七四 商業上の貸付には、貸方が利益も損失もともに分かちあうムダーバと呼ばれる制度がある。例えば二人の人間が会社を設立し、各自が資本と労力を折半する場合には、利益の分配には何の困難も伴わない。だがもし資本は一方から、労働は他からといった場合、あるいは二人が資本を提供するが一方だけが働くとか、両者の分担の割合が平等でない場合には、利益の配分が行なわれる以前に、労働にたいする適正な報酬が予め合意に達した条件に基づいて考慮される。

種々の危険を防止するために可能なあらゆる予防措置がとられることはもちろんであるが、イスラームは、あらゆる契約上の共同事業において、利益も損失も同様に契約当事者双方によって分担されねばならぬと命じている。

三七五 銀行に関しては、その活動は主として三つあるとされている。つまり一カ所から他の場所への送金、顧客の貯金の安全の確保、利潤を目的とする資金の貸与である。運営上の費用は、銀行業務の利用者によって負担される。ところで問題は、商業、工業その他商売上の動機のための資金の貸与にある。

もしも銀行が債務者の利益、損害のいずれにも参与するならば、イスラームはこのような銀行活動を許可するが、さもない場合には許可されない。

三七六 信用は信用によって支えられる。もしもある政府に所屬する貯蓄銀行が年の初めでなく、終りに顧客にたいして利益をパーセント支払えると宣言した場合、これはイスラームの観点からして合法的であるばかりでなく、人々は初めに予期される利益の額を知らなくとも自分たちの貯えを躊躇なく政府の銀行に預金するであろう。この投資は彼らが公けの管理を信用しているゆえになされるのである。

三七七 要するにあらゆる商業上の契約において、利益と同時に危険にもたがいに關与する原理が遵守されなければならない。

統計

三七八 あらゆる計画を立案するにあたり、入手しうる資源に關する認識をもつ必要がある。アル・ブハーリーの報告によれば、預言者はムスリムの人口調査を行なっている。

ウマルのカリフ時代には、動物、果樹、その他の品物に關する調査が行なわれ、新たに領有された諸地方では耕作地の測量がなされている。民衆の福祉にたいする深い関心に満ちた寛大な心をもって、ウマルは税金の取立て後に諸地方の民衆の代表者を招くのを常とし、彼らがその年間に徴税人の振舞いにたいして不平を抱いたかどうか知ろうと試みた。

日常生活

三七九 ムスリムの日常生活の具体的な特色をなす重要な二つの禁止事項、すなわち時としては連続的に何の報酬も得ることなく浪費してしまう賭事については、すでに何度か論述した。これは経済的弱者

とっては義務であるが、女性にとつては任意である。断食も女性の場合男性ほど厳しいものではなく、分娩、月経のさい等にはラマダーン月の断食を後まわしにすることができる。ハッジ（マッカへの巡礼）に關しても、女性に特有の理由のため不可能な場合、ある種の務めを果さなくともよいとされている。

要するにイスラームは、女性に対し、寛大で思いやりがあるのである。最後の基本的な義務、つまりザカート税の支払いに關しては、男女相違がないがある法学派、例えばシャーフイー派は、女性にある讓歩を行なっている。つまり蓄財にたいしては税金が課せられるが、女性が装飾品その他私用に出費した分は免税される。

イスラームは、國家の富をたえず増大させるためにそれをたえず流通させ、退蔵したさいにはそれに課税するといった方法でこれを抑制させる政策をとっているが、それにもかかわらず女性と、その固有の趣好にたいしては讓歩を行なっている。

三八九 同様に社会的な義務もある。國家の富を公正に配分するために、利子、賭事のように少数者のみに富が集中する手段は禁じられている。

この点に關してはムスリムの女性も男性同様定めに従わなければならない。富くじ、競技にたいする賭等は社會の經濟的均衡のためには有害であり、男女を問わず明白に禁止されている。

三九〇 ここで無数の不幸の源であるアルコール性飲料について論じてみよう。これを慎まねばならぬことはすべてのムスリムにとって明らかな義務である。クルアーン（第五章九〇節）は飲酒を惡魔の業と呼んでいる。その健康面・經濟面・道德面その他の面で及ぼす害はあまりに良く知られているため説明するまでもない。

ところで自らの血で胎児を育て、乳で赤児を育てるのは女性なのであり、彼女は自分の健康、あるいは病いを子供に、つまり新たな世代、人類の未来に伝えることになるのである。

三九一　きわめて包括的な義務として道徳に関するものがある。精神性がわれわれと創造主との関わりにおけるわれわれの側の義務であるとするならば、道徳はわれわれと仲間たちとの相互関係においてこれと同じ地位を占める。

たんに悪の徴候のみでなく、その根源を断ち切ろうという強い願望から、イスラームはある種の行為を命じ、勧め、また奨励している。それらはもしもその深い動機に思い至らなければ、時としてわれわれを驚かせるに足りるものである。あらゆる宗教は姦淫、姦通を罪惡であるとしている。

しかしイスラームはさらに進んで種々の誘惑を減少させる手段を与えているのである。各個人が誘惑にうち勝つに足りる道徳心を養うよう期待するのはやさしい。しかし人間の大部分を占める性格の弱い人々が、初めから敗北が明らかであるような戦いに従事する機会を減らすことの方がより賢明であるといえよう。

三九二　それゆえクルアーンは、第三章五九節において、故意に人目を引く機会を減らし、男性の邪まな行為から女性を守るために、まず「ジャラビーブ（頭から足までを蔽う一種の長衣）」をまとうよう勧告した。それから家庭内で友人や訪問者と過す場合にとるべき態度について啓示（第二章三〇—三二節）している。

「男性の信者たちにいえ。『自分の系累以外の女性にたいしては』お前たちの視線を低くし、貞淑を守れ。』こうする方が彼らにはより清潔なのである。アッラーは彼らの行ないをすべて熟知し給う。また信

者の女たちにいえ。「お前たちの視線を低くし、貞淑を守れ、外に現れるものの他は美しい飾りを目立たせ
てはならぬ。そしてフムル(顔を蔽うヴェール)を胸の上に垂らせ」。

預言者の時代を含めイスラーム史を通じてどの時代にも、ムスリムの女性が彼女らに相応しい職業につ
いていた事実は明らかである。彼女らは看護婦、教師として働き必要な場合には男性とともに、戦闘にも
従事しており、さらに歌手、理髪師、料理人等の職についている。

イブン・ハジャルが「イサーバ」で記録しているところによれば、カリフ、ウマルはシファウ・ビン
ト・アブドゥッラーという女性を首都(マディーナ)の市場監督官に任命している。この女性は、預言者
の妻ハフサに読み書きを教えている。法学者たちは女性が裁判所の判事をつとめうると認めているし、こ
れに類するさまざまな例もある。

要するにムスリムの社会においては、女性は「寄生虫」となるどころか、男性と共に働き、自分の生活
費を稼ぎ、才能を伸ばすことができたのである。

三九三 クルアーン(第三〇章二一節)はいつている、「彼がお前たち自身から、彼女らにより慰安
を得るようお前たちのために配偶者を創り給うたのは、彼の徴の一つである。そして彼はお前たちが、た
がいに愛と情をもつよう命じ給う。女性と男性は、たがいに他を補いあう存在である(クルアーン第二章
一八七節)。したがって彼らはたがいに便宜を計らなければならない。

対等な二人が万事につけて何もかも協調しうるとは限らない。家族の間の相互理解を深めるためには、
双方の譲歩が必要である。妻の待遇に関して夫に与えられたクルアーンの勧告(第四章一九節)は、この
問題を考えるさいの糧となるであろう。「彼女らと生活を共にする場合には親切を旨とすること。もしもお

前たちが彼女らを嫌うならば、神が多くの善を恵まれたものを嫌うことになるのだから。事実、人は賢明であればあるほど、とりわけ彼の力が強ければ強いほど、より大きな譲歩をするのである。

三九四 ひとは結婚の目的をもって愛する人を求め、好意をもつ。ただし愛の問題は、人間の歴史に暗い影を投げかけている。愛の動機は、とりわけ若者の間では、しばしば気紛れではかないものである。優しい声、快い微笑、美しい目、皮膚の色、髪形、その他のちょっとした仕種からこのドラマが始まる。

しかし本当の夫婦生活を営むためにはこれだけでは充分ではない。この点について預言者はわれわれに大変賢明な忠告を与えている。「美しさだけのために結婚してはならない。たんなる美は道德的退廃の原因ともなりうるのだから。富のためにだけ結婚してはならない。富は反抗の原因になりうるから。むしろ宗教的献身を基礎に結婚するがよい」(イブン・マージャ、伝承一八五九)。

イスラームという宗教は生活のあらゆる領域を規制するものであるから、宗教的義務を良心的に守る人が、家庭においてももつとも容易に平和を築きあげうることはいうまでもない。

預言者はまた他の機会に次のようにいっている。「現世とは人がかりそめの便宜を得るはかないものである。とは云え世俗的なものの中で良い(敬虔な)妻ほど優れたものは何一つない」(同上、伝承一八五五)。またアッ・ティルミズィーとアン・ナサーイーは、預言者の他の言葉を伝えている。「非の打ちどころない信者とは、非の打ちどころない人格をもち、妻に親切な者である」。

三九五 今述べたように、イスラームは道德を特に重視する。したがって男女関係の乱れは、あらゆる手段によって防止されるよう命ぜられている。

クルアーン(第四章三四節)はいっている、「妻の不行跡(ヌシユズ三八)項参照)が懸念される場合

には、まず訓戒し、それから臥床を別にしてこらしめ、最後には叩いてもよろしい。ただし強く叩いてはならない。

もしも矯正しようがない場合には、預言者が「法に許されたことの中でもっとも忌むべきもの」と規定している離婚が、問題を解決してくれるであろう。

少し後でクルアーン（第四章一二八—三〇節）は、もし妻が夫の不行跡（ヌシユズ）、冷遇を怖れる場合、彼女は和解の努力を払うべきであるが、最後の手段として裁判所による離婚請求権をもつといっている。

三九五（a） 良き相互理解とは、夫婦の意見の一致を意味する。時として夫婦が自然と同一結論に達する場合もある。だが一方が譲歩し自分の意見を放棄してこうなる場合もある。だがそれにも限度があり、したがってクルアーン（第二章八節）や伝承が「創り主に逆ってまで人間に従ってはならない」、と命じているとしても驚くにあたらない。

ひとは愛により、またたんなる便宜のためにあらゆる種類の譲歩を行なうことが許される。ただしこれにはイスラームの正式な法を犯さぬかぎりという条件がついている。何はともあれ宗教的な命令は絶対に犯されてはならないのである。

三九五（b） 聖なる預言者にとってきわめて重要な問題で、さまざまな機会にそれについて言及している事柄がある。つまり男は女性的な行為を避けるべきであり、女は女で髪型、衣装、話し振等々の点で男を真似てはならぬというのである。

人間は本然の傾向にしたがって自分を育てるべきであり、それに逆ってはならない。さもない場合、こ

の傾向に裊さした者には「神の呪い」が降りかかるのである。

女性の権利

三九六 イスラーム以前のアラブは、男性の人格ほど女性のそれを重要視してはいなかった。それゆえ犯人が男で犠牲者が女である場合、報復も行なわれなかった。

クルアーンはこの不平等を廃止し、女性にたいする犯罪は、人格、財産、名誉のいずれに関するものであれ男性にたいする犯罪と同列におかれた。むしろある場合には女性の権利の方がより重視されているとさえいえるのである。

たとえばクルアーン（第二四章―五節）は、ある女の不貞を非難してその証拠をあげえない男は、誤った非難にたいする所定の罰を受けるだけでなく、以後永久に法廷で証言を行なうに相応しくない者と宣告されるとしている。（さらにこの場合来世で神罰が下されるが、一般に神罰は悔悛したさいに宥されるものと考えられている。）ほとんど一致した意見として、悔悛は終末論的な意味で罪を解消するのに充分であると考えられているが、これほど悔悛の効力が認められているにもかかわらず、上述のような「証拠提出不可能」の罪は抹消されることがない。

クルアーンは、殊に傷つけ易く、癒しにくい事柄に関して無分別な発言を行なう悪を、社会から追放しようとしているようである。

三九七 女性の完全な独立は、財産問題を検討すれば端的に明らかにされる。イスラーム法によれば、女性は自分の財産に関して絶対的な権利をもっている。

成年に達した女性には、父親、兄弟、夫、息子その他の誰と相談するまでもなく、自分の意志で財産を処理する権利がある。彼女の夫、父あるいは他の親戚が自分たちの資産を超える債務を負っていても彼女の財産には手をつけることはできない。同様にこれらの親戚も、彼女が負った債務には責任がない。

財産の取得権についても男女の間に相違はない。女性も財産を相続し、贈与として受けとり、また自ら額に汗して築きあげることが可能なのである。どのような手段によれ、獲得された財産は彼女だけのものなのである。彼女は自分の財産の完全な持主であり、それで娯しもうが、気に入りの者に贈物として与えようが、売却その他の法的手段で処分しようがまったく勝手である。

これらの権利はすべて女性に本来備わったものであり、それが特殊の契約、例えば夫との契約あるいはある人物からの報酬として得られたものである等の点はまったく問題にされない。

三九八 相続権については多少の説明を必要とする。イスラーム以前のアラブ女性には、父からも夫からもつまり誰からも相続する権利がなかった。預言者は宣教初期の十五年間この問題には注意を払わなかった。年代記編者たちは、ヒジュラ暦三年に金持のアンサル、アウス・サービトが死んで未亡人と年端のゆかぬ四人の娘たちが後に残されたと記録している。

マディーナの慣習によれば戦争のさいに武器をとりうる成年男子だけが相続権をもち、息子でも未成年は亡父の財産にたいしてなんの権利もなかった。そこでアウスの従兄弟たちが遺産をすべて所有したため、家族は一夜にしてまったく無一物となり、生計の手段を奪われてしまった。そのさいクルアーンの一節が啓示され相続法が發布されることになったが、これは爾後ムスリムによって守られ、レバントのキリスト教徒のような他の共同体においても適用されている。

この法（クルアーン第四章七一・二節および一七六節）によって、さまざまな女性の親族、とりわけ妻、娘、母、姉妹が相続権をうるようになったのである。相続に関してイスラームは動産、不動産を区別していない。すべての物が正統な相続人の間で分配されなければならないのである。

イスラームはまた悪質な気紛れを避けるために、遺言によって遺産を近親者から剝奪し、他人に贈ることを禁じている。事実近親者は遺言により指定をうけるまでもなく、自動的に遺産を相続しうるのである。遺言は相続にたいする個々の親族の権利を増減することも不可能である。この権利は法そのものにより定められているのであるから。

遺言は故人の財産にたいし直接相続権をもたぬ「他人」のためにのみ有効なのである。イスラームは遺言によって処理しうる最大限を全財産の三分の一と定めている。そして三分の二は近親者に配分される。遺産の三分の一を超えるものに関する遺言は、遺産分配のさいすべての相続人が同意した場合にかぎり有効とされる。

三九九 相続人たちの分け前は個々の条件に応じて変化するため、相続法はかなり複雑である。残された者が娘だけの場合、息子もいる場合、母だけの場合、父もいる場合、その場合でも子供たちがいる場合、いない場合、姉妹だけの場合、故人の兄弟、父もしくは子供がいる場合等いちいちの場合に相続の比率は異なる。

ここで詳細にこれを説明することはわれわれの目的とするところではないが、女性相続人の分け前について簡単に述べておこう。妻は、故人が子供を一人残した場合には八分の一を相続するが、子供がない場合には四分の一を受ける。娘は一人の場合半分であるが、何人かの娘がいる場合には三分の二を公平に分

配する。以上はすべて息子がいなかった場合である。

息子がいる場合、娘は彼の半分を受ける。母は一人残された場合三分の一を受け故人の父と子、あるいは兄弟姉妹がいる場合には六分の一となる。故人に息子がいる場合姉妹は相続しないが、姉妹が一人だけの場合には半分を受ける。姉妹が二人以上の場合には三分の二を等分する。娘がいる場合姉妹は六分の一を受け、兄弟がいる場合その半分を取る。同父母の姉妹、同父異母の姉妹、同母異父の姉妹の分け前にも相異がある。

四〇〇 ここで兄弟姉妹、父母、息子と娘の間の分け前の不平等について説明する必要があるであろう。立法者は女性の諸権利を總体的に、しかもあらゆる法は通常の生活の諸事例のために作られるのであり、珍らしい例外のためのものでないという事実ののっとって考慮しているように思われる（とはいえ例外的な事情についてはつねに特殊な手段が講じられているのだが）。

すでに述べたように女性は自分の財産を単独に所有しており、父、夫、その他いかなる親戚もそれにたいしていかなる権利ももっていない。単独に財産を所有しうる権利とともに女性は、生活維持（食糧、衣類、住居等）の権利をもっている。裁判所は女性の父、夫、息子などに、彼らの負担で彼女の必要とするものを提供させるのである。

さらに女性は夫から婚資金（マフル）を受けとる。イスラーム以前においてはこれは彼女の父親のものとなったが、イスラームにおいてはすべて当の女性のものとなるのである。このマフルは必ずしも義務的ではない持参金とは異なる。マフルはそれなしでは結婚が認められない必要条件なのである。このようにしてみると、一層重いさまざまな義務をもつ男性に比べて、自分の面倒さえ見ればよい女性の物質的必要

が少ないことは明らかであろう。

このような状況において男が女より多くの相続上の権利をもつ事情は容易に理解される筈である。女性
が他人の出費で養われる権利があるにもかかわらず、イスラームは相続という形で財産に関する補助的権
利を女性に与えている点に留意しなければならない。

家政が円滑にいくためには相互の協力が必要であることはいうまでもない。家庭の収入を増やし、さ
もない場合蓄む出費を抑えるためにも女性には働かなければならない。ただしここでは女性の権利について
述べているのであって、個々に異なる社会的慣習を述べている訳ではない。

イスラームにおける扶養の観念はきわめて発達しており、法的には妻は乳呑児に乳を与える義務もない
のである。もしも母親が乳を与えない場合、幼児の父親は自分の費用で乳母を雇わねばならない義務
があるのである。

四〇一 ついで結婚の問題に言及しよう。これも数多くの問題を提示する。イスラームによれば、結婚
とは二人の契約当事者の自発的同意に基づく相互的契約である。もちろん両親は子供のために人生の伴侶
を探し、選ぶために助言を与えたり、自分たちの経験をもとに援助を行なうが、この問題について最終的
決定を下すのは本人たちである。

この点については法律に関するかぎり、男女の差はない。さまざまな地域、階級の間には程度の差はあ
るにせよ合法的でない慣習が存在しない訳ではない。ただし諸規則に違背するような慣習は法の認めると
ころではない。

四〇二 イスラームが一夫多妻を許しているのは事実である。ただしこの点でムスリム法は一夫多妻を

ければならない。ここではその問題を詳細に論じえないが、イスラーム法はこの種の弾力性を誇りとして
いるのである。

四〇四 古代の宗教法には、男が所有しうる妻の数には何の制限もなかった。聖書に現れる預言者たち
もみな一夫多妻であった。一夫一婦制と同義語のようになったキリスト教においてすら、イエス自身は一
夫多妻制に反対するような発言を一度も行っていない。

他方ルーテル、メランクトン、ブーセル等の著名なキリスト教神学者たちは、マタイによる福音書（第
二五章一一一二節）に述べられている十人の処女の寓話から、躊躇なく一夫多妻制を合法化しようとして
いる（ヴィグルー著「聖書辞典」一夫多妻の項参照）。なぜならイエスはそこで男が同時に十人もの娘と
結婚できる可能性について想いを馳せているのだから。もしもキリスト教徒がこの許可を利用したくない
としても、（この宗教の創始者は彼らに許可を与えていたように思われるが⁽¹⁾、それだからといってこの
法が変えられる訳ではない。

これはまたムスリムにも該当するものであり、彼らの法律は一夫多妻のさいの妻の数の上限を明らかに
定めた歴史上唯一のものなのである。（キリスト教のこの問題に関する議論、ならびにその理論と実践に
ついては、「エンサイクロペディア・ブリタニカ」の結婚と一夫多妻の項も参照されたい。またウエスタ
ーマーク著、「人類の結婚の歴史」全三巻参照）

注一 「重婚が重い刑事上の犯罪であるばかりでなく神の習慣でもあると見なされる一方、一夫一婦制こそが唯一無
二の結婚形態であるとする意見は、事実上きわめて稀である。結婚に関するこのように排他的な理想、厳格な見解は、
おそらく現代の、比較的最近の西欧文化の展開以外に見い出せないであろう。このようなことはキリスト教の教義自

断じて認めない他の法律制度よりは一層弾力性があり、また社会的必要に合致している。仮りに幼い子供を抱え慢性病に罹り、家事を一切行なえない女性の例を考えてみよう。このため夫は夫婦生活上の自然な必要を満たす機会はもちろん、女中を雇う資産もないとする。さらに病気の妻が二番目の妻を迎えることに同意し、また当の男性との結婚に同意した女性がいたと仮定しよう。

西欧の法律はこの悩ましい家庭に幸福をもたらす合法的結婚よりは、むしろ不道德を許すのである。

四〇三 ムスリム法は実際かなり道理に叶ったものである。なぜなら女性自身がこのような生活に同意する場合には、一夫多妻が許されるのだから。この法は一夫多妻を強制してはいない。ただしある場合にそれを許しているのである。

これがあくまで女性の同意に基づく点についてはすでに述べた。これは第一夫人と、二番目の妻になろうとする女性のいずれにも該当する。二番目の女性が妻をもつ男性との結婚を拒みうることはいうまでもない。すでに見てきたように、何びとといえども女性の同意なしに彼女を結婚させることはできない。そして女性が「夫を共有する妻」となることに同意する場合、男性のみに恩恵を与え、女性にたいしては残酷、不正であると法を非難しうるであろうか。

一夫多妻の承認は第一の妻の決定にかかっている。なぜならば彼女は結婚にあたり、夫に一夫一婦制を守ると約束させ、その条項を結婚契約書に挿入させることも可能なからだ。このような条件は、法的契約に関する他のすべての条件と同様の効力をもっている。女性が自分のもつこの権利を行使しえないとしても、法律は彼女にそうする義務を課している訳ではないのである。

ここでわれわれは例外的な事例について論じたが、法律はそれらについても可能な救済策をもっていない

は、以後男はすべて二人の女との結婚を許されるという決議を通過させた(V・ヘルヴェルト、「人間の家庭」五九九頁注)。

キリスト教のいくつかの教派は、熱心に一夫多妻制を唱導している。一五三一年にアナバプティスト派は、ミونسターで、真のキリスト教徒になりたい者は数人の妻をもつべきであると公然と説いている(同上五五八頁注一)。

また全世界で知られているように、モルモン教は一夫多妻制を神聖な制度と見なしている(ウェスターマーク、「人類の結婚の歴史」第三巻五〇一—五一頁)。

「マルティン・ルーテルとフィリップ・メランクトンに尋ねる必要のあった問題に関して、ヘッセのフィリップがマルティン・ブーセルに宛てた指示の中に、以下のような記述が見られる。第十項、彼らの協議の動機から明らかなように、ルーテルとメランクトンが英国王にたいして、王妃と離婚するよりは二人目の妻を娶うよう勧告したことを知った(「ブスエ全集」一八七七年パール・ル・デュック新版第三巻中の、J・B・ブスエ、「プロテスタント諸教会の歴史」第六巻一五七三年から一六四六年迄、二三三—二五〇頁、特に二四四頁。同時にF・ヴィグラー「聖書辞典」一九二二年パリ刊第四巻五二三頁、一夫多妻の項参照)。

四〇五 またムスリム法においては、つねに結婚破棄の可能性が存在した。夫は妻を一方的に離婚する権利をもっている。また妻も結婚の契約を行なうさいに同様の権利をもつことができるのである。もしも夫が夫婦生活の義務を遂行することが不可能であったり、特にひどい病に罹ったり、数年間行方不明になったような場合には、裁判所は妻の訴えに基づいて夫婦を離婚させる権利をもっている。さらに両者がたがい夫婦の絆を絶つことに同意するならば、ある条件の下で離婚も可能である。

クルアーン(第四章三五節)は、両人は決定的に離婚する以前に彼らの紛争を調停に委ねるべきである

体の中にも述べられてはいない。「エンサイクロペディア・ブリタニカ」結婚の項)

「義務的な一夫一婦制を西欧社会に導入したのはキリスト教であるということはできない……。キリスト教は同教や助教の場合を除いては、一夫多妻をはっきりと禁止していない(テモテ第一書第三章二節、一二節——ただしこれも聖パウロの勧告であってキリスト自身の言葉ではない)。……しかも初期の公会堂会議はいずれも一夫多妻に反対してないのである。

さらに(キリスト教以前の)異教時代にこの制度が発生した国々では、後にそこを統治した王たちもこの慣習を阻止するための妨害策を何一つとっていない。六世紀半ばのアイランド王ディアアルメイトは二人の王妃と二人の妻をもっていた(H・クルボウ・ド・ジュバンヴィール「ケルト文学講義」第六卷一九二頁参照。また(フランスの)メロヴィン朝の王たちの間でしばしば一夫多妻が行なわれていた。シャルルマーニュ王にしても二人の妻と多くの妾をかえていたのである。彼の時代のある法律を見ると僧侶の間にすら一夫多妻がない訳ではなかったと思わせるものがある(A・ティエリ「メロヴィン朝の物語」一七頁以降。V・ヘルヴァルト「人間の家庭」五八八頁注。L・ハラーム「中世のヨーロッパ」一四二〇頁注)。

その後ヘッセのフィリップ・プロシアのウィリアム二世は、ルーテル派の牧師の認可を得て重婚を行なっている。(フリードリッヒ・カトリック、エヴァンジェリン教会法教程」第一卷四三六頁、一四三項の注。前者の重婚についてはルーテルばかりでなくメランクトンもそれを認めている(コスリン「マルティン・ルーテル」第二卷四七六頁以降)。ルーテルはさまざまな機会に一夫多妻についてかなり寛大な態度で言及している。それは神に禁じられてはいけないのである……(同上第一卷六九三頁以降)。

三十年戦争で人口が激減したウエストファリア講和条約の直後一六五〇年に、ニュールンベルグのフランク戦争会議

ここでイスラーム法が社会的進化の諸要件にたいする適合性をもっているといった指摘をせずとも、ムスリムの法が神的起源をもっているため、他のいかなる非宗教的法律よりも大きな安定性をもつ事実に関しては議論をまつまでもあるまい。その結果は以下のごとくである。

四一〇 イスラーム法は、非ムスリムに関する諸規則の正しい遵守を要求する。したがってこれら非ムスリムはその居住する国の政治的紛争や議会選挙にさいして、イスラーム法の実施に関しなら懸念を抱く必要はない。議會を牛耳る人間ですら、これらの規則を修正することはできないのである。

基本的概念

四一一 信者と不信仰者は平等ではありえない。信者は天国に赴き、後者は地獄に行くが、これはすべて来世の事柄である。現世の問題について、アッダブーン等の法学者は、後に見るように「近親者」と「他人」の間に自分たちの制度と相いれうる最大限の平等を提示してきたのである。

四一二 まずは宗教的寛大さの問題があげられる。クルアーン（第二章二五六節）は、宗教には強制があつてはならぬとしている。居住民ばかりでなく一時的滞在者も彼らの安全および信教の自由が保証されている。

四一三 次に款待、保護があげられる。これに関する理論的立場は千年以上にわたる実践により強化されている。

クルアーンには次のような有名な一節（第九章六節）がある。「もし多神教徒のうちお前（ムハンマド）に庇護を求める者があれば、保護してやれ……そしてその後彼を安全な場所に送り届けてやれ」。人種的、

宗教的、政治的その他の迫害の犠牲者たちは、常にイスラームの地に避難し、保護を求めているのである。

242

預言者の実践

四一四 預言者ムハンマドがマディナに住みついたさい、この地は血なまぐさい争いで分裂していた諸部族を統一する国も王者もたぬ無政府状態にあった。

しかしわずか数週間のうちに、彼はこの地域の全住民を團結させ、秩序をもたらすことに成功している。彼は、ムスリム、ユダヤ教徒、多神教徒のアラブ、それにおそらく少数のキリスト教徒からなるすべての住民が、社会契約に基づいて国家機構に所属するような都市国家を設立しているのである。

四一五 一連の住民たちのグループが盟約により結ばれたこの最初の「ムスリム」国家の憲法は、完全なかたちでわれわれの手に伝えられている。

その第二十五条には、「ムスリムには彼らの宗教を、ユダヤ教徒には彼らのユダヤ教を」とか、「そこには慈悲と公正があるであろう」といった言葉が見られる。

また同じ条項中には次のような予期しえぬような表現が見いだされる。「ユダヤ教徒は、信者たち（ムスリム）と（連合する）共同体の成員である——イブン・ヒシャーム、ならびにアブー・ウバイドの伝えている表現によれば、信者たちの（一部を構成する）共同体の成員である——」。

四一六 この都市国家が成立したさい、ユダヤ教徒の諸村落が自由意志でこの連合国家に加わり、ムハンマドを彼らの最高の政治的首長と認めている事実は、筆者の見解によれば、少なくともこの国の政治に関するかぎり、非ムスリムの民がムスリム国家の首長選挙にも投票権をもっていたことを示すものである。

四一七 現在問題にしているこの公文書によれば、軍事的防衛はユダヤ教徒を含めたあらゆる住民の義務であった。これは採用される諸計画の協議、遂行に彼らもまた参画しつることを意味している。

事実第三七条にはこう記されている。「ユダヤ教徒は自分たちの費用を、ムスリムは自分たちの費用をそれぞれ負担する。また侵略者がこの公文書中の当事者を攻撃した場合、彼らはたがいに助け合わなければならない」。第四五条には、この公文書の当事者たちにとり、戦争と平和は不可分であるとしている。

四一八 この都市国家設立後数カ月のうちに、預言者ムハンマドはマディナ近郊の多神教徒アラブと防衛同盟、相互援助関係を結んでいたことが知られる。

これらアラブのある者は、十年ほど後にイスラームに帰依している。このような長期にわたりたがいの信頼は申し分ないものであったが、それは以下の事実から明らかである。

四一九 ヒジュラ暦二年にマッカの多神教徒は、エチオピアのネガスに外交使節を送り、彼の国に避難したマッカのムスリムの「引き渡し」を要求した。彼らの陰謀の裏をかくて預言者も、同郷の土の宗教的迫害により自国を離れ、彼の国に保護を求めた人々のためにネガスにとりなすよう大使を派遣した。このイスラーム側の大使は、「いまだにイスラームに帰依していない」アムル・イブン・ウマイヤ・アッミダムリーであった。彼は実のところ、先に述べたマディナ近郊の同盟部族の一員であった。

四二〇 広範なイスラーム領土の国境地帯で戦闘が絶えなかった時代には、兵役は決して生活の糧をうるための安易な手段ではありえなかった。戦闘員の生命や経済状態の危険は切実なものだったのである。非ムスリムの民の兵役免除の動機が、彼らの信頼性の稀薄さにあったとしても、ムスリムの支配を受け入れ、外国人と共謀してその打倒を企てようとしなかった非ムスリムは、すべてこの兵役免除を歓迎した。

ムスリムがあらゆる種類の危険を犯しながら軍務に従事している間に、彼らはこのようにして平穩のうちに自らの職業に従事し、豊かな生活を営むことができたのである。

それゆえ非ムスリムは少額の補助的税金、ジズヤ（人頭税）を支払った。これは過大なものでも、不正なものでもなかった。しかも非ムスリムのうち、女、子供、貧乏人はこの税金を免除されていたのである。預言者の時代にはこのジズヤは年間十ディルハムであったが、この額は一般家庭の生活費の十日分ほどのものであった。さらにある年に非ムスリムが兵役に従事し遠征に参加した場合、その年度のジズヤは免除された。この税の真の性格は、いくつかの典型的な事例により示されるであらう。

四二一 イスラームの初期には、マディーナその他のムスリム国家にはこの税は存在しなかった。クルアーンがこれに関する規定を行なったのはヒジュラ暦九年頃のことである。この税がイスラームの教義によって定められた義務でなく、便宜的なものである事實は、以下の事柄により充分に示される。

預言者ムハンマドは、息子のイブラーヒームの死にさいしてこういった（ズフリーの伝えた伝承としてイブン・サアドが書いた記録による）。「もしも彼が生き残ったとしたら、イブラーヒームの母親（古代エジプトの血を嗣ぐキリスト教徒のコプト人）にたいする敬意として、すべてのコプト人からジズヤを免除したところだが」。

またある非ムスリムのエジプト人がエジプトの食糧をマディーナに向けて水路を利用して輸送する便をはかるため、フスタート（カイロ）から紅海に至る古代運河の再掘計画、つまり有名なアミールⅡルⅡムウミニーン運河の計画をムスリム政府に提出したさい、カリフ、ウマルは彼にたいする報酬として生涯ジズヤの支払を免除している（スューテイ、『フスヌⅡルⅡムハーダラ』ハリージュ・アミールⅡルⅡムウ

ミニーンの章参照)。

ある法学者たちは、イスラームが全世界に浸透し、非ムスリムの統治する諸國家に数百万のムスリムが居住している事実にかんがみて、これらムスリムの利害に影響を及ぼすような国際的反響を充分に考慮すべきだとしている。彼らの意見によれば、イスラーム領内のキリスト教徒、ユダヤ教徒、ヒンズー教徒等からジズヤを取った場合、当然キリスト教國その他で生活するムスリムにたいする反動が予想されるというのである。

四二二 預言者が臨終にさいして述べたといわれているもので、ヒジャーズ地方のユダヤ教徒とキリスト教徒を他の地域に移すよう指示した言葉が残されている。伝承中にはその背後関係は記録されていないが、これは当の地域のある人々の政治的態度に起因するものであり、該当するすべての人々にたいする一般的な禁止でないことは明瞭である。

カリフ時代には男女を問わず非ムスリムの奴隷がいて、ムスリムに従属し、マッカやマディーナ等で主人たちと生活を共にしていたことがあげられよう。自由な身分の非ムスリムの好例としては、あるキリスト教徒の医者があげられるが、彼の診察室は(マッカの)カアバ神殿のマナーラのすぐ下にあった。彼はウマル・イブン・アブドゥル・アジーズの時代、もしくはその少し後までそこに住んでいた(イブン・サアドの書、第五卷三六五頁、ダーウード・イブン・アブドゥッラフマーンの項参照。このダーウードは敬虔なムスリムであるが、医者であった彼の父親は終生キリスト教徒であった)。

イブン・サアド(第三卷一章二五八頁)はまた、マディーナで生徒たちに読み書きを教えていたジュファイナというキリスト教徒について記録している。

四二三 ここてわれわれは臨終のさいの預言者が告げたといわれる他の指示を想起することができる。「私が非ムスリムの民に与えた保護を注意深く維持するように」(アル・マールディー参照)。

またアブ・ダーウードが報じている預言者の言葉に次のようなものがある。「非ムスリムの民に迫害を加えた者は誰でも、復活の日に私が(圧迫したムスリムにたいし)非ムスリムの擁護者となることを知るべきである」。

四二四 預言者のさまざまな指示と実践は、ムスリムにとっての最高の法を形造るものである。上述のさまざまな指示がムスリムの生活、後代人々の実践にどのように適用されたかについては、歴史的事実を検討することにより充分に理解されるであろう。ここでは若干の事実のみをとりあげることにする。

後代の実践

四二五 カリフ、ウマルの時代にある太守が非ムスリムの秘書を雇った。その知らせを聞いてカリフは、太守にこの秘書をムスリムに代えるよう命令している。ただしこの時には問題の地方がいまだに平定されておらず戦闘が継続中であつた。秘書の地位の重要性、新参の征服者にたいする住民の不信を考慮に入れば、この措置は当然である。

ウマルの態度をさらによく理解するために、この偉大なカリフに関するもう一つの事件を想起してみよう(アル・バラズリー、「アンサー」より)。「ある日は彼はシリアの太守に書簡を送った。『われわれの収入の会計決算ができるようなギリシャ人を送れ』。カリフはマディーナにおけるこの関係局長にキリスト教徒を任命したのである」。

四二六 このカリフは軍事、経済ならびに行政上の問題に関して、しばしば非ムスリムに意見を求めている。

四二七 イマーム（モスクの礼拝の指導者）を信者仲間で独占しようとするムスリムを非難する訳にはいかない。イスラームは、精神的、世俗的を問わず、生活のあらゆる分野の統合を望んできた。したがってモスクでの礼拝の指導を行なうのは事実上宗教の長を兼ねる國家の長の義務でもあり、特権でもある。

このような事情を考慮するならば、非ムスリムの民が何ゆえにムスリム國家の首長に選ばれないかは容易に納得がいくであろう。

四二八 ただしこの例外は、非ムスリムを國家の政治、行政面から排除することを決して意味するものではない。歴代カリフの時代以降、非ムスリムはムスリム國家において大臣の要職につけてきた。ムスリムの國民がいない訳ではない比較的重要な、非宗教的民主主義諸國において、これと類似の例は見当たらない。

カリフたちのこの行為がイスラームの教えに反するものでない点については、古典時代の著作家たちが証言している。シャーフイー派の法学者たち（アル・マーワルディーのような）やハンバル派の法学者たち（アブー・ヤアラー・アル・ファッラーウのような）は躊躇なく、カリフが非ムスリムを大臣や行政府の委員に任命することは合法的であるといっている。預言者自身が非ムスリムを大使として派遣した事実については、いま指摘したばかりである。

四二九 非ムスリムにたいする態度に関して、イスラームのもっとも顕著な特徴は、彼らに社会的、司法的自治権を与えている点にあるであろう。以下にクルアーンから長い引用を行なう。

かれらがもしなんじ(ムハンマド)のもとに来たならば、かれらの間をさばるか、それとも相手にするな。もしなんじが相手にしなくとも、かれらはいささかもなんじを害することはできないであろう。またもしさばくならば、かれらの間を公平に判決せよ。アッラーは公平に行う者を、めでたもう。かれらには律法があるのに、どうしてなんじに、裁判を仰ぐのであろうか。その中には、アッラーの公正な判決があるのだが、かれらはその後においても、なおそむき去る。これらの者は眞の信者ではないのである。

まことにわれは、導きと光明のある律法を、モーゼに下した。そこでアッラーに服従帰依する諸預言者は、これによってユダヤ教徒を、さばいた。聖職者たちや法律学者たちには、アッラーの啓典の守護が託され、それによっており、かれらはその証人でもあった。それゆえ人びとを恐れず、たゞわれを恐れよ。わずかな代価で、わがしるしを売ってはならぬ。もしアッラーが下したもうたものによらず、裁判するならば、かれは不信者である。われはかれらのために律法の中で定めた。生命には生命、目には目、鼻には鼻、耳には耳、齒には齒、もろもろの傷害にも、同様の報復と。しかその報復を控えて許すならば、それは己れの罪の償いとなる。

およそアッラーが下したまえるものによって裁判しない者は、不義を行なう者である。わたしはかれらの足跡を踏ませ、マリヤの子イエスをつかわし、かれ以前に下した、律法の中にあるものを確証するために、導きと光明のある、福音をかれに授けた。これはかれ以前に下した律法の確証であり、また主を畏れる者への導きであり訓戒である。それで福音の信者をして、アッラーがその中に示したまえるものによって、さばかしめよ。およそアッラーが下したまえるものによらずして、さばく者、これらの者は違犯者である。われは眞理によって、なんじに啓典を下した。それ以前にある啓典を確証し、それを守るためである。そ

れでアッラーが下したまえるものによって、かれらの間をさばけ。なんじに賜った真理にもとづき、かれらの私欲に従ってはならぬ。

われはなんじらそれぞれのために、一つの教律と公明な道とを定めた。もしアッラーのみ心なら、なんじらをおいて一つの教国になされたであらう。しかし、これをされなかったのはかれがなんじらに賜ったものによって、なんじらを試みたもうためである。それゆえ相競って善行に励め。なんじらはこぞって、アッラーに帰るのである。そのときかれは、なんじらが論争していたことについて告げたまふ。(クルアーン第五章四二―八節)

四三〇 このような訓戒に基づいてイスラームの預言者とその後継者たちは、イスラーム国家内の非ムスリム共同体の成員にたいして司法的自治権を認めてきた。それは個人的身分ばかりでなく民事、刑事等生活のあらゆる問題に関して認められたのである。

例えば正統カリフ時代にはムスリム政府が、キリスト教信者にたいして世俗的な問題に関する多くの司法的権限を与えていた事実を明かす同時代のキリスト教徒の証言がある(原文については後述四九七項参照)。またアッバース朝カリフの時代にはキリスト教長老とユダヤ教裁判官が、国家の最も重要な地位にある人物に伍して直接カリフと交渉をもっていたのである。

四三一 預言者の時代には、マデイーナのユダヤ教徒は自分たちのバイトル・ミドラス(ユダヤ教会堂であると同時に教育機関でもある)をもっていた。さらにナジュラン(ヤマン)のキリスト教徒との条約において預言者は住民の生命、財産の安全を保証したばかりでなく、明確な表現でキリスト教共同体の成員に主教や僧侶の指名権を残している。

四三二 一般大衆の間には、衣裳、髪形、作法といった生活の外面的行為に関して、太守や族長たちを真似る傾向がある。その結果陳腐な同化が行なわれるが、それが上層階級になんの利益もたらさないとしても、隸屬的な態度で物真似をする階層に道徳的打撃を与えずにはおかぬ。

イスラーム国家においては、非ムスリムは庇護民（ズインミー）の階層を形成する。したがってこれら「異邦人」の正当な利益の保護は政府の当然の義務なのである。アッバース朝カリフの時代には、政府は「異邦人たち」を力ずくで同化せよとどこるか、むしろ相互の模倣を妨げた。ムスリム、キリスト教徒、ユダヤ教徒、マギ教徒その他の信徒たちは、それぞれ固有の衣裳、社会的風習、際立つた個性を保持したのである。ただ改宗によって全体的同化が求められたが、諸共同体間の混乱は生じてはいない。

これは採用された措置がイスラームの宗教的諸要請とはなんの関わりもなく、――預言者の時代にはその痕跡はまったくなく――当時の社会的通念に応じた生活条件とのみ関わるものであった証明である。その基本的な目的は、まずそれぞれの宗教的共同体と個人の存在を認めることであつた。その意図はこのようにして個々の文化を守り、その結果その内的価値、あるいは欠陥を浮彫りさせることであつたのである。なおイスラームの國籍に関する考え方が、人種的起源あるいは生國によるものではなく、イデオロギーの、つまり宗教上の一致に基づくものである点は、ふたたび留意するべきであらう。

四三三 イスラーム領内においては、各個人の人格、財産、名譽は、土着の民で、他所者の別なく、充分に守られた。現在も用いられている法律便覧、「シャルフルルヒダヤ」は、例えば次のような特徴ある表現を用いている。「ムスリム、庇護民（非ムスリム）のいずれを問わず、名譽の毀損は禁じられている」。

また法学の偉大な權威である「アル・バフルッラーイク」の著者はいつている。「庇護民（非ムスリム）の死者の遺骨はムスリムの遺骨同様尊ばれねばならず、それを冒瀆することは許されない。庇護民の生存中に虐待が禁じられているならば、彼が享受した保護のゆえに、その死後も遺骨をあらゆる冒瀆から保護することも義務的なものだからである」。

ムスリムの法学者は異口同音に、ムスリムが非ムスリムの婦人を犯した場合、ムスリム婦人を犯したのと同じ刑罰を受けると主張している。

四三四 カリフ、ウマルの時代に何人かのムスリムがユダヤ教徒の土地を奪ってそこにモスクを建てた。この報せを聞いたカリフは、ただちにそのモスクの取りこわしと土地の返還を命じている。カルダヒト教授（レバノンのキリスト教徒。以下は彼が一九三三年にハーグで行なったイスラームの國際私法に関する連続講義より引用）は書いている。「このバイトル・ヤフディーと呼ばれるユダヤ教徒の家は、今なお現存し、人々の間で有名である」。

イブン・カシールその他の引用している他の古典的な例は、ダマスカスの大モスクのそれである。あるウマイヤ朝カリフは、このモスクを拡張するために隣りの教会をとりあげていた。その後カリフ、ウマル・イブン・アブドゥル・アジーズの許に苦情が寄せられると、彼はモスクの一部を取りこわし教会を再建するよう命じた。しかしキリスト教徒たちは、自ら金銭的補償を望み、一件は友好的に落着いている。

四三五 ここでカリフ、ウマル・イブン・アブドゥル・アジーズの布告（イブン・サアドの書第五卷二八〇頁参照）を引用しよう。これもまた雄弁な証言なのである。

「慈悲ふかく、慈愛あまねき神の御名において。神の下僕にして信者たちの長であるウマル（イブン・

アブドール・アジーズ)より(太守)アデュー・イブン・アルタトならびに彼を友とする敬虔なるムスリムに告げる。貴方がたに平安あれ。その上貴方がたに唯一なる神の讃美を送る。

さて、庇護民(非ムスリム)の状態にはくれぐれも注意を払い、彼らを優遇するように。彼らのある者が老齢に達し、生活のたつきをもたぬ場合、貴方がたが生計を助けねばならない。彼に契約上の兄弟があれば、その者に生計を助けさせよ。誰かが彼に過ちを犯したならば、それにはたいする報復を行なえ。これは貴方がたが奴隷をもち、彼が年老いたならば、死ぬまで生計を助けてやるか、自由にしてやるようなものである。聞くところによれば貴方がたは、酒の輸入に十分の一税を課し、それを神のものである国庫に収めているという話である。いかに少額であろうとも、合法的な所得でないかぎり、神に所屬する国庫に収めてはならない。貴方がたに平安あれ。

四三六 同じカリフの他の書簡(イブン・サアドの書第五卷二五二頁参照)は次のようなものである。「帳簿を正し、過剰な義務(不正な課税)をとり去れ。また古い記録を点検せよ。もしもムスリム、非ムスリムに不正がなされていた場合、彼にその補償をせよ。彼が故人となっていた場合、相続者に補償せよ。」
四三七 ムスリム法学者が、隣人に先買権を認めているのは周知の事実である。誰かが不動産を処分する場合、他所者にたいして隣人が優先権をもっている。この権利は非ムスリムにも認められているのである。

四三八 イスラーム領内における非ムスリムの権利の保護は至れり尽せりであり、彼らにはイスラームの慣習とまったく反することを行なう自由までもが与えられている。例えば飲酒はムスリムにたいしては禁じられているが、その国の非ムスリム住民は飲酒のみならず、酒の製造、輸入、売買についても完全

な自由をもっている。賭博、近親結婚、利子を伴う契約についても同様である。昔はこのような事実がムスリムに影響を及ぼすこともなく、その間接的影響から惹き起される弊害は稀であった。

現代の法学者は、國際的商業に関するかぎりでは、この種の自由を制限している。禁酒の試みは、すべての國民に適用されぬかぎり効果がない。しかし非ムスリムの代表者たちの同意のおかげで、ムスリム法学者の仕事が容易になった。ただしこれらの法学者は、原則として宗教を異にする他の共同体の成員の慣習に干渉してはならないのである。

四三九 イスラーム法は、個々のムスリムとの関係に関するかぎりでは、さまざまな非ムスリム共同体の間に区別を設けている。非ムスリムはいわゆる「進化した者」、「未開の者」、つまり唯一の神を信じ、彼らの宗教の創始者に啓示された神の法に従う人々と、そうではない者（偶像崇拜者、無神論者、多神教徒、精霊信者等）の二つに区分される。彼らはすべて國民として優遇され、生命、信教の自由に関する保護を受けるが、ムスリムは私生活の点で彼らを異なつて処遇することになる。

すなわちムスリム男性は「進化した」非ムスリム女性と結婚できるが、「未開の」女性とは不可能である。したがってムスリム男性はキリスト教徒、あるいはユダヤ教徒の女性と結婚できるだけでなく、妻に彼女の宗教を守る自由を与えることができるのである。彼女はキリスト教会に行ったり、ユダヤ教の会堂に赴く自由があり、酒を飲んだりしても一向に構わない。ただしムスリム男性は、（唯一なる）神を信じていない者、偶像崇拜者、多神教徒の女性との結婚を禁じられている。

地方ムスリム女性性は、いかなる種類に属するものであれ、非ムスリムとの結婚は許されない。さらにムスリムは「未開」の共同体の成員により屠殺された動物の肉を食べることは許されない。

改宗

四四〇 イスラーム法は、非ムスリムに彼らの信仰を維持する自由を認めている。イスラームはこのように他人を改宗させるあらゆる強制的手段を明確に禁じているが、その反面ムスリム自身には厳格な掟を課している。

イスラーム的観点からする「国籍」の基本は宗教的なものであり、人種、言語、地域に基づくものではない。したがって背信が政治的反逆とみなされたのは当然である。事実この罪には刑罰が課されるが、歴史が証明しているようにその必要はほとんどなかった。

ムスリムが太平洋から大西洋にかけて主権を握っていた時代はもちろん、ムスリムの間で政治的、知的弱体化が生じている現代においても、ムスリムの背信は驚くほど少ないのである。これはほとんどムスリム国家とみなされるような地域においてはもちろん、ムスリムを他の諸宗教に改宗させようと人事のかぎりを尽してきた植民地主義的支配の下にある諸地域についても当てはまる。

現在イスラームは、西欧の人々の間にも、すなわちフィンランド、ノルウェーからカナダ、アルゼンチンにかけて地歩を得ている。しかも組織的な布教活動なしにこのような結果が生じているのである。

聖戦

四四一 非ムスリム世界でもっとも誤解されている問題について多少の説明を行なってこの簡単な解説を終ることにしよう。それは聖戦について人々が一般にもつ考えを指すものである。

ムスリムたる者の全生涯は、精神的、世俗的いずれの問題に関しても、神の法により定められた規律の

遵守であるといえる。もしもムスリムが信念なしに（例えば見せかけのために）礼拝を行なったとしても、それは信仰に相応しい精神的行為ではなく、神にたいする犯罪、すなわち来世において処罰される自己崇拜にすぎない。

これに反してムスリムが、神にたいする自分の義務を果すのに必要な力を得るという目的で食事をとった場合、たとえば神の法にたいする従順の行為として妻と夫婦の交りをするとも、それは法が命じているものであり、これらの必要な悦ばしき行為は、聖なる行為、つまり敬虔な行為を構成することになる。預言者の言葉が示しているように、これらの行為は良き行ないのために約束されたあらゆる神の報酬に相応しいものである。

四四二 生活に関する基本的な考えがこのようなものであるため、正しい努力とはすなわち聖なる行為以外のなものでもありえない。イスラームでは、神の法に照らして正しい理由により行なわれるもの以外のすべての戦いが禁じられている。

預言者の生涯を通じて、彼が行なった戦争は三種類、つまり防衛、懲罰、予防のための戦いだけであった。ビザンチン領内におけるムスリム大使暗殺に関連した、ビザンチンのヘラクリウス大帝宛の有名な書簡の中で、預言者は三つの選択の可能性を提示している。「イスラームに帰依せよ。さもなければ貢物を支払え。さもなければ、イスラームに帰依しようと望むお前の民に干渉してはならない。それも肯んじなければ人頭税を支払うまでだ」（アブー・ウバイド「キターブルルアムワール」五十五章参照）。世界に信教の自由をうち立てることが預言者ムハンマドの戦いの目的であった。そしてイスラームにおいては、誰が彼以上に權威をもちうるであろうか。

問題としているのはムスリムの「聖戦」であり、それは搾取のためになされるのではなく、神の言葉を普及させるという唯一の目的のために犠牲の精神をもって試みられるものなのである。

その他のものはすべて違法である。人々を強制的にイスラームに帰依させるために行なわれるような戦いは絶対になされてはならず、もしもそのような戦いが挑まれたとすれば、それは聖ならざる戦いとなるであろう。

第一三章 諸学芸にたいするムスリムの貢献

学問の分野は数多く、したがって一々の分野におけるムスリムの貢献を十分に説明し、この広範な主題に関する概観をまとめる共同作業を行なうためには、諸分野の数ほどの専門的歴史家を必要とする。この主題を充分に取り扱うなどという思いあがった考えはないが、ここではムスリムがさまざまな学問、芸術の発展に貢献した役割の一般的特徴についてあえて述べてみよう。

一般的態度

四四四 イスラームは、人生に関する広範囲な認識であり、ただ単に人間と創造主との関係を説明する宗教ではない。それゆえ、まず学問や芸術の追求に関するイスラームの態度を明確にする必要がある。

四四五 クルアーンは現世における幸福な生活を思いとどまらせるどころか、至るところで以下のような指示を表明している。「(ムハンマドよ)云つてやるがよい。アッラーがせつかく信徒たちのために作って下さった飾り(よい贈物)を禁止したり、おいしい食べものを禁止したりしたのは誰だ」(第七章

三二節)。クルアーンは次のように唱える者を称賛している、「神様、私どもに現世でもよいものを、来世でもよいものをお与え下さい。私どもを地獄の劫火の罰からお守り下さい」(第二章二〇一節)。

クルアーンは人類にこう教えている、「この世におけるお前の努力を忘れてはいけない。アッラーにもこれほど親切にして頂いたのだから、お前も大いに親切にしなければならぬ」(第二十八章七七節)。

宇宙に存在するすべてのものについて、そこから利益を得、そして神に感謝するために、出来る限り徹底的に研究し、学ぶように人間をかりたてるのは、この幸福の探求なのである。

クルアーンは知っている「われらはお前たちをこれの通り大地にしっかりと据えつけてやった。食いしるも充分そこに備えてやった。それなのに、有難いとも思わないのか」(第七章一〇節)。第一章二〇一節参照)。そしてこうもいう、「アッラーこそはお前たちのために地上に一切のものを創造して下さった方……」(第二章九節)。さらに「お前たち気がつかなかったのか。アッラーは天にあるもの、地にあるもの、すべてをお前たちの用に供し、内からも外からもふんだんにお恵みを授けて下さったではないか」(第三章二〇節。第四章三三―三三節。第十六章一二節。第二十三章六五節。第六十五章一一―一二節等参照)。

クルアーンは「彼らに食を与えて飢えから救って下さったお方、彼らの心を安らかにして怖れを除いて下さったお方」(第一〇六章三四節)である唯一の神を崇める義務を人間に気づかせる一方では、「人間はそれぞれに自分の努めた分だけが点になる」(第五章三九節)という因果関係を示して、現世における努力の必要性を告げている。

クルアーンは(第三章四二節)、「いってやるがよい『お前たち、方々旅してみることをだ。昔の人々が

いかに衰れをとどめたか自分の目で見ることにだ」と述べ、探検に赴くことばかりでなく、新たな発見を行なうよう勧めている。またこうもいっている(第三章一九一節)、「そういう人々は絶えず心にアッラーを念じ、天と地の創造に思いをひそめ『神よ、かくばかりのものを、汝は徒おろそかにお創りなされたのではござりませうまい』」。

四四六 知識を博める方法に關していえば、無智な人々の間に生れた預言者に下された最初の啓示が、読み書きを命じ、人間の知識の唯一の手段であり管理者であるともいえる「筆」を讀えたものであったことに留意すべきであろう。

「誦め、『創造主なる主の御名において。いとも小さい凝血から人間を創りなし給う。』
誦め、『汝の主はこよなく有難いお方。筆もつすべを教え給う。』

人間に未知なることを教え給う、と。」(第九章一五節)

これはわれわれに次のような諸節を想い起こさせる。「お前たちもし万一知らないのなら、お諭しを受けた民にきいてみるがよい」(第一章四三節、第二章七節)。「……お前たちが元來授かっている知識はまことに些少なものの」(第一章八五節)。さらに「……われらは、欲するままに誰でも何段も高い階位に引き上げてやる。いかなる智者をとつても、(我らの)智は遙かその上にある」(第二章七六節)。クルアーンは人々に、「いえ、『主よ、わが知識を増し給え』」(第二章一四節)と教えているが、この句は何と美しい祈りであろうか。

四四七 預言者ムハンマドは次のようにいっている、「イスラームは五つの基本の上に成り立っている。アッラーを信ずること、礼拝、断食、唯一の神の家への巡礼、そしてザカート税(喜捨)である。」

信仰が神学関係の諸学の研究を求めるとするならば、その他の事柄は世俗的な諸学研究を必要としている。例えば礼拝にしても、それを行なうには顔をマッカの方に向け、しかも特定の自然現象が起った時点でこの義務を果たさなければならない。このためには地理学と天文学に関する諸事実についての知識が必要となるのである。断食もまた夜明け、日没等といった自然現象に関する理解を必要とする。巡礼を行なうには、マッカへ行くための道筋および輸送手段に関する知識を欠かすことができない。ザカートの支払いは、数学の知識を必要とし、この知識は死者の遺産配分のための計算にも応用される。

同様に、クルアーン理解にあたっては、歴史的な事実や隠喩について知り、そしてそこに含まれている種々の学問を具体的に照合するといった作業が基本的に必要なのである。事実クルアーン研究は、まず何よりもそれが書かれている言葉の知識を必要とする。さらにそれが言及している人物について知るためには、歴史と地理の知識が欠かせない等の事情がある。

四四八 ここで預言者がマディナに遷り住み、独立した生活を始めたさいに、最初に行なったことは、あの有名なスッファと呼ばれる学校に一部を当てたモスクの建設であったという事実を銘記しておく。このスッファは、昼の間は講堂として、夜間は学生の寮として用いられた。

四四九 クルアーンの中では、「アッラーの神の大義に尽す者を助ける」という意味の言葉がしばしば繰り返されている(第四七章七節、第二二章四〇節)。

ムスリムが、一般大衆の間に知識を博めるために安価で大量の用紙を手に入れる幸運にめぐりあったとしても驚くには当たらない。ヒジュラ暦一世紀以来、広大なムスリム帝国の至るところで製紙工場が建設されはじめていたのである。

リット語の作品が、アラビア語訳として後世に保存されるという幸運な結果をもたらした。

新たな学問

四五四 ムスリムが社会科学の発展に果たした役割はきわめて重要である。ムスリムの学問の顕著な特徴は、その急速な発展にある。クルアーンはアラビア語で書かれた最初の書物であった。その後二百年もたたぬうちに無智な遊牧民のこの言語は、世界でもっとも豊かな言語の一つとして発達し、結局は名実ともに当時でもっとも豊かな言語となったばかりでなく、あらゆる種類の学問のための国際語ともなったのである。このような現象の原因を探るために、他の事実にふれてみよう。

最初のムスリムはほとんどすべてアラブであったが、神とその預言者の言葉の貯蔵庫ともいえる彼らの言語を除いては、絶対的平等の原則に基づきあらゆる人種をイスラームに受け入れるというイスラームの教えの影響により、彼らは自分たちの個性をむしろ払拭することに努めた。それゆえあらゆる人種が「イスラーム」の学問の発展に寄与することになったのである。

イスラームの学問とは、イスラームを受け入れたアラブ、イラン人、ギリシャ人、トルコ人、エチオピア人、ベルベル族、インド人等の学問である。キリスト教徒、ユダヤ教徒、マギ教徒、仏教徒、その他の人々が彼ら自身の宗教的学問の分野ばかりでなく、その他の学問の諸部門でムスリムの学問を一顧豊かにするために協力したという事実は、ムスリムの宗教的寛容さがどれほど大きく、学問の擁護がどれほど完全であったかを物語っている。アラビア語は世界のどの言語よりも広範囲に普及したが、それはこの言語が中國からスペインに及ぶ版図を有するムスリム国家の公用語であったためである。

法律

四五五 法学はその総合的性格とともにムスリムの間できわめて初期から発展した。国家の一般的な諸法典とは異なる、抽象的な法学思想を世界で初めて抱いたのは彼らなのである。

古代人は多少なりとも進歩し、法典化された固有の法をもっていたが、法学、法源について、あるいは、法律の制定、解釈、適用等に関する方法について研究する学問を欠いていた。これらの事柄は、イスラーム以前の法学者の気を惹くことは絶えてなかったのである。

ヒジュラ暦二世紀（西暦八世紀）以来、ウスールル・フィクフ（法学基礎論）と呼ばれるこの種のイスラーム研究がものされてきた。

四五六 古代において、国際法は、国際的でもなく、法でもなかった。それは政治の一部をなしており、政治家たちの裁量に委ねられていたのである。さらにその諸規則は、同一宗教、同一言語の人々が住む限られた国家にのみ通用したのだった。ムスリムはそれにまつわる諸々の権利、義務を創りあげ、それをつきとした法にした最初の人々だったのである。これは、きわめて初期からムスリム法の法典、あるいはそれに関する論述中で、国際法の諸規則のために特に一章が設けられていることから明らかである。

事実われわれの手に残されているものとも古い法学論考は、ヒジュラ暦一二〇年—西暦七三七年—に没したザイド・イブン・アリーの「マジム・ウ」である。そしてこの論考中にも問題の章が含まれているのである。さらにムスリムは、この分野の研究を独立の学問として発展させ、通称シャルと呼ばれるこの問題に関する個別研究は、ヒジュラ暦二世紀の中葉から存在していたのである。

四五〇 ここで簡単な素描を行なうにあたり、ムスリムが人類のために特に重要な役割を果たしたいくつかの学問についてふれることにしよう。

宗教学及び哲学

四五一 宗教諸学は、ムスリムが人間に下された聖なるお告げ、つまり神の言葉として受け取ったクルアーンと共に始まったことは至極当然である。

クルアーンを厳密に理解するためには言語、文法、歴史の諸学はおろか、思弁的学問等の研究さえも必要であつた。これら諸学は除々に独立して一般の用に供されるようになった。また聖典の朗誦も独立し、(後述する)イスラームの宗教「音楽」に発展していった。

クルアーンの保存は、正確さという観点ばかりでなく、美的観点からもアラビア文字の改善をもたらした。他の言語には欠けている完全な句読法、声音化の規則をもつアラビア語は、世界のいかなる言語よりも厳密であることは議論の余地がない。

イスラームの普遍的な性格は、非アラブのクルアーン理解をせひとも必要とした。したがって預言者の時代にすでにその部分訳を行なつたサルマーン・アル・ファリーシー以降、現在に至るまで連綿として種々の翻訳が行なわれているのである。ただこれらの翻訳は、アラビア語を知らぬ人々が内容を理解するためのもので、決して礼拝用ではなかつた事実を指摘しておく必要がある。礼拝のさいにはアラビア語の原典だけが用いられるのである。

預言者は聖典を完全に保存するために特別な方法を指示したが、それは以後も継承された。それは筆記

暗誦を併用して記録する方法であった。夫々の過程は、失念や過失を防ぐのに役立つのである。さらに実証のための批判的な方法の採用が、この方式を完全なものにし、したがってその道の權威であるという証明書を手にするためには、定評ある師にクルアーンの完全な写しを提出するばかりでなく、彼の前でそれを始めから終りまで朗誦しなければならなかった。この慣習は現在まで続けられているのである。

四五二 ムスリムはクルアーンにたいすると同様、彼らの預言者の言葉にたいしても特別の愛着をもった。かくて預言者の公私にわたる言行の記録が保存されたのである。このような言行録の作成は、何人かの教友の発案ですでに預言者の生存中に始められており、さらに彼の没後にも第一次資料の蒐集といったかたちで続行された。そしてクルアーンの場合と同様すべての伝承に高度な信憑性が要求された。

ノア、モーゼ、イエス、釈迦その他古代の偉大な人物について知られている事柄は、すべて数ページで語り尽されるが、預言者ムハンマドの生涯に関して知られる細部は数百ページにも及んでいる。これは正確な、記録済みの資料を後世に残そうという関心がいかにかりであったかを示すものであろう。

四五三 特に信仰、教義に関する宗教の思弁的側面は、預言者の生存中に始められた議論がカラム（護教的スコラ哲学）やタサウフ（神秘的精進主義）のような種々の学問の基礎になったことを示している。非ムスリムとの、さらにはムスリム同志での宗教論争は、ギリシャ、インド哲学等の外的諸要素を導入する結果となった。

そして後代のムスリムは、アル・キンディ、アル・ファラビー、イブン・シーナー（アヴィセンナ）、イブン・ルシュド（アヴェロエス）等のような独創的で博学な偉大な哲学者にこと欠かなかった。また外国語の著作のアラビア語化は、現在では原典が散佚している数百にのぼるギリシャ語、サンスク

イブン・ハジャールはその著「タワリーウツ・タアシース」において、この種の個別研究を最初に行なったのは、上述のザイド・イブン・アリーノ同時代者アブー・ハニーファであると述べている。

この国際法に特徴的な点は、外国人の間にならざる差別も行なわぬことにあるであらう。それはムスリム相互の関係を論じてはおらず、全世界の非ムスリム国家のみを扱っている。イスラームは原則として唯一の構成単位、唯一の組織的共同体社会を構成するものである。

四五七 法律の分野におけるいま一つの貢献は、比較範例法である。ムスリム法にさまざまな学派が出現したため、それぞれの相違の諸原因と同時に、法のある種の問題に関する原理の相違がもたらす結果を明確にするという目的から、このような研究が必要となった。

ダブシーヤイブン・ルシュド（アヴェロエス）の著作は、この問題に関する古典的労作である。サイムリーは比較法学、あるいは法学基礎論（ウスール・ルフイクフ）について著作をものしている。

四五八 国家の成文憲法を初めて編んだのもムスリムである。事実それを書いたのは預言者ムハンマドであった。マディーナに都市国家を設立したさい、彼はそのために成文憲法を創った。イブン・ヒシャムとアブー・ウバイドのおかげでこの公文書はわれわれにまで伝えられているが、その内容は五十二条に分けられる。それは厳密に國家の長、その構成員、一般民衆の権利と義務を行政、立法、司法、防衛の諸観点から規定している。それは西暦六三二年のことなのである。

四五九 法そのものに問題をかざると、諸法典はヒジュラ暦二世紀初頭から現れ始めた。それらは三つの重要部分に分割される。つまり宗教儀礼もしくは宗教的実践、あらゆる種類の契約関係、ならびに刑罰である。

その生活にたいする包括的な観点に相応しく、イスラームにおいては礼拝場と墓の間に区別はない。国家の原理、つまり憲法は宗教的実践の一部をなしている。なぜなら国家の長は、信教上の長を兼ねているからである。諸収入、財政問題もまた宗教的実践の一部である。なぜなら預言者は、それぞれ礼拝、断食、巡礼とならんでイスラームの四つの基本の一つであるとしているからである。国際法は刑罰の一部をなしている。それというのも戦争は、略奪をなりわいとする盗賊、海賊その他法や条約の違反者にたいする措置と同列に置かれているのだから。

四六〇 ここでの問題を詳細に論じたのは、ムスリムを律する法の以上のような包括的性格を明らかにするためである。

四六一 これらの分野におけるムスリムの役割は、二つの見地、つまり確実性の保証、ならびに詳細多岐にわたる事実の蒐集、保存という点で重要である。白日の下にさらされて誕生したイスラームは、伝説、伝聞を必要としなかった。他人について述べた資料としての物語には、それぞれ相応の価値が与えられた。

ただしイスラームの具体的な歴史は、各時代を通じてその包括性を維持するために、充分信頼しうる方法を必要としていた。証人の証言は、かつてはまったく裁判所のみのものであった。しかしムスリムはそれを歴史に適用したのである。報告された物語には証拠が必要であった。事件後一世代しか経っていない場合には、それに関して信頼するに足る証人が一人いればよかった。しかし二世代経ったあとでは二人の連続する証人が必要であった。つまり「私はAから、彼がその事件当時生きていたBが、彼にそれについて詳しく語ったという話を聞いた」という形式が必要だったのである。したがって三世代ののちには三

人の証人といったように、証人の数が増していくのは当然である。

このような徹底的照合によって、一連の系統的出所の信頼性を確かめたのだった。なぜなら各個人の性格のみならず、その師、主要な弟子たちの名まで記された人名辞典を参照することが可能だったからである。この種の証拠は、預言者の生涯に関してばかりでなく、世代から世代へと語り継がれたあらゆる分野の情報、時にはたんなる娯楽や気晴しに語られた秘話についても入手することができるのである。

四六二 人名辞典は、ムスリムの歴史的文獻の特徴といえるであろう。この種の辞典は、職業、都市あるいは地域、時代等の別によって編集された。同様にとりわけアラブの間では、系図がきわめて重視された。

多少なりとも重要な数百、数千人の人脈についてなされたこの種の研究は、さまざまな事件の真相の解明に取りくむ研究者に多大の便宜を与えずにはおかない。

四六三 純粹に歴史の分野に入る年代記の基本的な特徴は、その普遍主義である。イスラーム以前の人々が民衆史を書いたとすれば、ムスリムは世界で初めて世界史を書いたといえるであろう。

例えばイスラーム最初期の歴史家の一人であるイブン・イスハーク（七六九年没）は、その龐大な年代記の冒頭に宇宙創造の話やアダムの歴史を書いているばかりか、当時知りえた他の諸民族についてもくまなく言及している。この仕事は、一段といやます情熱をもって彼の後継者たち、アッ・タバリ、アル・マスウーディー、ミスカワイヒ、サイード・アル・アンダルーシー、ラシードッ・ディーン・ハーン等によってうけ嗣がれていった。これら歴史家が、アッ・タバリーの例から見ても解るように、その著作の冒頭で時間の觀念について議論している点は興味深い。

さらにイブン・ハルドゥーンは、彼の有名な「普遍的歴史の序説」で、深遠な社会的、哲学的議論を展開しているのである。

四六四 ヒジュラ暦一世紀の時点ですでに歴史の二つの分野が個々に発展を始めており、その後合体して一つの完成体となった。

その一方は預言者の生涯から諸カリフ時代に至るイスラームの歴史であり、他方はイスラーム以前のアラビア、もしくはイラン、ビザンチンのような外国の非ムスリムに関する歴史である。その格好な例は、その大部分が未出版のラシードッディーン・ハーンの世界史である。この著作はアラビア語とペルシャ語で同時に書かれ、預言者たち、諸カリフ、法王はもちろんローマ、中国、インド、モンゴルの王者たちについて縦横の知識を披露しながら言及している。

地理学と地勢学

四六五 広大なムスリム帝国においては、巡礼や商業のために交通が必要であった。バラズリーとイブヌルリジャウジはこう書いている。「いつでもある目的地に向って、それもトルキスタンからエジプトにかけて、毎日のように郵便が出ていた。カリフ、ウマルは首都においてその詳細を布告させ、公けの急行便により私信も送り届けられるようにしている」。郵便の局長は同時に道路案内書を用意していたが、その種の刊行物にはいつも多少なりとも各地の歴史的、経済的説明があり、しかも地名はしばしばアルファベット順に整理してあった。このような人文地理学はその他の科学的研究を促進させた。

プトレミーの地理学書ばかりでなく、インド人のサンスクリット文献もアラビア語に翻訳された。各種

の旅行、航海書は日々一般の人々の知識を拡げていった。資料の多様性は盲目的な愛國心が生ずる芽を摘みとり、人々はあらゆる事柄を具體的な試み、実験の程にかけるよう要請された。「アル・ムワッファク」(第一卷一六一頁)が報じているアブー・ハニーフ(七六七年没)の対話は有名である。「ムアタジラ派を奉ずるある男が彼に、大地の中心はどこかと尋ねたことがあった。その時彼はこう答えている。「君が坐っている場所さ」。この答えは、地球が球形であるという事実を伝えようとするかぎりにおいて可能なのである。

ムスリムが作った初期の世界地図でさえ、地球は円く描かれていた。例えばイブン・ハウカル(九七五年頃)の地図作製法によれば、地中海や中東諸国を識別するのにいささかの困難もない。シンリーのロジャー王(一一〇一—一五四年)のために作られたアル・イドリースーの地図は、その素晴らしい精密さ、正確さによってわれわれを驚嘆させるに充分である。それはナイル川の水源さえ明示しているのである。ちなみにアラブ・ムスリムの地図は、南が上、北が下に表示されている。航海のためには、経度、緯度表はもちろん、天体観測儀その他の航海用器具の使用が必要であった。

スカンジナビア、フィンランド、ロシア、カザン等の発掘により発見された数千にのぼるムスリム貨幣は、中世におけるムスリム隊商指導者たちの商業活動を明確にあとづけている。インドまでバスコ・ダ・ガマの水先案内人をつとめたイブン・マージドによれば、当時羅針盤の使用は一般的であった。われわれはムスリムの水夫が、バスラ(イラク)から中国まで航海していた事実を知り、その技術、勇気に讃嘆の念を禁じえないのである。

arsenal (兵器廠) 'admiral (提督) 'cable (ケーブル) 'monsoon (季節風) 'douane (税関) 'tariff

（関税）といった言葉は、すべてアラビア語に起源をもつが、これらは現代西欧文化に及ぼしたムスリムの影響の確実な証拠である。

天文学

四六六 数多くの星の発見、研究が、ムスリムの貴重な、看過することのできぬ貢献である事実は一般の認めるところである。

現在西欧語の中にアラビア名をもつ数多くの星の名が残されている。また太陽の表面にある黒点の存在を認めたのは、イブン・ルシュド（アヴェロエス）であった。ウマル・ル・ハイヤムによってなされた暦の改革はグレゴリオ暦のそれより遙か以前のことである。

イスラーム以前のアラブ遊牧民は、砂漠の夜旅や気象学、降雨等のために、すでに大へん精確な天文学的観察を行っていた。「キターブル・アンワー」という名で呼ばれる数多くの著作は、アラブの知識の範囲がいかに豊かであったかを充分に証明している。

その後サンスクリット語、ギリシャ語等のさまざまな著作が、アラビア語に翻訳された。たがいに相違する資料を検討するためには、新たな実験と辛抱強い観察が必要であった。そして測候所が至るところに新設された。

カリフ、アル・マアムーンの時代に地球の周囲の計算がなされているが、その正確な結果はまさに驚嘆すべきものである。潮の干満、夜明け、黄昏、虹、太陽や月の量、とりわけ両者に関するあらゆる事柄、それらの運動を取り扱った著作が、かなり初期に数多く編纂されている。後者はとくに礼拝、断食の問題

と直接に關係していたため、研究がいち早くなされているのである。

自然科学

四六七 この分野におけるイスラーム科学の特徴は、偏見のない実験、観察の重視にあるであろう。アラブの用いた方法は、きわめて独特であり、同時に素晴らしいものである。著作家たちは種々の科学的研究を行なうにあたり、それぞれ自分自身の言語中に見出される術語をとり出し、それを項目別に整理して術語辞典を作った。驚くべき忍耐力をもって彼らは、詩や散文で書かれた著作を渉猟し、解剖学、動物学、天文学、鉱物学等、各専門分野ごとに術語をとり出し、しかも便利な引用を付している。

後の諸世代は、先達の著作を訂正し、それに新たな事実をつけ加えてきた。文学的もしくは逸話的な觀察が付記されたこれらの用語の簡単なリストは、翻訳作業が始められたさいに測り知れない価値を示した。外国の特殊用語をアラビア語化すること、つまりアラビア語的にそれを保持する必要は、ごく稀であった。

四六八 植物学で用いられている用語は、きわめて特徴的である。ムスリム世界では見当らないある種の植物名以外は、外来の術語はただのひとつも見当らず、あらゆる事項がアラビア語で示されているのである。六巻の大冊からなるアッディナワリーリの「キターブリン・ナバート」(植物大鑑)は、この主題に関するギリシャ語の諸著作が初めてアラビア語に翻訳される以前に編纂されている。

ジルバーベルクはいつている。千年に及ぶ研究の蓄積のうち、ギリシャ植物学はディオスコリデス、テオフラストスの著作に要約された。ただしこの問題に関するムスリムの最初の著作、つまりアッディナワリーリのそれは、その学殖範囲の点で、上述した二人の著作を遙かに凌駕している。⁽¹⁾

アッリディナワリーは、一々の植物の外観について述べているばかりでなく、その栄養、薬効その他の諸特性を詳述している。彼はまた植物を分類し、産地等をこまかに書き残している。

注1 彼は実際には次のように書いてゐる。「とまれ古代の植物学的文献のすべてをあげても、われわれの著作（アッリディナワリーの著書）に匹敵するものはただの二例しかない。事實は驚嘆に値する。ムスリム人士が、文芸生活を始めたばかりのごく初期に古代ギリシャ人のような天才的な人々の水準に達し、この点に関してはむしろ後者を凌駕するに至ったのは一体いかにしてであるうか。」（アッシリア学雑誌、ストラスブルク刊、二四―五巻、一九〇―二一年、第二五卷四四頁参照）

医学

四六九 ムスリムの間では医学もまた、解剖学、薬学、病理組織、開業免許取得のための受験志望者にたいする訓練等の分野で著しい発展を遂げた。ビザンチン、中国、インド等と境を接していたため、ムスリム医学は世界の医学的知識の集大成といえるものとなった。古い研究が試練の対象となり、同時に新しく、独創的な貢献もなされているのである。

ラージー（ラーゼス）、イブン・シーナー（アヴィセンナ）、アブール・カーシム（アブカシス）等の著作は、ごく最近まで西欧においてすらあらゆる医学的研究の基礎となっていた。現在では、イブン・ナフィースの著作のおかげで、彼らが血液の循環についてまで知っていたことを確認している。

光 学

四七〇 この学問は、とりわけムスリムに負うところが大きい。われわれの手許にはアル・キンデイー（九世紀）の光学書が伝えられているが、これはすでにギリシャの燃える鏡説よりはるかに進んでいる。彼に続くイブヌル・ハイサム（アルハゼン、九六五年）は、まさに不滅の名声に価する存在である。ムスリム科学の代表者であるアル・キンデイー、アル・ファラービー、イブン・シーナー、アル・ビーローニー等は世界の科学史において誰にもひけをとらぬ人物である。

鉱物学、機械学等

四七一 鉱物学は、医学的見地、ならびに王者や富者が求めてやまなかった貴石を見分ける目的のために、識者の関心を惹いた。アル・ビーローニーの著作は、この分野で現在もなお利用価値のあるものである。

四七二 イブン・フィルナス（八八八年没）は長距離を飛行しうる機械を発明している。彼は事故で死亡したため、その仕事を継続し、発展させる後継者をもたなかった。他の人々は沈んだ船を引揚げたり、巨木を難なく引き抜いたりするようなさまざまな機械を考案している。

四七三 水産学の研究にしても、真珠や真珠貝の処理に関する多くの論文がある。

動物学

四七四 アラビアの遊牧民たちは、つねに野生動物や鳥類の生活の観察に魅了された。アル・ジャ

ヒズ（八六八年没）はこの学問を一般に普及させる結果となった龐大な著作を残しており、そこで進化論について言及している。

この主題はのちに、ミスカワイヒ、アル・カズウィーニー、アッ・タミリー等によってさらに展開されている。ちなみに鷹狩り等、飼育した動物や猛禽を用いて行なう狩猟に関する著作も数多い。

化学と物理学

四七五 クルアーンはムスリムに、宇宙の創造について想いをめぐらせ、天地がいかに人間に役立つかを学ぶよう、繰り返し勧めてきた。したがってイスラームにおいては信仰と理性の間に矛盾はなかったのである。かくしてムスリムは、きわめて初期から化学、物理学を真剣に学び、発展させたのである。

ハーリド・イブン・ヤジード（七〇四年没）や偉大な法学者ジャアフルッ・サーディク（七六五年没）の著作といわれるいくつかの科学的研究がある。そして彼らの弟子、ジャービル・イブン・ハイヤーン（七七六年頃）は、正当にも時代の制約を超えてその命名をさせているのである。彼らの著作の特徴は、たんなる考察のかわりに客観的な実験を基礎にしている点にある。彼らは観察を通じて種々の事実を蒐集した。彼らの影響により、古代の錬金術は、事実を基礎とし、論証可能な厳密科学へと変っていったのである。

ジャービルはすでに燃焼、還元の化学作用を知っていた。蒸発、昇華、結晶等の方法を開発したのも彼なのである。人間のこの種の知識を開発するには、幾世代、幾世紀にわたる辛抱強い研究が必要であることは明白である。ヨーロッパで長い間教科書として用いられた、ジャービル等の著作のラテン語訳の存

在は、近代科学がいかにムスリム学者の研究に負うところが大きいかを示すに足りるものである。その急速な発展は、ギリシャ人の思惟的方法よりは、むしろアラブ・ムスリムの実験的方法に負うところが大きいのである。

数学

四七六 数学の発展に関しては、ムスリムは消しがたい足跡を残している。algebra (代数) zero (ゼロ) cipher (ゼロ) 等の語源は、すべてアラビア語である。アル・フワーリズミー、ウマル・アル・ハイヤーム、アル・ビールーニー等の名声は、ユークリッドやインドのシグダタ等のそれと同様に歴史に残るものである。

ギリシャ人は三角法を知らなかった。その発見の功績は、疑いもなくムスリム数学者に帰せられるのである。

要約

四七七 ムスリムは、東のバグダード、西のコルドヴァ、グラナダという主要な知的中心地が深刻な不幸に見舞われるまで、学問的な貢献を続けてきた。

ただし学問にとりきわめて遺憾なことであるが、これらの中心地は、印刷機がいまだに普及していなかった時代に野蛮人の手に占領され、数十万部にのぼる手稿本を所蔵する図書館が焼失するという莫大な、取り返しのつかぬ損失を受けていたのである。大虐殺のため、学者たちも見さかしく殺された。数世紀に

わたって建設されたものが、僅か数日の間に破壊されたのである。

このような災難のために一たん文明が衰亡すると、その距離を埋めるために、数世紀もの時間と、さまざまな与件が必要となる。これには例えはある文明の担い手が滅びさったあと、それをうけ継ぐ可能性のあった他の人々の業績、研究の便宜までもが含まれるのである。

さらに崇高な人格、偉大な精神は望みのままに得られるものではない。それらは人間にたいする全能の神の恩寵、賜物である。崇高な人格の持主が掣肘をうけて国民を指導する立場に立てず、実際は無能で無節操な人々が政權をとっている事態は、しばしば見られる嘆かわしい事実なのである。

芸術

四七八 クルアーンは諸学問にたいすると同様、ムスリムに積極的に芸術を発展させるよう促している。儀礼のさいのクルアーンの朗誦は、音楽に新たな分野をもたらした（後下掲四八五参照）。またその原典保存の必要性は書道、製本術を産み、モスクの建造は建築術や装飾美術を発展させた。後になるとこれらに、富裕な人々の世俗的要求が付け加えられることになったのである。

肉体と精神の平衡を重視するイスラームは、あらゆる事柄に関する中庸を教え、人間が本来授った才能を正しく伸ばし、各個人の調和ある総合的完成を目指している。

四七九 ムスリムの「サヒーフ」や、イブン・ハンバルの「ムスナド」は、興味ぶかい預言者の言葉を伝えている。「神は美しくおわし、美を好み給う」。「美は万物の中に示されている。誰かを殺すとしても、思いやりがある方法で殺せ」。

これについては、形而上的、心理的、生物的、社会的諸理由があげられる。種々の異なった存在界が創造されたが動物界が最初のものとされ、植物界、鉱物界はその下位に來た。そして創造者を心から畏敬するあまり、人間は最高の創造の特権を神に譲り、人間は下位のものを表現することで満足した。心理学者はこう指摘している。創造にさいして動物界が占める特権的地位（動作能力、特に人間に關しては発明能力）にかんがみて、人間は動物を表現することに二重の抵抗しがたい誘惑を覚える。まず彼はたんに加工したにすぎないのに、自ら「創造」したと過信する誘惑にかられる（自分が彫った像に恋をしたギリシヤの彫刻家の有名な話がこの証拠である）。ついで自ら表現したものに接近可能な神性の魂、理想的徳性を付与したがるという誘惑がある（古代人の偶像崇拜の歴史、英雄、有名選手、スターにたいする現代の趣向を参照）。

生物学的側面から説明すると、未使用の才能はつねに使用されている才能を補強するといふことがいえる。それゆえ盲人は通常の人間よりはるかに優れた記憶力と感受性をもっているのである。繪画、版画、彫刻等において動物の表現を避けることにより、芸術家の天賦の才能は他ののはけ口を求め、芸術の他の領域における表現で素晴らしい活力を示すのである（果実を増やすために余分の枝を切り払う例を想起して欲しい）。

社会的側面からいうと、すぐに偶像崇拜の域に墮してしまふ盲目的な愛國主義にたいする怖れと、動物を表現することの禁止とともに、偶像崇拜そのものを阻止する役割を果たすのである。ただしこれにも例外はある。子供の玩具、クッションや絨織の裝飾等はその一例であるが、預言者はこれらをはっきりと許している。また科学的な必要性（解剖学、人類学等の講義のための）、治安上の必要性（警察等の身分証明

また神はクルアーンの中でこういわれた。「私は最下層の天を数多くの灯で飾った」(第六七章五節)。「まことに地上のよるずのものは、私が裝飾として設けたもの。彼らのうち誰がもっとも優れた行ないをなすかを試みるためである」(第一八章七節)。またこうも命令している。「(礼拝で)身をひれ伏すさいには、さっぱりとした衣服を身につけよ」(第七章三一節)。

四八〇 預言者の生涯には、次のような教訓的な事件がある。ある日彼は墓地の内部の土がきちんとならされていないのに気付いた。そこで彼はきちんと直すように命じ、それが死者にとって格別良くも悪くもないが、生者の目には一層心地良いものであり、神は人間がなにかをするにあたり、最上の方法で為すことを好まれるとつけ加えた(イブン・サアド第八卷一五六頁参照)。

四八一 人間は美術にたいする趣向を生れつきもっている。他の生得の才能に關すると同様イスラームは、芸術的才能を中庸の精神をもって發展させようと試みている。イスラームが過度の禁欲、精神的修練を禁じている事実を想起すべきであらう。

四八二 預言者のために準備されたモスクの中の最初のミンバル(説教壇)には柘榴のような二つの球状の飾りがあつた。預言者の二人の孫がそれで遊び興じたこともあつたのである。ところでこれが木彫の始まりであつた。

その後クルアーンの写真は色彩で飾られ、製本に多大の苦心が払われた。要するにイスラームは芸術的進歩を少しも禁じてはいないのである。唯一の禁止事項は、動物(人間も含む)の姿を表現することである。ただし後にふれるようにこの禁止も絶対的なものではなく、預言者はこの行為に制限を設けたというのが真相のようである。

第十三章 諸学芸にたいするムスリムの貢献

逃亡中の犯人の顔写真等)あるいは輸入業等における必要性は決して無視されてはいない。

四八三 具体的な歴史は、ムスリム世界において「具象」芸術の制限が、芸術一般の発展を阻止したというような事実が存在しないことを実証している。それどころか抽象芸術の分野で驚嘆すべき発展が認められるのである。

クルアーン自体(第二四章三六節)が美しいモスク建設を奨励している。マディーナの預言者モスク、アグラ(インド)のタージ・マハール、グラナダのアルハンブラ宮殿その他の建造物は、建築術からしても、裝飾芸術の観点からしても他の文明の傑作に決して劣るものではない。

四八四 芸術として認められた書道は、ムスリム世界の特産といえる。書は絵画の代りに芸術の地位を占めているのである。それは絵画や壁画のレリーフ等に用いられ上等な布やその他の素材を飾っている。力強く優雅で美的な技のかぎりをつくして完成された書道の優れた作品は、もっぱら鑑賞すべきもので、言葉で表現しうるものではない。

四八五 いま一つのムスリムに固有な芸術は、クルアーンの読誦である。楽器の伴奏もなく、韻文で書かれている訳でもないクルアーンの前説は、預言者の時代から大いに注目されてきた。

アラビア語はその散文に、他の言語の韻文がもっている以上の甘美さ、快い旋律を与えているのである。クルアーンを読誦し、毎日数回礼拝の呼びかけを行なう優れた吟誦者、つまりカーリウの声を耳にした者は、このムスリム独自の芸術的表現に比類のない魅力が存在する事実を認めるのである。

四八六 世俗的な音楽歌謡も、ムスリム世界では王者や金持の庇護の下に発達した。アル・ファラービー、「イフワヌッ・サファール論叢」の著者たち、アヴィセンナ等の理論家たちは、この問題について

記念碑的な著作を残しているばかりでなく、ギリシヤ、インド音楽にたいして有益な修正を行なっているのである。

彼らは楽譜をあらわすのに特別な符号を用い、種々の楽器の特性を明らかにしている。異質の詩に相応しいメロデーの選択、情況に適した楽器の選定が深い研究の対象となった。喜怒哀楽の表現、病人に聞かせる演奏等状況に応じて適切な選択がなされたのである。

四八七 詩に關して預言者はこういつている。「英知に満ちた詩もあれば、魔術的な効果を惹き起す演説家の説教もある」。クルアーンは不道德な詩を禁じている。預言者はこの指示に従って、当代の一流の詩人たちを周囲に擁し、彼らの踏むべき道、守るべき限界を示して、この偉大な天賦の才能を用いるさいの善惡の基準を明確にした。

ムスリムの詩作はあらゆる言語に見出され、あらゆる時代に及んでいる。したがってここでそれらについてきわめて簡単な素描を行なうことは不可能である。アラブであるかぎり、遊牧民をとってみても、詩を自家樂籠中のものとしている。

次にあげる単語の多義性の内容からみてもこの事實は明らかであろう。「バイト」は家、天幕を意味すると同時に二つの半句からなる詩の一行をさしている。「ミスラ」は天幕の吊り扉の意であるとともに、詩の半句をさす。「サバブ」は天幕の綱の意味と、韻律上の特殊の脚韻の意がある。また「ワタド」は天幕の止め木と、別種の脚韻をさす。またさまざまな詩の韻律に与えられた名は、駱駝の種々の歩調、例えば速い歩調、遅い歩調を示す言葉と同語なのである。以上はこの言葉が持つ諸特性のごく一部にしかすぎない。

四八八 要するに芸術の分野でムスリムは、有害な要素を避け、審美的側面を開発しながらまったく新たなものを創造して価値ある貢献を行なった。この領域においても、発展にたいする彼らの寄与は注目すべきものである。さしあたりここでは二点だけをあげておこう。

(一) もしもムスリムが固有の文化をもっていなかったとしたら、つまり預言者が積極的に彼らを教化した普遍的なイスラーム文化が存在しなかったとしたら、これらのムスリムは自分たちがかくも容易に、かつ速やかに征服した人々の諸文化に吸収されてしまったことであろう。

(二) きわめて広大な版図をもったイスラーム国家の国民には、あらゆる宗教の信者がいた。しかも例えばキリスト教徒、ユダヤ教徒、ゾロアスター教徒、サバ教徒、婆羅門教徒、仏教徒等はそれぞれ固有の伝統を担っていた。

彼らはたがいと協力しない場合でも、政治的指導者であるムスリムとはすべて協力関係をもった。彼らはそれぞれ自分たちの立場をムスリムに説明したが、ムスリム自身はこれのためにいづれをも模倣しない立場におかれた。種々の学術的主張の間には矛盾する点も多々あったからである。ただし人類と学問を裨益する目的で、それらをすべて試験にかけ、一種の総合を行なう機会をもったのである。

282

第一章 イスラーム通史

イスラームの歴史とは、具体的には過去十四世紀にわたる世界史を意味する。ここではこの歴史の主要な事件の概要を簡単に要約することしかできない。

正統カリフ

四九〇 六三二年（ヒジュラ暦一年）に、預言者は最後の息を引きとった。これに先立つ二十三年間、彼はたゆまぬ努力の結果宗教の創設に成功しただけでなく、無から一国家を建設した。当初この国家はマディーナの市の一部を支配するのみの小都市国家であったが、わずか十年間でアラビア半島全体とパレスティナ、イラクの南部を領有するほどになった。さらに彼は全面的に彼の教義を信じ、動揺することなく彼が始めた事業の継続に邁進する数十万人の信者を残したのである。

四九一 イスラームの預言者の現世的成功をまのあたりにして、彼の晩年には何人かの策謀家が自ら預言者であると唱えるようになった。預言者ムハンマドの没後の数カ月、後継者アブー・バクルの主たる任

務は、預言者の死に力づけられ、支持者を周りにつけたこれらベテン師たちを鎮圧することになった。

四九二 預言者が他界した頃には、ビザンチンとの間は戦争状態にあり、イランとの関係もほぼ同様であった。ここでムスリムの大使がビザンチン領内で暗殺されたことを想起する必要がある（前掲四四二項参照）。皇帝には賠償の意図など少しもなく、預言者の提案をすべて拒否したばかりでなく、懲罰のため派遣されたムスリム遠征軍にさからって、下手人を保護する軍事的介入さえ行なった。

イランに関しては、数年来この国とそのアラビアの保護領との間に血なまぐさい小ぜり合いが続いていた。この地域に住むある部族は、すでにイスラームに改宗していたのである。イラン人の侵略、抑圧的態度は、これを看過すれば国際的な紛糾を惹き起こしかねぬほどになっていた。当時のビザンチン帝国、ササン帝国は世界の二大強国であったことに留意しなければならない。

それに反してアラブといえば、とりわけ優れたものをもっていた訳ではなく、軍備、物的資源のいずれも欠いた一握りの遊牧民にすぎなかった。

四九三 カリフ、アブー・バクルは、いかに賞讃してもしきれぬほどの勇氣と大胆さをもってこれら両強国にたいして戦いを挑んだ。初めての遭遇戦でムスリム勢は、国境地域を占領した。ついでカリフは、平和的解決を求めてコンスタンチノーブルへ使節を送ったが、すべては徒勞に帰した。しかしカエサリア司令官の敗北に危険を感じた皇帝は、新たな軍隊を徴発した。

アブー・バクルはムスリム軍の一部をイラク（当時イラン帝國領）からシリアに送る必要があると判断した。六三四年にはエルサレム附近のアジュナダインで新たな勝利を博し、その直後にファイフル（ベツラ）で大勝したムスリム勢は、パレスティナをほぼ完全にビザンチンから奪い取った。

この頃年老いたアブー・バクルが他界し、後継者ウマルは彼が受け嗣いだ事業を維持する以外に選択の余地がなかった。程なくしてダマスカスと北シリアのエメサ(ヒムス)がムスリム勢に降った。さまざまな事実が、これらの地域の住民がムスリム勢を征服者、敵としてではなく、解放者として迎え入れたことを証している。

エメサ陥落後、皇帝ヘラクリウスが死力を尽して抵抗したため、ムスリム勢は一度でこの市の周辺から撤退し、充分に軍勢を再編成、組織する必要にかられた。撤退作戦が決められたときムスリム司令官は、この地の住民―すべてが非ムスリム―から取り立てた税金を全額返すよう命じている。臣下の保護を行ないえない場合、税金を使用する権利はないのである。したがって征服者が撤退を余儀なくされるのを見て、被征服者たちが涙を流したとしても驚くにはあたらない。

ド・フーエは、その著作「シリア征服覚書」でこう書いている。「事実シリアの人々のアラブにたいする態度はきわめて好意的であった。事実彼らはそれに相応しかったのである。なぜなら彼らが被征服民に示した寛大な態度は先の征服者(ビザンチン)たちが加えた厳しい圧制ときわ立った対照をなしていたのだから」。戦術的撤退を行なってしばらく後に、ムスリム勢は軍隊を補強して引き返し、民衆から歓呼の声をもって迎えられた。

四九四 イランの運命もさしたる相違はなかった。第一次作戦でヒーラ(現在のクーファ)その他の要塞地が占領された。シリアに分遣隊が派遣されたため、一時的な平静状態があったが、数カ月後戦闘が再開され、難なくマダーイン(クテシフォン)が陥落した。ヤズディギルド皇帝は、中国の皇帝、トルキスタン王、その他近隣の諸侯に援軍を求めたが、彼が受けることのできた援助はついに役立たず、彼の同

盟国も大きな損失を蒙った。

四九五 ウマルの時代(六三四—四四)にムスリム勢はトリポリ(リビヤ)からバルフ(アフガニスタン)、アルメニアからシンド(パキスタン)、グジュラート(インド)にかけて、またその間に横たわるシリア、イラク、イラン等の国々を領有した。

さらに彼の後継者ウスマーンの時代(六四四—五六)には、彼らは遠くドンゴラ周辺に至るヌビアを統治し、同時にアンダルシア(スペイン)の一部を占領している。また東方ではオクサス(ジャイフーン)河を越え、中国の版図を襲食した。キプロス、ロードス、クレタ諸島もイスラーム領に併合され、ビザンチンにたいする防衛戦中に、コンスタンチノープルが最初のアラブによる攻撃を経験している。

預言者の死後十五年も経たぬうちにムスリムは東西に版図を拡げ、大西洋から太平洋に近づいていった。占領された領土はヨーロッパ大陸全域に匹敵する広さであった。この電撃的な征服において驚くべき事実は、いかなる地域でも被征服者が不平を抱いていないことである。

これはまた、六五六年にムスリム勢が最初の内戦で分裂をきたしたさいにも、内部でいかなる叛乱も起らなかったことから証明されるであろう。そのさいにもビザンチン皇帝は、かつての自分の民に少しも援助を頼ることができず、慎重なシリアのムスリム統治者から、彼の中立と引替えに約束されたわずかな貢納金で満足せざるをえなかった。

四九六 この急速な拡張を一つの原因に帰せしめるのは誤りであろう。たがいに戦火を交えて力を弱めていたビザンチン帝国、ササーン朝ペルシャ帝国の弱体は、装備、組織その他物的資源に関するアラブの弱体と相殺される。ムスリムは中国からスペインにわたって集団的に住みつくことはできなかった。アラ

ブの数はこの広大な版図に分散させるには充分ではなかったのである。これらの戦闘の始まりは、むしろ政治的なものであった。

ムスリムは、強制的に宗教を押しつけようとは絶対にしなかった。このような考えは、公式的に彼らの宗教により禁じられていたのである。そして歴史的にも、被征服者にたいし、当時改宗のための強制的手段がとられなかったことは明らかである。彼らの宗教的教義の平易さ、合理性は、ムスリムたちが具体的に示した生活上の手本と相まって新たな改宗者の心を魅了した点は疑いないのである。

征服の迅速さを説明する動機として戦利品や経済的利得をあげるような低次元の説明も、種々ある原因の一つというのであろう。ただし征服者の交代は、被征服者たちにより、よりよき変更としてむしろ歓迎された。

最近エジプトで発見されたパピルスに書かれた当時の公文書によれば、アラブはエジプトにおいて税負担を大幅に軽減したことが明らかにされている。したがって同じ種類の改革が征服された諸国至るところに取り入れられた模様である。簡素なアラブの生活の慎ましさとムスリム行政官の潔癖さは、行政負担を著しく軽減させた。

イスラームにおいては、戦利品はそれを分捕った兵士のものとはならず、政府のものとなった。政府は、法に定められた比率でそれを、遠征に加わった者に配分しているのである。カリフ、ウマルは、その気になれば隠しさせることも容易であった宝石や貴重品を進んでさし出す兵士や将校の正直さを見て、しばしば驚喜している。

四九七 ここで当時のキリスト教文献を引用してこの項を終えることにする。それはあるネストリウス

派の僧正が友人にあてた書簡であり、現在に至るまで保存されている（アッセマリーニ、東洋学叢書九六一三、二頁参照）。『われわれの時代に、神が統治者たることを許されたタイイ族（アラブの一族）も、われわれの支配者となった。ただし彼らはキリスト教と敵対したりせず、むしろわれわれの宗教を保護し、僧侶や聖人たちを尊敬し、教会や修道院に財政的寄付を行なっている』。

ウマイヤ朝

四九八 六五五年の第三代カリフ、ウスマーンの死去にさいして、ムスリム世界は後継者争いに直面した。その後の二十年間に何度もこの種の争いが繰り返され、その過程で幾人もの君主が登場しては舞台から消え去った。

しかしアブドールマリク（六八五—七〇五）が権力を手にするにおよび政府はふたたび安定し新たな征服の波が起った。一方ではモロッコとスペインが、他方ではインド・パキスタン大陸の北方はもちろん、トランスオクシアナまでがムスリムの版図に入った。ボルドー、ナルボンヌ、トゥールーズ（フランス領）もまた、彼らの手に帰しているのである。

首都はマディーナからダマスカスに移された。預言者が活躍した聖なる市から、かつてはビザンチン帝国の一領州であった地域に首都が移されることに、宗教的献身も水増しされ、世俗的な活動に席を譲った。奢侈と富の濫費、えこひいきにこと欠かず、その結果反乱、動乱が相ついで起った。しかし知的、社会的諸分野における征服は続けられた。産業は大きな刺激を受け、医学は特に政府の厚い保護下にあった。政府は外国の医学書を、ギリシャ語、その他の外国語からアラビア語に翻訳する事業を助けている。

短期間ではあったが、ウマル・イブン・アブドゥル・アジーズ（八一七—二〇）の統治は輝かしく、画期的なものであった。厳格に一夫一婦制を守るといった例にも明らかな彼の敬虔さのおかげで、ふたたびアブー・バクル、ウマルの理想的な時代が再現されたのである。彼は古い没収者のリストを点検し、不当に財産を奪われた所有者、相続人にそれを返還する努力を払った。彼はまた多くの不当な税を廃止し、不公平な裁判にたいしては圧倒者がムスリムであり、被害者が非ムスリムであっても、厳格でひるむことがなかった。彼はムスリム軍が裏切りにより占領した町々、例えばサマルカンドから軍隊を撤退させるよう命じてさえいるのである。また略奪した土地の上に建てられた首都の大モスクの一部の取りこわしを躊躇なく命じている（前掲四三—四項参照）。

その結果はまさに驚くべきものであった。この王朝の初期、例えばイラクからの収入は一億デイルハムにのぼっていたが、ウマル・イブン・アブドゥル・アジーズの一代前のカリフの時代には、わずか千八百万デイルハムしかなかった。それが彼の治世下では一億二千万デイルハムに増えているのである。

彼の宗教的献身は世界中に好感を与え、シンド、トルキスタン、ペルベルの地の君主たちがイスラームに帰依している。あらゆる人々が宗教諸学に興味をもち始め、綺羅星のような学者たちが、ムスリム共同体内の諸学問を頂上にまで高めるためにひしめきあったのである。不正にたいする厳格な抑制措置により、いたるところで政府行政機関は民衆の信頼を勝ちえることになった。

四九九 この時代の記念碑的な建築物としては、六九一年に建立されたエルサレムの岩のドームがあげられる。ダマスカスその他の地にある廃墟、あるいは遺跡は、この領域におけるムスリムのいち早い成熟の証拠となっている。楽譜の表記法はいまだに発明されてはいなかったが、音楽も著しい発展を示した。

ただしこの発展の性質を明確に規定することは不可能である。

二つの大きな宗派、スンニー派とシーア派が別れたのもこの時代のことである。これら二派の相違は、預言者の後継者が選挙により選ばれるか、預言者の近親者により相続されるかという政治的な問題に基礎をおいている。近親者の相続はシーア派にとって教義的問題となり、このためにイスラーム世界は思想的に分裂し、内部でさらに諸分派が生じている。いずれにせよこの分派の登場により、種々の内戦が生じている。こうした内乱の一つがウマイヤ朝を亡ぼし、結果として七五〇年にアッバース朝がこれに代っている。ただしこの変化の過程においても、シーア派は得るところが何もなかった。

現在世界中のムスリムのうち、約十パーセントがシーア派で、その余はほとんどスンニー派である。ここでは当時登場し、現在ではごく少数が残っているにすぎないハワリージュ派という一派も存在することのみを指摘しておく。

アッバース朝

五〇〇 アッバース朝は七五〇年に権勢の座についたが、これにより初めてムスリムの版図が二つに分割されることになった。そしてこれ以降さまざまな国家が次々に独立していくのである。コルドバ（スペイン）に、対立する王朝が設立されたが、この王朝は、ダマスカスに代ってバグダードを首都とした東方アッバース朝が一四九二年に没落するまで、ついにこれと和解することがなかった。

五〇一 アッバース朝の時代には、大規模な軍事的征服はなかった。例外としては、バグダードのカリフを自分たちの君主として一応認めていた従属的な地方族長たちの存在があげられるであろう。ただし彼

らは外交、内政いずれに關してもカリフを頼りにしていなかった。ここではこのような問題に關連するインド亜大陸の状況を、別の項目で検討することにしよう。

ビザンチン帝國との關係はますます厳しく、血なまぐさいものとなり、このギリシャ帝國は小アジアを決定的に手離し、長らくヨーロッパ地域の領有のみで満足しなければならなかった。

五〇二 アッバース朝は、志願兵からなる人民軍を常備軍に切替える政策をとった。常備軍としては日ましにトルコ系の職業軍人が増えていったが、この政策の結果封建制度が生じ、のちに諸領州が獨立して、各地に太守たちの「小王朝」が亂立する結果となった。

権力奪取後一世紀ほどするうちにアッバース朝カリフは、彼らの首長としての特權を遠隔の地の支配者に委任したり、後者にそれを奪われたりしている。王朝の統治權は徐々に彼らの宮殿内にだけ限られるようになり、その余はアミールという名の實力者たちに牛耳られ、特に強力なアミールは首都を占領さえしているのである。

ここにはローマ教皇制との奇妙な対照が見られる。教皇は当初なんらの政治的權力をもっていなかったが、その後、とくに教世紀ののち神聖ローマ帝國が創立されて以來權力を享受するにいたった。彼らはしばらくの間皇帝以上の權勢をもっていたが、時が経つにつれてそれを失なっていた。

ところでカリフは当初全權を有する統治者でありながら、のちにスルターン（權勢の所有者の意）たちと權力を共有し、結局はなんの力もない名目上の首長、君主となっている。

五〇三 アッバース朝時代に、シシリー島の内戦に干渉するよう乞われたのはチュニスのアグラブ朝君主であつた。彼はシシリー島を占領するばかりか、イタリア本土に攻め入り、ローマの城壁にまで迫つて

いるのである。フランスの南部も、スイスのかなりな領土と同様彼に併合されている。この相つぐ拡大はアグラブ朝によってなされたが、この王朝は明らかに武力によってファーティマ朝にとって代られた。

シーア派を信奉するこのファーティマ朝は、首都をカイロに移し、その地で自らアッバース朝と対立するカリフとなった。この王朝の支配者はおおむね英明であったが、彼らの一人が愚かにもエルサレムの聖なるキリスト教会を毀損するような行為を行なった。これがヨーロッパを激怒させ、法王たちまでもがイスラームにたいして聖戦を主張するようになった。

その後一連の十字軍が派遣され、二百年にわたり東西の間で流血の惨が惹き起された。第一次十字軍のさい、ファーティマ朝はいち早くパレスティナを放棄しており、無辜の民間人が侵略者の狂暴性の餌食になった。さらにみじめなことに、ファーティマ朝はしばしば十字軍と手を結び、レヴァントのイスラーム勢にたいして敵対行為をとっているのである。

当時イスラーム世界は中核となる勢力をもたず、数多くの小国家、あるいは時代錯誤の都市国家に分裂し、しかもそれらは互いに争うという状態であった。西歐との戦いの経過において、小国の君主の地位はアラブからクルド人やトルコ人にとって代られていった。

第二次十字軍のさいムスリム側の英雄サラーフツィディーン（サラディン）は、シリア・パレスティナからヨーロッパ人を駆逐したばかりでなく、エジプトのファーティマ朝を倒してしまった。サラーフツィディーンと彼の後継者はかくしてバグダードのカリフを正統と認めたが、このカリフは多数の小国家の間に分割された政治権力をついに回復することができなかった。もっともこれら小国のあるものは、辺境でイスラーム圏を拡大していった。

五〇四 九二一年に「ブルガール」(ロシア領ヴォルガ川沿いのカザン地方)の王が、バグダードからムスリムの使節を派遣するよう要請してきた。そのさい任に当たったのがイブン・ファドラーンである。興味津々たる彼の旅行記によれば、このブルガール王はイスラームに帰依し、非ムスリム地域の真中に、いわばイスラームの島を創りあげたのである。コーカサスと近隣地域のイスラーム化が、緩慢ではあるが続けられた。

インド

五〇五 アフガニスタンのガズニー朝は、インド再征服に着手した。そして後の諸王朝もこの事業を受け嗣いたが、彼らはこの国の北部の領有だけで満足していた。南部に向って征服を行なったのはハルジー朝が興ったからのことである。黒人司令官マリク・カフィールは、電撃的遠征によりコモリン岬まで進出したが、南インドにムスリム國家が建設されたのはさらにその後のことである。

インドのムスリム史で特に賞め讃えられているのは大ムガル帝國(一五二六—一八五八)である。長期にわたり彼らはこの広大な大陸のほとんど全土を支配し、世界の「大國」と認められていた。だが彼らの権力の中核としての威信は、一八世紀以降地方の支配者により弱体化されていった。

イギリス人が彼らを追いつし、この国の五分の三をイギリスに併合したのは一八五八年のことである。その余の領土は土着の諸國家に分割されたが、その中にはムスリム國家もあった。これらムスリム國家が、現在にいたるまでインド・ムスリム文化を保存しているのである。

その一つ、ハイダラバードはインド中央に位置し、イタリアほどの大きさに二千万人の住民がいた。こ

の国は、そのイスラーム教育の改革に貢献する有名である。西歐的な方式で創られたこの地の大学には十二の学部があり、イスラーム神学科もあった。この大学は、すべての学科で、またあらゆる段階で、アラビア文字を用いた地方語ウルドゥー語で教育を行なった。専門化は大学課程前に始められ、その時点ですでに英語、数学その他現代教育にある諸学科とともにアラビア語、フィクフ（ムスリム法）、ハディース（預言者の言行に関する記録）が必修課目とされている。

大学課程においては、神学科の学生は高度の英語とアラビア語を学び、同時に純然たるイスラーム学の諸学科を学ぶことになる。さらに比較研究も盛んに行なわれている。フィクフと現代の法学、カラームと西洋哲学史、アラビア語とヘブライ語、あるいはヨーロッパ語、特にフランス語とドイツ語等の比較研究が行なわれるといった具合である。学生が論文を準備するさいには二人の指導者がつけられるが、一人は神学科の教授であり、他の一人は場合に応じて人文学科、もしくは法学部の教授が配される。この方式により、ある特定の問題に関してイスラーム世界における事実と当代の西洋の動向を同時に会得することができる。

ただし三十年の実績と喜ばしい結果がもたらされたにもかかわらず、現在ではその適かな記憶が残されているにすぎない。なぜなら一九四七年にイギリスがこの国から永久に立ち去ったさい、そこをムスリムのパキスタンと非ムスリムのバラットに分割してしまった。そしてこの非ムスリム国家は、近隣の土着の諸国家を併合しただけでなく、それらを解体して他の行政的連合体に組みこみ、絶えず分裂の危険をもつ言語的諸「國籍」を創りあげたのである。

五〇六　ここで記述を本題に戻そう。バグダードのカリフは、消極的な観察者として諸領州にひきもき

らず生ずる変化を傍観するばかりであった。これらの地方ではクーデターにより支配者が代り、一つの領州が分割されて二つ、またはそれ以上の単位に分けられたり、いくつかの領州が一人の手に握られたりした。ただイスラームの版図が非ムスリムの手に渡る場合は稀であった。

セルジューク朝については特に言及する必要がある。十一世紀に興隆したセルジューク朝は、コニヤ（イコニウム）に首都をおいてつとに中央アジアを領有したばかりでなく、小アジアの果てまで征服の手を伸ばした。数世紀にわたる輝かしい統治のあとで、彼らはいわゆるオットマン・トルコに席を譲っているのである。ボスフォラス海峡を渡り、ウイーンの城壁までイスラームの版図を拡大したのは後者である。

彼らの首都は初めブルサにあったが、ついでコンスタンティノープル（ビザンチウム、現在のイスタンブール）に、現在はアンカラ（アンゴラ、アンシール）に移されている。彼らの後退は十八世紀に始まり、この時点でヨーロッパの地から撤退しているが、第一次世界大戦に完敗するに及び、弱体化はその極に達した。国際的性格をもつ幸運な事件のおかげで、トルコは共和国のかたちで再興された。この共和国は当初きわめて民族主義的であり、非宗教的であったが、本来民主的なその政權は次第に熱心なムスリムである国民の宗教感情に応えざるをえなかった。

十六世紀にオットマン・トルコは、ヨーロッパはオーストリアまで、北アフリカはアルジェリアまで、アジアではグルジアからイエメンまで、その間メソポタミア、アラビア、小アジアの諸地域を領有していた。かつてムスリムの支配下にあった地域のいくつかは、現在独立国家となっているが、その他一部はソビエトの支配下に入り、非ムスリムが多数を占めるある地域はトルコから分れたことはいままでもない。

五〇七 十三世紀の時点では、タタール人の一部はいまだにイスラームに帰依していなかった。フラグ

は彼らを率い、途中で数十万人を虐殺しながら、一二五八年にはカリフが身をおいていたバグダードを破壊した。ただし彼の軍勢は、パレスティナにおいてエジプトのムスリム司令官バイバルスの手により殲滅されている。フラグは再度進攻を試み、十字軍と同盟して攻めよせようとしたが失敗に終わった。

この時期にムスリム科学の衰退が始まり、西欧科学が興隆することになる(二十世紀の今日においても、この分野においてムスリムは、アメリカ・西欧人士に非常な立遅れを見せている)。ムスリム神秘主義者たちの努力が、これら野蛮なタタール人を結集する役に立った点は見逃せない。イスラームに帰依した彼らはイスラームの大義を受け入れたばかりでなく、ヨーロッパの各地に移住し、各国に植民地を作った。現在もおその名残りをフィンランド、リトアニア、ポーランド、ソビエトのムスリム共同社会のうちに認めることができる。

アンダルシアのカリフ統治

五〇八 前述のように、アッバース朝のカリフの力が勃興したさいに、スペインは東方ムスリム地域から分離した。千年近い統治ののち、一四九二年にムスリム国家の最後の名残りがカステイリヤのキリスト教徒の手により抹殺されている。

ムスリムの統治の時代は、スペインにとっては物質的な発展と繁栄の時代であった。その地の諸大学は、絶えずヨーロッパ各地の非ムスリム学生たちを魅きつけていたのである。今なおイベリア半島で見かけられるムスリム建築の遺跡は、この分野で達成された驚くべき進歩を示している。

政治的没落ののち当地のムスリムは、彼らをキリスト教に改宗させるための血なまぐさい迫害や、図書館

館の大規模な破壊を目撃している。図書館では、印刷機がまだに發明されていない時代に、一度に数万冊の写本が焼かれているのである。

東アジアと東南アジア

五〇九 中国の大部分は、現在までのところムスリム支配を経験していない。中央アジアから進出したムスリムは、東トルキスタン（現在の新疆省）をイスラーム化した。さらに海路によったものであろうか、ムスリムは雲南省南部を心服させている。短命ないくつかの小王国が生れている事実があるが、中国チベットの数百万の人々がムスリム宣教者の平和的活動によってイスラームを受け入れている。しかし中国の大部分が現在までのところ、イスラームの一神教の圏外にある。

五一〇 東南アジアの例はこれとまったく異っている。この数世紀にわたり、南アラビアや南インドのムスリム商人が大陸のこの部分にまで旅行し、布教のための彼らの無私の努力により、マレー半島ばかりでなく、この地域の数千の島々がほぼ完全にイスラームに帰依した。インドネシアとフィリピンの南部諸島ではイスラームがきわめて優勢なのである。ただし多数の小国家に分裂していたこの地域は、次第にヨーロッパ人、とりわけイギリス人、オランダ人の隷属下に入ってしまった。

数世紀にわたる外人支配ののち、七千万人のムスリムを擁するインドネシアは、ようやく独立をとり戻した。イギリス連邦内にあって完全な主権を要求していたマレー半島は、これをきわめて平和裡に獲得した。

アフリカ

五一 一 エジプトからモロッコにかけての北アフリカ一帯は、ごく初期からイスラームの版図の中にあつた。この大陸の他の地域はそれぞれ固有の発展の歴史をもっている。東アフリカは、地理的にアラビアに近かつたため、まず最初にイスラームの影響を受けているのは当然である。その他の大部分が強度にイスラーム化されたばかりでなく、きわめて重要なムスリム諸國家が成立している。

五一 二 西アフリカがイスラームを知ったのは後のことであるが、幾人かの当地のムスリム支配者の精力的な努力——土着の文化の密着した努力——のおかげで、大部分がこの信仰に帰依した。

この地域には数世紀にわたり真正正銘のムスリム帝國がいくつか存在しているのである。アラブの年代記作者によれば、最初にアメリカ、とりわけブラジルへの航路を発見したのは、この地域の冒險的な船乗りであつたといわれる。クリストファー・コロンブスやその後継者たちのもとでブラジルに赴いたごく初期のヨーロッパ人は、その地で黒人を発見している。

歴史的文献は散佚しているが、アメリカの植民地化にブラック・アフリカのムスリムやベルベル人が参加したと信ずるに足りる理由がある。なぜならブラジルという名称であるが、ベルベル族にはビルザラという有名な部族があり、その成員は集合名詞でまさしくブラジルと呼ばれているのである。大西洋にあるバルマ島は、かつてベルベルのベニー・フワラ族にんでベネ・ホアレと呼ばれていた。この事實は上記の仮説を有力にするものであらう。

西アフリカのムスリムとアメリカの関係は、ムスリム・スペインが没落し、ヨーロッパがアメリカに航海を始めるまで続いた。ただしアフリカもフランス、イギリス、ドイツ、イタリア、スペイン、ポルトガ

ル、ベルギー等のヨーロッパ列強の餌食となった。アフリカ大陸には、イスラーム支配をかつて経験したことのない広大な地域がある。

しかしこの地域では現在でも、西欧の支配者や黒幕たちが行なう愈りない警戒、妨害にもかかわらず、イスラームが普及しつつある。最近の脱植民地化に伴ない、イスラームが多数を占める国々は、非ムスリムの独裁と圧制のとりことなっている例外的な国々があるにせよ、ほとんどが独立を勝ちとった。また他の諸地域も、より多くの自治権獲得のために邁進しているのである。仏領ソマリランド、コモレス、スベイン領サハラがその顕著な例である。

現代世界

五一三 インドネシアからモロッコにかけて、すでに国連に加盟した国家の数は三十をこえている。ヨーロッパにアルバニアがあるというならば、ソビエト領内にもいくつかのムスリム共和国があり、その自治権は徐々に増大し、イスラームの宗教についても自由がからとられつつある模様である。

イギリスが発展させた連邦制は、あらゆる非ムスリム諸国と接近したところで、もしも統率者が理性と廉直さの持主であり、私的関心に国家的関心を優先させる人物であれば、ムスリムの独立達成を妨げることが決してできない事実を証明した。

もしもスペイン、フランス、ロシア、インド、中国がそれぞれのムスリム保護領を真の自治に向かって指導するならば、具体的な解放闘争は存在理由を失ない、同時に人々は普遍的な福祉の観念に基づいて、協調、協力の精神をもって生きることができるようであろう。

五一四 今やイスラームは、事実十数世紀にわたり、主要な人種に属する人々の間で説かれてきた。例外といえは、アメリカのレッド・インディアン位であろう。

アラビア諸國の諸國民は、特にイスラーム本来の教えの「管理者」であり「貯蔵所」ともいえるクルアーンとハディースが彼らの言語で書かれている点を、自慢のたねにしている。インド・パキスタン人とマレー・インドネシア人は、二つの最も数の多い人種的グループを形成している。黒人種は、今日にいたるまでそのエネルギーを貯えつづけているという特権を享受している。

ロンドンのアーノルド・トインビーのような博識な学者たちは、人類の文明の来るべき段階に指導的な役割を果たすのは黒人であろうと躊躇なく考えている。現実にイスラームは、この人種の中におびただしい信者を獲得しつつある。これらの新たな改宗者たちが示す熱心さはひと知るところである。

五一五 世界中のムスリムの正確な数を述べることはほとんど不可能である。死亡、出産による変化はもちろんのこと、個人的理由から公表を望まない改宗者もいるからである。ただし入手しうるすべての証拠から、アダムとイヴの子孫の四分の一から五分の一が、すでに毎日カアバ神殿（マッカ）を向いて、「アッラーフ・アクバル」つまりアッラーは至大なりと唱えていることは疑いない。

第十五章 ムスリムの日常生活

誕生

五一六 もしもある宗教が特定の人種、特定の国民のためのものでなく、全人類のためのものであるとするならば、誕生には二つの種類、つまり恣意的なものと恣意的でないものが存在する。

五一七 第一の恣意的誕生、つまり自分の行為を完全に意識しうる成人による自由意志に基づく改宗があげられる。これは預言者ムハンマドが、「舌による宣言と心による肯定」と述べていることと関係している。

候補者はまず入浴するか、シャワーを浴びることが望ましい。これは無知と不信の穢れを身体から象徴的に洗い清めるためのものである。ついで彼は、普通二人の証人の前でつぎのような決まり文句を唱える。「アシュハド・アッラー・イラーハ・イッラッラフ・ワ・アシュハド・アンナ・ムハンマダン・ラッスールッラ」(私はアッラー以外に神はないことを証言します。またムハンマドがアッラーの御使いであることを証言します)。

五一八 預言者は新改宗者に名を尋ね、それがイスラーム的なものでない場合、彼に新しく、適当な名前を授けることをつねとしていた。したがってもしも「カアバの崇拜者」とか「太陽の崇拜者」、「放蕩者」、「誤まてる者」といった名前がついていた場合、預言者は決してそのような名を許さなかった筈である。

現在改宗者は一般に、聖なる預言者と、信者にとっての母ともいえる彼の妻たちの母国語、したがってすべてのムスリムの母国語であるといえるアラビア語の呼び名をもっている。

五一九 アラビア語がすべてのムスリムの精神的母国語であるとすれば、クルアーンを原典で読むために、ムスリムがそれを、少なくともそのアルファベットを学習することは彼の社会的義務である。改宗者たちは、あらゆる時代を通じてアラビア語をきわめて重視してきたため、母国語にアラビア文字を採用している例も少なくない。ベルシャ語、トルコ語、ウルドゥー語、マレー語、パンシュトウー語、クルド語、スペイン語、リトアニア語、アフリカーン語等がこの例に該当している。

イスラームへの新改宗者は、社会的義務として、アラビア文字を学習し、自国語で通信するさいにも、少なくともムスリム同志ではそれを用いることが望ましい。事実アラビア文字がその母音表記の符号とともに用いられた場合には正確さ、曖昧さの欠如といった点で世界のいかなる文字よりもはるかにすぐれている。その美的なこと、経済的価値（それが速記の表現に似ているという点で）についてはいわずもがなである。

五一九（a） 非アラブ・ムスリムが自国語にアラビア文字を採用する場合、アルファベットの文字そのもののばかりでなく、母音記号を増やす必要があった。このような増補は国と時代によって異なっている。

それというのもムスリム世界には、一定の改革案を作り、実行させるような中央の学術的權威が存在しなかったからである。事実アラビア語ではない言語、固有名詞をアラビア文字で表記するに当たり統一した方式を創り出すために、ムスリム諸国、ならびにアラビア文字を用いている非ムスリム諸国がすぐにも国際会議を催す必要は十分にあるといえよう。これにより不幸にも現在見られるような事態、つまりアラビア語ではない同じ音を異なった言語が異なった文字で表記するという混乱が避けられるであろう。

アラビア語アルファベットの文字の追加のもっとも古い例は、ペルシャ語とトルコ語に見られるものである。また母音記号の増補のもっとも古い例はスペイン人が非アラビア語のために考案したものである（この場合非アラビア語とはスペイン語で *aljamiado* であるが、これは非アラビア語、つまりイベリア半島の言語を意味する *al-jamiyat* の訛りである。この形式ではクルアーンの翻訳を初め数頁にのぼる手稿本が現存している）。

さらにアラブは現代において外国語の固有名詞の発音や、それほど重要ではないが方言のもつ特殊な音を正確に再現するため、ある種の増補が必要であるとしている。われわれの知るかぎり、これまで提案された方式でもっとも良く、正確なものは、デカンのハイデラバードにあったオスマニア大学が採用した方式であろう。この大学は固有の方式を用いてエルネスト・ニスの「諸国民の法の起源」その他の大規模な出版を行なっているが、この方式により十二もの新旧ヨーロッパ語の表記が行なわれている。このアラビア文字による表記方式の詳細は、「イスラミック・カルチャー」、ハイデラバード、一九四〇年刊四八六頁以降に見られる。

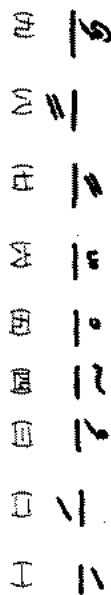
五二〇 普通アラビア語アルファベットは、二十八文字から成っている。この数は月の二十八宿に一致し、同時に一から千を示す数字としても用いられている。⁽¹⁾ なおこれを書く場合には右から左方向にむかって書く。

注一 現在は文字の順序は教育的見地から変更されている。そしてそれぞれの文字は辞書においては形態の類似性にしたがって配列されている。ちなみに形態には完全形と不完全形がある。不完全形は通常の筆記に、完全形は次の語と区別するため各語の最後に来る形である。ここでは完全形のみをあげた。

ا	ب	ج	د	ه	و	ز	ح	ط
1	2	3	4	5	6	7	8	9
ي	ك	ل	م	ن	س	ع	ف	ص
10	20	30	40	50	60	70	80	90
ق	ر	ش	ت	ث	خ	ذ	ض	ظ
100	200	300	400	500	600	700	800	900
غ								
1000								

ا	ب	ت	ث	ج	ح	خ
د	ذ	ر	ز	س	ش	ص
ض	ط	ظ	ع	غ	ف	ق
ك	ل	م	ن	و	ه	ي

右から左に並べられたこれら二十八文字は概ね以下のような音価を示している(説明のさいには煩雑を避け英語の発音に準ずる)。(一)曖昧音、母音の性質、文字の位置により a、i、u もしくは a a と発音される。(二) b (三) t (四) th (英語の θ) (五) j (六) 軟口蓋音の h (七) 軟口蓋音の kh (八) d (九) dh (dz に近い) (十) r (十一) z (十二) s (十三) sh (十四) sw (十五) dw (十六) tw (十七) zw (十八) 曖昧軟口蓋音、母音の性質により a、i もしくは u (十九) gh (軟口蓋音の g) (二十) f (二十一) q (軟口蓋音の k) (二十二) k (二十三) l (二十四) m (二十五) n (二十六) 場所により w もしくは oo (二十七) h (二十八) 場所により y もしくは ee。
アラビア文字の通常の母音記号は以下のごとくである。



上記の諸記号は右から左にかけて以下のような音価を示す。(一) a (二) i (三) u (四) aa (五) 休止 (六) 同子音重複 (七) ʾ (八) ʾ (九) ʾ。ただしこれらは、読者が読むさいに、曖昧になるのを避けたい場合にのみ用いられる。これらは手書き、印刷の場合にも普通用いられることはない。アラビア語を母国語とする読者にはこの種の補助的記号は必要だからである。

以上の文字と記号のみで、基礎的なアラビア語のためには十分である。アラビア語のひどい方言でない

かぎりこれで足り、通俗的な発音にも通用する。ただし非アラビア語を再現するさいこれでは特殊の場合に不十分である。

五二〇 (a) イスラーム圏東方のベルシャ語、クルド語、バシュトゥー語、ウルドゥー語等のような諸言語においてもまた西方諸言語においても、以下のような増補が行われ、またそれではとんと十分である。

- aw (fall の a, of go に類似)
- P
- ch (英語の chance)
- 英語の pleasure の su
- ドイツ語 sprechen, einig の ch もしくは ig
- V (英語の love もしくはドイツ語の w)
- G

フランス語 ligne の gn

鼻音の n (フランス語におけるような)

フランス語 café の e のような音、(英語 base の a に近い)

母音記号で補足されるものは以下の通りである。

ا ب ج د ه و ز ح ط ق ك ل م ن هـ و ي
 ا ب ج د هـ و ي
 ا ب ج د هـ و ي
 ا ب ج د هـ و ي

これも右から左にかけて、(一)英語の a の a (二)英語 i の i (三)短い o、フランス語 e の e のような音(四)英語 and もしくは Alien のような長い a。

五二二 つぎに問題となるのは恣意的でない誕生であるが、これはムスリムの家庭に子供が生まれるような場合である。助産婦が仕事を終えるとすぐに子供の右耳にアザーンが唱えられ、ついで左耳にイカーマが唱えられる。それは子供が耳にする最初のものが信仰の証しであり、創造者の尊崇、自らの幸福への呼びかけであるようにという配慮からなされる。

アザーン、つまり礼拝への呼びかけはつぎのようなものである。(原文と読みは付録一参照)。「アッラーは至大なり」(四回繰り返し返す)。「(私は)アッラー以外に神はなし」と証言する」(二回)。「(私は)ムハンマドがアッラーの御使いである」と証言する」(二回)。「礼拝に來たれ」(二回)。「繁栄のもとに來たれ」(二回)。「アッラーは至大なり」(三回)。「アッラー以外に神はなし」(二回)。

イカーマ、つまり礼拝の準備完了を述べる言葉は以下のような表現からなりたっている(原文と読み方は付録二参照)。「アッラーは至大なり。アッラーは至大なり。アッラー以外に神はなし。ムハンマドはアッラーの御使いなり。礼拝に來たれ。繁栄のもとに來たれ。かくて礼拝の準備は完了した。アッラーは至大なり。アッラーは至大なり。アッラー以外に神はなし」。

注一 アザーンは普通マナーラの上から声高に唱えられる。朝の礼拝の場合には、「繁栄のもとに來たれ」という言葉のあとに「礼拝は眼にまさる」アッリサラト・ハイルン・ミナンナウム」という言葉が二度繰り返し返される。シーア派はその代りに「善行のもとに來たれ(ハイヤー・アラ・ハイリル・アマル)」という言葉を唱える。

注2 イカーマは礼拝の直前に唱えられる。

若年の頃の生活

五二二 赤ん坊の髪の毛を最初に切ったおり、その重さと等量の銀もしくはそれに相当する現金を貧乏人に分け与える。可能な場合には山羊か羊を贈殺し、貧乏人や友人に振舞う。これはアキダと呼ばれる。

五二三 年令には制限がないが、男子の場合幼少の頃に割礼が施される。ただし成人改宗者にはこれが必要ではない。

五二四 子供が学業を始める年令、つまり四才頃になると、その家庭は子供が最初の授業を受けた直後に宴会を催す。そしてその子供の前で、彼を祝福する意味でクルアーン第九六章の最初の五節が唱えられる。これは無学なイスラームの預言者に下された最初の啓示であり、読み書きに関するものである。子供は一語一語それを復唱させられる。以下はその翻訳である（原文と読み方は付録三参照）。

慈悲ぶかく慈愛あまねきアッラーの御名において……

誦め、「創造主なる主の御名において。いと小さい凝血から人間をば創りなし給う。」

誦め、「汝の主はこよなく有難いお方。筆もつすべを教え給う。人間に未知なることを教え給う。」

五二五 それをすまずと子供は、礼拝の仕方を教えられ、徐々に後に詳しく述べるようなクルアーンの原文の暗誦を始める。男子、女子を問わず七才になると、両親は子供たちが礼拝の習慣を身につけるよう彼らを教育し、それに欠ける場合制裁を加える。

五二六 子供が思春期に達すると、礼拝同様断食も義務的なものになる。ただしムスリムの家庭では子供たちはそれ以前にその習慣をつける。事実子供が初めてラマダーン月に断食を行った日は非常に喜び、祝宴の時である。

普通子供が十二才になると、まず手始めに一日だけ断食を行なう。その後毎年日数を増やし、彼が九一月の断食という努力に耐えうるようにする。成人したさいにはそれが必要なのである。

五二七 巡礼は、可能な場合一生に一度行なう義務がある。それはズール・ヒジヤ月の第二週、十二日に行なわれる。そのさい人々はマッカに集まり、マッカ近郊のアラファート、ムズダリファ、ミナー等の場所ですべての期間を過ごす。種々の儀式を行なうにあたっては、職業的な案内人が巡礼者を一々指導する。その他の時期にカアバ神殿に参拝することをウムラという。その詳細は以下のごとくである。

五二七 (a) 巡礼にあたり人々は通常の衣服を用いてはならず、儀式のための正式な装い、つまりイフラームを着用しなければならない。これは縫い目のない腰布と、肩を蔽うもう一枚の布からなるもので、頭は蔽ってはならない。(女性は日常の衣服を着用できるが、華美にわたってはならない。両腕、ならびに両足は踝まで蔽う必要がある。)

外地より訪れる者は、マッカに入る前にハラムの外、つまり市の入口のところでイフラームに着換えていなければならないが、マッカの住人は市内でこれに着換えてよい。

ついでアラファートを訪れるが、そこでズルルヒツジャ月九日を丸一日礼拝と祈念で過ごす。そしてその晩はムズダリファで過ごす。その後十日、十一日、十二日をミナーで過ごす。その間毎日悪魔に対する石投げの象徴的な儀式を行う。同時にマッカを訪れ、カアバの黒石の七回まわり（タワーフ）とサアイの儀式を行なう。サアイとはカアバの近くにあるサファアとマルワの岩の間を七回歩く儀式である。タワーフのさいに唱えられる文句については付録二三、二四を参照されたい。またサアイのおりに唱えられる文句は付録二五を参照されたい。この文句はサファアとマルワの間を往復するさいに唱えられる。

イフラームを身につけてからそれを脱ぎすてるまで、信者はたえず、とりわけ礼拝のあとでタルビヤを唱え神の呼びかけに応えなければならない（原文は付録二六参照）。

五二七（b） ウムラの場合にはアラファート、ムズダリファ、ミナーで時を過ごす必要はなく、タワーフとサアイを行なえばよい。この儀式に関しては、イフラームを着用するさい、マッカの住人ですらも市の外に出なければならない。そしてタワーフとサアイを行ない、その後髪の一部を剃ると平常の状態に戻る。

五二八 ザカートとは、金銭その他の蓄え、増大する富、例えば農業、工業、鉱業の結果えられるもの、公共牧場における羊、山羊、牛、駱駝の飼育、貯金等に課せられる税である。現在では非ムスリム国ばかりでなく、ムスリム諸国の信者の個人的な慈善行為に委ねられているのは貯金の対象分であり、その余は地方政府が課税している。

ある男が若干の金額（例えば二百ディルハムとしよう。ディルハムとは預言者時代の銀貨で、ほぼ五ポンド、十四ドルに相当する）を稼ぎ、丸一年貯えていたとすれば、彼はその二・五パーセントを税として

を繰り返し唱えてやる。これはタルキームと呼ばれる。死体が硬直する前に、死者の両手は礼拝を行なう場合と同じ位置に、つまり胸の上で交差するか、両脇にまっすぐ伸ばすかする。

五三六 死者の遺体は、可能な場合埋葬前に洗い浄められる。そして通常の衣服をとりさったあと、三枚の布からなる死装束に包まれる。遺体を洗う場合、最初に石けんもしくはそれに類似するものの混ざった水を注ぎ、二度目に石けんの類を洗い流し、最後に樟脳のようなものを混ぜた水で全体を洗う。水で洗うことが不可能な場合にはタヤンムム（これについては五五二項「沐浴」の説明参照）で代行する。死者を死装束で蔽ったのち、葬儀が行なわれる（その方式については五六九項参照）。

葬儀は遺体がない場合にもとり行なわれることが可能である。葬儀はいかなる場所で行なわれようと有効なのである。墓は可能な場合マッカと平行して掘られ、死者の頭はカアバの方角に向くよう、やや右向きに置かれる。死者を墓に安置するさい、人々は「アッラーの御名において。アッラーの御使いの宗教にのっとって」（原文と発音は付録四参照）と唱える。

ムスリムの信ずるところによれば、二人の天使が死者の信仰についてある種の質問をしに墓所に彼を訪れる。死者の埋葬後、人々は死者がそれに答える方法を指示してやるかのように、墓所でこう唱えてやるのである。その文句の翻訳は以下の通りである（原文と発音は付録五参照。原文は死者が男性の場合と、女性の場合多少の相違がある。）

「アッラーの下僕よ、現実の世界を離れたさいの盟約を思い起こせ。それは次のような証言に要約される。アッラー以外に神はなし。ムハンマドはアッラーの御使いである。死後の楽園は真実であり、地獄の劫火も真実である。また墓での審問も真実であり、復活の時が来ることに疑いはない。そしてアッラー

は墓地に憩う者すべてを蘇らせ給う。お前はアッラーを主として崇め、イスラームを宗教として信じ、ムハンマドをお前の預言者とし、クルアーンを導きに、カアバ神殿を礼拝の方向に、すべてのムスリムを兄弟とすることに満足した。アッラーがお前の確信を確かなものとされますように。」(なぜならクルアーンは第十四章二七節でいっているのだから)「アッラーは信仰ぶかい人を現世においても、来世においても、善い言葉でしっかりと立たせて下さるが、邪悪な人々は迷いの道にお引き入れになる。アッラーは御心のままにいかかることもなし給う」。

また(第八章二七―三〇節参照)「静かに安らぐ魂よ、主のみもとに帰り行け、氣に入り、氣に入られて。さあわしの下僕らの仲間となるがよい。わしの楽園に入るがよい」ともある。

五三七 墓所で奢侈をきわめることは禁じられている。墓は簡単なものであればあるほどよい。余分の金はむしろ貧者や施しに相応しい者のために費やされるべきであり、この慈善行為の報酬が死者に及ぶよう神に祈ることが望ましい。

一般的慣習

五三八 日々の礼拝や一年の祝祭の他に、ムスリムにとって望ましいある種の慣習がある。とりわけ重要なものは、たえずクルアーンの原典と注釋、もしくは翻訳を学び、その内容を自分の生活に同化するためにそれについて熟考する習慣である。アッラーの言葉を祈念する以上に喜ばしいことがありうるであろうか。

五三九 信者は何ごとかを始める前にビスマッラーヒ(アッラーの御名によって)と唱え、それを

成し終えたさいにアル・ムハド・リッラーヒ（アッラーに感謝を捧げたてまつる）と唱えるべきである。あることを望み、将来のこととして約束した場合には、すぐにイン・シャー・アッラー（アッラーの御心のままに）と唱える。

五四〇 二人のムスリムが出会った時にはサラーム・アライクム（もしくはアッ・サラーム・アライクム 貴方に平安がありますようにの意）といつて挨拶し、相手も同様に答えるか、ワ・アライクム・サラームという。これらの表現はイスラーム以前の無明時代に用いられていた「今日は」「今晚は」式の挨拶より広く用いられるものである。

五四一 眠りにつくにつけ、朝眼をさますにつけ、アッラーを讃える習慣をつける必要がある（そのための一番簡単な文句はスブハー・ナッラーである）。また次のように唱えて預言者になりたいアッラーの慈悲を乞う。アッラー・フンマ・サッリー・アラー・ムハンマディン・ワ・バーリク・ワ・サッリム（神よムハンマドを祝福し、慈悲と平安を授け給えの意）。

五四二 預言者は右側を好まれた。はき物をつける時には、まず右足にはき、それから左足につけ、脱ぐ時にはその逆にした。着物を着る時にも右袖から先に通し、それから左袖を通した。髪をとかす時も頭の右半分を先にし、家やモスクは入る時にも右足を先にしている。ただし浴室や便所に入る場合には左足を先にし、出る時にはその逆にした。着物やはき物を脱ぐ時は左を先にし、ものを配る場合には右側の人々から始めた。

五四三（a） 自然の必要にかられたにせよ、恣意的にせよあらゆる行為を行なうにあたって、また例えは礼拝の準備のようなもつとも嚴肅な行為を始めるにあたって、たえず神を祈念する必要がある。ある

種の機会に聖なる預言者が用いた祈念の文句については先に記した（一六六項（も））。その他のものについてはより詳細な、大著を参照されたい。

食料と飲料

五四三 この点に關してもっとも大切な事柄は以下のようなものである。

五四四 豚（肉も脂も）はいかなる形でも食べてはならない。この点についてはアルコール飲料も飲んではならないのと同様である。

ここで後者に関する誤解を晴らす必要がある。クルアーンで用いられているハムルという言葉は、本来葡萄の果汁から作られる葡萄酒の意味であるが、預言者の時代にはすでに材料のいかんを問わずすべてのアルコール飲料を指していた。ハムルに關する一節が啓示されたさい、マディーナのムスリムが葡萄酒だけではなくあらゆる種類のアルコール飲料を捨ててしまったのはこのためである。マディーナにおいては醸造飲料は椰子の実から作られていたことに留意すべきであろう。

また肉類に關しては、ムスリムは正式に屠殺された動物、鳥の肉汁以外を食用にしてはならない。クルアーン（第五章三節）はいつている。

「お前たちに禁じられているもの（食物は）は、死獣の肉、血、豚肉、それからアッラー以外のもの（神）に捧げられたもの、絞め殺された動物、打ち殺された動物、墜落して死んだ動物、角で突き殺された動物、また他の猛獣のくらったもの、ただしお前たちが自分で手を下して最後の止めをさしたものは別である。また偶像神の石壇で屠られたもの……だがはげしい饑饉の時は、自ら好んで罪を犯そうとするのでな

く、無理強いされる者にたいしては、まことアッラーは限りない寛容と慈悲を示したまう」。

合法的な動物、鳥類にしても、非ムスリムの手で屠殺された場合、彼が天啓の書をもつ共同体（例えばキリスト教、ユダヤ教）の一員で、その宗教の正式な手続にのっとり屠殺された場合を除き、それを食べることは許されない。したがってキリスト教徒が絞殺した鶏は、ムスリムが頸を締めた鶏同様合法的な食物ではない。

五四五 正式な屠殺を行なうさいにはビスマillah（アッラーの御名において）と唱え、喉元を切る。つまり気管、食道、二本の頸動脈を切る訳である。動物が完全に死ぬまで背骨に手をつけたり、まして首を切り離したり、皮をはいたりしてはならない。

五四六 金銀の皿や食器の使用はムスリムには禁じられている。預言者はいっている。「男性は金と純絹を用いてはならない。それらは女性だけに許されたものである」。これには多少の例外がある。したがって衣服に絹を用いることは許される。歯の治療に金を用いるのもよい。カリフ、ウスマーンは金歯をしていた。

またアルファジャ・イブン・アスアドという男は、預言者自身からアルファジャが金の鼻をつけてゐたと許されたとのことである。この男は戦争で鼻を失ない、銀の人工鼻をつけていたが、これが腐食してしまったためである。

衣装と髪形

五四七 ムスリムの男性は、すべて天然の絹で作られた着物を着てはならず、赤い衣裳も禁じられて

いる。預言者は顎髭を生やしており、ムスリムもこうすることがよいとされている。

五四八 ムスリム女性は、きちんと肉体を蔽うような衣裳をつけねばならない。したがって身体の一部をあらわに多くみせる袖なし上着、肩を出した夜会服、透けてみえるような布で作った洋服等はさける必要がある。

衣裳、髪形のいずれにおいても男性の真似をしてはならないし、派手な女たちがするようなことは一切慎しむべきである。さらに礼拝を行なうにあたっては頭を蔽わなければならない。

預言者は女性がパンタロンをはくように勧めている。または女性の上衣は腰の中央より短かくてはならず、踝の下まで達している方が望ましい（アブー・ダーウード、ティルミズィー、イブン・ハンバル等多くの人々が伝えている伝承による）。

礼拝と沐浴

五四九 預言者は、「清潔は信仰の半分である」といっている。したがって礼拝を行なうにあたり、まず信者の肉体は清潔でなければならない。

普通、日常的な礼拝を行なうにあたっては、たんなる沐浴で十分である。ただし他の場合には入浴が必要とされている。このさいもシャワーを用いる方が望ましいとされている。これが必要なのは、夫婦が性交を行なったあとであり、また男性の場合夢精のあと、女性の場合月経ならびに出産後のおりものが終わったあとも必要である。毎週金曜日の集団礼拝のさいには入浴する方がよいとされている。

五五〇 入浴の方法は、一定の洗浄を行なったのち、身体中に水を頭から足まで少なくとも三回かける。

浴槽を用いて入浴した場合、それを空にしたあとで、シャワーがない場合、例えば大きな水差しで頭と肩に清潔な水を注ぐ。

五五一 沐浴の方法は以下のごとくである。まず初めに沐浴を行なう意志を明らかにするため、ビスミッラー（アッラーの御名において）と唱える。そして両手を手頭まで洗い、それから水で口をすすぎ、鼻孔を清める。ついで顔を額から頸にかけて洗い、それからまず右腕、ついで左腕を肘にかけて洗う。そして濡れた指で頭と耳孔（ある学者によれば頸も）をなで、その後まず右足、ついで左足を蹠のところまで洗う。これら一々の行為は三回ずつ行なわれなければならない（水がない場合は別である。そのさいには一度でも十分である）。

五五二 完全に水がない場合、タヤンムム、つまり土による沐浴が許される。これは医学的理由から水にさわることでできない病人にも許されている。このさいにも洗浄を行なう意志を明らかにするためビスミッラーと唱え、両手を清潔な土（家の壁でもよい）の上に置き、それから掌で顔をなでる。それからふたたび両手を土の上に置き、それから左の掌で右の前腕をなで、ついで右の掌で左の前腕をなでる。これは全能の神を前にした人間の謙遜を示す象徴的な行為である。

五五三 沐浴は礼拝ごとに繰り返す必要がない。ただし睡眠、放屁、小便、もしくは陰部から何かが出た場合、あるいは嘔吐によって先の沐浴が無効になった場合はやり直さなければならない。また便所では普通水を用いるべきであり、紙だけでは十分ではない。

五五四 礼拝のさいにはまた、清潔な衣裳をつけ、清潔な場所を選び、同時にキブラ（マッカのカアバ神殿）の方向を知っていなければならない。そのためには、ごく普通の世界地図を利用し、マッカ（ア

ラビア半島西岸のほぼ中央の方角をたやすく知ることができる。それから磁石を用いて正確な位置を求めうる。例えばイギリスにいる人々は南東を向き、アメリカ合衆国にいる者は東南東を向けば良い。

ただし地球は球形をしており、任意の場所とカアバとの最短距離が求められねばならぬ点に留意すべきである。したがってニューヨークにいる者にとって東南東が最短距離であるが、アラスカにいる者にとっては南西に近い。

カアバと正反対の地点はサンドウィッチあるいはサモア諸島のあたりであるが、例えば船でこの地点を通過している場合、四つの方角がすべて等距離になる。それゆえ方角はカアバ神殿の内部におけると同様、礼拝の指導者の選択に委ねられる。

五五五 礼拝は日に五回なされるが、そのうち毎金曜日の二番目の礼拝は集団礼拝にとって代られる。その他年に二回の特別な礼拝があるが、それは断食月の終りの祭り、マッカ巡礼のおりと一致する犠牲祭を祝うためのものである。

すべての礼拝は形式的には類似しており、長さが異なるのみである。ただし葬儀の礼拝は例外であるがこれについてはのちに五六九項で述べる。したがって夜明けに行なわれる一日で最初の礼拝は二ラカート、(この言葉については後述する)である。そして第二、第三番目の礼拝(正午と午後の礼拝)は四ラカート、四番目(夕方)の礼拝は三ラカート、五番目(夜)の礼拝は四ラカートである。金曜日と祭日の礼拝はすべて二ラカートである。預言者は五番目の礼拝のあとでいま一つの礼拝、ウィトルと呼ばれる三ラカートの礼拝を追加するよう勧めている。

五五五(a) 毎日義務的なものとされているのは、日に五回の礼拝であるが、預言者はそれぞれの

礼拝のさいに追加の礼拝を行ない、それが信者たちにたいしてもきわめて望ましい行為とみなされている。それを別記すれば、朝の祈りの前のニラカート、正午の祈りの場合、義務的な礼拝の前の四ラカート、(もしくはニラカートの礼拝二回)と後のニラカート、夕方祈りのあとのニラカート、それに夜の祈りのあとの三ラカートの礼拝である。最後の礼拝はウィトルと呼ばれているが、これはハナフィー派の場合で、他の法学派によれば初めにニラカート、ついで一ラカートの礼拝が行なわれる。これら追加の礼拝は、きわめて望ましいものである。

これ以外にもナファル、つまり義務以外の宗教的行為として好きなだけ礼拝を捧げることができる。礼拝は多ければ多いほど良いのである。さらにモスクを訪れたさいには、タヒーヤトリルマスジド(アッラーの家屋にたいする挨拶)としてニラカートの祈りを捧げることが望ましいとされている。

五五六 礼拝の仕方は以下のごとくである。信者はまず必要な沐浴をすませ、適当な場所を探し、カアバの方角に顔を向け、両手を耳のところまであげて正しく礼拝の意志を述べる。

「私は個人として(あるいは集団礼拝のイマーム、もしくはイマームに従う者として)カアバ神殿に向き、何ラカートのかくかくの祈りをアッラーに捧げます」(図一参照)。こういったあとで「アッラーフ・アクバル」(アッラーは至大なり)と唱え、両手を下におろす。マリーキー派とシーア派によれば、手は両脇に垂らし、脇にふれるような姿勢をとるが、その他の派はすべて両手を腹の上で組み合わせ、そのさい左手が下で腹にふれ、その上に右手がくるようにする(図二も参照)。

礼拝が始められたら、他人と話をしてはならず、視線は跪座したさいに額がつくあたりに固定される。そして一々の動作ごとに(立礼、座礼、正座等)「アッラーフ・アクバル」と唱える。

注1 二人だけで礼拝する場合、一人がイマームをつとめ、もう一人はイマームの右側のわずかに後に立ち、彼に従う。三人以上の場合は、イマームの後に一列もしくは数列に並ぶ。イマームに従う者は声を立ててはならず、他人にきこえぬように祈りの文句を唱えなければならない。そして動作は完全にイマームの後に従う。

322

五五七 礼拝はまずアッラーを讃える言葉（付録六）で始まり、それからクルアーンの開扉の章（付録七）と、同じクルアーンの一章もしくは数節（例えば付録三、八、九、十、十一）が唱えられる。クルアーンのある部分を除き、原典はすべて声を立てずに唱えられる。クルアーンの一部は、第一、第四、第五の礼拝のさい、ならびに金曜日、祝日の礼拝のさいにだけ声を立てて唱えられるが、それもイマームに限られている。

五五八 上述したようなクルアーンの読誦が終ると、信者は立礼し、両手を曲げずに膝の上におく。この姿勢で「讃えあれアッラー偉大なる御方」（付録一二、図三）と三回唱える。それから姿勢をなおして直立し、「われらが主よ、汝に讃えあれ」（付録一三）と唱える。この場合は手は組まず、両脇に垂らす。それから座礼を行ない、膝を曲げ、額と鼻、掌を床につける（図四 a、b）。この姿勢で、「讃えあれアッラー、至大なる御方」（付録一四）と三回唱える。

それから正座する（図五 a）がそのさい重心は左足にかけ、右足は爪先を床につけ踵を上にもむける（図五 b）、この姿勢でアッラーの許しを求める（付録一五）。それから二度目の座礼を行ない、第一回目と同様アッラーを讃える言葉を三回唱えて立ち上る。以上直立、立礼、二度の座礼を合わせて一ラカートとする。

五五九 第二ラカートは、クルアーンの開扉の章（付録七）を唱えることで始まり、それからクルア

インの他の一部（例えば付録八から十一までのどれでもよい）を続ける。

このさいアッラーを讃える言葉（付録八）は省略する。それから立礼し、三度アッラーを唱えて立ち上り、アッラーに感謝を捧げ、それから二度座礼し、第一ラカートと同じ文句を唱える。この段階で、立ち上らずに左足に重心をかけ正座したままアッラーに呼びかけ、自分の信仰を証明する言葉を述べる（付録一六）。

五六〇 第一（朝）の礼拝と金曜日、祝日の礼拝は二ラカートであるため、このアッラーへの呼びかけのあとで、祈願（付録一七）を付け加える。そして最後に顔を右に向けて「アッサラーム・アライクム・ワ・ラフマトゥッラー」（あなた方に平安とアッラーの恵みあれ）と唱える（図六 a）。それから左を向き（図六 b）、その場合にもほとんどの流派によれば上述の文句をもう一度繰り返して、礼拝は終了する。

礼拝が二ラカート以上の場合、アッラーへの呼びかけ（付録一六）のあとでふたたび直立し、すぐクルアーンの開扉の章（付録七）を唱える。（最初の二ラカートと異なり）そのあとで何もつけ加えずに立礼し、直立し、二度の座礼を行なう。

夕べの祈りのように、三ラカートの礼拝の場合、ここで座ったままアッラーへの呼びかけを行ない、祈願を唱え、右左へ向けての挨拶で礼拝を終る。

正午、午後と夜の礼拝のように四ラカートの礼拝の場合には、第三ラカートの二度の座礼を終えてすぐに立ち上り、それからクルアーンの開扉の章（付録七）を唱える。それから立礼、直立、二度の座礼を行なったあと、正座したままアッラーへの呼びかけを行ない、祈願を唱えて、挨拶をして礼拝を終る。

いくつかの特例

五六一 シャーファイイー派とハンバリー派は、朝の礼拝のさいにクヌートと呼ばれる特別の文句を唱える。その場合第二ラカートで立礼したのち直立したさい、座礼を行なう前にこの文句（付録三二）を唱える。他の流派は、預言者の慣行が一時的なものにすぎぬとして、これを正式にとり入れていない。

礼拝のさいの種々の姿勢

図一、礼拝の開始

図二、クルアーンの読誦。(a) シーア派、マリーキー派、(b) ハナファイイー派、シャーファイイー派、ハンバリー派の場合。

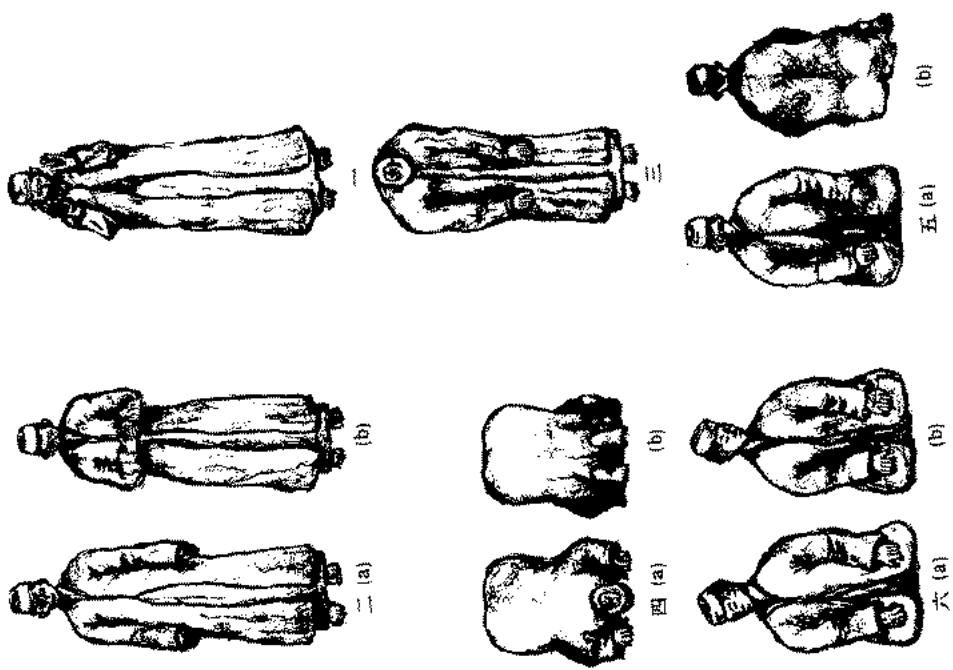
図三、ルクーウ（立礼）

図四、サジダ（座礼）、(a) 前方から見た図。(b) 後方から見た図。

図五、二度の座礼の間の正座の姿勢。(a) 前方から見た図。(b) 後方から見た図。

図六、最後の挨拶、(a) 右を向いた姿勢。(b) 左を向いた姿勢。

礼拝のさいの羅々の姿勢



五六二 ハナフィー派もクヌート(付録二二)の文句を唱えるが、これは夜の祈りの後に行うウィトルの礼拝の第三ラカートに行なう。この場合第三ラカートのクルアーン開扉の章読誦のち、立礼する前にこの文句を唱える。唱え終ったあとで立礼し、以後通常の方式で礼拝を終える。ただし集団礼拝の場合、イマームが何派に属しているようと、彼に従わなければならない。

五六三 また第二ラカートの終りで初めてアッラーへの呼びかけを行なうさい、預言者にたいする祝福を行なうべきであるとする派がある。ただし他の流派は二度目に正座した最後にこれを行なえばよいとしている。

法学派による相違

五六三(a) (一)ムスリムの間には三つの主要なグループ、つまりスンニー派、シーア派、イバーディー派(ハワリジュ派ともいわれる)があり、さらにそこからいくつかの小分派に分かれている。ただし彼らの間の相違は教義、儀礼のいずれをとってもごく僅かなものにすぎない。

この入門書において、これらの相違の詳細、歴史について言及することは妥当ではあるまい。とはいえ大都會でさまざまな流派のムスリムが同じ行為を異なった方法で行なう姿を目撃する人々は、このような相違が何に由来するかと問わずにはいられないのである。

ここでは各派の指導的な理論家の推論の結果である教義の側面を割愛して、儀礼的な問題についてののみ説明しよう。そのさいまず初めに、あらゆる主張が誰かの創意によるものではなく、預言者自身に由来していること、つまり彼の言行に関する報告から帰納的に引き出されていることに留意しなければならない

い。

(二) 預言者自身、時おりある種の行為、礼拝の文句を変えている。時には彼は自分の以前の慣行を廃棄すべきであると明言させているのである(例えば立礼のさい、預言者は初め両手を下に垂らしていた。しかしのちに両手を膝におき、先の慣行を禁じている)。しかし他の場合には、慣行を変えても特にそれに言及していない。いくつかの場合には預言者の没後数世紀のちに議論がもち上り、学者たちが預言者の言行に関する報告に異なった解釈を下している例がない訳ではない。

(三) したがって実際には、これらの相違はすべて聖なる預言者自身の異なった慣行に由来していることは明らかであり、誰もそのいずれかを蔑視する権利をもっていないのである。同一の行為を行なうさいの方法の相違がいつ生じたかを決める資料はしばしば存在せず、したがって後の慣行が先の慣行を廃棄するという法則が適用できない例が多い。ところでもしもあるシャーフイー派の信者が、ハナフィー派のイマームの指導のもとでの礼拝を拒むとするならば、それはこのシャーフイー派の男が、預言者に従うことを拒む態度に他ならない。預言者はシャーフイー派が認めていない方法できちんと礼拝を行なっていたのである。これはなんとという尊大な態度であらうか。

(四) イスラームの文獻に現れる預言者ムハンマドの呼び名の中に「アッラーに賞でられた者」(ハビーブッラー)という名がある。聖なるクルアーンは明らかに(第三章二一節)ムハンマドの中にはすべてのムスリムが範とすべき最良の資質がある、と述べているのである。実にアッラーは彼を愛するあまりムスリムたる者は預言者が廃棄しなかったありとあらゆる行為を模倣するよう望まれているのである。

同一の行為を異なった方法で行なうことに關しては、ある者がある方法を採用し、他の者が他の方法をと

る以外に解決の手段はない。したがってアッラーは彼の愛する預言者のすべての行為を異なつた流派によつて永続せよと望まれたかの感さえるのである。この点に關してはたがいに寛容の精神をもつて他を尊敬しなければならない。

礼拝の防害

五六四 礼拝中に他人に話しかけたり、放屁したり、声高に笑ったり、飲み食いした場合には礼拝は無効になる。その場合ふたたび沐浴を行なつてから新たに礼拝を行なわなければならない。ただし、礼拝のさいにある行為を忘れてしまい、後になつて想ひ出した場合、礼拝をやり始める必要はなく、最後まで続け、呼びかけ、祈願（付録一六、一七）を行なつたら二度座礼し、最後の挨拶を述べればよい。

失念を補つこの座礼のさいには、通常のアッラーにたいする讃美（付録一四）を唱えてもよいが、他の文句（付録一八）、つまり「眠ること、忘れることなきアッラーよ讃えあれ」がより相応しいとされている。

五六五 金曜日の礼拝に遅れて参加した者は、すでに行なわれてしまった部分に關して思いまどうことなく、イマームの動作に従う。

まるまる一ラカートもしくはそれ以上遅れてしまった場合には、イマームが最後の挨拶を行なつたさいに立ち上つて、遅れた部分の一ラカート、もしくはそれ以上を自分で捧げ、呼びかけ等の定めのある行為を行なつたあとで礼拝を終える挨拶をする。

例えば朝の礼拝で第二ラカートの座礼の部分で集團の礼拝に加わつた場合、イマームとともに捧げる礼

拝は一ラカートである（しかしこの一ラカートは勘定に入らない）。したがってその後立ち上ってもう一度一ラカート行ない、正座して第一の呼びかけを行ない、ついでもう一ラカート行なって礼拝を終える。ただしイマームが立礼しているさいに加わった者は、そのラカートをすべて行なったとみなされ、遅れた部分、例えばクルアーンの読誦について考慮する必要がない。ただしイマームの立礼のあとで参加した者は、直立しようが、座礼しようが、座礼の姿勢にあるうが、そのラカートを失ない、したがってイマームが挨拶したあとで不足分を補わなければならない。

一般的問題

五六六 もしもカアバ神殿の正確な方向が解らない場合には、推測を下すだけで足りる。神はどこにでも遍在されるのだから。

礼拝のさいには真摯であること、精神の集中に努めなければならない。そして（座礼のさい）額が床につくあたりを見凝め（立礼のさいには足の爪のあたりを見つめ、座礼のおりにも眼をきちんとあけている）上を仰ぎみたり、左右に向いたりしてはならない。座礼のさい、あるいは直立の姿勢に戻るさいなどに位置が前や後にずれるのは大変悪い習慣である。

五六七 礼拝の後に、アッラーに自分の望みをいかなることも祈念してよろしい。ただし最良の祈念は、クルアーンそれ自体が指示しているようなものである。

五六八 礼拝のさいの文句はアラビア語で唱えられねばならないため、それらを暗記する必要がある。そのさい、ファーティハ（開扉の章、付録七）から始めるとよい。この章は礼拝に欠くべからざる、もっ

とも基本的なものと思はれているのである。

葬儀の礼拝

五六九 葬儀の礼拝は形式的に他の礼拝とは異なる。沐浴を行なったのちカアバの方角を向き、両手を耳のところまであげ、礼拝の意志を述べ、例によってアッラーフ・アクバルを唱えたのちにアッラーを讃える言葉を述べ、それからファティハとクルアーンの一部を唱えるまでは他の礼拝と同じである。ただしそこで立礼も座礼も行なわない。クルアーンを唱え終ったのち、さらにアッラーフ・アクバルと唱え、直立したまま預言者への恵みを乞う言葉を始まり、生死を問わずすべてのムスリムを宥すよう神に願う文句を唱える（付録一九）。それから三度目のアッラーフ・アクバルを唱え、ついで死者にたいする祈りの文句（付録二十）を唱える。そして四度目のアッラーフ・アクバルを唱え、最後に挨拶をする。

病氣と旅行

五七〇 もしも病氣で床についていなければならない場合、座っていても寝ながらも、可能ながぎりの礼拝を行なえばよい。座った姿勢で礼拝する場合、立礼にあたる礼は、頭が床につかぬように行なう。横になって礼拝する場合、心の中で直立、立礼、座礼等を想いうかべながら、一々の段階でそれに相応しい文句を唱える。

五七一 旅行中の人々は預言者により、四ラカートを二ラカートに縮める許可が与えられている。また預言者は時間が十分でない場合、いくつかの礼拝を一度に行なうことも許している。例えば第二、第三の

礼拝を昼間、日没、その他任意の時間に、また第四、第五の礼拝を夜間に行った具合に行なうてかまわない（前掲一七〇項参照）。

礼拝の時間

五七二 普通第一の礼拝（ファジュール）は黎明から日の出の間、眼覚めた時間に行なう。第二の礼拝（ズフル）は、太陽が正午に子午線を越えたあとで行なわれる。このための時間は三時間ほどである。第三の礼拝（アスル）は午後遅く、日没までの間に行なうべきとされている。四番目（マグリブ）は日没の直後に行なわれるが、その後一時間半ほどがこの礼拝の時間とみなされている。最後の第五の礼拝（イシャ）は黄昏の光が失せたあと、黎明がさしそめる前までの間いつでもよいとされているが、夜中の十二時以前がより好ましいとされている。

五七三 上述のような礼拝時間は赤道地帯と熱帯の国々ではきわめて実行しやすくなる不都合もない。しかし両極に近づけば近づくほど、昼夜の長さは夏と冬では大きな相違をもたらす、そのため太陽の動きはあまり役立たなくなる。

北緯九十度、南緯九十度では、つまり極地では、太陽は冬至の一日を除いて六か月の間ずっと沈まず、他の六か月の夏至の日を除いて地平線の上にあり続ける。それより緯度の低いところでも、太陽は地平線上にあり続け、「昼」も「夜」も沈まない。その期間例えば緯度七十二度のところでは五月九日から八月四日まで、七十度では五月十七日から七月二十七日まで、六十八度では五月二十七日から七月十七日まで六十六度では六月十三日から同月二十九日までといった具合である。それに対応する冬の期間には、太陽

は地平線下にあり、二十四時間の間少しも姿を現わさない。例えば北緯六十六度の地点では、六月三十日には零時三十分太陽が出て、二十三時四十六分に沈む。また七月二日には零時三十分太陽が昇り、二十三時三十二分に沈む。つまり陽が沈んでいるその余の僅かな時間に夜の三つの礼拝、マグリブ、イシャ、ファジュルを三つとも果さなければならぬのである。

人々にはるか以前からこのような極地を訪れており、現在にはさらに旅行する機会も多く、またその地に住みついている者も多いのである。ソ連圏には多くのムスリム労働者がいるといわれている。このような特殊な地域では、礼拝ばかりでなく、毎年の断食も太陽の動きによっていないことはいうまでもない。金曜日の問題にしても陽が七回沈んでのちという規定の仕方は通用しない。したがって法学者は、このような地域では太陽の動きによらず、時計に頼るよう勤めている。ただし妥協が許される特殊な地域と、通常の地域とをどこで区切るかという問題が残る。同様にこのような特殊地域においても正確な礼拝時間を定める必要がある。種々のムスリム国家の学者たちが会議で認めた合理的な結論は以下のようなものである。

五七三 (a) クルアーン(第二章二八六節)はいつている。「アッラーは誰にも能力以上の負担を背負わせ給うことはない。」またこうも(第九四章五一六節)いつている。「苦あれば必ず楽があるもの。苦あれば必ず楽があるもの。」そして預言者は自分に従う者たちや代表者たちに向っていつている。「容易にしてやることだ。問題を面倒くさくしてはならない。人々が(イスラーム法を)嫌うように仕向けてはならず、彼らを兄弟同様に扱ってやれ」。

このような一般的指示とは別に預言者は、ムスリム、アブー・ドゥウード、ティルミズィー、イブン・マージャ等が伝えている黙示録的なハディースで異常に長い日の問題について答えている。

とも基本的なものと思われているのである。

葬儀の礼拝

五六九 葬儀の礼拝は形式的に他の礼拝とは異なる。沐浴を行なったのちカアバの方角を向き、両手を耳のところまであげ、礼拝の意志を述べ、例によってアッラーフ・アクバルを唱えたのちにアッラーを讃える言葉を述べ、それからファーティハとクルアーンの一部を唱えるまでは他の礼拝と同じである。ただしそこで立礼も座礼も行わない。クルアーンを唱え終ったのち、さらにアッラーフ・アクバルと唱え、直立したまま預言者への恵みを乞う言葉を始まり、生死を問わずすべてのムスリムを宥すよう神に願う文句を唱える（付録一九）。それから二度目のアッラーフ・アクバルを唱え、ついで死者にたいする祈りの文句（付録二十）を唱える。そして四度目のアッラーフ・アクバルを唱え、最後に挨拶をする。

病氣と旅行

五七〇 もしも病氣で床についていなければならない場合、座っていても寝ながらも、可能なかぎりの礼拝を行なえばよい。座った姿勢で礼拝する場合、立礼にあたる礼は、頭が床につかぬように行なう。横になって礼拝する場合、心の中で直立、立礼、座礼等を想い浮かべながら、一々の段階でそれに相應しい文句を唱える。

五七一 旅行中の人々は預言者により、四ラカートを二ラカートに縮める許可が与えられている。また預言者は時間が十分でない場合、いくつかの礼拝を一度に行なうことも許している。例えば第二、第三の

拝は一ラカートである（しかしこの一ラカートは勘定に入らない）。したがってその後立ち上ってもう一度一ラカート行ない、正座して第一の呼びかけを行ない、ついでもう一ラカート行なって礼拝を終える。ただしイマームが立礼しているさいに加わった者は、そのラカートをすべて行なったとみなされ、遅れた部分、例えばクルアーンの誦読について考慮する必要がない。ただしイマームの立礼のあとで参加した者は、直立していいようが、座礼していいようが、座礼の姿勢にあらうが、そのラカートを失ない、したがってイマームが挨拶したあとで不足分を補わなければならない。

一般の問題

五六六 もしもカアバ神殿の正確な方角が解らない場合には、推測を下すだけで足りる。神はどこにでも遍在されるのだから。

礼拝のさいには真摯であること、精神の集中に努めなければならない。そして（座礼のさい）額が床につくあたりを見凝め（立礼のさいには足の爪のあたりを見つめ、座礼のおりにも眼をきちんとあけている）上を仰ぎみたり、左右に向いたりしてはならない。座礼のさい、あるいは直立の姿勢に戻るさいなどに位置が前や後にずれるのは大変悪い習慣である。

五六七 礼拝の後に、アッラーに自分の望みをいかなることでも祈念してよろしい。ただし最良の祈念は、クルアーンそれ自体が指示しているようなものである。

五六八 礼拝のさいの文句はアラビア語で唱えられねばならないため、それらを暗記する必要がある。そのさい、ファティハ（開扉の章、付録七）から始めるとよい。この章は礼拝に欠くべからざる、もっ

「グッジャール（字義的には性悪の詐欺師の意）が人々を惑わしに現われるさいに、彼は地上に四十日留まるであろう。そのうち最初の一日は一年の長さがあり、次の日は一カ月、その次の日は一週間の長さがある。その余の日々の長さは普通の一日と同じである。」そこで教友の一人が立ちあがり尋ねた。「一年も長い日に礼拝は普通の五回だけで良いのでしょうか。」すると預言者は答えた。「いいや、だが計算するのだ。」

ここで述べられている最初の一日は南北緯度九十度、つまり二つの極点の場合と類似している。二日目には例えば北緯六十八度のやや南、第三日は六十六度のやや南の場合といえようか。預言者のこの指示に従ってムスリム学者たちの会議は、このような状況にある場合、太陽の動きに従わず、時計のそれに従うべきだと命じている。そして問題を簡単にするために、礼拝の時間に関しては、緯度四十五度から極地の間にいる者は、四十五度の礼拝時間を標準にするよう命じている。

五七四 赤道直下においては、日の出、日没の時間は実際的には一年中ほぼ変わらない。ただし、この問題に関する不安定性というか耐えがたい厳しさは極地においてきわまる。地理学者は赤道から極地までを九十度に分けている。それゆえ分割線は南緯四十五度、北緯四十五度となる。

赤道地帯、熱帯つまり南北緯度四十五度の間に住む人々は、四季に多少の差があるが太陽の動きに従う。そこを外れた地域に住む人々は、それぞれの地方の日の出、日没の時間に関係なく、緯度四十五度の時間を標準とする。この特殊地域においては、ある季節にはまだ陽のあるうちに断食を止め、他の季節には太陽が沈んでも断食をとらない。緯度四十五度の地域の間については後述五八三項参照。

五七五 南北緯度四十五度による分割は、理論的に地球を二つに分割する。ただし居住可能な地域の

四分の三は通常の地域に含まれるのである。

地球上の人間の圧倒的多数は、アフリカ、インド、オセアニアの全域ならびに中国と二つのアメリカ、(カナダ、アルゼンチン、チリの辺境地域を除く)のほとんど全部を含む通常の地域に住んでいる。また特に強調されるべきことは、この分割法がムスリムたちの長い年月にわたる実生活上に何ら不都合な影響を与えていないという事実である。

預言者とその教友たちによってイスラーム化されたアラビア、シリア、トルコ、エジプト、スペイン、イタリヤ、南フランス、イラン、トルキスタン、インド・パキスタン、さらに人口稠密なマレー、インドネシアといった国々は何世紀もの間に慣習となったことを行ない続けるであろう。

特殊地域の特例が適用されるのは、ヨーロッパではポルドー、ブカレスト、セバストポールの北側、北アメリカではハリファックス、ポートランドの北側、南半球ではアルゼンチン、チリの南部のきわめて小さな部分とニュージーランドの南の僅かな島々である。

イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、スカンディナヴィア、フィンランド、カザン、カナダ等のムスリム社会は、上述のような預言者自身の指示に基づいたムスリム法の明確な具体化により、利することが大きいであろう。通常の地図を参照すれば、緯度四十五度を境とする通常地域の内に住んでいるか、その外にいるかは容易に理解しうるであろう。

礼拝はなぜアラビア語でなされなければならないか

五七五(a) 礼拝(アラビア語でサラート)のさい、ムスリムがアラビア語のみを用いることは周知の

事実である。彼らはクルアーンの一部を復誦したり、アッラーの崇高さ、人間の卑小さを証言するために決りの文句を唱える。アラブも非アラブも、アラビア語を一言も知らぬ者もこうしている。預言者ムハンマドの時代にも、またその後今日に至るまで、ムスリムの居住する国、母国語がなんであれ、このしきたりに変わりはないのである。

(b) 一見したところ信者が主にたいし、自分の唱えている言葉の内容について十分知りうるような仕方では礼拝を捧げるのが当然であり、またそのほうが望ましいように思われる。もちろんそのためには母国語がもっとも良い手段であり、礼拝はムスリム共同体が用いている言語と同じ数の言語でなされてもよいという考えもあるであろう。しかしさらに熟考すれば、このような解決法に強く反対するさまざまな理由が見い出されるであろう。

(c) まず第一に形而上的、心理的理由があげられる。聖なるクルアーンによれば(第三章六節)預言者の妻たちはムスリムの母とみなされている。われわれは、これら尊敬すべき婦人たちがみなアラビア語を話していた事実を認めている。この点からみるとアラビア語はすべてのムスリムの母国語といえるのである。一体母国語で礼拝を捧げることに反対の者がいるであろうか。

(d) おそらくこの議論はすべての人々を納得させるのに十分ではないであろう。そこでさらに検討をすすめる、留意すべき点をあげよう。

イスラームによればクルアーンは神の言葉であり、クルアーン自体がその読誦は価値あることであると述べている。これは精神的観点からみて明らかであろう。信者は主自らの聖なる言葉を介して主に至る旅路を進む。主の言葉は主に至る道であり、電流をながし電球を灯らせる電線のようなものである。主の御

許に至る旅は、もちろん個々の魂が求める最終の目的である。ところで本来の神の言葉はアラビア語で啓示された。そしていかなる翻訳も人間の業であり、人間の産み出した言葉にすぎない。このようなものは問題となつてゐる神秘的な旅には少しも役立たないのである。

(e) より世俗的な理由を求める人々のためにはまず次のような点を想起しよう。つまり祈禱という意味での折り(ドゥアー)と神の尊崇という意味でのそれ(サラート)とは明確に区別されねばならない。ドゥアーに關するかぎり、つまりこれは一般的な意味での祈禱で、神との対面(ムナージャート)により神を正式に尊崇する折りとは別のものであるが、個人が自分の必要、願いを好きな姿勢で、いかなる言語により神に訴えかけようとも唯一人として反対しないであろう。それは純粹に個人的、私的な問題で、個人と創造者との直接的な連絡に關するものなのである。

それについてサラートは集團的、公的な問題であり、そのさいには集つた他の仲間の必要、要求が考慮されねばならないのである。これはサラートが原理的に他人とともに(ジャマア)行なわれることが望ましい事実を明らかにしてくれる。他人が離れて一人で行なう礼拝は許容されてこゝるものの決して推奨されてはいない。集團的礼拝がより望ましい点は明らかなのである。ここで他の人々と共に行なわれるこの集團的、公的行為に關する諸相をより詳細に検討してみよう。

(f) もしもイスラームが地域的もしくは人種的、國家的宗教であつたならば、人々はその地域、人種、國家が採用してゐる言語を用いたであらう。しかしその信徒がいずれをとつてもその余のすべての人間集團にとつて理解不可能である何百もの地域的言語を話し、地上に存在するあらゆる人種、あらゆる地域に所屬してゐるような普遍的宗教が必要としてゐるのは、これとはまったく異質のものである。

今日のわれわれの生活は日に日に國際的になっている。そして實際どの街にもそこに定住したり、一時的に滞在する種々の言語を母國語とするムスリムたちがいる。さらに外部よりの訪問者たちにたいする寛大なもてなしといった側面も十分に配慮しなければならない。

あるイギリス人が中國に行き、中國語を一言も話さなかったとする。そして道路で「チン、チャン、チュン」といった言葉を耳にしたとしよう。そのさい彼は、その言葉が何を意味するか皆目見当がつかないことは明らかである。そしてもしもそれが人口に親しまれた「アッラーフ・アクバル」という礼拝への呼びかけの中國語訳であつたとするば、彼はそれを認知することができず、結局金曜日の礼拝、つまりその時の集團礼拝を見逃してしまふ。(ちなみに中國のモスクは普通イギリス、フランスその他東洋諸地域にあるモスクとは似ておらず、マナーがない。)

同様に他國を旅行する中國人ムスリムは、もしもその地の同じ宗教の信者たちが自分たちの言葉で集團礼拝を行なう場合、共通のものを何ももたないことになる。したがって普遍的な宗教はすべての信者にとり共通なある種の基本的なものを必要とする。礼拝への呼びかけ、礼拝のさいに唱えるべき文句は明らかにこのような宗教的儀式を實行するにあたり基本的な要素をなしている。

ここで以下のような事實に言及しておくとしよう。時おり二つの異なつた言語に属する言葉で音が同じで意味が異なる場合がある。そして一方の言語では無難な意味の言葉が、他の言語では奇妙な、あるいは卑わいな意味をもつ場合がない訳ではない。この種の危険は、その言葉を使用する人間が当の言葉の属する言語を完全に理解せず、例えばそれを旅先で小耳にはさんだような場合により一層おこり易い。このようなことがあれば神にたいする礼拝の威嚴を著しく損ねるのである。ただし幼い頃から親しんできた事柄

に關しては当人がアラブでなく、特定の文句をアラビア語で唱えたとしてもこの種の混乱は生じないであらう。

(g) ときに外人嫌いという狭量な偏見を示す人間の心理的側面も決して忘れてはならない。例えば政治的(國家的)もしくは個人的摩擦により、あるイギリス人がフランス語、ロシア語その他の言語でなされる礼拝には参加しないといった事柄は日々生じうるのであらう。

しかしクルアーンとハディースの言語であるアラビア語はあらゆるムスリムの心中で高い評価と固有の輝きをもっており、信者はそれをアラブの言語でなく、預言者ムハンマドとその妻たちの言語、神自らがその最後の言葉としてわれわれに啓示するさいに選ばれた言語として用いるのである。

(h) ここで国際会議の例をあげることもできよう。例えば国連の会議に出席するさい、ひとは気紛れに表現の媒体である言語を選択する訳にはいかない。それは会議の目的に反するであらうし、また会議に出席している他の人々に自分の意を伝えることができなくなってしまうであらう。したがって参加者は自分自身で公式的に認められた言語を用いるか、自分の話の内容をその言語に翻訳させるかしなければならぬ。現在のところそれは実務的な観点から英語かフランス語ということになっているが、これについては誰も異存はないのである。

一般的な利益のためには、私的な利益を犠牲に供さなければならない。大局的にみて私的な利益を失なうことになってもそうしなければならないのである。

(i) この問題に關して同様に重要ないま一つの側面がある。翻訳はいかなるものであっても完全に原典の代りとなりえない。例えば現在すでに聖クルアーンの多くの英訳がある(それは事実上世界のほとん

どすべての言語に翻訳されているが)。それにもかかわらず旧訳のある部分が不完全であるため、他の新訳を上梓しようという試みが不断になされているのである。

これは英語についてのみではなく、世界中のどの言語についても、またこれまでのすべての翻訳についてもいえることである。ところでひとは欠陥のあるものと完全なもの、翻訳と原典のいずれを用いるべきであろうか。

(j) この点について以下のような事実を想起することにしよう。事実上イスラーム以外のいかなる宗教も、それが基礎をおく啓示の原典、その創立者の教え自体を現在そのままのかたちで所有してはいない。それはキリスト教、ユダヤ教、ゾロアスター教その他の共同体が人為的に手をつけた翻訳、もしくはよくて断片にしかすぎない。ムスリムはその点幸運にも例外的な立場にあり、完全に啓示された内容そのままの原典である聖クルアーンを所有しているのである。

(k) さらにクルアーンは散文で書かれているものの、韻律、余韻、壮麗な文体といった詩的な美しさ、魅力を十分に備えている。したがって原文中の一字を足しても引いても、詩において韻が狂うように美点が損われてしまうのである。

かつて筆者は次のような議論をしたことがある。本職の音楽家であるフランス人のムスリムがある日私に指摘した。彼はよればクルアーンの第一〇章は、ある句がかけられているのではないかというのである。

「*fee deenilaahi afvaaj, Fasabih...*」という読み方は音楽的に不可能だというのが彼の論拠であった。そのさい私の僅かなクルアーン朗読法に関する知識が役立って、私は答えた。「いいえ、その正しい読み方は「*fee deenil - lahi afvaajan - v fasabih...*」です。nとfの音は同化し、したがってnの

あと *faashih* の *i* の音を発音する前に軽い *y* の音が入るのです。」するとこの善意に満ちた兄弟である音楽家はすぐに叫んだ。「これで信仰をさらに強めましたよ。貴方の説明で音楽的な観点からみた問題は十分に解決されました。欠けている文句などありませんね。」

クルアーンの散文は、詩行と同様に計算され尽している。もしそうであるとするならば、このように完全で素晴らしいものと、それと比較すれば凡庸なものを取りかえようとする者がどこにいるであろうか。

(1) 礼拝を通じて暗誦する文句はきわめて少ないという事実を忘れてはなるまい。まずアザーンとイカーマ(礼拝への呼びかけ)がある。それから礼拝そのものとなると、アッラーフ・アクバル、スプハーナ・ラビヤルルアズィム、スプハーナ・ラビヤルルアラーという文句に短い開扉の章とそれ以外の短い二章、それにクシャッフドだけである。これは全部でも小型版の一頁を出るものではない。しかもこれらの文句の意味は一般のムスリム大衆によく理解されており、ムスリム諸国のあらゆる言語の中に滲透している。したがって子供や初心者でも苦もなくその意味を学ぶことができるのである。そしてこれらの文句の意味が理解されれば、ムスリムの礼拝はもはや意味もわからずに唱える機械的な読唱ではなくなることになる。

(m) 筆者の私見であるが、神からその預言者に啓示された原典と同程度にクルアーンの翻訳を尊重するようなムスリムは一人としていないであろう。なぜならその翻訳は所詮普通の人間の手になったものであり、預言者のつねとして神から誤りのないよう保護を受けた、不謬の人物の手によるものではないのだから。

(n) ある時一人の若い学生が、自分の唱える(もしくは折る)言葉の内容を理解することはきわめ

て重要であると主張していた。

さまざまな論議が百出したが、どうしても彼を説得しえない時に私はいった。「君が日に五回の礼拝を規則的にならず君の母國語でやると私に約束するならば、君はそうしてもよいことにしよう。」すると彼は話を中断し、二度とその問題にふれようとしなかった。これはつまり信仰、宗教儀礼を局地化しようとする人々は、結局それをきちんと実行しない人々だということなのである。少なくとも彼らは大半はこのような分類に入るのである。信者たる者は不信者、もしくはイスラームを実行せぬ者に相談をもちかける必要はない。

(○) 最後に、イマーム・アブー・ハニーフア（西暦七六七年没）の權威によるとして、礼拝のさいにクルアーンの翻訳を唱えてもよいという意見を支持する人々がいる。しかしこれは半面の眞実にしかすぎない。

彼らは、イマーム・アブー・ハニーフアが最初そのような意見をもっていたが、のちにそれを訂正している事実はふれていないのである。（この点を明確にした著作としては、アル＝マルギナーニーのヒダヤやアル＝ハスカフィーのアッ＝ドゥッ＝ル＝ムフタールといった權威ある法學者の概説書があげられる）。結局彼は一般の意見にない、通常の場合礼拝にあたりアラビア語が用いられるべきであるとしている。

もちろん新たな改宗者にたいして等、例外的な場合に関する用意もある。改宗してその日から彼は日に五回の礼拝を始める必要があり、そのさいどうしても一定の文句を暗誦しなければならないのである。

この点についてわれわれはサルマーン・アル＝ファリーシィのような好例をもっている。彼は預言者ム

ハンマド自身の許可をえて、あるベルシャ人改宗者たちのために翻訳を送りつけている（タージュウッシヤリーア著アンニハヤー—アルヒグーヤの注釈書——参照）。そしてこれら新改宗者はアラビア語の原文に慣れるまでそれを用いている。したがって数時間、数日の間は、新改宗者は翻訳を用いてもかまわないのである。

（p）以上で礼拝を捧げるさいに自分にとっての外国語を用いることの長所、短所が明らかにされたはずである。これは普遍的宗教の信者たちが礼拝を捧げるさい地域的言語（つまり母国語）を用いることにも妥当する。このような場合ひとは長所と短所とを重みにかけて選択を行ない、どちらが欠点が少ないかを見きわめなければならない。

何ゆえに太陰暦を用いるか

五七六 周知のようにイスラームは、例えば断食を行なうラマダーン月、巡礼を行なうズルヒッジャ月のように宗教儀礼を行なうにあたり年とともに季節が変っていく太陰暦を採用している。イスラーム以前のアラブも閏日の存在を知っていた。

しかし——永らく熟考した結果ともいえるが——それを廃止したのは聖預言者自身なのである。彼は死の三カ月前、最後の巡礼期間中に閏制度を非難した啓示（クルアーン第九章三七節）を受けとった。これは未改宗者の批判のたねとなり劣等感に悩み、いつでも他人を盲目的に真似たがる連中の心を軽やかした。このイスラームの改革には多くの効用があるが、そのうち三点について説明を加えておこう。

（a）断食に関するかぎり、これはきわめて有用であるといえる。なぜならばこれにより信者はある

なまなまの著作を参考にするか、学識者、あるいはエジプトのアル・アズハル、チュニジアのザイトゥー
ナ、フェス（モロッコ）のカラウィーン、その他インド、パキスタン、インドネシア等の諸機関に尋ね
られたい。

時はさして苦しくないが、必ずしもいつも容易ではないといったように、いつの季節にでも食料、飲料の欠如にたいする適性をうることができるからである。

(b) イスラームは全世界の民のものであるため、種々の気候の相違という点も考慮されねばならない。もしも断食が太陽暦のある月に定められたとすれば、その目的は、自然によって損なわれてしまつてあらう。しかも肉体的にもそれは困難になつてしまふ。

事実赤道の北に位置する北半球の夏は、その南に位置する南半球の冬にあたる。また赤道地帯において冬は快よい季節であり、極地の近くではおそろしい季節とみなされることにならう。さまざまな地域に住する信者たちの間の差別は、太陰暦を用いることにより容易に回避されるのである。あらゆる者が順次あらゆる季節に種々の宗教儀礼を経験するのである。

(c) 農作物を除く貯食、商業活動にかけられるザカートの支払いは、支払う側が意識せぬうちに増加する。つまり太陽暦の三十三年は太陰暦の三十四年に相当するが、結局支払者は太陽暦の三十三年間に三十四回税金を支払うことになる。太陰暦により雇業者の給料を支払ったのちでも、この制度により政府が貯えうる金額はかなりなものであらう。そしてそれは国家建設の費用にあてられたり、個別的には貧しい階層のために用いられるのである。

結論

五七六(a) 筆者はこのささやかな努力が、イスラームの諸相について知りたいと望む人々を啓発するといふ目的に役立つよう神に祈る者である。さらに詳細にわたる問題については、包括的かつ専門的

(٤٤) : يا مبدئ الله تذكر المهدى الذي يخرج عليه يوم الدنيا شهادة
 الله الله أكبره
 ترجمه

أَنْ لَا إِلَهَ إِلَّا اللَّهُ وَأَنْ تُعَدَّ رَسُولُ اللَّهِ وَأَنْ الْبَشَرَةُ سَمِيَّةٌ، وَأَنْ
 النَّارُ سَمِيَّةٌ، وَأَنْ النَّارُ سَمِيَّةٌ، وَأَنْ النَّارُ سَمِيَّةٌ لَا رَيْبَ فِيهَا
 وَأَنْ اللَّهَ يَسْمَعُ مَنْ فِي السُّورِ. وَلَقَدْ رَفَعْتَهُ بِاللَّهِ رَبًّا وَبِالْإِسْلَامِ
 وَلَقَدْ رَفَعْتَهُ

فِيْنَا وَيُسْعِدُ رَسُولًا بِالْفَرَارِ أَمَامًا، وَبِالْكَيْفِيَّةِ نَبِيَّةً،
 وَبِالْمُؤَيَّدِينَ إِخْوَانًا، اللَّهُ يَشْفَعُ بِكَ، يَقْبَلُ اللَّهُ الدِّينَ آمَنُوا بِالْقَوْلِ
 وَيَسْتَبِيحُ

الَّتَابِتِ فِي السَّعَاءِ الدُّنْيَا وَفِي الْآخِرَةِ وَبِخُلُوفِ اللَّهِ الطَّالِبِينَ
 وَيَقْبَلُ اللَّهُ مَا يَشَاءُ. يَا أَبَتَهَا النَّفْسُ الْمَطْلُوبَةُ لِرَبِّهِ إِلَى رَبِّكَ
 رَاحِيَةً مَرْضِيَّةً، فَادْخُلِي فِي عِلَادِي وَادْخُلِي جَنَّتِي.

(٤٥) (١) عند الاحفاف : سُبْحَانَكَ اللَّهُمَّ وَبِحَمْدِكَ
 وَتَبَارَكَ اسْمُكَ وَلَا إِلَهَ غَيْرُكَ.

(٢) عند الشافعية : وَجْهٌ لِلَّذِي فَطَرَ السَّمَاوَاتِ وَالْأَرْضِ
 حِينَئِذٍ سُبْحَانَكَ مَا أَتَانِ مِنَ الشُّرِكِيِّينَ. أَنْ حَلَّاهُ وَتَكُنْ وَمَنْ يَكُنْ

حيث يجد . اللهم إني أعوذ بك من القاتم والقهرم . اللهم
إني ظلمت نفسي ظلماً كثيراً . ولا يقر الذنوب إلا أنت
فأغفر لي وارحمني إنك أنت الغفور الرحيم .

(R) : سبحان من لا ينَام ولا يَسْهُو .

(S) : اللهم صل على محمد وبارك وسلم . اللهم اغفر

لعيّنا وبيّتنا وأهّنا وعائياً برحمتك الواسعة .

(T) : اللهم اغفر لهذا النبي أنك أنت الغفور الرحيم .

(U) : اللهم أهدنا بين هدبت ، وعائناً بين غابيت ،

وتوكلنا بين توكلت ، وبارك لنا من العبر بينا أعطيت ،

وقنا فر ما فعبت ، فأنك تقضي ولا يقضي عليك ، وأنه

لا يدل من واليت ، ولا يجر من عابيت ، تباركت ربنا وتعالىت ،

لك الحمد على ما فعبت ، تستغفرك وتثوب إليك ، وعلى الله

على سيدنا محمد .

(V) : اللهم أنا نستعينك وتستغفرنا وتؤمن بك وتوكل

عَلَيْكَ. اللَّهُمَّ إِنَّا كَ تَعْبُدُ وَلَكَ تُعَلِّي وَتَسْعُدُ وَإِلَيْكَ تَسْمُو
وَتَهْتَدُ- تَرْجُو وَتَحْتَكُ وَتَقْضِي عَذَابَكَ إِنْ عَذَابَكَ بِأَلْكَفَارٍ مُلَوِّقٍ.

(W) يَا الطَّوَّافُ إمام الحجر الأسود:

تَوَيْتُ الطَّوَّافَ بِسْمِ اللَّهِ وَاللَّهُ أَكْبَرُ- اللَّهُمَّ إِنِّي أَنَا بِكَ وَتَعْدِينَا
بِكُنْيَاكَ، وَفَاءَ بِعَهْدِكَ وَأَتَانَا لِسُنَّةِ نَبِيِّكَ سَيِّدِنَا مُحَمَّدٍ عَلَى اللَّهِ
عَلَيْهِ وَسَلَّمَ.

(X) ادعية الطواف

(الف) امام باب الكعبة:

اللَّهُمَّ إِنَّ الْبَيْتَ بَيْتُكَ وَالْحَرَمَ حَرَمُكَ وَالْأَمْسَ أَمْسُكَ
وَهَذَا مَقَامُ الْقَائِدِ بِكَ مِنَ النَّارِ.

(ب) امام باقي الجدار:

اللَّهُمَّ إِنِّي أَعُوذُ بِكَ مِنَ الشُّكِّ وَالشَّرِّكَ وَالْفَقَاقِ وَالنِّفَاقِ
وَسُوءِ الْأَعْلَاقِ وَسُوءِ الْمُنْقَلَبِ فِي الْأَمَلِ وَالسَّالِ وَالرَّذَلِ.

(ج) عند الجدار الثاني:

اللَّهُمَّ اظْلِمْنِي فِي ظِلِّكَ يَوْمَ لَا ظِلَّ إِلَّا ظِلُّكَ عَرْشِكَ وَاسْتَقِ بِكَ كُنُسِي

وَعَدَهُ - لَا إِلَهَ إِلَّا اللَّهُ ، وَلَا نَعْبُدُ إِلَّا إِيَّاهُ مُخْلِصِينَ لَهُ الدِّينَ ، وَنُحِرَ الْكَافِرُونَ .

(ع) عَلَيْهِ سَلَامٌ يَا اللَّهُ يَا إِلَهَ الْعَالَمِينَ ، لَا تُفِرْكَ لَكَ تَبَتُّ ، إِنَّ الْغَمَّ وَالْحَسَنَةَ لَكَ وَالْأَمْلَ لَكَ لَا تُفِرْكَ لَكَ .

~~~~~

يٰٓيٰٓنَا مُحَمَّدُ صَلِّ اِلٰهٍ عَلَيْنَا وَسَلِّمْ تَرْتِيحُ مَرِيْقَةً لَا اَمْلَا بِمَعْنَا  
اَيُّهَا، يَا ذَا الْمَلَكَايَ وَالْاِكْرَامِ .

(د) عند الجدار الثالث حسب الملح او الصورة :

اَللّٰهُمَّ اَسْئَلُكَ مَعْنَا مَبْرُوْرًا وَدُنْيَا مَشْفُوْرًا، وَنَسِيًا مَشْكُوْرًا، وَبِحَقْلَةِ  
اَسْئَلُكَ مَرَّةً مَبْرُوْرًا

لَنْ تَبُوْرَ بِاَعْوَبٍ بِاَعْوَبٍ .

(هـ) عند الجدار الرابع :

رَبَّنَا آتِنَا فِي الدُّنْيَا حَسَنَةً وَفِي الْآخِرَةِ حَسَنَةً وَقِنَا عَذَابَ النَّارِ  
(٧) مداد السمي بين الصفا والمروة، حسب الملح او الصورة :

رَبِّ اَفِيْزْ وَارْحَمْ : بِحَقْلَةِ عَمَّا تَعْلَمُ، اِنَّكَ اَنْتَ الْاَمْرُ الْاَكْرَمُ  
اَللّٰهُمَّ اَسْئَلُكَ مَعْنَا مَبْرُوْرًا وَدُنْيَا مَشْفُوْرًا، وَنَسِيًا مَشْكُوْرًا، وَبِحَقْلَةِ  
اَسْئَلُكَ مَرَّةً مَبْرُوْرًا

تَبُوْرَ بِاَعْوَبٍ بِاَعْوَبٍ اَللّٰهُ اَكْبَرُ اَللّٰهُ اَكْبَرُ وَفِي الصُّدُ اَللّٰهُ اَكْبَرُ عَلَى  
مَا هَدَانَا وَالْحَمْدُ لَكَ عَلَى مَا اَوْلَانَا . لَا اِلٰهَ اِلَّا اَللّٰهُ وَحْدَهُ، لَا شَرِيْكَ لَكَ،  
لَكَ اَللّٰهُمَّ وَلَكَ الْحَمْدُ، وَهُوَ عَلَى كُلِّ شَيْءٍ قَدِيْر . لَا اِلٰهَ اِلَّا اَللّٰهُ  
وَحْدَهُ، صَلِّ عَلَى رَسُوْلِهِ، وَنُصِرْ عِيْنَهُ وَاعُوْزْ جُنْدَهُ وَهَدِّمْ اَلْحَرَامَ

付録の翻訳

五七八

(A、B、C、D、E)、本文の中にすでに翻訳が付されている。

(F)(1)、ハナフィー派の場合

おお神よ あなたに栄光と賞讃あれ。あなたの御名の祝福されんことを。あなたを除いて神はなし。

(2)、シャーフイー派の場合

多神教を信ぜず、誠実にして従順な者として私は、自分の顔を天地の創造主に向けます。私の礼拝も動行も、また私の生も死もよろず世の主におわすアッラーのもの。アッラーに伍するものはなにひとつない。そして私はそれ(アッラーへの信仰)を命ぜられ、まず第一に従順の態度を示す者。

(G) 慈悲ふかく慈愛あまねきアッラーの御名において。讃えあれ、アッラー、万世の主、慈悲ふかく慈愛あまねき御神、審判の日の主宰者。汝をこそ我らはあがめまつる、汝にこそ救いを求めまつる。願わくば我らを導いて正しき道を辿らしめ給え、汝の御怒りを變る人々や、踏みまよう人々の道ではなく、汝の喜し給う人々の道を歩ましめ給え。アーメン。

(H) 慈悲ふかく慈愛あまねきアッラーの御名において。日ざし傾く頃にかけて。おしなべて、人はみな浮ばれぬもの。そうでないのは、信仰に入り、義しいことに精出して、かたみに真理勤め合い、かたみに忍耐勤め合う人。

(I) 慈悲ふかく慈愛あまねきアッラーの御名において。われらはお前に潤沢を授けよう。さあ主に祈りをするのだ。犠牲をささげるのだ。お前を憎むようなものは、かならずたねなしにしてやるぞ。

(J) 慈悲ふかく慈愛あまねきアッラーの御名において。告げよ、「これぞ、アッラー、唯一なる神、永劫不滅のアッラーぞ。子もなく親もなく、ならぶ者なき御神ぞ。」

(K) アッラー。かれを除いて神はなく、とわに生き、万物をしるしめす御方。まどろみも眠りもかれを把えることなく、七天にあるもの、大地にあるものみなかれに帰属する。かれの許しなく、かれにとりなしを行いうる者がどこにいるであらうか。かれは人々の前にあるもの、後にあるものをすっかりお見通し。ところでかれ以外のものはかれが望み給うもののほかその知識をなにつ知りえない。かれの玉座の足おきは七天と大地を含み、かれはそれらを倦むことなく保持される。かれこそは至高にして至大の御方。

(L) わが主、偉大なる神に栄光あれ。

(M) アッラーよ、あなたを賛える者の賞讃の声を聞きたまえ。われらが主よ、あなたに讃えあれ。

(N) わが主、至高の神に栄光あれ。

(O) わが主よ、私を宥し、あわれみたまえ。

(P) もっとも祝福あふれる挨拶、こよなき敬愛の想いをアッラーにささげます。預言者よ、あなたに平安あれ。またアッラーの慈愛と祝福のあらんことを。われらにもまた敬虔なるアッラーの下僕たちにも平安のあらんことを。私はアッラー以外に神はないと証言します。またムハンマドがかれの下僕、御使であることを証言します。

(Q) 神よハンマドに格別の寵愛をたれたまえ。ちょうどあなたがイブラーヒームとその一統に寵愛をたれたもつたように。まことにあなたは賞讃にあたいし、栄光あふるる御方です。またムハンマド

とその一統に祝福を与えたまえ。あなたがイブラヒームとその一統に祝福を与えたもうたように。またあなたにあなたは賞讃にあたいし、栄光ある御方です。神よ、私は罪と負債をのがれてあなたのみもとに救いを求めます。神よ、私は自分の魂を多くの不正で汚した者です。そのかずかずの罪を宥すことのできるのは、貴方においてありません。ですから私をお宥し下さい。私に慈悲のとばりをおかけ下さい。まことにあなたはよく宥し、限らない慈悲をたれたもう御方です。

(R) 眠りもせず、まどろみもせぬ御方に栄光あれ。

(S) 神よ、ムハマンドに格別の寵愛をたれたまえ。かれに祝福と平安を与えたまえ。神よ、われらの生ける者、死せる者、ここに在る者、いない者おしなべてあなたの広大な御慈悲によりお宥し下さい。

(T) 神よ、ここなる死者をお宥し下さい。まことにあなたはよく宥し、慈悲あまねき御方。

(U) 神よ、あなたが正しく導かれた者の道にわれわれを導きたまえ。あなたが守りたもうた者の避難所でわれわれを守りたまえ。あなたが庇護者となりたもうた者同様にわれわれの庇護者となりたまえ。またあなたがこれまで授けられたと同じよきことをわれわれに授けたまえ。あなたが定められた悪からわれわれを守りたまえ。あなたこそよろずを定め、なにもものもそれにさかえないのですから。

あなたが庇護者となられた者は決して卑められず、あなたを敵とする者はいかなる名誉も与えられせん。われらが主よ、あなたは至福至高の御方です。あなたの定められたことに讃えあれ。われわれはあなたに宥しを求め、懺悔します。アッラーよ、われらが長ムハンマドに格別の寵愛をたれたまえ。

(V) 神よ、われわれはあなたにこそ助力を求め、宥しを乞い願います。またあなたをこそ信じ、そのみどころにすべてを委ねます。神よ、われわれはあなたをこそあがめまつり、あなたに祈り、拝跪しま

す。そしてあなたの御許に近づこうと努め、道を急ぎます。われわれはあなたの慈悲を乞い願います。またあなたの罰をおそれます。あなたの罰は、われわれを不信の壁にしてしまうのですから。

(W) カアバ神殿の黒石の前で七回めぐりを行なう意志を示す文句

アッラーの御名により私はこれから七回めぐりの儀式を行います。アッラーは至大なり。神よ、私はあなたと天啓の書の正しさを信じ、あなたとの誓約に忠実に、またあなたの預言者にしてわれらが長、ムハンマドの先例にならってこれを行います。ムハンマドにアッラーの祝福と平安のあらんことを。

(X) 七回めぐりのさいの祈願の文句

(1) カアバ神殿の戸口の前で

神よ、この家はあなたの家居。この聖域はあなたの聖域。この安全はあなたの安全。これは地獄の却火を逃れあなたに避難を求める者の場所。

(2) 第一壁の途中で

神よ、私は疑惑、多神教、分裂、偽善、道徳的頹廢、家族、財産、子孫にまで及ぶ惡道から逃れて、あなたに避難所を求めます。

(3) 第二壁の途中で

神よ、あなたの玉座の影しか影のない寒き日に、われわれに影をなげかけたまえ。われらが長ムハンマド！アッラーよかれに祝福と平安を与えたまえ！の盃で、そのあと決して渴きを覚えぬような甘く渴きをいやす飲ものを与えたまえ。おお限りなき權威と寛大の持ち主よ。

(4) 第三壁の途中で(正式の巡礼(ハッジ)、略式の巡礼(ウムラ)のいずれの場合にも通用する)

神よ、これを有効な巡礼（もしくはウムラ）となしたまえ。そして罪を宥し、努力を賞で、商いを成功させたまえ。お力ならぶ者なく、宥し多き御方。

（5） 第四壁の途中で

われらが主よ。この世において善きことを、またあの世においても善きことを授けたまえ。そして却火の罰から守りたまえ。

（V） サファアとマルワの間を往き来するサアイの行のさいの祈願の文句。（正式の巡礼、略式の巡礼のいずれにも通用する。）

わが主よ、宥したまえ。慈悲をたれたまえ。あなたの知りたもうすべてのことを宥したまえ。まことにあなたは力ならぶ者なく、この上なく寛大な御方。神よ、これを有効な巡礼（もしくはウムラ）となしたまえ。そして罪を宥し、努力を賞で、商いを成功させたまえ。お力ならぶ者なく、宥し多き御方。アッラーは至大なり。アッラーは至大なり。アッラーは至大なり。讃えあれアッラー。われわれに正しき道を示したもうたアッラーは至大なり。われわれにかくも恩寵を下されたアッラーよ、讃えあれ。唯一なるアッラーを除いて神はなし。かれに伍するものはない一つなく、王国はかれにのみ属し、賞讃はかれにのみ帰するものである。またかれは万能におわします。唯一なるアッラーを除いて神はなし。かれは約束を確実にはたし、その下僕（ムハンマド）を助け、その軍勢の力を強め、かれのみが相集う敵を打ち破りたもうた。アッラー以外に神はなし。われわれはかれ以外の者を信ぜず、かれのために宗教を純化する。いかに不信の聲が忌み嫌おうとも。

(Z) タルビヤ

あなたの御許に参りました、神よ。御許に参りました。御許に参りました。あなたに伍するものはありません。御許に参りました。なべて賞讃も恩恵も、また主権もあなたのためのもの。あなたに伍するものはなに一つありません。

وَمَتَّاعِي لِلَّهِ رَبِّ الْعَالَمِينَ . لَا تَزِيدَنَّ لَهُ وَبِذَلِكَ أَمَرْتُ وَأَنَا أَوَّلُ  
السَّالِفِينَ .

(G) فاتحه : بِسْمِ اللَّهِ الرَّحْمَنِ الرَّحِيمِ . الْحَمْدُ لِلَّهِ رَبِّ الْعَالَمِينَ .  
الرَّحْمَنِ الرَّحِيمِ . مَالِكِ يَوْمِ الدِّينِ . إِيَّاكَ تَعْبُدُ وَإِيَّاكَ تَسْتَعِينُ .  
إِغْنِ عَنِ الْفَرَاطِ السَّيِّئِينَ . مِرَاطِ الَّذِينَ آمَنُوا عَلَيْهِمْ . غَيْرِ الْمَغْضُوبِ  
عَلَيْهِمْ وَ لَا الْعَالِينَ . آمِينَ .

(H) : بِسْمِ اللَّهِ الرَّحْمَنِ الرَّحِيمِ . وَ الْقَصِيرِ . إِنَّ الْإِنْسَانَ  
لِرَبِّهِ خَشِيرٌ . أَلَّا الَّذِينَ آمَنُوا وَعَمِلُوا الصَّالِحَاتِ وَتَوَاصَوْا بِالْحَقِّ  
وَتَوَاصَوْا بِالْعَمْرِ .

(I) : بِسْمِ اللَّهِ الرَّحْمَنِ الرَّحِيمِ . إِنَّا أَطَعْنَاكَ الْكَوْنُوتِ .  
صَلِّ لِرَبِّكَ وَ أَخْرُ . إِنَّ شَافِعَكَ هُوَ الْإِيْتَرِ .

(J) : بِسْمِ اللَّهِ الرَّحْمَنِ الرَّحِيمِ . قُلْ هُوَ اللَّهُ أَحَدٌ . اللَّهُ الصَّمَدُ .  
لَمْ يَلِدْ وَلَمْ يُولَدْ . لَمْ يَكُنْ لَهُ كُفُوًا أَحَدٌ .

(K) : اللَّهُ لَا إِلَهَ إِلَّا هُوَ الْعَلِيُّ الْغَنِيُّ لَا تَأْخُذُهُ سِنَّةٌ وَلَا

تَرْتَمِي لَهَا فِي السَّمَوَاتِ وَتَأْتِي فِي الْأَرْضِ مِنْ ذَا الَّذِي يَنْفُثُ مِنْهُ  
الْأَيَّامُ يَسْلُمُ مَا بَيْنَ أَيْدِيهِمْ وَمَا خَلْفَهُمْ وَلَا يُحِيطُونَ بِشَيْءٍ  
مِنْ عِلْمِ الْإِلَهِيَّةِ ثُمَّ يَنْسُخُ مِنْ أَنْبَاءِ السَّمَوَاتِ وَالْأَرْضِ وَلَهُ الْفُتُورُ  
حَافِظًا وَمُوْتَقِيًّا الْعَلِيمُ

(L) : سُبْحَانَ رَبِّيَ الْعَظِيمِ .

(M) : سَمِعَ اللَّهُ لِمَنْ حَدَّثَهُ . رَبَّنَا لَكَ الْحَمْدُ .

(N) : سُبْحَانَ رَبِّيَ الْأَعْلَى .

(O) : رَبِّ اغْفِرْ لِي وَارْحَمْنِي .

(P) : اَللّٰهُمَّ اِنَّا نَسْأَلُكَ السَّلَامَاتِ الصَّلَوَاتِ الطَّيِّبَاتِ فِيهِ . السَّلَامُ

عَلَيْكَ أَيُّهَا النَّبِيُّ وَرَحْمَةُ اللَّهِ وَبَرَكَاتُهُ . السَّلَامُ عَلَيْكَ وَ عَلَى عِيَادِ اللَّهِ  
الصَّالِحِينَ . أَشْهَدُ أَنْ لَا إِلَهَ إِلَّا اللَّهُ وَأَشْهَدُ أَنَّ مُحَمَّدًا عَبْدُهُ وَرَسُولُهُ .

(Q) : اَللّٰهُمَّ صَلِّ عَلَى مُحَمَّدٍ وَعَلَى آلِ مُحَمَّدٍ كَمَا صَلَّيْتَ عَلَى

إِبْرَاهِيمَ : عَلَى آلِ إِبْرَاهِيمَ إِنَّكَ حَمِيدٌ مَجِيدٌ وَبَارِكْ عَلَى مُحَمَّدٍ  
وَعَلَى آلِ مُحَمَّدٍ كَمَا بَارَكْتَ عَلَى إِبْرَاهِيمَ وَعَلَى آلِ إِبْرَاهِيمَ إِنَّكَ

ズフマー　　ワ・フワリルリアリユリルリズズイーム

(L)　　スブハリーナ・ラッビヤルルルズズイーム

(M)　　サミアッラフ・リ・マン・ハミダ

(N)　　スブハリーナ・ラッビヤルルアラー

(O)　　ラッビ・グフィール・リー・ワ・ルハムニー

(P)　　アッハタハイヤートルムバールカトッハサラワートッハタイイバート・リッハラー  
アッハサラーム・アライカ・アイユハンナビーユ・ワ・ラフマトッハラーヒ・ワ・バラカトフ　アッ  
ハサラーム・アライナ・ワ・アラー・イバディッハラーヒッハサリヒーン　アシュハド・アッ・  
ラー・イラーハ・イッラッハラーフ　ワ・アシュハド・アンナ・ムハンマダン・アブドゥフ・ワ・ラスー  
ルフ

(Q)　　アッラーフンマ・サッラー・アラー・ムハンマディン・ワ・アラー・アリー・ムハンマディ  
ン・カマー・サッラィタ・アラー・イブラーヒマ・ワ・アラー・アリー・イブラーヒマ・インナカ・  
ハミードウン・マジード　ワ・パリーク・アラー・ムハンマディン・ワ・アラー・アリー・ムハンマディ  
ン・カマー・パリーク・アラー・イブラーヒマ・ワ・アラー・アリー・イブラーヒマ・インナカ・  
ハミードウン・マジード　アッラーフンマ・インニー・アウズ・ビカ・ミナリルマアサミ・ワリル  
マグラム　アッラーフンマ・インニー・ザラムト・ナフシー・ズルマン・カシーラン　ワ・ラー・ヤグフイ  
ルッハズヌーバ・イッラー・アンタ　ファ・グフィール・リー・ワ・ルハムニー・インナカ・アンタリル  
ガフルッハヒーム

フ・ワ・ビ・ザリーカ・ウミルトウ　ワ・アナ・アウウルルムスリミーン

(G)　ビスミッララーヒッラフマーニッラヒーム　アルハムド・リッララーヒ・ラッビル  
アラーミーン　アッラフマーニッラヒーム　マリーキ・ヤウムッディーン　イーヤーカ・ナアブドゥ  
・ワ・イーヤーカ・ナスタイン　イフディナッスィラタルルムスタキーム　スィラタッラ  
ズィーナ・アンアムタ・アラヒム　ガイリルルマゲドゥービ・アラヒム・ワ・ラッダグーリ  
アーミーン

(H)　ビスミッララーヒッラフマーニッラヒーム　ワルルアスル　インナルルインサーナ  
・ラ・フィー・フスル　イッラッラズィーナ・アーマヌー・ワ・アミルッサリハーティ・ワ・タ  
サウ・ビルルハッキ・ワ・タワサウ・ビッサブル

(I)　ビスミッララーヒッラフマーニッラヒーム　インナー・アアタイナーカ  
ハルルカウサル　ファ・サッリ・リ・ラッビカ・ワ・ンハル　インナ・シャーニ  
アカ・フワルルアブタル

(J)　ビスミッララーヒッラフマーニッラヒーム　クル・フワッラフ・ア  
ハダアッラーフ　ハサマド　ラム・ヤリド・ワ・ラム・ユウラド・ワ・ラム・ヤクッ  
ラフ・クフアン・アハド

(K)　アッラーフ　ラー・イラーハ・イッラー・フワルルハイユルルカイ  
ユーム　ラー・タア　フズフ・シナトゥン・ワ・ラー・ナウム　ラフ・マ  
ー・ファイルルアルド　マン・ザッラズィー・ヤ  
シユファウ・インダフ・イッラー・ビ・イズニヒ　ヤアラム・マ  
ー・バイナ・アイデイーヒム・ワ・マ  
ー・ハルファフム　ワ・ラー・ユヒトウーナ・ビ・シャイ  
イン・ミン・イルミヒ・イッラー・ビ・マ  
ー・シャア　ワシア・クルシーユフッ  
サマーワイ・ティ・ワルルアルダ　ワ・ラー・ヤウ  
ドゥフ・ヒフ

五七九

(B) アッラーフ・アクバル アッラーフ・アクバル アシユハド・アッ・ラー・イラーハ・イッラー  
 ヲハラーフ アシユハド・アンナ・ムハンマダン・ラズールッハラー ハイヤー・アラッハサラー ハイヤー  
 ・アラハルハフ・アラーフ アッラーフ・アクバル アッラーフ・アクバル ラー・イラーハ・イッラー  
 ラーフ

(D) ビスミツロラーヒ・ワ・アラト・ミツラテイ・ラスーリツロラー

(E) ヤー (アブダツロラーヒ・ズクルまたはアマツロラーヒ・ズクリ) アルロアブダツロラー  
ズイー (ハラジュタまたはハラジュティ) アライヒ・ミナツロドウンヤー・シャハーダタ・アツ・ラー・

イラーハ・イツラッララーフ　ワ・アンナ・ムハンマダッラスールッララー　ワ・アンナホルロジヤン  
ナタ・ハック　ワ・アンナンロナーラ・ハック　ワ・アンナホルロカブラ・ハック　ワ・アンナッロサー  
アタ・アーテイヤトッ・ラー・ライバ・ワイハー　ワ・アンナッララーハ・ヤブアス・マン・フィホル  
ロクブール　ワ・(インナカ・ラデイータまたはインナキ・ラデイーティ)　ビッララーヒ・ラッパン　ワ  
・ビホルロイスラーミ・デイーナン　ワ・ビ・ムハンマディフ・ラスーラン　ワ・ビホルロクルファアニ  
・イマーマン　ワ・ビホルロカアバティ・キブラタン　ワ・ビホルロムウミニナ・イフワナナ　アッ  
ラーフ(ユサッビトカまたはユサッビトキ)　ユサッビトッララーフッラズイーナ・アーマヌー・ビ  
ルロカウリッロサービティ・フィホルロハヤーティッロドウンヤト・ワ・フィホルロアーヒラ　ワ・ユ  
ディッルッロラーフ・マミ・ヤシャール　ヤミ・アイヤトハンロナフスホルロムトマインナト・ルジイー  
・イラー・ラッビキ・ラーディヤタン・マルデイーヤ　ファ・ドフリー・フィ・イバーディ・ワ・ドフ  
リー・ジャンナティ

(F) (一)、ハナフィー派の場合

スブハーナカッラフンマ　ワ・ビ・ハムディカ・ワ・タバールカ・スムカ　ワ・ラー・イラーハ・  
ガイルカ

(2)、シャーフイー派の場合

ワッジャフト・ワジュヒヤ・リッロラズイー・ファタラッロサマーワーティ・ワホルロアルダ・ハニ  
フアン・ムスリマン　ワ・マミ・アナ・ミナホルロムシユリキーン　インナ・サラーティ・ワ・ヌスキー  
ワ・マフヤーヤ・ワ・ママーティ・リッロラーヒ・ラッビホルロアーラミーン　ラー・シャリカ・ラ

(R) スブハーナ・マッハラー・ヤナーム・ワ・ラー・ヤスフー

(S) アッラーフンマ・サッリ・アラー・ムハマディン・ワ・パリーク・ワ・サッリム アッラー  
フンマ・グフィル・リ・ハイイナ・ワ・マイイティナー・ワ・シャーヒディナー・ワ・ガイービナー・  
ビ・ラフマティカハルワシ

(T) アッラーフンマ・グフィル・リ・ハーザル・マイイティン・ナカ・アンタル・ガフルッ  
ルッラヒーム

(U) アッラーフンマ・フディナー・フィー・マン・ハダイタ ワ・アーフィナー・フィー・マ  
ン・アーファイタ ワ・タワツラナー・フィー・マン・タワツライタ ワ・パリーク・ラナー・ミナハル  
ハハイリ・フィー・マー・アタイタ ワ・キナー・シャツラ・マー・カダイタ ファ・インナカ・タク  
ディー・ワ・ラー・ユクダー・アライカ ワ・インナフ・ラー・ヤズィッル・マン・ワーライタ ワ・  
ラー・ヤイツズ・マン・アダイタ タバーラクタ ラッパナー・ワ・タアーライタ ラカハルハムド  
・アラー・マー・カダイタ ナスタグフィルカ・ワ・ナトゥーブ・イライカ ワ・サッラッラフ・ア  
ラー・サイイディナー・ムハンマド

(V) アッラーフンマ・インナー・ナスタイーヌカ・ワ・ナスタグフィルカ・ワ・スウミヌ・ビ  
カ・ワ・ナタワツカル・アライク アッラーフンマ・イーヤーカ・ナアブド・ワ・ラカ・ヌサツリ・ワ  
・ナスジュド ワ・イライカ・ナスアー・ワ・ナフフィドゥ ナルジュ・ラフマタカ・ワ・ナフシャ  
・アザーバカ インナ・アザーバカ・ビハルルクッファリー・ムルヒク

(W) カアバ神殿の黒石の前で七回めぐりを行なう意志を示す文句

ナワイトウツリタワフア・ビスミツヒラヒ・ワツヒラフ・アクバル アツラーフンマ・イーマト  
ナン・ビカ・ワ・タスディカン・ビ・キタービカ ワ・ワファアン・ビ・アフディカ・ワツ・ティバ  
アツ・リ・スンナティ・ナビーイカ・サイイディナー・ムハンマディン サツラツヒラフ・アライヒ・  
ワ・サツラム

(X) 七回めぐりのさいの祈願の文句

(a) カアバ神殿の戸口の前で。

アツラーフンマ・インナリルバイタ・バイトク ワヒルハラマ・ハラムク ワヒルアムナ・アム  
ヌク ワ・ハーザー・マカームルルアイズイ・ビカ・ミナンナール

(b) 第一壁の途中で

アツラーフンマ・インニー・アウーズ・ビカ・ミナツリシャッキ・ワツリシルキ・ワツ・シカーキ・ワ  
ンニフアーキ・ワ・スーイリルアフラーキ・ワ・スーイリルムンカラビ・フィリルアフリ・ワ  
ルハマーリ・ワヒルワラド

(c) 第二壁の途中で

アツラーフンマ・アズィリニー・フィー・ズィリカ・ヤウマ・ラー・ズィラ・イツラー・ズィ  
ル・アルシク ワ・スキニー・ビ・カアシ・サイイディナー・ムハンマディン・サツラツヒラフ・アラ  
ヒ・ワ・サツラム・シャルバタン・ハニーアタン・マリーアタツヒラー・アズマウ・バアダハー・ア  
ダン・ヤー・ザリルジャラーリ・ワヒルロイクラーム

(d) 第三壁の途中で (正式の巡礼、略式の巡礼いずれにも通用する)

アッラーフンマ(ジュアルフ・ハッジャン・マブルラーまたはジュアルハー・ウムラタン・マブルラ)ワ・ザンバン・マグフーラー ワ・サアヤン・マシクラー ワ・ティジャーラタラン・タブーラ・ヤー・アジーズ・ヤー・ガフル

(e) 第四壁の途中で

ラッパナー・アーティナー・フィッロドゥンヤ・ハサナタン・ワ・フィロルハーヒラティ・ハサナタン・ワ・キナー・アザーバンナール

(Y) サファーとマルワの間を往き来するサアイの行のさいの祈願の文句(正式の巡礼 略式の巡礼のいずれにも通用する)

ラッビ・グフィル・ワ・ルハム・ワ・タジャーワズ・アンマー・タアラム インナ・アンタリルハアッズリルハアクラム アッラーフンマ(ジュアルフ・ハッジャン・マブルラーまたはジュアルハー・ウムラタン・マブルラ)ワ・ザンバン・マグフーラー ワ・サアヤン・マシクラー ワ・ティジャーラタラン・タブーラ・ヤー・アジーズ・ヤー・ガフル アッラーフ・アクバル アッラーフ・アクバル ワ・リッララーヒルハムド アッラーフ・アクバル アラー・マー・ハダーナ ワ・リルハムド・リッララーヒ・アラー・マー・アウラーナ ラー・イラーハ・イッラッラッラーフ・ワフダフ ラー・シャリーカ・ラフ ラフ・ルハムルク・ワ・ラフ・ルハムド ワ・フワ・アラー・クワリ・シャイン・カディール ラー・イラーハ・イッラッラッラーフ・ワフダフ サダカ・ワアダフ・ワ・ナサラ・アブダフ・ワ・アッザ・ジュンダフ・ワ・ハザマ・ルハフザバ・ワフダフ ラー・イラーハ・イッラッラッラーフ・ワ・ナアブド・イッラー・イーヤフ・ムフリスィーナ・ラフッラディーン ワ・ラウ・

カリハリルロカイファイルン

(Z) タルビヤ

ラッバイカ アッラーフンマ・ラッバイカ ラッバイカ ラー・シャリーカ・ラカ・ラッバイカ イン  
ナリルロハムダ・ワンロニアマタ・ラカ・ワリルロムルク・ラー・シャリーカ・ラカ

五八〇 イスラームの採用するヒジュラ暦は太陰暦であり、閏を用いない。そしてその一年は三百五十四日か三百五十五日である(三十年の周期のうち十一年が三百五十四日でその余が三百五十五日である)。したがってこれはキリスト教の採用するグレゴリオ太陽暦の一年より約十一日短い。

ヒジュラ暦の一年はムハッラム月の一日から始まるが、聖なる預言者の誕生日ラビークンラウルク・アウワル月の十二日は一般にそれから七十一日目にあたる。その後百六十六日目に断食月であるラマダーン月が始まる(この月は二十九日の場合と三十日の場合がある)。その九十八日後に犠牲祭がやってくる。これは巡礼あけの祭日で、ズリルロヒッジャ月の十日にあたる。以下の表に示した日々と実際に新月がみられる日との間には一日の誤差がありうる。各々の地域の人々にとっては、実際に新月を見ることが祭日の正確な日々を決定する唯一の手段なのである。

第十五章 ムスリムの日常生活

| ヒジュラ暦 | ムハッラム月<br>1日 | 預言者誕生日       | ラマダーン月<br>1日 | ズール=ヒッ<br>ジャ月10日 |
|-------|--------------|--------------|--------------|------------------|
| 1388  | 1968. 3. 31  | 1968. 6. 10  | 1968. 11. 23 | 1969. 3. 1       |
| 1389  | 1969. 3. 20  | 1969. 5. 30  | 1969. 11. 12 | 1970. 2. 18      |
| 1390  | 1970. 3. 9   | 1970. 5. 19  | 1970. 11. 1  | 1971. 2. 8       |
| 1391  | 1971. 2. 27  | 1971. 5. 9   | 1971. 10. 22 | 1972. 1. 28      |
| 1392  | 1972. 2. 16  | 1972. 4. 27  | 1972. 10. 10 | 1973. 1. 16      |
| 1393  | 1973. 2. 4   | 1973. 4. 16  | 1973. 9. 29  | 1974. 1. 5       |
| 1394  | 1974. 1. 25  | 1974. 4. 6   | 1974. 9. 19  | 1974. 12. 26     |
| 1395  | 1975. 1. 14  | 1975. 3. 26  | 1975. 9. 8   | 1975. 12. 15     |
| 1396  | 1976. 1. 3   | 1976. 3. 14  | 1976. 8. 27  | 1976. 12. 3      |
| 1397  | 1976. 12. 23 | 1977. 3. 4   | 1977. 8. 17  | 1977. 11. 23     |
| 1398  | 1977. 12. 12 | 1978. 2. 21  | 1978. 8. 6   | 1978. 11. 12     |
| 1399  | 1978. 12. 2  | 1979. 2. 11  | 1979. 7. 27  | 1979. 11. 2      |
| 1400  | 1979. 11. 21 | 1980. 1. 31  | 1980. 7. 15  | 1980. 10. 21     |
| 1401  | 1980. 11. 9  | 1981. 1. 19  | 1981. 7. 4   | 1981. 10. 10     |
| 1402  | 1981. 10. 30 | 1982. 1. 9   | 1982. 6. 24  | 1982. 9. 30      |
| 1403  | 1982. 10. 19 | 1982. 12. 29 | 1983. 6. 13  | 1983. 9. 19      |
| 1404  | 1983. 10. 8  | 1983. 12. 18 | 1984. 6. 1   | 1984. 9. 7       |
| 1405  | 1984. 9. 27  | 1984. 12. 7  | 1985. 5. 21  | 1985. 8. 28      |
| 1406  | 1985. 9. 16  | 1985. 11. 26 | 1986. 5. 11  | 1986. 8. 17      |
| 1407  | 1986. 9. 6   | 1986. 11. 15 | 1987. 4. 30  | 1987. 8. 6       |
| 1408  | 1987. 8. 26  | 1987. 11. 5  | 1988. 4. 19  | 1988. 7. 26      |
| 1409  | 1988. 8. 14  | 1988. 10. 24 | 1989. 4. 8   | 1989. 7. 15      |
| 1410  | 1989. 8. 4   | 1989. 10. 14 | 1990. 3. 29  | 1990. 7. 5       |
| 1411  | 1990. 7. 24  | 1990. 10. 3  | 1991. 3. 18  | 1991. 6. 24      |
| 1412  | 1991. 7. 13  | 1991. 9. 22  | 1992. 3. 6   | 1992. 6. 12      |
| 1413  | 1992. 7. 2   | 1992. 9. 11  | 1993. 2. 24  | 1993. 6. 2       |
| 1414  | 1993. 6. 21  | 1993. 8. 31  | 1994. 2. 13  | 1994. 5. 22      |
| 1415  | 1994. 6. 10  | 1994. 8. 20  | 1995. 2. 2   | 1995. 5. 11      |
| 1416  | 1995. 5. 31  | 1995. 8. 10  | 1996. 1. 23  | 1996. 4. 30      |
| 1417  | 1996. 5. 19  | 1996. 7. 29  | 1997. 1. 11  | 1997. 4. 19      |
| 1418  | 1997. 5. 9   | 1997. 7. 19  | 1998. 1. 1   | 1998. 4. 9       |
| 1419  | 1998. 4. 28  | 1998. 7. 8   | 1998. 12. 21 | 1999. 3. 29      |
| 1420  | 1999. 4. 17  | 1999. 6. 27  | 1999. 12. 10 | 2000. 3. 17      |

五八一

「日常生活」の章で述べたように、通常ムスリムは毎日五回神に礼拝を捧げなければならない。

(一) 暁の礼拝。黎明がさしそめてから、つまり日の出の約一時間半前から日の出までの間いつでもよい。

(二) 正午の礼拝。緯度によって異なるが太陽が子午線を通過した時点から以後三時間の間に行なう。

(三) 午後の礼拝。正午の礼拝の時間が終わってから日没前までの間に行なう。

(四) 夕べの礼拝。日没後から黄昏の光が消えるまで、つまり日没後約一時間半の間に行なう。

(五) 夜の礼拝。黄昏の光が消えてから黎明がさしそめるまで、つまり暁の礼拝の時間が始まる前までに行なう。

ただし赤道から遠く離れた地域では右に定めた時間ではきわめて不便である。そこで太陽の動きの代りに、計算による時計の時間に従う。そしてすでに述べたように緯度四十五度の地点の時間が、その緯度から極地までの地域すべてに適用される。したがってヨーロッパではポルドーからブカレスト、北アメリカではポートランドからハリファックスを結ぶ線が通常地域の北限となる。これらの諸都市以北の地域はすべてこれらの場所の礼拝時間に従う。南アメリカのアルゼンチン、チリの南緯四十五度以南の地域に関しても同様の操作を行なう。

五八二 以下に南・北緯度四十五度の現地時間での礼拝の時間を表示するが、なお若干の説明を加えておく。

(a) ここでは日の出と日没の時間を表示しておく。正午の礼拝の起点は季節によって異なるが十二

時少し前から十二時半までの時間にあたる。他の二つの礼拝、つまり午後と夜の礼拝の時間は上述の説明に準じて計算される。

(b) 現地時間と標準時間の間には非常な相違がある。事実赤道直下では約十五マイルごとに一分の違いが生ずるのである。極に近づくにしたがって一定距離間の時間の誤差は縮まっていく。アメリカ合衆国、カナダ、ソ連のような大國では、東の境での日の出の時間が、西の境のそれよりも八時間から十時間も早い。

本書の時間表は現地時間であるが、各々の國で用いられている。「標準時間」との調整は、教育ある人々にとっては少しも難かしくないであろう。例えばフランスの時計は、実際の現地時間より一時間進んでいる。したがって時計が十二時を示した時には、実際には現地時間で十一時なのである。毎日の礼拝、または断食の開始、終了時間を定めるにあたっては、この事実を考慮に入れなければならない。

(c) 地球が球体であるため、一日が始まる場所を任意に設ける必要がある。現在では日付変更線はアジアとアメリカの間に定められているが、政治的配慮もあり必ずしも直線にはなっていない。

ところでこの問題はムスリムにとってはいささか重要である。例えばムスリムの旅行者が船か飛行機で日本またはオーストラリア、インドネシアからアメリカへ、またはその逆のコースを旅しているとしよう。アメリカに向っている場合、この人為的な日付変更線上を通過するとそこで二十四時間の相違ができる。土曜日が金曜日になり、その後一定の時間を経てまた土曜日になる。アメリカからアジアにやってくると、同じ時点で丸一日が追加され、金曜日がすぐに土曜日になる。もしも正午以前に上陸、着陸した場合、金曜日の礼拝は到着地の日々に応じてなされ、旅行者が発した國の日々は勘案されない。

(d) 飛行機の速度が増すにつれ、決定を要する新たな諸問題が生じてくる。現在では例えば日の出の直後に西に向けて出発すれば、ある國に日の出前に到着し、途中で太陽が東に沈むのを見ることになる。日没後に出発すると西から太陽が昇ってくるのが見えるのである（このような現象こそ、「古き」世界の終焉の兆であると聖なる預言者がいつているが、そうではないと誰がいうのであるうか）。逆にある國を六時に出発し、三時間後現地時間が九時の代りに十二時であるといった事態も生ずるのである。

(e) 迅速な飛行機による旅行によってもたらされる諸問題の一つに、断食終了時間の問題がある。例えば春の季節にサフル（断食前の食事）を午前四時にとり、日の出（午前六時）の時間に東京からタシュケント経由でチュニスに向ったとする。時速九百キロで八時間飛び、飛行機が着陸したさいには、現地時間は午後二時ではなく、いぜんとして午前六時で、太陽が出たばかりなのである。これは両地点間の日の出の時間の相違が八時間あり、飛行機が西に向って、つまり「太陽の進む方向」に、太陽と同じ速度で飛んだ結果である。

ところで当の旅行者が午後六時まで待った場合、つまりチュニスの日没を待った場合、彼は十四時間ではなく、二十二時間断食することになる。同様にもしも彼がチュニスから東京に向った場合、時間は通常の速度より二倍の速さで過ぎることになる。そして飛行時間六時間後に、つまり彼の腕時計が正午十二時をさす時には太陽はタシュケントの東で沈み、さらに二時間後、つまりチュニスの時間で午後二時に東京に到着すると、東京はすでに夜の十時なのである。

これと同じような現象は、北から南、南から北へ旅行した場合にも生ずる。この場合は時間の差ではなく、季節の差が生ずる。十二月といえはノルウェーやカナダでは極寒の冬の季節であるが、チリやケープ

| 北 半 球 |        | 月 日    | 南 半 球 |        |
|-------|--------|--------|-------|--------|
| 日の出   | 日の没    |        | 日の出   | 日の没    |
| 4. 17 | 19. 50 | 7月1日   | 7. 39 | 16. 29 |
| 4. 21 | 19. 48 | 7月8日   | 7. 37 | 16. 33 |
| 4. 27 | 19. 44 | 7月15日  | 7. 33 | 16. 39 |
| 4. 34 | 19. 38 | 7月22日  | 7. 28 | 16. 45 |
| 4. 46 | 19. 27 | 8月1日   | 7. 17 | 16. 56 |
| 4. 53 | 19. 18 | 8月8日   | 7. 08 | 17. 03 |
| 5. 01 | 19. 07 | 8月15日  | 6. 58 | 17. 12 |
| 5. 09 | 18. 56 | 8月22日  | 6. 46 | 17. 21 |
| 5. 21 | 18. 38 | 9月1日   | 6. 39 | 17. 31 |
| 5. 30 | 18. 25 | 9月8日   | 6. 16 | 17. 40 |
| 5. 38 | 18. 12 | 9月15日  | 6. 03 | 17. 49 |
| 5. 46 | 17. 58 | 9月22日  | 5. 49 | 17. 57 |
| 5. 57 | 17. 41 | 10月1日  | 5. 34 | 18. 07 |
| 6. 06 | 17. 28 | 10月8日  | 5. 21 | 18. 16 |
| 6. 15 | 17. 16 | 10月15日 | 5. 06 | 18. 26 |
| 6. 24 | 17. 04 | 10月22日 | 4. 54 | 18. 35 |
| 6. 38 | 16. 49 | 11月1日  | 4. 39 | 18. 48 |
| 6. 48 | 16. 39 | 11月8日  | 4. 30 | 18. 58 |
| 6. 57 | 16. 32 | 11月15日 | 4. 22 | 19. 07 |
| 7. 07 | 16. 25 | 11月22日 | 4. 15 | 19. 18 |
| 7. 18 | 16. 20 | 12月1日  | 4. 08 | 19. 28 |
| 7. 25 | 16. 18 | 12月8日  | 4. 07 | 19. 37 |
| 7. 31 | 16. 19 | 12月15日 | 4. 08 | 19. 43 |
| 7. 36 | 16. 22 | 12月22日 | 4. 10 | 19. 47 |

五八四 本書の中で引用した著作の著者に関してごく短かな解説を付したとしても、それだけで一冊の書物が必要であろう。一々の人物については一般に『エンサイクロペディア・オブ・イスラーム』を参照することができるが、その場合すべての項目が充分に客観的であるとはいえない。またここではキリスト教暦の年度を用いた。以下の人物は、特に指示のないかぎり、すべてムスリムである。また編集の都合上順序はアルファベット順を採用した。

アブー・ダーウード（八八八年没）ハディースの主要な編纂者の一人。『アッリスナン』の著者

アブー・ハニーフ（七六七年没）ハナフィー法学派の創立者。世界のほとんど八十パーセントのムスリムがこの学派に従っている。

アブー・ウバイド（八三八年没）有名なハディースの編纂者。イスラームの財政学の書、『アルリアムワール』の著者。

アブー・ヤアラ・アルハッラーウ（一〇六五年没）ハンバリー派の法学者。政治学の書、『アル・アフカームッリスルターニーヤ』の著者。

アルカマ・アンリナハーイー（六八一年没）偉大な法学者。預言者の教友、イブン・マスウードの弟子。アルハウザイー（七七三年没）偉大な法学者。父親はシンド（現在のパキスタン）出身。一時彼の法学派は、イスラーム世界で多くの信奉者をもった。

アヴィセンナ（一〇三七年没）アラブ名はイブン・シーナー。偉大な自然科学者、哲学者で、彼の著作は現在でも大学で教えられる。

アルハラーズリー（八九二年没）偉大な歴史学者、伝記作者。著書の『フトゥーフイルルッブルダーン』

タウンでは酷暑の夏である。そのような飛行旅行を行なう場合には、出発地の時間に従うべきであり、常に変化する通過地の現地時間によるべきではないというのが常識の認めるところである。これは断食と同様礼拝にも通用する。

| 北 半 球 |        | 南 半 球 |              |
|-------|--------|-------|--------------|
| 日の出   | 日の没    | 月の日   | 日の出 日の没      |
| 7. 39 | 16. 28 | 1月1日  | 4. 17 19. 50 |
| 7. 38 | 16. 35 | 1月8日  | 4. 23 19. 49 |
| 7. 36 | 16. 43 | 1月15日 | 4. 31 19. 46 |
| 7. 31 | 16. 52 | 1月22日 | 4. 41 19. 43 |
| 7. 22 | 17. 06 | 2月1日  | 4. 52 19. 31 |
| 7. 13 | 17. 16 | 2月8日  | 5. 05 19. 22 |
| 7. 03 | 17. 26 | 2月15日 | 5. 16 19. 13 |
| 6. 52 | 17. 36 | 2月22日 | 5. 26 19. 10 |
| 6. 39 | 17. 47 | 3月1日  | 5. 37 18. 47 |
| 6. 26 | 17. 56 | 3月8日  | 5. 46 18. 35 |
| 6. 13 | 18. 06 | 3月15日 | 5. 55 18. 22 |
| 6. 00 | 18. 15 | 3月22日 | 6. 04 18. 10 |
| 5. 42 | 18. 27 | 4月1日  | 6. 18 17. 50 |
| 5. 29 | 18. 31 | 4月8日  | 6. 26 17. 36 |
| 5. 16 | 18. 45 | 4月15日 | 6. 34 17. 26 |
| 5. 04 | 18. 54 | 4月22日 | 6. 44 17. 13 |
| 4. 50 | 19. 05 | 5月1日  | 6. 54 16. 59 |
| 4. 40 | 19. 14 | 5月8日  | 7. 02 16. 49 |
| 4. 31 | 19. 22 | 5月15日 | 7. 10 16. 42 |
| 4. 24 | 19. 29 | 5月22日 | 7. 18 16. 35 |
| 4. 17 | 19. 39 | 6月1日  | 7. 28 16. 28 |
| 4. 14 | 19. 44 | 6月8日  | 7. 32 16. 24 |
| 4. 12 | 19. 48 | 6月15日 | 7. 37 16. 24 |
| 4. 13 | 19. 50 | 6月22日 | 7. 39 16. 25 |

には英語、ドイツ語、ウルドゥー語訳がある。他に『アンサーブ・イル・アシュラフ』の著作がある。  
 バイバルス（一二七七年に）バグダードを破壊し、カリフのアル・ムアタシムを殺害したのち、エジプトに進軍するフラグ汗を、アイン・ジャルトで破ったエジプトの支配者。

アル・ビールニー（一〇四八年没）多才な学者でその科学、歴史、社会学に関する著作は記念碑的なもの。

ブーザーもしくはブツァー（一五五一年没）著名なドイツの神学者。キリスト教内にプロテスタント教会を設立した創立者たちの一人。

アル・ブ・ハリー（八七〇年没）もっとも真摯性の高いハディースの編纂者。『アッリサヒーフ』その他の著作の著者。

アッリダミーリー（一四〇五年没）有名な動物学者で『ハヤト・ルル・ハヤワーン』の著者。

アッリダリーミー（八六九年没）ハディースの主要な編纂者の一人で、『アッリスナン』の著者。

アッリザハビー（一三三二年没）偉大な歴史学者、伝記作者。

アッリディフラウイー、ワリーユッラー・アフマド（一七六二年没）伝承学、スーフィズムに通じた著名な学者。インド・パキスタンのムスリムの間でルネッサンスの父と仰がれている。

アッリディナーワリー（八九五年没）多才な学者で、最大のムスリム植物学者。

アル・フアラビー（九五〇年没）独創的な大哲学者。

アル・ガザリー（一一一一年没）偉大な神学者、スーフィーである。その明晰さは、いかなる種類の哲学がイスラームならびに理性と相容れるものかを明らかにした。

ハンマード(七三七年没) 大法学者。アブー・ハニーフの師。

ハンマード・イブン・ムナッビフ(七一九年没) 初期のハディース編纂者。預言者の教友、アブー・フライラの弟子。

イブン・アブドゥルハカム(八七二年没) 歴史学と伝承学に精通した学者。『フトゥーフ・ミスル』の著者。

イブン・ファドラーン 九二二年に大使兼宣教師としてロシアに派遣され、ブルガル(現在のカザン)の王を改宗させた。彼の旅行記が残されている。

イブン・フィルナス(九二一年没) 空飛ぶ機械を発明し、星ばかりでなく雲や稲妻の姿を写し出すプラネタリウムを作った特異の才能の持主。偉大な音楽家でもある。

イブヌルハイサム(一〇三九年没) 有名な科学者で、特にその光学上の著作が高く評価されている。

イブン・ハジャル・アルアスカラーニー(一四四九年没) 著名な伝承学者、伝記作者。

イブン・ハンバル(八五五年没) ハンバリー法学派の創始者。アッリシャーフイイーの弟子で、同時に主要なハディース編纂者の一人に数えられる。

イブン・ハウカル(九七七年頃没) 有名な地理学者。

イブン・ヒシャーム(八三四年没) 歴史学者。彼の『預言者伝』は、正当にも高い評価をうけている。この著作はA・ギーヨームにより英訳されている。

イブヌルカルビー(八一九年没) 歴史学者。特にイスラーム以前の古代アラビアを専門としている。

イブン・ハルドゥーン(一四〇六年没) 社会学者、歴史学者。彼の年代記の『序説』は新たな学問、歴

史哲学を産み出した。

イブン・マījヤ（八八六年没）ハディースの主要な編集者の一人。

イブン・マジード 十五世紀の偉大な航海者。ヴァスコ・ダ・ガマの船隊を導いて、アフリカからインドに航海している。

イブヌルリムカッファア（七五六年没）異教徒であるが、行政能力に秀でた文人。「カリラ・ワ・ディムナ」その他のベルシャ語の作品を、アラビア語訳している。

イブヌリナフィース（二二八八年没）ダマスカスで医学を学ぶ。アヴィセンナの解剖学に付した彼の註釈は、血液の循環系を正確に伝えている。この点で彼は、ガレノスとアヴィセンナの意見を否定している。

イブン・ルシュド（一一九八年没）偉大な法学者、哲学者、科学者。

イブン・サアド（八四四年没）初期の歴史学者。歴大な伝記的事典の著者である。

イブン・シーナー アヴィセンナの項を見よ。

イブラーヒーム・アンリナハーイー（七二三年没）大法学者

アルリドリーシー（一一六四年没）彼の地理書と世界地図は、当時の驚異の一つである。

アルリヤード（一一四九年没）有名なハディースの編纂者、歴史学者。

ジャービル・イブン・ハイヤーン（七六六年頃没）もともと初期の科学、哲学者たちの一人。

ジャアファル・アッリサーディク（七六五年没）偉大な法学者、スーフィー。

アルリジャーヒズ（八六八年没）多才な学者、文人。

アル・キンディ（九〇〇年頃没）独創的な科学者、哲学者。

ルター（一五四六年没）プロテスタント教会の設立者。彼は同時にアラビア語に精通していた。

マリク（七九五年没）マリキー法学派の創立者。『アル・ムワッタウ』の著者。

マアマル・イブン・ラシード（七七〇年没）初期のハディース編纂者の一人。『アル・ジャミウ』の著者。

アル・マアムーン（八三三年没）バグダードのアッバース朝カリフ。学芸の擁護者。

アル・マスウーディー（九五六年没）歴史学者。多くの著作の著者。

アル・マワルディー（一〇五八年没）政治家、法学者、政治学者。その著書『アル・アフカームッリ  
スルターニヤ』には英訳もある。

メランクトン（一五六〇年没）ドイツ人。プロテスタントイスマの創始者たちの一人。

ミスカウィヒ（一〇三〇年没）歴史学者、社会学者。

ムスアブ・アッリズバイリー（八五〇年没）初期の歴史学者。『ナサブ・クラインシュ』の著者。

ムスリム（八七五年没）最良のハディースの編纂者の一人。『アッハサヒフ』の著者。

アン・ナサイー（九一五年没）ハディースの主要な編纂者の一人。『アッリスナン』の著者。

アル・カズウィーニー（二二八三年没）有名な科学者、歴史学者。

ラシードッディーン・ハーン（一三一八年没）有名な世界史の著者。

アッラージ（九二五年没）哲学者。同時に名声をさせた医師。

サイド・アル・アンダルーシー（一〇七〇年没）有名な社会学者、歴史学者。

サラ・フッリディーン（一一九三年没）エジプト・シリアの支配者。十字軍時代にヨーロッパの連合軍と戦い成果をおさめている。同時に敬虔な支配者として知られる。

アッハサラフシー（一〇九〇年没）偉大な法学者。その著書『アル・マブスート』は印刷されて三十巻に及ぶ。

アッハシャーフイー（八二〇年没）シャーフイー法学派の創学者。『アル・ウナム』、『アッハリサーラ』の著書がある。特に後者は抽象的な意味における法学に関する、世界で初めての著作といえる。ちなみにこの書には英訳がある。

アッハタバリ（九三三年没）多才な学者。彼のクルアーン、法学、歴史に関する諸著作は、驚異的な博学をしのばせる。

タージュッハシャリーア・ウマル・イブン・サドルッハシャリーアト・ハッラウワル 彼は一二九五年に『ニハヤー・ハシヤト・ハッラヒダヤー』を編んでいる。これは『アル・ヒダヤー』の註釈書であるが現在でもハナフイー派のムスリム法教育機関で利用されている。

アッハティルミズイー（八八八年没）ハディースの主要な編纂者の一人。『アル・ジャミウ』の著者。ウマル一世（イブヌル・ハッターブ）（六四四年没）初代カリフ、アブー・バクルの後を継ぎ、偉大な征服をなした。同時にもっとも敬虔で公正な支配者の一人であった。

ウマル二世（イブン・アブドッラヒ・アジーズ）（七二〇年没）ウマイヤ朝のきわめて敬虔なカリフ。

ウマル・ハッラフ・ハッラフ（一一三一年没）多才な学者。天文学者であると同時に文人。

サイド・イブン・アリー（七三八年没）ザイディー法学派の創始者。もっとも初期の著作家の一人で、

彼の法学、クルアーン、ハディースに関する著作は今日まで伝えられている。  
ズバイル・イブン・ハッカール ムスアブ・アッロズバイルの甥で、博識な系譜学者。

155

383

訳者略歴

黒田美代子

慶応義塾大学文学部仏文学科卒。

カイロ、アズハル大学ディラーサ・ハッサ

修了。

論文「イスラームの女性観」「イスラームへの  
の回帰」「パレスティナ人難民化の過程」「イ  
スラーム世界とリサイクル」その他。

イスラーム概説

一九八三年七月二〇日 初版第一刷発行

著者 ハミードツリーラー

訳者 黒田美代子

発行所 イスラミック

センター・ジャパン

東京都世田谷区大原一六六―十一  
電話・〇二―四六〇―六二六九(代)

振替・東京五―六七九七―

印刷 株式会社 千友

製本

© 1983 Printed in Japan  
落し、乱丁本はお取替を致します

ISBN4-900122-02-5 C0014 Y1800E

ム文化センターの要請により、フランスの読者のために書かれた入門書である。著者のハミッド・シラーは、イスラーム諸学、とりわけ法学に精通したムスリムである。本書で読者は、タウヒード、一化の教えであるイスラームの思想が、具体的にウンマ、共同体の宗教としていかに社会的、文化的に機能し、信徒たちによっていかに実践、維持されているかを簡明に知ることができるであろう。発刊後多くの読者に受け入れられて版を重ね、多くの言語に翻訳されている本書の紹介は、イスラームとその実践の実体について、総合的な視野をうるために、時宜をえたものと思われる。訳業は四年前に完了しており、諸般の事情のため刊行が大巾に遅れたが、現在でもなおイスラーム理解のための基礎的な著作として重要性は失なわれていないであろう。

一九八三年七月

黒田美代子

訳者あとがき

ここ数年來のわが国におけるイスラームへの関心の高まりについては、特に記すまでもない。オイル・ショックの危機が過去のものとなった現在、当時ほどではないにしても、新聞、雑誌等に紹介されるイスラーム、もしくはイスラーム世界の関連記事は以前と比較して圧倒的に数多い。しかしイスラームとは何か、という根本的な問題について読みやすく説明した著作は意外に少ない。イスラームという教え、イスラーム世界と縁遠いわれわれにとって、このような状況は対象の真の理解を妨げる要因以外のなものでもない。

困難は、イスラームそのものの包括性にあるといえよう。生活をとりまく諸価値が極端に異化、細分化される傾向にあるわれわれの、局部的な判断を集積してみても、イスラームという総合的な価値体系は容易に把握しえない。生活のあらゆる局面を統合的に把握するイスラームは、むしろ細部の異化そのものを拒否しているのであり、したがって例えばイスラームの宗教儀礼、神学等々一部分に微細な検討を加えても、結局理解することはできない。イスラームの統合的な世界観は、事態を総合的に把握しようと努める姿勢なしにはついに把握しえないのである。

イスラームの統合的な特質という本質的な性格に加えて、この教えの真の理解を妨げている要因としては、ムスリム側の怠惰もあげられる。各論をめぐる小冊子のみを翻訳、出版したところでその全体像は、つまりこの教えのもっとも肝要な部分は、理解されえないのである。

上述の欠如を補うために、最初の試みとなされたのが本書の翻訳である。本書は元來バリのイスラ

アル・キンディー（九〇〇年頃没）独創的な科学者、哲学者。

ルター（一五四六年没）プロテスタント教会の設立者。彼は同時にアラビア語に精通していた。

マリク（七九五年没）マリーキー法学派の創立者。『アル・ムワッタウ』の著者。

マアマル・イブン・ラシード（七七〇年没）初期のハディース編纂者の一人。『アル・ジャミウ』の著者。

アル・マアムーン（八三三年没）バグダードのアッバース朝カリフ。学芸の擁護者。

アル・マスウーディー（九五六年没）歴史学者。多くの著作の著者。

アル・マワウルディー（一〇五八年没）政治家、法学者、政治学者。その著書『アル・アフカームッ  
スルターニーヤ』には英訳もある。

メランクトン（一五六〇年没）ドイツ人。プロテスタンティズムの創始者たちの一人。

ミスカワイヒ（一〇三〇年没）歴史学者、社会学者。

ムスアブ・アッ・ズバイリー（八五〇年没）初期の歴史学者。『ナサブ・クライシュ』の著者。

ムスリム（八七五年没）最良のハディースの編纂者の一人。『アッ・サヒーフ』の著者。

アン・ナサイー（九一五年没）ハディースの主要な編纂者の一人。『アッ・リスナン』の著者。

アル・カズウィーニー（一二八三年没）有名な科学者、歴史学者。

ラシードッディーン・ハーン（一二三八年没）有名な世界史の著者。

アッ・ラージー（九二五年没）哲学者。同時に名声をはせた医師。

サイイド・アル・アンダルーシー（一〇七〇年没）有名な社会学者。歴史学者。

史哲学を産み出した。

イブン・マージャ（八八六年没）ハディースの主要な編纂者の一人。

イブン・マジード 十五世紀の偉大な航海者。ヴァスコ・ダ・ガマの船隊を導いて、アフリカからインドに航海している。

イブン・ルムカッファア（七五六年没）異教徒であるが、行政能力に秀でた文人。『カリラ・ワ・ディムナ』その他のベルシャ語の作品を、アラビア語訳している。

イブン・ナフィース（二八八年没）ダマスカスで医学を学ぶ。アヴィセンナの解剖学に付した彼の註釈は、血液の循環系を正確に伝えている。この点で彼は、ガレノスとアヴィセンナの意見を否定している。

イブン・ルシュド（一九八年没）偉大な法学者、哲学者、科学者。

イブン・サアド（八四四年没）初期の歴史学者。麗大な伝記的事典の著者である。

イブン・シーナー アヴィセンナの項を見よ。

イブラーヒム・アン・ナハーイー（七二三年没）大法学者

アル・イドリースー（一六四年没）彼の地理書と世界地図は、当時の驚異の一つである。

アル・イヤード（二四九年没）有名なハディースの編纂者、歴史学者。

ジャービル・イブン・ハイヤーン（七六六年頃没）もっとも初期の科学、哲学者たちの一人。

ジャアファル・アッ・サーディク（七六五年没）偉大な法学者、スーフィー。

アル・ジャーヒズ（八六八年没）多才な学者、文人。

彼の法学、クルアーン、ハディースに関する著作は今日まで伝えられている。  
ズバイル・イブン・ハッカルム ムスアブ・アッリスバイルの甥で、博識な系譜学者。

サラーフツリディーン（一二九三年没）エジプト・シリアの支配者。十字軍時代にヨーロッパの連合軍と戦い成果をおさめている。同時に敬虔な支配者として知られる。

アッリサラフシー（二〇九〇年没）偉大な法学者。その著書『アルリマフスート』は印刷されて三十巻に及ぶ。

アッリシャーフィイー（八二〇年没）シャーフィイー法学派の創始者。『アルリウンム』、『アッリリサーラ』の著書がある。特に後者は抽象的な意味における法学に関する、世界で初めての著作といえる。ちなみにこの書には英訳がある。

アッリタバリ（九二三年没）多才な学者。彼のクルアーン、法学、歴史に関する諸著作は、驚異的な博学をしのばせる。

タージュッリシャリーア・ウマル・イブン・サドルッリシャリーアトリルリアウワル 彼は一二九五年に『ニハーヤ・ハシヤトリルヒグーヤ』を編んでいる。これは『アルリヒグーヤ』の註釈書であるが現在でもハナフィー派のムスリム法教育機関で利用されている。

アッリティルミズイー（八八八年没）ハディースの主要な編纂者の一人。『アルリジャミウ』の著者。ウマル一世（イブヌルリハッターブ）（六四四年没）初代カリフ、アブー・バクルの後を継ぎ、偉大な征服をなした。同時にもっとも敬虔で公正な支配者の一人であった。

ウマル二世（イブン・アブドッリリアジズ）（七二〇年没）ウマイヤ朝のきわめて敬虔なカリフ。

ウマルリルリハイヤーム（一一三一年没）多才な学者。天文学者であると同時に文人。

ザイド・イブン・アリー（七三八年没）ザイディー法学派の創始者。もっとも初期の著作家の一人で、

# 訳者あとがき

ここ数年来のわが国におけるイスラームへの関心の高まりについては、特に記すまでもない。オイル・ショックの危機が過去のものとなった現在、当時ほどではないにしても、新聞、雑誌等に紹介されるイスラーム、もしくはイスラーム世界の関連記事は以前と比較して圧倒的に数多い。しかしイスラームとは何か、という根本的な問題について読みやすく説明した著作は意外に少ない。イスラームという教え、イスラーム世界と縁遠いわれわれにとって、このような状況は対象の真の理解を妨げる要因以外のなものでもない。

困難は、イスラームそのものの包括性にあるといえよう。生活をとりまく諸価値が極端に異化、細分化される傾向にあるわれわれの、局部的な判断を累積してみても、イスラームという総合的な価値体系は容易に把握しえない。生活のあらゆる局面を統合的に把握するイスラームは、むしろ細部の異化そのものを拒否しているのであり、したがって例えばイスラームの宗教儀礼、神学等々一部分に微細な検討を加えても、結局理解することはできない。イスラームの統合的な世界観は、事態を総合的に把握しようと努める姿勢なしにはついに把握できないのである。

イスラームの統合的な特質という本質的な性格に加えて、この教えの真の理解を妨げている要因としては、ムスリム側の怠惰もあげられる。各論をめぐる小冊子のみを翻訳、出版したところでその全体像は、つまりこの教えのもっとも肝要な部分は、理解されえないのである。

上述の欠如を補うために、最初の試みとしてなされたのが本書の翻訳である。本書は元来バリのイスラーム

ム文化センターの要請により、フランスの読者のために書かれた入門書である。著者のハミード・リラーは、イスラーム諸学、とりわけ法学に精通したムスリムである。本書で読者は、タウヒード、一化の教えであるイスラームの思想が、具体的にウンマ、共同体の宗教としていかに社会的、文化的に機能し、信徒たちによっていかに実践、維持されているかを簡明に知ることができるであろう。発刊後多くの読者に受け入れられて版を重ね、多くの言語に翻訳されている本書の紹介は、イスラームとその実践の実体について、総合的な視野をうるために、時宜をえたものと思われる。訳業は四年前に完了しており、諸般の事情のため刊行が大巾に遅れたが、現在でもなおイスラーム理解のための基礎的な著作として重要性は失なわれていないであろう。

一九八三年七月

黒田美代子